

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2026年7月27日
【事業年度】 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
【会社名】 トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
(Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V.)
【代表者の役職氏名】 取締役社長
(Managing Director)
野 田 一 夫
(Kazuo Noda)
【本店の所在の場所】 オランダ王国 1077 XV アムステルダム市
ザイドプライン 218、ワールド・トレード・センター・
アムステルダム タワー・ワン レベル26
(World Trade Center Amsterdam, Tower One, Level 26
Zuidplein 218, 1077 XV Amsterdam, The Netherlands)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生
弁護士 黒 田 康 之
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03-6775-1000
【事務連絡者氏名】 弁護士 西 村 綱 木
弁護士 越 智 亮 太
【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03-6775-1482
03-6775-1822
【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」は欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合の加盟国の統一通貨を、「円」は日本国の法定通貨を指すものとする。本書において、別段の記載がある場合を除き、便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ＝185.64円の換算率（2026年7月1日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により計算されている。
- (注2) 本書において、文脈上別段の記載又は解釈がなされる場合を除き、「当社」又は「TMF」はトヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビービーを、「トヨタ自動車」はトヨタ自動車株式会社を、「TFS」又は「親会社」はトヨタファイナンシャルサービス株式会社を指す。
- (注3) 当社の事業年度は、4月1日に開始し翌年の3月31日に終了する。特定の「事業年度」に言及する場合、当該年度の3月31日に終了する事業年度を指す。例えば、「2026年度」は2025年4月1日に開始し2026年3月31日に終了する事業年度を指す。
- (注4) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

オランダにおける会社設立の方法

オランダ法の下に設立された会社はその所在地をオランダ国内に置く必要がある。オランダ法においては、会社の国籍決定につき設立地主義を採用しており、会社がその主たる事業を国外で行うことによってその国籍を失うことはない。

オランダの会社のうち、株式資本をもち、かつ法人格を有する会社は、有限責任株式公開会社（Naamloze Vennootschap）又は有限責任株式非公開会社（Besloten Vennootschap met beperkte aansprakelijkheid若しくはB.V.）のいずれかの形態をとる。この二つの会社形態はその性質及び構造が非常に類似している。当社はB.V.であるため、本概要の残りの部分ではB.V.のみに関するオランダ会社法について述べるものとする。

B.V.は記名株式のみを発行することができ、無記名式の株式を発行することはできない。また、B.V.は、記名株券（aandelenbewijzen）を発行することができず、代わりに各株主の氏名、住所及び各株式に対する払込金額が記録された株主名簿を管理する。例外が適用されない限り、B.V.は年次計算書類を公表する義務がある。

B.V.は、原則として、「大会社制（Large Company Regime）」が適用されない限り、執行取締役会による経営構造になっている。「大会社制」の場合、監督取締役会という追加的機関が、法により義務付けられている（ただし、会社が「一層型取締役会」を有する場合はこの限りではない。詳細については、下記を参照のこと。）。その他の場合においては、B.V.は監督取締役会という追加的機関の設置を選択することができる。いくつかのB.V.は、その選択又は「大会社制」の適用のいずれかにより、監督取締役会（raad van commissarissen）及び執行取締役会（bestuur）により構成される二層型取締役会制度を有している。

監督取締役会は自然人のみで構成されるが、執行取締役会は自然人、法人のいずれも構成員となることができる。監督取締役会は、定款又は法律によりその他の権限が付与されている場合を除き、監督・助言機能を有する。しかし、執行機能を有することはできない。特定の状況においては、（執行取締役会の）取締役1名が就くことのできる非執行役員としての役職の数には法定の制限が課されている。

「大会社制」が適用されない場合（及び「大会社制」が当社に適用されない場合）、定款において、執行取締役会のみを設置するかどうかを株主が自由に決められる旨を定めることができる。すべての株式が1人の株主に所有されている場合には、このような形態をとるのが通例である。

この他にも、取締役会の義務が1名以上の執行取締役及び1名以上の非執行取締役の間で割り当てられる旨を定款において規定することにより、B.V.は執行取締役及び非執行取締役の両者により構成される「一層型取締役会」を有することができる（この規定は、直近では2025年12月2日に修正されたTMFの定款（以下「TMFの定款」という。）に従い、現在当社には適用されていない。）。自然人のみを非執行取締役に任命することができる。義務及び任務の割当ての詳細については、定款において、又は、例えば、一連の取締役会規則を採用することにより、定款に従い規定することができる。義務及び任務の内部的な割当てにかかわらず、原則として、非執行取締役及び執行取締役の両者は、B.V.の一般的な業務及び事業に関して、引き続き共同で責任を負う。これは「二層型取締役会」制度における監督取締役とは異なる点である。「二層型取締役会」においては、執行取締役会から切り離された機関である監督取締役は、原則として執行取締役会の監督についてのみ責任を負っている。

B.V.は（とりわけ）定款（Statuten）を含む設立の公正証書（Akte van Oprichting）を作成することにより設立される。

設立及びオランダの商業登記簿への登録によって、B.V.は法人となる。

B.V.は、オランダ民法典第2編に含まれるオランダ会社法及び定款の規定に従って解釈される。オランダ会社法は定款と付属定款との間に区別を設けていない。定款は法律の強行規定に反してはならない。

オランダ会社法は、定款中において少なくとも以下の項目を記載していなければならないとされる。

- () 名称
- () 所在地
- () 会社の目的
- () 授権株式資本（ただし、定款により授権株式資本がある旨が定められている場合に限る。）並びに株式の数、種類（定款により複数の株式の種類がある旨が定められている場合。）及び額面金額
- () 執行取締役会の構成員（及び監督取締役会が代理を務める場合はその構成員）が不在か又はその義務の履行を妨げられた場合の規定

B.V.の登記上の所在地はオランダ国内でなくてはならない。定款には登記上の所在地のある地方自治体の名称を記載すれば足りる。これは必ずしも主に業務の行われる場所と同じである必要はない。法に従って、すべてのB.V.は商業登記簿に法定事項を届け出る必要がある。B.V.の商業登記簿ナンバーは、外部に向けたすべての手紙、注文書、請求書、申込書及びその他の告知（広告を除く。）の中に示されなければならない。さらに、B.V.の登記上の所在地及び正式名称は、B.V.の定期刊行物並びにB.V.のすべての他の発行物（電報及び広告を除く。）の中に示されなければならない。

B.V.の目的はB.V.の主たる事業の簡潔な記述で足りる。目的の項は、株主総会の決議を受けて作成された公正証書に従い、定款の変更によって変更することができる。B.V.が当該目的の実現に資する行為を行わない場合には、B.V.(又は破産管財人)は、他の当事者が当該取引は会社の目的とは異なるものであるということを現に知っていたこと又はかかる他の当事者が認識すべきであったことを証明した場合に取引を無効とする越権行為の原則(*ultra vires doctrine*)を主張できるにすぎない。しかし、契約の他の当事者は、たとえB.V.の悪意を証明できた場合でもかかる原則を主張することはできない。したがって、彼らにかかる取引がB.V.の目的の範囲内にあるかどうかにかかわらず取引に拘束される。

B.V.は期限の定めなく存続する。

株式資本

株式資本と負債の比率については、法令上の規定はない。定款はこの比率を定めないのである。B.V.の定款において、定款を修正することなく発行できる株式数の制限を定める授權資本(*maatschappelijk kapitaal*)の額を規定する必要はない。それにもかかわらず、授權資本の額が定款に記載される可能性がある。この場合、発行済資本は、定款及び法律の所定の手続によれば、授權資本の限度を超えて増加させることができる。法は授權資本について金額上の制限は特に設けていない。

株式の各発行に関して定められた条件として、()払込みの繰延べ、()株式の額面金額以外の通貨建てでの払込み及び()現物出資を定めることができる。株式が公募される場合、これらの条件は目論見書に記載される。株主は、未払いの残額に対して責任があるが、その額を超えて責任を負担しない。

株式は額面株式でなくてはならない。定款は異なる額面の株式を定めることができる。無額面株式は認められない。株式はその額面金額を下回っては発行できないが、額面金額を超えて発行することができる。株式資本及び各株式の額面金額はユーロ(又は2002年1月1日のユーロの導入後、定款が変更されていない場合にはオランダ・ギルダー)又は外貨建てで表示することができる。B.V.の株式については、一定の期間又はB.V.がかかる支払を要求しない限りは、額面金額の全部又は一部が全額払込済みである必要はないと決定することが可能である。

資本増加

定款により授權資本の額が定められている場合、授權資本は、株主総会の決議を受けて作成された公正証書に従って、定款の変更により増加させることができる。

発行済株式資本は、発行の公正証書に従い、株式の発行によって増加させることができる。株式の発行を決議するための権限が、取締役会の権限内又は株主総会の権限内のいずれにあるかは、定款により定められる。発行済株式資本は、定款が授權資本を規定している場合には、授權資本を超えることはできない。原則として、B.V.の既存の株主は、定款に別段の定めのない限り新規発行株式に関して先買権がある。

資本の減額

定款に別段の定めのない限り、執行取締役会は、B.V.による（全額払込済みの）自己株式の取得を、（ ）いつでも対価なしで、又は（ ）自己株式の取得価格を差し引いたB.V.の純資産が法律又は定款に従って保持しなければならない準備金を上回る限り、決議することができる。B.V.がかかる取得の後にB.V.の債権者に対する支払ができなくなった場合、B.V.がかかる取得の後にB.V.の債権者に対する支払ができなくなることを執行取締役会の構成員が知っていた場合又はそれを合理的に知ることができた場合には、執行取締役会の構成員がかかる取得により発生する不足額（及び取得日以降の法定利息相当額）につき責任を負う可能性がある。B.V.がかかる取得の後にB.V.の債権者に対する支払ができなくなることを知っていた又はそれを合理的に知ることができた自己株式の譲渡人は、B.V.に対して、処分された自己株式の取得価格に取得日以降の法定利息を加えた金額を上限として、自己株式の取得に起因する不足額を補償する責任を負う。B.V.又はその子会社以外の主体が少なくとも1株を所有している限り、B.V.が購入することのできる自己株式の金額に法定の上限はない。

株主総会は、（ ）株式の消却又は（ ）定款を変更し株式の額面金額を減額することによりいつでもB.V.の資本を減額することを決議することができる。しかしながら、資本がその払戻しにより減額する場合、かかる決議には執行取締役会の承認を要する。

執行取締役会の構成員は、B.V.が資本の払戻しによる減額の後にB.V.の債権者に対する支払ができなくなった場合に、その責任を負う可能性がある。資本の減額の結果として支払を受け、かつその時点で、B.V.がかかる減額の結果、B.V.の債権者に対する支払がその後できなくなることを知っていた株主もまたその責任を負う可能性があり、又はかかる支払額を返金することになる。

利益分配

定款に別段の定めのない限り、利益の分配は株主総会によって決定することができる。この場合、株主総会は、利益を準備金に組み入れ、その結果として分配される配当金額を決定する権限を有する。利益は、B.V.の純資産が法定準備金及び定款により規定された準備金を上回る限り、株主に対して分配することができる。利益の分配に関する株主総会決議には、執行取締役会の承認を要する。執行取締役会は、B.V.がかかる分配の結果、支払期限が到来した債務の支払ができなくなることを知っている場合又はそれを合理的に知るべき場合には、かかる承認を拒絶しなければならない。執行取締役会の構成員は、（ ）B.V.が利益分配後にB.V.の債権者に対する支払ができなくなった場合、又は（ ）B.V.がかかる分配後にB.V.の債権者に対する支払ができなくなることを知っていた若しくはそれを合理的に知ることができた場合、その責任を負う可能性がある。分配金を受け取ったが、その時点でB.V.がB.V.の債権者に対する支払をその後行うことができないと知っていた株主も、その責任を負う可能性があり、又は受け取った分配金を返金しなければならない可能性がある。

また、定款により、利益の準備金への組入れを行う権限を、執行取締役会又は監督取締役会などの他の機関に付与することができる。

配当は、株主に対しその所有株式の額面金額の比率に応じて支払われる。ただし、定款に別段の定めがある場合、又はすべての株主の同意を得てかかる配当が株主の意に沿わない場合にはこの限りではない。定款により、特定の種類の株式については、会社の利益又は準備金における割当てに対して限定的な権利のみ付与されるか、又は権利が付与されない旨を規定することができる。また、会社は、上記記載の要件及びオランダ民法典の規定に従い、中間配当を行うことができる。

株主及びその権限

普通株式の所持人は、()定款に記載された方法により配当の支払を受け、()株主総会に出席し、審議に参加し、()株主総会において投票する権利を有する。ただし、株主総会に出席し、審議に参加する権利を所持人に対して付与する株式については、(a)その所持人がB.V.の利益及び/若しくは準備金並びに清算剰余の分配を受ける権利は付与されるが、株主総会において投票する権利は付与されないか、又は(b)その所持人が株主総会において投票する権利を付与されるが、B.V.の利益及び/若しくは準備金並びに清算剰余の分配を受ける権利は付与されない旨を、定款により規定することもできる。

オランダ会社法は、オランダの株主と外国の株主とで区別を設けていない。株主は、場合により、法律上の権利を、()個別に、()最低1%の株式保有要件(いずれの株式の種類も含む。)に基づき、()(定款において異なる種類の株式が割り当てられる場合)同じ種類の株式を保有するその他の株主と共に、又は()(株主総会のような)会社の機関として集合的に行使できる。

あらゆる状況の下で、法は株主に他の株主及び会社の機関に対して合理的にかつ公正に行為することを要求する。これは株主がB.V.の利益に留意しなければならないこと又は他の株主に対して義務を負うということの意味しない。しかし、かかる法律の規定は、例えば不誠実を理由に法廷において株主の決定を無効とすることを意図した少数株主の努力に資するものである。発行済資本の最低1%又は10%(場合により、適用のある最低基準に従う。)を表章する株主は(共同して、又は単独で)商工会議所(Ondernemingskamer)の賛助に基づき、事業の管理又は運営にかかる調査を申請することができる。

オランダ法の下では、株式の譲渡に関して、定款の中に譲渡制限の手続について記載する必要はなくなったが、定款において譲渡制限の手続について、引き続き(自主的に)記載することはできる(なお、現在TMFの定款においては、記載されていない。)。また定款により、株式の譲渡を一時的に禁止することもできる。

株主総会は会社の機関である。法により特定の権限を付与されており、多くの場合、当該権限は定款により補足される。法又は定款により会社の他の機関に対して付与されていない権限は、株主総会によって行使される。

しかし、株主総会はB.V.の最高機関ではない。したがって、株主総会は、以下の事項を行うことはできない。

() B.V.の執行機関として行為すること(これは執行取締役会の固有の権能である。)

() 法又は定款が監督取締役会に決定権を授権した場合に、監督取締役会の決定を却下すること。

定款において、株主総会は執行取締役会に対して特定の指示を与える権限を付与されている。執行取締役会は、これらの指示を執行する義務を負う。しかしながら、執行取締役会が、かかる指示がB.V.の利益にかなっていないと考慮したことにより、これらに対して強い反対を示した場合、執行取締役会はかかる指示の実施を拒絶することができる。

「大会社制」が適用される会社は、適用されない場合であれば株主総会が行使することのできる特定の権限（執行取締役会の構成員を指名及び解任する権利、並びに執行取締役会の特定の決議を事前承認する権利を含む。）が法律によって付与された監督取締役会を置いている。したがって、B.V.に「大会社制」の適用がある場合は、株主総会は、法律上、執行取締役会の構成員の指名及び解任に関して決定権を有しない。

株主総会

株主総会は、原則として、定款に定められたオランダ国内の場所においてのみ開催される。株主総会は、定款において規定された場合には、オランダ国外においても招集することができる。

株主総会の招集の通知期間は、定款に別段の定めのない限り、少なくともかかる総会の開催日前の8日間とする。執行取締役会をして株主総会を招集させるために、1名の株主により保有される株式の最少割合は、1%である。

株主総会は、年1回以上開催されなければならない、あるいは（集会権（vergaderrechten）を保有するすべての者の同意を得て）株主総会を開催しなくとも年1回以上決議が行われなければならない。この株主総会は定時株主総会と呼ばれる。その他の株主総会は、臨時株主総会と呼ばれる。株主総会は、通常、執行取締役会又は監督取締役会（適用ある場合）により招集される。

株主総会が適正な方法により招集されない場合、有効な決議はすべての株主及び集会権を保有するその他の者が意思決定に同意し、執行取締役及び監督取締役会の構成員（適用ある場合）に株主総会に対して助言を行う十分な機会が付与された後にのみ採択することができる。議案は、株主総会を招集した者が決定するが、発行済資本の1%以上を保有する株主及び／又は集会権を保有するその他の者（共同であるか単独であるかを問わない。）は、株主総会の30日前までに書面により要請した場合、株主総会の議案を提案する権利を有する。議案にない事項に関する決議は、集会権を保有するすべての者が意思決定の方法に同意した上で採択され、また執行取締役及び監督取締役会の構成員（適用ある場合）に株主総会に対して助言を行う十分な機会が付与された後にのみ有効となる。

実務上、監督取締役会（もしあれば）の議長又は執行取締役会の議長が株主総会の議長となる。議長は議事録の保管及び出席者名簿の作成のために秘書役を指名することができる。

オランダ法は特定の決議の場合を除き、通常、決議の採択のための定足数を規定していない。定款においては、株主総会において特定の議題（例えば定款の変更及びB.V.の解散）を決する場合に出席すべき株式の一定比率以上の定足数を規定している場合がある。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の株式資本

当事業年度末現在、当社の発行済払込株式資本は、1株当たり454ユーロである普通株式（以下「普通株式」という。）2,000株、合計908,000ユーロである。

株式発行

普通株式は、株主総会の決議を受けて作成された公正証書に従って発行することができる。

普通株式を発行するための決議を行う権限を与えられた機関（すなわち、株主総会）は、発行価額及びその他の発行要項を決定する。ただし、普通株式は額面を下回る金額で発行されてはならない。

株主総会

各事業年度において、（ ）少なくとも1回は株主総会、すなわち定時株主総会を開催するか、又は（ ）正式な株主総会以外で、少なくとも1回は決議を採択しなければならない。定時株主総会のほか、臨時株主総会を開催することができる。

株主総会は、TMFの定款に従い、当社の本店が所在する地方自治体又は日本国名古屋において開催することができる。集会権を有する者全員が開催場所について同意し、かつ取締役会が意思決定プロセスに先立って助言の機会を与えられている場合、他の場所で株主総会を開催することもできる。株主総会の通知（議案の内容が記載されるものとする。）は、当該株主総会開催日の8日前までに集会権を有する者の住所に郵便で送付されるものとするが、電子メール又はその他の所定の電子的手段により送付することもできる。株主総会の招集の形式が遵守されていない場合に株主総会にて有効な決議を行うことができるのは、集会権を有する者全員が意思決定プロセスの実施に同意しており、かつ、かかる決議が全会一致で採択され、また取締役会が意思決定プロセスに先立って助言の機会を与えられている場合に限られる。

臨時株主総会は、取締役会が必要と判断したとき、又は当社の発行済株式の100分の1以上を有する株主が、単独で又は共同して、裁判所による授權を得て、開催を要求したときに開催される。

集会権を有する株主、預託証券の所持人、用益権者及び質権者は、本人又はその代理人により、株主総会に出席することができる。株主総会の決議は、一般に、行使された議決権の過半数により採択される。株主総会について定足数の定めはない。

株主総会は、TMFの定款に基づき特定の事項について権限を与えられている。このうちの一部の事項については、既述のとおりである。株主総会は、とりわけ以下の事項について権限を有する。

- （ ）取締役の報酬の決定。
- （ ）当社の年次財務書類の承認及び利益分配の決定。
- （ ）当社の新株発行決議及びその要項の決定。
- （ ）当社の解散又はTMFの定款変更の決議。

定時株主総会の議題は、年次計算書類の承認、当該事業年度における取締役会の構成員の解任、及び株主総会の処分に委ねられている利益分配を含む特定の議題を含んでいなければならない。

議決権

当社の株式資本の各株式には、1議決権が付与されている。オランダ法又はTMFの定款により規定される一定の例外を除き、株主総会の決議は、行使された議決権の過半数によって可決される。

株主総会において、当社又はその子会社により所有される普通株式については、議決権を行使することができない。当社若しくはその子会社（又は当社が普通株式に用益権若しくは質権を付与している場合（適用ある場合）は、用益権者若しくは質権者）のいずれも、自身が所有する普通株式及び自身が用益権及び質権を有する普通株式につき、議決権を行使できない。前述の結果として議決権が付与されていない普通株式については、投票しかつ出席若しくは代理された株主数の決定、又は株主総会で提供され若しくは示された株式資本額の決定にあたって考慮されない。

一定数の普通株式を所有する株主は、普通株式の他の所有者の保有する議決権以外のいかなる議決権も有しない。

配当受領権

オランダ民法典第2編第216条に従い、株主総会は、普通株式についての年間配当金の支払の有無及び利益の分配方法について決議するものとし、年次計算書類の承認により決定された利益の分配を行う権限を有する。年次計算書類の承認前又は遅くとも承認直後に、株主総会が利益分配に関する決議を採択しない場合、利益は留保されるものとする。株主総会は、配当を行う権限を有する。当社が法律により準備金を保持することを義務付けられている場合、かかる権限は、純資産が当該準備金を上回る範囲においてのみ適用される。取締役会の同意がない限り、株主総会における配当決議は、効力を生じないものとする（詳細については、上記「(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度」を参照のこと。）。上記は、中間配当の支払にも適用される。取締役会は、配当後に当社が支払期限の到来した債務の支払を継続できなくなることを知っている場合又は合理的に予見すべき場合にのみ、かかる同意を留保することができる。

株式の形式及び譲渡

普通株式は、無記名式ではなく、記名式株式であるものとする。

オランダ民法典2:195条の規定にかかわらず、1株以上の株式の譲渡は、いかなる制限をも受けない。

取締役会

取締役会は、当社の業務及び経営について責任を負っている。取締役会は、2名以上の取締役により構成され、常に2種類の取締役（取締役社長及び取締役（株主代表））からそれぞれ1名が含まれている。取締役会のすべての構成員は株主総会により選任及び解任される。TMFの定款には取締役の任期にかかる定めはない。取締役の報酬は、株主総会により決定される。

株主総会によって任命された取締役会議長が取締役会の議長を務める。TMFの定款には取締役会の正式な会合の数、定足数又は決議手続についての定めはない。ただし、取締役会の決議は多数決並びに少なくとも取締役社長及び取締役（株主代表）各1名の承認をもって採択される。

なお、当社において監督取締役会は設置されていない。

会計

当社の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までである。

取締役会は、株主の閲覧のために、毎事業年度末から5ヶ月以内に、年次計算書類を作成し、当社の事務所に提出するものとする。ただし、特別な事態に応じて、かかる期間が株主総会により最長5ヶ月延長された場合を除く。また、取締役会は、同期間内に取締役会報告書を作成するものとする。

2 【外国為替管理制度】

現在、オランダ国内で効力を有する法令上の規定又はTMFの定款上の規定の中に、オランダの居住者でないことを理由に当社株主への送金を制限するものはない。当社の株式に関するユーロによる現金配当は適法にオランダから送金でき、いかなる交換可能通貨にも交換することができる。

3 【課税上の取扱い】

以下は、当社により発行される社債（以下「本社債」という。）の取得、所有及び処分に関する一定のオランダにおける課税上の取扱いの概要である。この概要は、特別な課税上の取扱いを受ける可能性がある本社債の所有者（取得予定者）（以下「本社債権者」という。）による本社債の取得、所有及び処分に関連するオランダの税制のすべての側面の包括的又は完全な概観を示すことを目的としたものではない。

この概要は、本有価証券報告書の日付現在において有効なオランダの税法及び税慣行に基づくものであるため、変更される可能性があり、かかる変更が将来及び過去の課税上の取扱いに影響を与える場合がある。本項におけるオランダ及びオランダ法は、それぞれオランダ王国の本土及び本土の法律のみを指す。

本社債の取得予定者は、個々の状況における本社債の取得、所有及び処分に係る課税上の取扱いに関し、専門家に相談する必要がある。

源泉徴収税

以下を条件として、本社債に係る一切の支払は、オランダ又はオランダ国内における下部行政主体若しくは税務当局により課税、徴収、源泉徴収又は賦課されるあらゆる租税（性質の如何を問わない。）の源泉徴収又は控除を受けない。

オランダは、当社による（又は当社によるものとみなされる）以下の利息の支払いに源泉徴収税を課している。すなわち、（ ）（毎年更新される）Regeling laagbelastende staten en niet-coöperatieve rechtsgebieden voor belastingdoeleindenにおいて、オランダ財務省がリストに掲げた法域（(a)法人所得税の一般法定税率が9%未満である法域又は(b)欧州連合の非協力的な法域のリストに含まれる法域）に所在する、若しくは当該法域内の恒久的施設を通じてかかる利息の支払いの利益を受ける関連事業体に対する利息の支払い、又は（ ）不正な若しくはハイブリッドな特定の状況下（例えば、利息の支払いを受ける事業体がハイブリッド事業体若しくは無国籍事業体である、又はかかる利息の支払いを受ける事業体が（ ）に記載の法域に所在する事業体に対し、利息に関して対価を支払うといった特定の状況下）における利息の支払いである。

一般に、これらの目的において、以下の場合に本社債権者が当社と関連しているとみなされる。（ ）かかる本社債権者が当社における適格持分を保有する場合、（ ）当社がかかる本社債権者における適格持分を保有する場合、又は（ ）第三者が当社及びかかる本社債権者の両方における適格持分を保有する場合（単独で保有するか、適格統一体（kwalificerende eenheid）の一部として保有するかを問わない。）。適格持分とは、保有者が他の当事者の決定に対して影響力を有することにより、他の当事者の活動を決定することができる持分を指す。いかなる場合においても、当事者は、他の当事者の議決権の50%超を（直接的又は間接的に）保有するとき、他の当事者における適格持分を保有するとみなされる。適格統一体は、かかる1団体以上の事業体への課税を回避することを主要な目的又は主要な目的の一つとして設立された若しくは共同で職務を行う（又はその両方に該当する）複数の事業体として定義される。例えば、上記の租税を回避することを主要な目的又は主要な目的の一つとして、保有する（予定の）支配持分を別々の非支配持分に分割する場合が含まれる。

所得税及びキャピタル・ゲイン税

本社債権者は、本社債に関し、オランダの所得税又はキャピタル・ゲイン税（本社債に基づく支払又は本社債の処分、みなし処分又は交換において実現された利益に関し課される税を含む。）を課されない。ただし、下記の条件を満たす場合に限る。

- （ ）かかる本社債権者が、オランダ、ポネール島、シント・ユースタティウス島又はサバ島の居住者ではなく、若しくはオランダ、ポネール島、シント・ユースタティウス島又はサバ島の居住者であるとみなされていないこと。
- （ ）かかる本社債権者が、全部又は一部を問わず、オランダ、ポネール島、シント・ユースタティウス島又はサバ島の恒久的施設又は恒久的代理人を通じて事業が営まれており、かつ本社債がその企業又は企業の一部（場合による。）に帰属する企業又は企業の持分を保有していないこと。

- () かかる本社債権者が個人の場合、本社債権者又はその配偶者、そのパートナー、そのパートナーとみなされる者、若しくはかかる者と家族若しくは所帯を共にする他の者、若しくはかかる者の他の親類（里子を含む。）のいずれも、（みなし）委託者、譲渡者若しくは類似の原資産所有者（以下「委託者」という。）として、又は委託者が死亡した場合は信託、基金若しくは類似の仕組み（以下「分離私有財産」という。）における委託者の資産に対する権利の割合に応じてその受益者（以下「受益者」という。）として、直接的か間接的であるかを問わず、(a)オランダにおける本社債の手取金を間接的に管理しておらず、(b)当社及び／又は法律上若しくは事実上、直接的若しくは間接的に、オランダにおける本社債の手取金を管理する他の事業体に関して重要な持分を保有していないこと。本第()項上、本社債権者が、単独で、又はその配偶者、そのパートナー、そのパートナーとみなされる者、若しくはかかる者と家族若しくは所帯を共にする他の者、若しくはかかる者の他の親類（里子を含む。）と共同で、直接的又は間接的に、(a)企業の発行済資本（又はある種類の株式の発行済資本）の合計の5%以上を表章する株式に係る所有権、使用権その他一定の権利、若しくはかかる株式（発行済か否かを問わない。）を取得する権利を保有し、(b)企業若しくは協同組合の年間収益の5%以上若しくは企業若しくは共同組合の残余財産の5%以上に関連する、利益参加証券（winstbewijzen）の所有権若しくは使用権その他一定の権利、若しくは協同組合の組合持分権を保有し又は(c)協同組合の総会における議決権の5%以上を表章する組合持分権を保有する場合、一般的に重要な持分を保有しているものとする。
- () かかる本社債権者が企業である場合、かかる本社債権者は当社に関して重要な持分を保有せず、又はかかる本社債権者が重要な持分を所有する場合、かかる重要な持分は、(a)オランダの所得税の回避を主要な目的（の一つ）として保有されず、又は(b)作為的な組織の一部若しくは組織の集合（経済実態を反映した正当な業務上の理由のない組織等）を形成しないこと。本第()項上、債権者が、直接的又は間接的に、(a)企業の発行済資本（又はある種類の株式の発行済資本）の合計の5%以上を表章する株式に係る所有権、使用権その他一定の権利、若しくはかかる株式（発行済か否かを問わない。）を取得する権利を保有し、又は(b)企業の年間収益の5%以上若しくは企業の残余財産の5%以上に関連する、利益参加証券（winstbewijzen）の所有権、若しくは使用権その他一定の権利を有する場合、一般的に重要な持分を保有しているものとする。
- () かかる本社債権者が個人である場合、かかる所得又はキャピタル・ゲインが、オランダにおいて「雑業務による収益（resultaat uit overige werkzaamheden）」（例えばオランダにおける本社債に関する活動が「通常のアクティブ資産運用（normaal, actief vermogensbeheer）」を超える場合等）に該当しないこと。

贈与税、遺産税及び相続税

オランダの贈与税、遺産税又は相続税の課税目的上、オランダの居住者ではなく、又はオランダの居住者とみなされることもない本社債権者による贈与による本社債の取得、又はかかる本社債権者の死亡時の本社債の取得に関し、オランダにおいて贈与税、遺産税及び相続税は発生しない。ただし、贈与の日付においてオランダの居住者ではなく、オランダの居住者であるとみなされない個人が本社債を譲渡する場合、かかる個人が、贈与の日付から180日以内で、オランダの居住者である又はオランダの居住者であるとみなされている間に死亡した場合はこの限りではない。

贈与税、遺産税及び相続税の課税目的上、()受託者、基金又はその他類似の事業体若しくは仕組み等の第三者からの贈与は委託者による贈与と解釈され、また()委託者が死亡した場合は、原則としてその受益者が委託者から直接相続したとみなされる。その後の贈与又は相続において、受益者はオランダの贈与税、遺産税及び相続税の課税目的上、分離私有財産の委託者とみなされる。

取引高税

本社債の発行の対価としての支払に関し、又は当社による本社債に基づく元本、利息若しくはプレミアム（もしあれば）の支払に関し、オランダの取引高税は発生しない。

その他の租税

本社債の発行又はかかる発行若しくは本社債に基づく当社の義務の履行に関する文書の調印、交付及び/又は法的手続（オランダの裁判所における外国判決の執行を含む。）による執行に関連して、オランダの登録税、資本税、関税、譲渡税、印紙税又はその他の文書税（裁判所費用を除く。）はオランダにおいて課されない。

4 【法律意見】

当社のオランダにおける法律顧問であるフレッシュフィールドズ・エルエルピーより、下記の趣旨（その中に含まれるあらゆる法律の留保に従う。）の法律意見書が提出されている。

オランダの法令に関する有価証券報告書中の記述は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

次の表は、表示された期間及び日付現在の当社の主要な経営指標の推移を示すものである。

決算期		2022年 3月31日 終了 事業年度	2023年 3月31日 終了 事業年度	2024年 3月31日 終了 事業年度	2025年 3月31日 終了 事業年度	2026年 3月31日 終了 事業年度
		IFRS				
収益合計	千ユーロ	126,984	364,130	826,542	1,004,793	973,080
	百万円	23,573	67,597	153,439	186,530	180,643
売上総利益	千ユーロ	40,146	51,248	62,527	69,214	64,850
	百万円	7,453	9,514	11,608	12,849	12,039
当期純利益 / (損失)	千ユーロ	(98,917)	(76,654)	50,518	53,014	67,885
	百万円	(18,363)	(14,230)	9,378	9,842	12,602
資本金	千ユーロ	908	908	908	908	908
	百万円	169	169	169	169	169
発行済株式総数	株	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
純資産額	千ユーロ	115,237	79,496	129,854	183,080	250,965
	百万円	21,393	14,758	24,106	33,987	46,589
総資産額	千ユーロ	18,897,355	21,729,472	24,934,498	26,191,889	26,091,128
	百万円	3,508,105	4,033,859	4,628,840	4,862,262	4,843,557
1株当たり純資産額	ユーロ	57,619	39,748	64,927	91,540	125,483
	円	10,696,391	7,378,819	12,053,048	16,993,486	23,294,664
1株当たり当期 純利益 / (損失)	ユーロ	(49,459)	(38,327)	25,259	26,507	33,943
	円	(9,181,569)	(7,115,024)	4,689,081	4,920,759	6,301,179
自己資本比率	%	0.610	0.366	0.521	0.699	0.962
自己資本利益 / (損失)率	%	(85.838)	(96.425)	38.904	28.957	27.050
営業活動から得た キャッシュ-純額	千ユーロ	(1,771,216)	(2,488,467)	(3,605,877)	(1,243,459)	695,414
	百万円	(328,809)	(461,959)	(669,395)	(230,836)	129,097
投資活動から得た キャッシュ-純額	千ユーロ	112	254	(443)	1,301	(32)
	百万円	21	47	(82)	242	(6)
財務活動から得た キャッシュ-純額	千ユーロ	1,794,466	2,707,831	3,116,180	1,085,774	197,967
	百万円	333,125	502,682	578,488	201,563	36,751
現金及び現金同等物	千ユーロ	952,524	1,178,636	697,031	539,842	1,432,656
	百万円	176,827	218,802	129,397	100,216	265,958

2 【沿革】

当社は、1987年8月3日にオランダ法に基づき有限責任株式非公開会社（besloten vennootschap met beperkte aansprakelijkheid）として設立され、オランダ商工会議所の商業登記簿に33194984号として登録されている。当社は、日本法人であるTFSの100%子会社であり、TFSは、日本法人であるトヨタ自動車の100%子会社である。TFSは、トヨタの全世界における金融サービス業務を管理している。

別段の記載がある場合を除き、「TFSグループ」はTFS並びにその子会社及び関係会社を、「トヨタ」はトヨタ自動車及びその連結子会社を指す。

3 【事業の内容】

当社は、トヨタ自動車の100%子会社であるTFSの100%子会社である。当社はオランダで設立され所在している。当社の登記上の本社所在地は、オランダ王国 1077 XV アムステルダム市 ザイドブライン 218、ワールド・トレード・センター・アムステルダム タワー・ワン レベル26である。

当社の目的は、トヨタ自動車及びTFSの一部の子会社及び関係会社のためにグループ金融会社として業務を行うことである。当社は、国際資本市場において債券を発行すること及びその他の資金源から資金を調達し、他のトヨタ企業に貸付を行っている。また、当社は、他の特定のトヨタ企業に対してコミットメント枠を提供し、他の特定のトヨタ企業の債券の発行に関する保証を行っている。さらに当社は、その基本的な資金調達業務に付随するその他の投資及び預金からの収益を上げている。グループ金融会社である当社は、当社の貸付先、当社の保証先であるトヨタ自動車及びTFSの子会社及び関係会社の業績に依存している。

TMFの定款に記載されている当社の主要な目的は、(a)資金の貸借、あらゆる種類の金融取引への関与及び保証供与、(b)あらゆる形態の会社、団体及び企業への経営参加、融資及び管理、あらゆる形態の会社、団体及び企業の買収、保有、処分又は経営参加権若しくは持分の管理、並びに持株会社としての活動、並びに(c)動産及び不動産の取得、管理、運用、処分又は使用である。

TFSは、世界各地のトヨタの金融会社の運営を監督し、トヨタが金融事業の総合的な競争力の強化、リスク管理の改善及び意思決定プロセスの合理化を図ることを主要な目的とする、トヨタ自動車の100%子会社である。トヨタは、大規模な市場における自動車関連金融業務の拡大という戦略に従い、金融サービスのネットワークを拡大してきた。その結果、トヨタは現在、40以上の国と地域で金融サービス会社を運営しており、自動車事業をグローバルに支えている。統括会社としてのTFSの主要な業務は、金融業務の計画及び戦略の策定、グループ会社の収益の管理及びリスク管理、並びに効率的な金融業務の推進である。TFSは、その子会社及び関係会社を通じて、日本、北米、欧州、アジア及びその他地域で事業を行っている。主な競合相手は、商業銀行及びその他金融機関である。

トヨタ自動車及びTFSの事業の内容については、下記「4 関係会社の状況」を参照のこと。

当社とトヨタ自動車、TFSとトヨタ自動車の子会社との間の取引に関しては、下記「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の財務書類（以下「財務書類」という。）の「注記29 関連当事者取引」を参照のこと。

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

当社の全発行済株式は、TFSにより直接所有されており、当社の議決権はすべてTFSによって保有されている。TFSは、日本法に基づき設立されたトヨタ自動車の100%子会社である統括会社であり、当事業年度末現在の資本金は78,525百万円であった。トヨタ自動車は、TFSの議決権を100%保有している。TFSは、トヨタの金融事業を全世界的に統括し運営するために設立された。その本店の所在地は、〒451-6015 日本国愛知県名古屋市西区牛島町6番1号である。TFSに関する詳細については、下記「第二部 提出会社の保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報 3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」を参照のこと。

トヨタ自動車は日本法に基づき設立された株式会社であり、その本店の所在地は、〒471-8571 日本国愛知県豊田市トヨタ町1番地である。トヨタ自動車は世界中の主要な自動車メーカーの1社であり、その他の事業にも従事している。トヨタ自動車の資本金は、当事業年度末現在、635,402百万円であった。トヨタ自動車に関する詳細については、下記「第二部 提出会社の保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報 2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」を参照のこと。

当社は、2000年8月7日付でTFSとの間でクレジット・サポート・アグリーメントを締結した。一方、TFSは、2000年7月14日付でトヨタ自動車との間でクレジット・サポート・アグリーメントを締結した。これらのクレジット・サポート・アグリーメントに関する詳細については、下記「第二部 提出会社の保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」を参照のこと。

(2) 子会社及び関係会社

当事業年度末現在、当社は子会社及び関係会社を所有していない。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

下記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

ガバナンス及びリスク管理

資産及び負債委員会

資産及び負債委員会（以下「ALCO」という。）の目的は、（ ）当社の資産及び負債の管理を監督すること、（ ）当社のリスク許容度を定義し、当社の金融リスク・パラメーター及び非金融リスク・パラメーターの枠組みに対する制限を設定すること、（ ）資金調達業務及び貸付業務の執行が当社のリスク許容度の範囲内で、かつ企業方針に沿って行われていることを監視すること、並びに（ ）財務情報、資本市場、資金需要並びに税務項目及び規制項目に関連する重要事項についてALCOメンバーに報告することである。

ALCOは、当社の取締役社長が議長を務め、当社の取締役会のメンバーに加え、ゼネラル・マネージャー、マネージャー、コーディネーター、及び関連する主題の専門知識を持つ参加者（「ゲスト」）が含まれる。

ALCOのメンバーは、計画された目標に照らして、主要なパラメーターの実際の月次推移をレビューし、議論する。また、ALCOメンバーは、当社の損益計算書に記載されている予想される財務的影響を含む予想される関係会社に対する貸付金に基づいて、予想される資金需要を承認する。さらに、ALCOメンバーは、企業及び地方の財務方針の遵守状況を監視し、当社の業務に影響を与える社内外のガイドラインに基づく新たな方針又は改正された方針を承認する。

ALCOメンバーは、当事業年度中に毎月会議を開き、2026年度中に合計12回の会議が開催された。

期間中におけるALCOメンバー及びその他の参加者の出席回数は以下のとおりである。

ALCO参加者	2026年度中の出席回数
取締役社長（現地） - ALCOメンバー	11
取締役（株主代表 / 執行役員） - ALCOメンバー	6
取締役（株主代表 / 財務部長） - ALCOメンバー	9
取締役（株主代表 / 欧州本部） - ALCOメンバー	11
財務及び市場担当ゼネラル・マネージャー - ALCOメンバー	10
財務及びコンプライアンス担当ゼネラル・マネージャー - ALCOメンバー	11
TFS財務グループ・メンバー - ALCOゲスト及びコーディネーター	12
企画及び分析担当財務マネージャー - ALCOゲスト	12
上級財務ディーラー - ALCOゲスト	12
社内法務担当 - ALCOゲスト	12

人的資本

文化

当社の人的資本に関する目標は、継続的な改善及び他者の尊重を含むトヨタの中核となる価値観を共有する能力のあるチーム・メンバーを惹きつけ、定着させ、その主体的な参画を最大限促すことにある。トヨタの企業文化は、「トヨタフィロソフィー」及び当社の使命の達成に向けた戦略的なロードマップによって牽引されており、当社のチーム・メンバーは、当社の使命の実現に向けた変容プロジェクトに積極的に携わっている。当社は、チーム・メンバーの能力向上のために様々な研修の機会及びキャリア開発リソースを提供している。当社は、革新的なマインドセットを促進しており、従業員にとって魅力ある職場づくりに取り組んでいる。さらに、当社は、チーム・メンバーがいつ入社するか及びいつリモート勤務をするかについて柔軟性を提供するためにハイブリッド・ワーク・ソリューションを導入した。このハイブリッド・ワーク・ソリューションは、チーム・メンバーのエンゲージメントを増やすこと及びチーム・メンバーが健全なワークライフ・バランスを追求する支えとなる。結果として、従業員の定着率を向上させ、当社が多様かつ包括的な人材を引き寄せることを意図している。

ダイバーシティ及びインクルージョン

当社は、平等、尊重及びすべての人を包摂した待遇をその信条としており、すべてのチーム・メンバーが能動的役割を果たすことができる職場となるよう努めている。当社は、ダイバーシティ及びインクルージョンを大切にし、かつ促進するという企業文化を育むことがより高い生産性、創造性及び顧客に対して競争力のあるサービスを提供する能力の向上を達成する助けとなると考えている。当社は、チームワーク及び協力を促進し、また多様な背景、経験及び視点を大切にしている。これは、結果として、意思決定プロセス及び最終的には当社の事業の質を改善するためである。

安全衛生

当社は、チーム・メンバーの安全衛生及び福利厚生的重要性を優先事項として認識している。すべての人（その健康、福利厚生及び安全を含む。）を受容し、力付け、尊重する文化を育てることにより、革新及び関係性が実現する。その結果、当社は、育児休暇並びに、例えば、理学療法、ジム・トレーニング、マインドフルネス・トレーニング及び健康的な食事といった多くの選択肢から従業員が好みのウェルネス・アイテムを選択できる企業ウェルネス・プログラムを含む、幅広い支援及び福利厚生を当社のチーム・メンバーに提供している。

3 【事業等のリスク】

本項に含まれる将来に関する事項についての記載は、当事業年度末現在における当社の判断に基づくものである。

当社の主要な活動は、トヨタ自動車及びTFSの一部の子会社及び関係会社のためにグループ金融会社として業務を行うことである。当社は、国際資本市場において、下記記載のクレジット・サポートに関する取決め（下記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 流動性及び資金源 (f) クレジット・サポート・アグリーメント」を参照のこと。）の利益を享受する債券を発行すること及びその他の資金源から資金を調達し、他のトヨタ企業に貸付を行っている。また、当社は、他の特定のトヨタ企業に対してコミットメント枠を提供し、他の特定のトヨタ企業の債券の発行に関する保証を行っている。当社により行われる当該保証もまた、同一のクレジット・サポートに関する取決めによる利益を享受する。当社は資金調達会社であるため、信用リスク、流動性リスク、金利リスク及び外国為替相場リスク等の様々な金融リスクの影響を受ける。当社は、担保を交換する契約を締結し、外貨建ての資産及び債務を均衡させ、かつ金利スワップ、クロスカレンシー・スワップ及び為替予約等の金融商品を利用して金利リスク及び外国為替相場リスクを管理することによって、これらのリスクが財務成績に及ぼす悪影響を限定することを目的として、リスク管理プログラムを実施している。

当社は当社が融資を行っている他のトヨタ企業がどのように資金調達を行うかに関し、いかなる影響力も持たない。当社はかかるトヨタ企業に対する融資において、他の業者と競争関係にあり、資金調達費用といった競争圧力の増加は、当社の融資額、収益及び利鞘に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社は、トヨタ企業に対し資金の融資を行っており、また、債券の発行に関連する保証も行っているが、かかるトヨタ企業の財政状態は、当社がかかるトヨタ企業に提供している金融サービスに影響を及ぼす可能性がある。これは、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社、TFS及びトヨタは、各社の事業、経営成績及び財政状態に直接的又は間接的に重大な悪影響を及ぼす可能性がある一定のリスク及び不安定要素の影響を受ける。当社、TFS及びトヨタに現在認識されていない又は現時点で重要ではないと考えられている追加のリスク及び不安定要素が存在する可能性があり、かかるリスク及び不安定要素は、各社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

業界及び事業リスク

一般的な事業、経済の状況及び地政学的な状況並びに市場におけるその他の出来事は、当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある

当社の経営成績及び財政状態は様々な要素（個人向け契約、法人向け自動車融資、並びにリース及びディーラー融資の全市場における変動、新車市場及び中古車市場、トヨタ車、レクサス車、プライベート・ブランド車又はトヨタの市場のその他の自動車の販売水準の変動、顧客口座の数及び平均残高の増加率、トヨタが事業を展開している諸国における金融業界の規制環境、他の融資業者との競争、顧客の契約不履行の発生率、資金調達市場における変動、信用格付、トヨタの商品ライン拡大のための取組みの成否、当社の事業費及び管理費（人件費、技術費及び設備費を含むが、これに限定されない。）の水準、一般的経済状況、インフレ、貿易政策、税法の変更（現行法の解釈の変更を含む。）による影響並びに、当社が債券を発行するオランダ、米国並びにヨーロッパ及びその他諸国における財政及び金融政策を含む。）の影響を受ける。さらに、燃料価格又はエネルギー価格の大幅な高騰（世界的なエネルギー市場及び燃料価格の変動の一因となっている、現在の中東における紛争等の地政学的な状況に起因するものを含む。）が続いた場合、新車及び中古車の購入が減少し、自動車関連の個人向け、リース用及び法人向け融資の需要が減少する可能性がある。

世界的な市場の混乱及び変動のレベルが上昇したことにより、その資本コストが増加する可能性があり、過去と同様の方法及び費用で国際資本市場を利用して事業のための資金調達を行う当社の能力に悪影響が及ぶ可能性がある。このような市場環境はまた、当社の資金調達コストの増加により当社の経営成績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、当社が顧客に請求する金利を引き上げた場合、当社の競争上の地位に悪影響を及ぼす可能性がある。

厳しい市場環境により、流動性の低下、ボラティリティの増大、信用スプレッドの拡大及び金融市場における価格の透明性の欠如が生じる可能性がある。投資市場の変化（金利、為替相場並びに株式投資、不動産投資及びその他の投資からの収益の変化を含む。）は、直接又は間接に当社の財務成績に影響を及ぼす可能性がある。

市場の混乱及び変動の期間が継続及び長期化する中で、以下が生じる。

- ・当社が、資本市場において過去にしていたのと同様の方法及び費用において資金調達し続けることができるという保証はない。
- ・当社による債券の発行が、過年度において行われた類似の発行よりも、ベンチマーク・レート対比で、大きいスプレッドで行われる可能性がある。
- ・当社が特定の資金源に過度に依存し、また同時に様々な資金源からの資金調達費用が増加する可能性がある。
- ・当社が債券市場の低迷を受けて満期を迎える長期負債の一部を短期負債（コマーシャル・ペーパー等）に置き換えた場合、当社の短期負債の残高の負債残高の合計額に占める割合が増加する可能性がある。

これらの事由は、いずれも当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

地政学的な状況及び市場におけるその他の出来事もまた、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。為替制限若しくは輸入規制又はその他の混乱を及ぼす貿易政策（国際貿易紛争、輸入に係る費用及び関税の変動を含む。）、全般的な政治的又は経済的な不安定による業務の中断（地政学的な状況に起因するものを含む。）、税法及び規制の不利な変更、社会不安、戦争の勃発又は戦争行為の拡大（現在のウクライナ及び中東における紛争を含む。）、伝染病及びその他の感染症の流行、気候に関するリスク並びにテロ行為により、とりわけ市場の流動性及び活動の程度の低下、規制上の制限による、当社が関連会社に対して行った貸付に関する当社に対する支払いの遅延又は取消し、不安定な市場状況、信用枠の縮小、インフレ、金利の変動、経済成長の減速並びに国際レベルでの景況感の低下が引き起こされ、各々により、当社の経営成績及び財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

金利及び信用スプレッドの変動が当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある

高金利の場合又は金利が上昇している場合、当社は通常、当社の新規のオリジネーションからより大きな金融収益を得ることが予想される。金利の上昇により、当社の資本コスト及びトヨタ企業に適用される金利が引き上げられ、当社の事業、財政状態及び経営成績に悪影響が及び得ることで、かかるトヨタ企業が代替的な解決策を模索するか又は現金購入の金額を増加させる結果として、当社の融資額及び市場占有率が減少する可能性があり、その結果、かかるトヨタ企業の競争的立場が弱まる可能性がある。一方、低金利又はマイナス金利の環境では、当社の融資額及び市場占有率が増加する可能性があるが、当社の市場性のある有価証券への投資に係る収益の減少及び当社の純利鞘の圧迫により、当社の事業、財政状態及び経営成績に悪影響が及び可能性もある。信用スプレッドが拡大した場合、当社の借入コストが増加する可能性がある。当社の信用スプレッドは、当社に特有の事象及び状況に対応して拡大又は縮小するだけでなく、また一般的な経済的及び地政学的な事象並びに状況の結果としても拡大又は縮小する可能性がある。信用スプレッドの変動は、当社のデリバティブの価値にプラス又はマイナスの影響を及ぼす可能性があり、それによって当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローが不安定になる可能性がある。

当社の経営成績及び財政状態は、トヨタによるトヨタ車、レクサス車及びプライベート・ブランド車の販売に実質的に依存している

当社の事業は、当社が貸付及び／又は保証を行っているトヨタ企業の業績に依存しており、これによりトヨタ及び関連するプライベート・ブランド企業のトヨタ車、レクサス車及びプライベート・ブランド車の販売に依存している。

トヨタ車、レクサス車及びプライベート・ブランド車の販売業者の売上高の変動は、消費者の需要の変動、新車のインセンティブ・プログラム、リコール、トヨタ車、レクサス車及びプライベート・ブランド車の実際の又は認識されている品質、安全性又は信頼性、景気の変動、インフレ、競争の激化、原材料費の高騰に伴う自動車の価格の上昇、政府の措置又は政府規制の変更若しくは増加、貿易政策（原材料又は輸入車に対する輸入に係る費用又は関税の変動を含む。）、国際貿易紛争、貿易協定の変更又は貿易協定からの撤退、為替変動、金利の変動、並びに異常気象、自然災害、（パーツ、部品又は原材料の不足といった）供給網の中断（貿易政策の変更又は中東における紛争等のその他の地政学的な状況の結果によるものを含む。）又はその他の事象による自動車製造の減少又は延期により生じ得る。特に、米国がとりわけ自動車産業に関連した関税を含む様々な関税及び貿易政策を実施し、それに対してその他諸国は自国の貿易政策を変更することで対応した。さらに、世界的な関税環境は、引き続き流動的であり、変化し続けている。米国及び世界でこれまでに実施された関税及び貿易政策の変更は、製造コストの上昇及び供給網の中断によって、トヨタ販売業者及びトヨタ自動車を含む自動車メーカーに影響を与えており、また今後も影響を与え続ける可能性がある。現時点では、当社は、かかる関税及び貿易政策の将来の変更について、又は他の関税若しくは貿易関連措置について、時期、実施期間、範囲又は程度、及びそれらに伴う最終的な影響を予測することができない。トヨタ販売業者及びトヨタ自動車は、かかる追加費用及び混乱に関して様々な軽減措置をとっており、また軽減措置を継続する可能性がある一方、かかる関税及び貿易政策が長期間継続又は拡大される場合、トヨタ販売業者及びトヨタ自動車が事業を行っている諸国に対して輸入される自動車及び部品の費用が増加し続ける恐れがある。それにより、自動車産業内全体としての新車の製造水準及び供給力が変化しており、また今後も変化し続ける可能性があるのみならず、消費者コストの増加及び消費者の需要の低下が引き起こされる可能性がある。

トヨタ販売業者による販売量もまた、モビリティサービス及びコネクテッドサービス、車両電動化、燃料電池の技術並びに自動運転等の新興分野への投資を通じたトヨタの成長により影響を受けることがあるが、かかる成長は技術の進歩、規制の変化及び予測が困難なその他の要因を含む多くの要因に左右される。トヨタ車、レクサス車及びプライベート・ブランド車の売上高に対する悪影響が、結果として当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

消費者行動の変化は、自動車産業や当社を含むトヨタに影響を及ぼす可能性があり、その結果として、その事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある

多くの傾向が自動車産業に影響を与えている。これには、バッテリー式電気自動車及びハイブリッド車を含む、電動車に対する需要の変化（このような自動車に関する金融インセンティブ及び税額控除の変更による需要の変化を含む。）、乗用車よりスポーツユーティリティビークル（SUV）やトラックへの嗜好の継続、インセンティブに対する需要の高まり、自動車シェアリングやライドヘイリングなどのモビリティサービスの増加、自動運転車及び電動車の開発、自動車の所有及び使用に対する態度及び行動の人口統計上の変動による影響、伝統的なファイナンス及びリースに対する柔軟な代替手段の発展、環境その他の社会的取組み及び規制への関心の変動、新車販売及び中古車販売の地理的配分の調整並びにコミュニケーション及びテクノロジーの進歩が含まれる。これらの傾向の一つ又は複数が自動車産業、トヨタ販売業者及びトヨタに悪影響を及ぼし、結果として、当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

トヨタ又はプライベート・ブランド企業によるリコール及びその他の関連する発表は、トヨタ車、レクサス車及びプライベート・ブランド車の販売を減少させる可能性があり、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性がある

トヨタ販売業者を含むトヨタ、又はトヨタ企業から融資を受けているその他のプライベート・ブランド車のメーカーにより、一連のリコールが定期的に行われており、これにはトヨタ車、レクサス車及びプライベート・ブランド車の一部の車種の製造販売の一時停止が含まれることがある。当社の事業は、当社が貸付及び／又は保証を行っているトヨタ企業の業績に依存しているため、このような事態が当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

販売水準の低下は、トヨタ車、レクサス車及びプライベート・ブランド車の実際の若しくは認識されている品質、安全性若しくは信頼性、又は規制機関の基準の変更によるものを含めて、当社の融資額に悪影響を及ぼす。さらに、トヨタの一部の関連事業体は、訴訟及び政府による調査の対象となっているか、その対象となる可能性があり、また、制裁金又はその他罰金の対象となっているか、その対象となる可能性がある。これらの要素は、トヨタ車、レクサス車及びプライベート・ブランド車の販売に影響を及ぼす可能性があり、その結果、当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が優位に競争することができない場合又は競争が激化した場合、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある

当社は競争の激しい環境で事業を行っており、当社は、トヨタ車のディーラーの顧客に対する融資がどのように行われるかについて支配していない。当社の競合相手は、商業銀行、信用組合及びその他の金融機関等である。これらより少数であるが、当社は、他の自動車メーカーの関係会社である金融会社とも競争している。さらに、オンラインでの融資の選択肢は、消費者に別の資金調達源を提供している。競争圧力が高まったことによって、契約数、市場占有率、純収益及び販売利益に悪影響が及ぶ可能性がある。さらに、当社の競合相手及び同業者の財政状態及び事業継続力は、当社が事業を行っている金融サービス業界に悪影響を及ぼし、その結果、当社の製品及びサービスの需要が減少する可能性がある。これは、当社の事業の規模及び当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の業務の機能不全又は中断は、その経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある

業務リスクとは、数ある要因の中でもとりわけ、確立した業務処理方法の欠如、不適切若しくは誤った業務処理若しくはシステム制御若しくは内部統制（第三者ベンダーの業務処理、システム制御又は統制を含む。）、サイバー攻撃（人工知能によるものを含む。）、盗難、不正行為、異常気象、自然災害（山火事又は森林火災、洪水、竜巻、地震、ハリケーンなど、気候変動の結果としてのこれらの状況及び災害の発生頻度の上昇を含む。）又は当社に影響を及ぼす可能性のあるその他の災害（爆発、テロ攻撃、暴動、市民騒動並びに伝染病及びその他の感染症の流行を含むが、これらに限られない。）から発生する損失のリスクである。

業務リスクは、過誤、業務の中断、管理の機能不全、システム又はその他技術の機能不全、当社の保険リスク管理プログラムの不備、当社の従業員又は当社のためにサービスを提供する契約を締結している者による不適切な行為又は違法行為、及びベンダーによる契約不履行等、様々な形態（ただし、これらに限られない。）により発生し得る。これらの事象により当社は、財務上の損失又は評判への悪影響等のその他の損害を被る可能性がある。

当社は、業務の中断に備えて事業復旧計画を構築したが、これらの計画が、当社が直面する可能性のあるすべての事態を是正するために適切であることは保証できない。当社の重要な事業又は情報技術システムのいずれかを破壊又は混乱させることとなる大惨事が発生した場合、通常業務を遂行する能力が損なわれる可能性がある。

当社は、適正かつ十分に管理された業務環境を提供するように策定された内部統制の枠組みに依拠している。当社の事業は複雑な性質をもち、大規模な組織全体の統制の枠組みを実施する際に特有の課題があるため、将来統制上の問題が生じ、かかる問題が当社の経営に悪影響を与える可能性がある。

さらに、金融など当社の事業の多くの部分は、主要な従業員に依拠している。かかる従業員をめぐる競争は激しく、それにより当社の事業費及び管理費が増加する可能性がある。当社の将来の成功は、既存の従業員を定着させ、新しく主要な従業員及びその他必要となる従業員を引き寄せ、雇用し、統率する能力にかかっている。それができない場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。追加で熟練した従業員が求められるような技術の進歩、競合相手による主要かつ経験豊富な人材の引抜き、ハイブリッドでの勤務態勢の変更、及びその他のマクロ経済的な要因などが当社の成功に影響を与える可能性がある。

金融市場及び経済リスク

当社の借入コスト及び無担保借入資本市場の利用は、当社及びその親会社の信用格付及びそのクレジット・サポートに関する取決めに大きく依存している

当社が発行したノート、ボンド及びコマーシャル・ペーパーの信用格付は、TFS及びトヨタ自動車とのクレジット・サポートに関する取決めの有無並びにトヨタ自動車及びその連結子会社の経営成績及び財政状態に大きく左右される。これらの取決め（又は格付機関が容認する代替りの取決め）を当社が利用することができない場合、又はクレジット・サポートの提供者としてのトヨタ自動車及びTFSの信用格付が引き下げられた場合、当社が発行したノート、ボンド及びコマーシャル・ペーパーの信用格付は悪影響を受ける可能性がある。

トヨタ自動車及びその関係会社（TFS及び当社を含む。）の格付を行う格付機関は、格付をいつでも修正又は変更することができる。世界的な経済状況、伝染病及びその他の地政学的な要因が、かかる格付に直接的又は間接的な影響を与える可能性がある。日本のソブリンの信用格付が引き下げられた場合、トヨタ自動車、TFS及び当社の格付は直接的又は間接的な悪影響を受ける可能性がある。引下げ又は引下げを見越した再検討の結果によって、当社の借入コストが増加し、国内資本市場及び国際資本市場の利用が制限される可能性がある。これらの要因は、当社の競争上の地位、経営成績、流動性及び財政状態に悪影響を与える可能性がある。

資金源及び資本市場の利用の混乱は、流動性に悪影響を及ぼす可能性がある

流動性リスクとは、支払期限の到来した債務を適時に履行できないことから発生するリスクである。当社の流動性戦略は、不利な市場環境においても、適切に、かつ費用対効果の高い方法で資金を調達し、負債を返済する能力を維持することである。当社内の資金源の混乱は、支払期限が到来したときに義務を履行する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。債務を適切な時期に履行できない場合、満期を迎えた債務の借り換えを行い、新たな資産増加のための資金調達を行う当社の能力に悪影響が生じ、当社の経営成績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

モデル、見積り及び仮定の利用 - モデルの設計、導入若しくは利用が適切でない場合、又は実際の結果が見積り若しくは仮定と異なる場合、当社の経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある

当社は、製品及びサービスの価格設定、リスクの測定、資産及び負債の価値の見積り、流動性の評価、貸借対照表の管理並びにその他の事業及び業務の実施に定量モデル、見積り及び仮定を利用している。これらのモデルの設計、導入若しくは利用が適切でない場合、又は実際の結果が当社の見積り若しくは仮定と異なる場合は、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、不正確なモデルの内容が規制機関又は一般向けの報告書に使用される場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性のある監督上の処分、訴訟及びその他の手続を受ける可能性がある。

当社の仮定や見積りは、当社の経営判断を要し、本質的に予想が困難であり、当社の制御できない事項（例えば、マクロ経済の状況等）を含むことが多い。さらに、このような仮定や見積りは、多くの場合様々な従属変数及び独立変数、因数並びにその他の仮定との間の複雑な相互作用を含んでいる。結果として、当社の実際の経験はこの見積り及び仮定とは大幅に異なり得る。見積り及び仮定と実際の経験との大幅な違いは、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

信用リスクへのエクスポージャーは、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある

信用リスクとは、顧客又は他の当事者が当社との契約の条項を遵守できない場合又は合意した事項を実行できない場合に発生する損失のリスクである。信用リスクの増大は、引当金を必要とするか、又は当社の引当金が増加し、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。当社による信用リスクの監視及び信用リスクを軽減するための取組みが経営成績及び財政状態に対する悪影響を防ぐために十分である、又は十分となり得ると保証することはできない。

景気後退及び不景気、異常気象、自然災害、伝染病並びにその他の要因により、顧客が当社との契約上の義務を履行できないリスクが高まる。とりわけ失業、不完全就業及び消費者の破産申請の増加に示される脆弱な経済環境は、当社の顧客の予定通りに支払を行う能力に影響を及ぼす可能性がある。

当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローは、金利、外国為替相場及び市場価格の変動に関連する市場リスクにより悪影響を受ける可能性がある

市場リスクとは、金利及び外国為替相場の変動が、当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの変動を生じさせるリスクである。

市場リスクに対するエクスポージャーを経済的にヘッジするために、又は管理するために、当社はデリバティブ金融商品を利用している。しかし、金利、外国為替相場及び市場価格の変動を常に予測又はヘッジできるとは限らない。

（インフレ圧力又はその他の要因による）金利又は外国為替相場の変動は、当社の支払利息及びデリバティブ金融商品の価値に影響を及ぼし、その結果当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローにボラティリティが生じる可能性がある。

当社の取引先及びその他の金融機関の不履行又は商業上の健全性が、当社の流動性、経営成績又は財政状態に影響を与える可能性がある

当社は、多くの様々な金融機関に対してエクスポージャーを有しており、当社は金融業界に属する取引先との間で日常的に取引を行っている。当社の債務取引、デリバティブ取引及び投資取引、並びにコミット及び非コミットの与信枠に基づき借入を行う能力は、他の金融機関の行為及び商業上の健全性により悪影響を受ける可能性がある。当社は、コミット及び非コミットの与信枠に基づき借入を行う能力を合理的な条件で又は完全に維持できるかどうか保証することはできない。特定の国又は地域における社会的状況、政治的状況、雇用状況又は経済状況の悪化もまた、当社のデリバティブの取引先及び貸し手を含む金融機関がその契約上の債務を履行する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。金融機関は、取引、決済、貸付又はその他の関係により相互に関連しており、したがってある国又は地域における財政的問題及び政治的問題が、当社が関係を有している金融機関を含むその他の法域における金融機関に悪影響を及ぼす可能性がある。当社が直接的又は間接的にエクスポージャーを有しているいずれかの金融機関及びその他の取引先が、契約上の債務を履行することができず、またかかる不履行の結果損失が生じた場合、当社の流動性、経営成績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

規制、法律及びその他のリスク**会計基準の変更は、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある**

当事業年度の当社の監査済財務書類は、欧州連合により採用されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）及び国際財務報告基準解釈指針委員会（以下「IFRIC」という。）が公表した解釈指針、並びにオランダ民法典第2編第9章の規定に準拠しており、また、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表したIFRS及びIFRICが公表した解釈指針にも準拠している。

IASBは、新会計基準の開発が要求されていると認められる場合にその開発を行うこと、及び現存する会計基準に改善点が認められる場合にこれを改訂することを継続している。IASBが採用したIFRSのさらなる変更は、公表された当社の収益に有利又は不利な影響をもたらす可能性がある。

会計基準は定期的に修正され、拡張される。また、会計基準の適用は、時間と共に様々な解釈の影響を受けることがある。したがって、当社は新たな会計基準又は修正された会計基準を採用しなければならず、またIASB等、会計基準を設定する機関及びその基準を解釈する機関を含む様々な当事者により随時示される修正解釈に従う必要がある。これらの変更は当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の情報システムの機能不全又は遮断は、当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある

当社は、自らの業務を管理するために自社の情報システム及び第三者の情報システムに依存しており、これにより、当社にとって重要な業務リスクが生じる。不適切な業務処理若しくはシステム制御、誤った業務処理若しくはシステムの機能不全、人的ミス、従業員による違法行為、大規模災害、セキュリティの侵害、破壊行為、コンピュータ・ウィルス、マルウェア、ランサムウェア、誤った若しくは紛失したデータ、又はその他の事象による、当社の情報システム又は当社が依存する第三者の情報システムの機能不全又は遮断により、当社の通常の業務手続に混乱が生じかねず、その評判が損なわれる可能性があり、その事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、第三者が所有するクラウドベースのシステム及びその他のデジタル・インフラへの依存度の高まりは、当社にとって特有のリスクとなっている。これらの第三者のシステム又はインフラにおけるあらゆる機能停止、設定の誤り又はデータの損失は、時として、当社によるサービスの提供に支障をきたす可能性がある。リモート又はハイブリッドでの勤務態勢により、これらの業務リスクが増大する可能性がある。

さらに、当社の既存の取引システム及び財務システムの近代化、アップグレード又は交換を行った場合、中核事業を遂行する能力に多大な影響が生じ、新しいシステムの導入期及び導入後に通常の業務処理及び手続に混乱が生じかねず、それにより損失のリスクが高まる可能性がある。例えば、新しいシステムの開発及び導入並びにこれに関する今後のアップグレードは、多大な支出を必要とし、経営資源及びその他の資源を当社の中核事業からそらす可能性がある。このような新しいシステムが当社に期待された利益及び効率性をもたらす保証はない。さらに、経営陣が導入及びアップグレードに費やすために必要とするであろう時間や資源、導入若しくはアップグレードについて起こり得る遅れ若しくはその結果として生じるサービスの障害、又は旧来のシステムのアップグレードによる当社のデータに対する信頼性への影響が、当社の事業、経営成績及び財政状態に重要な悪影響を及ぼすことがないという保証もない。

セキュリティの侵害又はサイバー攻撃は、当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある

当社は、顧客、従業員及びその他の第三者から特定の個人情報及び財務情報を収集し、保存している。当社及び他の金融機関は、進化し続けるサイバー・セキュリティの脅威及びサイバー攻撃（人工知能の進化によるものを含む。）の標的となり続けている。当社のシステム若しくは設備（当社の関連会社と共有されるものを含む。）又は第三者のプロバイダーのシステム若しくは設備へのさらなるセキュリティの侵害又はサイバー攻撃により、当社は顧客、従業員及び第三者の個人情報又はその他の極秘情報、専有情報若しくは競争上慎重に扱うべき情報の消失、業務の中断、規制監督、法的措置及び罰金、訴訟、評判の毀損、信用の喪失並びにその他の経済的又は非経済的コストといったリスクにさらされ、これらすべてにより当社の現在の及び潜在的な顧客との将来的な事業、経営成績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は、顧客、従業員及び当社の事業におけるその他の側面に関する機密情報の安全なオンライン送信を実行するために必要なセキュリティの管理を提供するために、第三者から許諾を受けた暗号化及び他の情報セキュリティ技術に依拠している。情報システムの処理能力の向上、暗号化の分野における新たな発見、第三者による人工知能の利用又はその他の事象若しくは進展により、当社が慎重に扱うべきデータを保護するために用いている技術が漏洩し又は破られる可能性がある。ハッキング、不正手段、詐欺又はその他の騙しの手口によるこれらのセキュリティ対策を回避することができる当事者が、機密情報を悪用し又は当社の事業を中断させる可能性がある。当社は、かかるセキュリティの侵害若しくはサイバー攻撃から保護し又はかかる侵害若しくは攻撃により生じる問題を改善するために、資本及びその他の資源の支出を求められてきたが、今後かなりの追加的資源を支出しなければならない可能性がある。当社のセキュリティ対策は、セキュリティの侵害及びサイバー攻撃からの保護を目的としているが、当社がかかるセキュリティの侵害及びサイバー攻撃を防ぐことができなかった場合、その責任が問われ、収益性が低下し、その評判が損なわれる可能性がある。当社のシステム又は設備の機能不全又は遮断が適時に解決された場合や、サイバーインシデント又はその他のセキュリティの侵害が無事に回避又は阻止された場合でも、当社が多額の資源を支出するか、又は顧客の満足若しくは行動に悪影響を及ぼし、当社の評判を毀損する可能性のある行為を行わなければならない場合がある。

また、時折、当社は、当社の情報システムの処理速度が遅延し、情報システムが停止し、又は一時的な利用不能をもたらすサイバー攻撃にさらされていることがある。新技術、金融取引及びその他の商取引を行うためのインターネット及び情報通信技術（モバイル機器を含む。）の利用、並びに国家に支援された主体による組織犯罪、詐欺犯、テロリスト及びその他の者の活動の高度化及び活発化により、情報セキュリティリスクは増加している。さらに、当社の従業員のリモート又はハイブリッドでの勤務態勢により、当社のサイバー・セキュリティ・リスクの増大並びにセキュリティ侵害及びその他情報技術に係る混乱に対する脆弱性の増大に直面する可能性がある。特に、使用される技術が頻繁に変化し、攻撃が様々な原因に由来し得ることから、当社がこれらすべてのセキュリティの侵害を予測する又は効果的な予防策を講じることができない可能性がある。これらの事象が発生した場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の顧客、従業員及び第三者の個人情報並びに財務情報の収集、利用、共有、破棄及び保護を含む当社の企業データに関する実務は、ますます複雑化し、制限的かつ懲罰的規制法令の対象となっており、当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある

これらの法令の下で法令に則ったデータ実務が維持されない場合、消費者の苦情、訴訟及び規制当局による調査を招き、その結果として民事若しくは刑事上の罰則及びブランドへの影響又は当社の事業に対するその他の損害につながる可能性がある。さらに、人工知能の利用等を通じて、望ましいデータ実務の維持に際して現に発生し、又は発生が認識された法令違反に対して消費者がより敏感になっていることにより、当社の評判が傷つき、既存の及び潜在的な顧客が当社の商品及びサービスを利用することを阻む可能性がある。例えば、個人情報の不正利用又は不適切な共有に関する申立てが広く報道されるようになり、その結果、オランダ及びその他の国々において個人情報の保護並びに企業による個人データの利用及び共有に関連する実務に対する政府の監視が拡大した。その監視は、一部では個人情報の利用及び共有に関連するさらに厳重な法令の採用につながる結果を導いたが、今後もそのような厳重な法令の採用につながる可能性があり、当社に適用される場合は当社の事業に影響が及ぶ可能性がある。このような種類の法令は、当社のような金融サービス提供者に対して関連会社又はベンダー等の第三者との間における情報の共有を禁止又は厳しく制限する可能性があり、そのためコンプライアンス費用が増加し、又は当社の顧客に対して商品若しくはサービスを開発若しくは提供する際の当社による個人データの利用を制限する可能性がある。これらの制限が当社の特定の商品若しくはサービスの開発若しくはマーケティングを抑制し、又は顧客に対してそれらを提供するための費用が増加する可能性がある。これらの法令の多くは新しいため、その解釈は不明瞭であり、実施の範囲に関する先例にも乏しい。また、人工知能技術（及び関連する法令）の急速な進化及び普及の拡大により、こうしたリスクがさらに高まる可能性がある。これらの法令に係るコンプライアンス費用は高額と予想され、将来的に増加すると考えられる。当社の適用あるプライバシー又はデータ保護の法令違反又は認識された違反は、当社にとって、その一定の事業若しくは実務の変更若しくは中止の要請、重大な負債若しくは罰金、罰則又はその他の制裁につながる可能性がある。

当社が業務を行う規制環境は、当社の事業及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある

規制リスクとは、当社にとって適用ある規制要件を遵守できないこと又は遵守できないことの疑いがあることにより発生するリスク並びに様々な法令（適用ある法令及び規制ガイドラインの変更を含む。）に基づいて課される義務及びその他費用に係るリスクである。規制監督の水準は、数々の要因に基づき時間と共に変動する可能性がある。当社は、法律、規定、規則、又は監督ガイドライン及び政策（それらの解釈、施行、又は執行を含む。）に対する将来の変更の形態又は内容を予測することができない。当社が業務を行う上で適用ある規制要件を遵守できず、様々な法令（適用ある法令及び規制ガイドラインの変更を含む。）に基づいて課される義務及びその他費用に応じることができない場合、当社の事業及び経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

法令又は政策の変更

法令又はオランダ政府機関（国又は地方）、当社が当社の業務を行っているその他すべての管轄区域のその他すべての政府機関（連邦、州又は地方）若しくはその他すべての政府機関（連邦、州又は地方）若しくは国際機関の政策（及びかかる政策の変更により生じる措置）の変更は、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性があり、当社が効率的に事業を遂行していくことができるようかかる法令又は政策の遵守を確実なものとするため、当社は多大な支出を行うか、又は当社の業務処理及び手続に大幅な変更を加えなければならない可能性がある。

適用法令の遵守にはコストがかかり、かかるコストにより当社の経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。遵守にはフォーム、処理、手続、管理及びこれらの要件を支えるための基盤が必要とされる。金融サービス業界における法令は主として消費者の保護のために定められたものであるため、これを遵守することにより、経営上の制約が生じ、価格設定に制限が設けられる可能性がある。法令の変更により、当社がその事業を現在遂行されているように遂行する能力が制限され、多額の追加費用が課され、又は当社が新たな手続を実施することを要求される可能性があり、これにより当社の事業、見通し、財務成績又は財政状況に悪影響が及ぶ可能性がある。適用法令の遵守を怠った結果、重大な法定の民事上の罰金及び刑事上の罰金、罰則、金銭的損害、法定代理人又は弁護士報酬及び費用が生じ、当社がその事業を遂行する能力に制限が課され、免許が取り消される可能性があり、また当社の評判、ブランド力及び高く評価されている顧客関係が損なわれる可能性がある。かかる費用、制限、取消し又は損害は、当社の事業、見通し、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

訴訟における不利な結果は、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある

当社は、通常の業務の過程において発生する様々な法的手段、行政上の手続及びその他の申立ての対象となる可能性がある。1件又は複数のかかる訴訟の結果が不利なものとなった場合、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

環境、サステナビリティ、その他の社会関連の規制

気候変動又はその他の環境問題に係る懸念により、気候変動若しくはその他環境上の懸念事項に寄与する要因を軽減すること又は気候変動若しくはその他環境上の懸念事項の潜在的な影響に対処することを意図した法的要件及び規制要件は増加しており、また今後も増加する可能性がある。例えば、諸政府機関が、温室効果ガスの排出量の報告を含む企業に対する気候関連の開示義務を拡大する形で導入し、又は導入を検討しており、温室効果ガスを排出する商品又はサービスの制限を目的とした法規制だけではなく、電動車に関する金融インセンティブを提供する法規制も採用し、又は採用することを検討している。反対に、諸政府機関は、例えば社会問題及び環境問題に関して、互いに異なる、場合によっては対立する政策目標を指向した規制又は政策（電気自動車に関する金融インセンティブ及び税額控除の変更を含む。）を採用し、又は検討している。

このような規制及び政府のインセンティブの変更により、トヨタ企業が提案した事業計画の変更が要求されており、また今後も変更が要求され続ける可能性があり、コンプライアンス費用の増加及びトヨタ企業の事業の変更（内部統制及び監視に関する新たな手続の確立によるものを含む。）につながり、また、自動車販売、残価並びに自動車産業及びより広範な経済に未知の方法で影響を与えている。これによりトヨタ企業の、ひいては当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

トヨタ自動車の事業におけるリスク要因

市場及び事業に関するリスク

自動車市場の競争激化

世界の自動車市場では激しい競争が繰り広げられている。トヨタは、ビジネスを展開している各々の地域で、自動車メーカーとの競争に直面している。近年、自動車市場における競争はさらに激化しており、厳しい状況が続いている。また、世界の自動車産業におけるCASEなどの技術革新が進むことによって、競争は今後より一層激化する可能性があり、業界再編につながる可能性もある。競争に影響を与える要因としては、製品の品質・機能、安全性、信頼性、燃費、革新性、開発に要する期間、価格、カスタマー・サービス、自動車金融の利用条件、各国の税制優遇措置等の点が挙げられる。競争力を維持することは、トヨタの既存及び新規市場における今後の成功、販売シェアにおいて最も重要である。トヨタは、エンジン車から電動車へのお客様のニーズの変化など、昨今の自動車市場の急激な変化に的確に対応し、今後も競争力の維持強化に向けた様々な取り組みを進めていくが、将来優位に競争することができないリスクがある。競争が激化した場合、自動車の販売台数の減少や販売価格の低下などが起きる可能性があり、それによりトヨタの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローが悪影響を受けるリスクがある。

自動車市場の需要変動

トヨタが参入している各市場では、今までも需要が変動してきた。各市場の状況によって、自動車の販売は左右される。トヨタの販売は、世界各国の市場に依存しており、各市場の景気動向はトヨタにとって特に重要である。このような需要の変化は現在でも続いており、この状況が今後どのように推移するかは不透明である。今後トヨタの想定を超えて需要の変化が継続又は悪化した場合、トヨタの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローが悪影響を受ける可能性がある。また、需要は、販売・金融インセンティブ、原材料・部品等の価格、燃料価格、政府の規制（関税、輸入規制、その他の租税を含む）など、自動車の価格及び自動車の購入・維持費用に直接関わる要因により、影響を受ける場合がある。需要が変動した場合、自動車の販売台数の減少や販売価格の低下などが起きる可能性があり、それによりトヨタの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローが悪影響を受けるリスクがある。

お客様のニーズに速やかに対応した、革新的で価格競争力のある新商品を投入する能力

製品の開発期間を短縮し、魅力あふれる新型車でお客様にご満足いただくことは、自動車メーカーにとっては成功のカギとなる。特に、品質、安全性、信頼性、サステナビリティにおいて、お客様にご満足いただくことは非常に重要である。世界経済の変化や技術革新に伴い、自動車市場の構造が急激に変化している現在、お客様の価値観とニーズの急速な変化に対応した新型車及び新機能を適時・適切にかつ魅力ある価格で投入することは、トヨタの成功にとってこれまで以上に重要であり、技術・商品開発から生産にいたる、トヨタの事業の様々なプロセスにおいて、そのための取り組みを進めている。しかし、トヨタが、品質、安全性、信頼性、スタイル、サステナビリティ、その他の性能に関するお客様の価値観とニーズを適時・適切にかつ十分にとらえることができない可能性がある。また、トヨタがお客様の価値観とニーズをとらえることができたとしても、その有する技術、知的財産、原材料や部品の調達、原価低減能力を含む製造能力又はその他生産性に関する状況により、価格競争力のある新製品を適時・適切に開発・製造できない可能性がある。また、トヨタが計画どおりに新製品の投入や設備投資を実施し、製造能力を維持・向上できない可能性もある。お客様のニーズに対応する製品を開発・提供できない場合、販売シェアの縮小並びに営業収益と利益率の低下を引き起こすリスクがある。

効果的な販売・流通を実施する能力

トヨタの自動車販売の成功は、お客様のご要望を満たす流通網と販売手法に基づき効果的な販売・流通を実施する能力に依存する。トヨタはその参入している各主要市場につきお客様の価値観又は地政学的な緊張関係や規制環境において、変化に効果的に対応した流通網と販売手法を展開できない場合は、営業収益及び販売シェアが減少するリスクがある。

ブランド・イメージの維持・発展

競争の激しい自動車業界において、ブランド・イメージを維持し発展させることは非常に重要である。ブランド・イメージを維持し発展させるためには、トヨタグループ及び仕入先が法令遵守を徹底し、お客様の価値観やニーズに対応した安全で高品質の製品を提供すること、また、ステークホルダーの皆様への迅速かつ適切な情報発信を通じ、ステークホルダーの皆様の信頼をさらに高めていくことが重要である。また、企業としてサステナビリティに貢献することの重要性も高まっている。

しかし、トヨタグループや仕入先があらゆる場面において、それを徹底できるとは限らない。さらに、トヨタ又は仕入先がサステナビリティに貢献しない、又は気候変動やサプライチェーンにおける人権保護など、特定のサステナビリティに関する目標又は目的を達成できない場合、トヨタのブランド・イメージが低下する可能性がある。トヨタのブランド・イメージを効果的に維持し発展させることができなかった場合、営業収益と利益率の低下を引き起こすリスクがある。

仕入先への部品・原材料供給の依存

トヨタは、部品や原材料などの調達部品を世界中の複数の競合する仕入先から調達する方針を取っているが、調達部品によっては他の仕入先への代替が難しいものもあり、特定の仕入先に依存しているものがある。また、かかる特定の仕入先からの調達ができない場合、当該部品等の調達がより困難となり、生産面への影響を受ける可能性がある。さらに、トヨタが直接の取引先である一次仕入先を分散していたとしても、一次仕入先が部品調達を二次以降の特定の仕入先に依存していた場合、同様に部品の供給を受けられないリスクもある。仕入先の数に関わらず、トヨタが調達部品を継続的にタイムリーかつ低コストで調達できるかどうかは、多くの要因の影響を受けるが、それら要因にはトヨタがコントロールできないものも含まれている。それらの要因の中には、仕入先が継続的に調達部品を調達し供給できるか、またトヨタが、仕入先から調達部品を競争力のある価格で供給を受けられるか等が含まれる。このような能力に悪影響を与える可能性のある状況には、地政学的な緊張や、経済制裁などの政府の行動が含まれる。特定の仕入先を失う、又はそれら仕入先から調達部品をタイムリー若しくは低コストで調達できない場合、トヨタの生産に遅延や休止又はコストの増加を引き起こす可能性があり、トヨタの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響が及ぶ可能性がある。

金融サービスにおける競争の激化

世界の金融サービス業界では激しい競争が繰り広げられている。自動車金融の競争激化は、利益率の減少を引き起こす可能性がある。この他トヨタの金融事業に影響を与える要因には、トヨタ車の販売台数の減少、中古車の価格低下による残存価値リスクの増加、貸倒率の増加及び資金調達費用の増加が挙げられる。

デジタル情報技術及び情報セキュリティへの依存

トヨタは、機密データを含む電子情報を処理・送信・蓄積するため、又は製造・研究開発・サプライチェーン管理・販売・会計を含む様々なビジネスプロセスや活動を管理・サポートするために、第三者によって管理されているものも含め、様々な情報技術ネットワークやシステムを利用している。さらに、トヨタの製品にも情報サービス機能や運転支援機能など様々なデジタル情報技術が利用されている。これらのデジタル情報技術ネットワークやシステムは、安全対策が施されているものの、ハッカーによる不正アクセスやコンピュータウィルスによる攻撃、トヨタが利用するネットワーク及びシステムにアクセスできる者による不正使用・誤用、開発ベンダー・クラウド業者など関係取引先からのサービスの停止、電力供給不足を含むインフラの障害、天災などによって被害や妨害を受ける、又は停止する可能性がある。特にサイバー攻撃や他の不正行為は苛烈さ、巧妙さ、頻度において脅威を増しており、そのような攻撃の標的であり続ける恐れがある。このような事態が起きた場合、重要な業務の中断や、機密データの漏洩、トヨタ製品の情報サービス機能・運転支援機能などへの悪影響のほか、法的請求、訴訟、賠償責任、罰金の支払い義務などが発生する可能性もある。その結果、トヨタのブランド・イメージや、トヨタの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、トヨタの取引先やビジネスパートナーに対する同様の攻撃は、トヨタにも同様の悪影響を与える可能性がある。

気候変動及び低炭素経済への移行

気候変動リスクは、日本及び世界で、社会面、規制を含む政治面での関心が高まっている。これらのリスクには、気候変動による物理的リスクや低炭素経済への移行リスクが含まれる。

気候変動の物理的リスクには、台風、洪水、竜巻、干ばつ、山火事など突発的な気象変化に起因する影響と、気温上昇、海面上昇など、長期的な気象変化による影響の両方が含まれる。トヨタはBusiness Continuity Plan（BCP）を策定しているが、異常気象による大規模災害に加え、熱波等が増加・激甚化することで熱中症のリスクが増加し、また、干ばつや渇水による水不足も予想される。これらは、トヨタ並びに仕入先及び取引先の従業員、施設及びその他の資産に損害を与える可能性があり、トヨタの生産、販売又はその他の事業運営に悪影響を及ぼす可能性がある。大規模な災害等はまた、お客様の財政状態に悪影響を及ぼし、トヨタの製品及びサービスの需要に悪影響を与える可能性がある。

低炭素経済への移行リスクとは、気候関連のリスクを軽減するための規制、技術、及び市場の変化やその対応に伴うリスクである。例えば、トヨタは、気候変動に関する法律、規制、政策の変更、気候変動に対処するための技術革新、市場構造の変化をとらえた自動車産業への新規参入者などの要因により、自動車に対するお客様のニーズが変化するリスクにさらされている。お客様のニーズの変化は、トヨタが部品や原材料などの調達部品を継続的かつ競争力のある価格で調達するために、新たな供給網の確立や既存の供給網の強化が必要になるなど、付随的なリスクや課題をもたらす可能性がある。トヨタは、そのようなリスクの顕在化の結果として、又はリスク軽減やリスク対応の努力の結果として、多額の費用及び支出を負担する可能性がある。また、お客様のニーズに対応する製品を開発・提供できない場合、販売シェアの縮小並びに営業収益と利益率の低下を引き起こすリスクがある。

トヨタは、トヨタの事業やビジネスパートナーに関する気候変動関連事項の開示を公表している。この開示には、トヨタの予想に基づき、将来の見通しに関する記述が含まれており、結果的にこれらが実現できない可能性がある。また、気候変動に関する取り組みは意図した結果をもたらさない可能性があり、目標の達成時期やコスト、達成能力に関する予測は、リスクと不確実性を伴う。その結果、気候変動関連の目標が達成できない恐れがある。特に、中長期にわたるトヨタの気候変動関連の目標の達成には、多大なリソースと投資、並びにコンプライアンス、リスク管理システム、内部統制及びその他の内部手続のさらなる改善が必要である。また、トヨタがコントロールできない環境・エネルギー規制、政策の変更、技術革新、顧客や競合他社の行動等にも影響を受ける。気候変動関連の目標を達成できない、又は達成できないとみなされた場合、トヨタのブランド・イメージ、財務状況、経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

優秀で多様な人材の確保と育成

事業環境の急激な変化やモビリティカンパニーへの変革に向けた取り組みを進めるにあたり、優秀で多様な人材を確保し、育成し続けることが重要である。しかしながら、そのような人材の獲得競争は激しく、トヨタが高い専門性や豊富な経験を持つ多様な人材を計画どおりに採用、定着化できない場合、又は成長に必要な機会、教育、リソースを提供できない場合、競争力低下につながり、トヨタの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響を与える可能性がある。

金融・経済のリスク

為替及び金利変動の影響

トヨタの収益は、外国為替相場の変動に影響を受け、主として日本円、米ドル、ユーロ、並びに豪ドル、加ドル及び英国ポンドの価格変動によって影響を受ける。トヨタの連結財務諸表は、日本円で表示されているため、換算リスクという形で為替変動の影響を受ける。また、為替相場の変動は、外国通貨で販売する製品及び調達する材料に、取引リスクという形で影響を与える可能性がある。特に、米ドルに対する円高の進行は、トヨタの経営成績に悪影響を与える可能性がある。

為替相場及び金利の変動リスクを軽減するために、現地生産を行い、先物為替予約取引や金利スワップ取引を含むデリバティブ金融商品を利用しているが、依然として為替相場と金利の変動は、トヨタの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響を与える可能性がある。

原材料価格の上昇

鉄鋼、貴金属、非鉄金属（アルミ等）、樹脂関連部品など、トヨタ及びトヨタの仕入先が製造に使用する原材料価格の上昇は、部品代や製造コストの上昇につながり、これらのコストを製品の販売価格に十分に転嫁できない場合、トヨタの将来の収益性に悪影響を与える可能性がある。

金融市場の低迷

世界経済が急激に悪化した場合、多くの金融機関や投資家は、自らの財務体力に見合った水準で金融市場に資金を供給することが難しい状況に陥る可能性がある。その結果、企業がその信用力に見合った条件で資金調達をすることが困難になる可能性がある。必要に応じて資金を適切な条件で調達できない場合、トヨタの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローが悪影響を受ける可能性がある。

政治・規制・法的手続・災害等に関するイベント性のリスク

自動車産業に適用される法律、規制及び行政措置

世界の自動車産業は、様々な法律や規制の適用を受けている。トヨタは、法律や規制、行政措置、又はそれらへの対応の結果として、多額の費用を負担しており、今後も発生することが予想される。さらに、新しい法律や規制の適用、又は既存の法律や規制の変更によっても、将来的に追加的な費用が発生する可能性がある。トヨタが、法律、規制、行政措置に関連して多額の費用を負担する場合、トヨタの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況並びにそれらの見通しに重大な影響を及ぼす可能性がある。また、これらの法律、規制及び行政措置は、トヨタの事業を制限するものとなる可能性があり、その場合、トヨタの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況並びにそれらの見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

例えば、トヨタは自動車の安全性や排ガス、燃費、騒音、公害をはじめとする環境問題などに関する様々な法律と政府の規制の適用を受けている。特に、安全面では、法律や政府の規制に適合しない、又はその恐れのある自動車は、リコール等の市場処置の実施が求められる。さらに、トヨタはお客様の安心感の観点から、法律や政府の規制への適合性に関わらず、自主的に販売停止やリコール等の市場処置を実施する可能性もある。トヨタが市場に投入した車両にリコール等の市場処置が必要となった場合（リコール等に関係する部品はトヨタが第三者から調達したものも含む）、製品のリコール等にかかる費用を含めた様々な費用が発生する可能性がある。また、多くの政府は、価格管理規制や為替管理規制を制定している。さらに、規制を遵守できなかった場合、法的手続、リコール、改善措置の交渉、罰金、是正命令、政府承認の取り消しやその他の政府制裁の賦課、製品提供の制限、補償金の支払い等の不利益をもたらす可能性がある。

同様に、多くの政府は、関税やその他の貿易障壁、税金、課徴金を課したり、価格や為替の規制を制定している。例えば、2025年には、自動車産業に特化した関税を含む対米輸出関税の大幅な引き上げが、米国の他の貿易政策の変更とともに発表され、それに対応して他の国々も報復関税や貿易政策の変更を発表し、現在も高い関税率が継続している。このような関税や貿易政策の将来の変更、又は他の関税や貿易関連措置の時期、実施期間、及び範囲を予測することは困難であり、最近発表された関税や貿易関連措置は、トヨタ製品のコストを上昇させ、将来の需要の鈍化を引き起こす可能性がある。また、トヨタのサプライチェーンや物流ネットワークへの影響は、トヨタの生産や販売に悪影響を及ぼす可能性がある。上記の影響は主として米国におけるものであるが、トヨタの事業活動への影響は米国に限定されるものではない。当該状況が長期間継続した場合、トヨタのみならず、自動車産業全体及び関連業界の他の企業にも悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、トヨタの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況並びにそれらの見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、当該関税や貿易関連措置の影響を緩和するための取り組みは、トヨタのコスト負担を増加させ、経営上注意を要するリスクとなる可能性がある。

法的手続

トヨタは、製造物責任、知的所有権の侵害等、様々な法的手続の当事者となる可能性がある。また、株主との間で法的手続の当事者となったり、行政手続又は当局の調査の対象となる可能性もある。現在トヨタは、行政手続及び当局の調査を含む、複数の係属中の法的手続の当事者となっている。トヨタが当事者となる法的手続で不利な判断がなされた場合、トヨタの評判、ブランド・イメージ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響が及ぶリスクがある。

自然災害、感染症、政治動乱、経済の不安定な局面、燃料供給の不足、インフラの障害、戦争、テロ又はストライキの発生

トヨタは、全世界で事業を展開することに関連して、様々なイベントリスクにさらされている。これらのリスクとは、自然災害、感染症の発生・蔓延、政治・経済の不安定な局面、燃料供給の不足、天災などによる電力・交通機能・ガス・水道・通信等のインフラの障害、戦争、テロ、ストライキ、操業の中断などが挙げられる。トヨタが製品を製造するための材料・部品・資材などを調達し、又はトヨタの製品が製造・流通・販売される主な市場において、これらの事態が生じた場合、トヨタの事業運営に障害又は遅延をきたす可能性がある。トヨタの事業運営において、重大又は長期間の障害並びに遅延が発生した場合、トヨタの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響が及ぶリスクがある。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

下記「(3) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び上記「第2 企業の概況 3 事業の内容」を参照のこと。

(2) 生産、受注及び販売の状況

下記「(3) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

(3) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

本項には、将来の事象、事業計画、目的及び予想される経営成績に係る見積り、予想及び当社の考えに関する記述を含む将来の見通しに関する記載並びにこれらの記載の基礎となっている前提が含まれている。将来に関する見通しは、将来の業績、実績又は成果を予測、予想、表示又は暗示するあらゆる記載を含んでおり（ただし、これらに限られない。）、当事業年度末現在の当社による判断に基づくものである。当社は、将来の見通しに関する記載が、そこに記述されている結果と著しく異なる結果を引き起こす可能性がある既知及び未知のリスク、不安定要素並びに他の重要な要因により影響を受けることを警告する。これらのリスク及び不安定要素に鑑み、投資家は、実際の結果の予測である将来の見通しに関する記載を過度に信頼するべきではない。当社は、実際の結果を反映させるため、又は将来の見通しに関する記載に影響を与える要因に変更が生じた場合に、将来の見通しに関する記載を更新する予定はない。

概要

当社の主要な借入は、当社の短期コマーシャル・ペーパー・プログラム及び当社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「EMTNプログラム」という。）からなる。さらに当社は、銀行から中期の借入を行った。当社の資金調達プログラム及びそれに関連する費用は、資本市場の変動及び実効金利の影響を受ける。これらの要素は、収益資産の成長を支持するための費用効率の高い資金調達を行う能力に影響を及ぼす可能性がある。

当社はトヨタ自動車及びTFSの子会社及び関係会社に対し、固定金利及び変動金利による貸付を行っている。固定金利貸付はほぼすべて、当社のリスク管理方針に従って、3ヶ月間基準の変動金利にスワップされる。

当社は、流動性に関して、不利な市場環境の下であっても適時に費用効率の高い方法で資金を調達し、債務を返済する能力を維持することを戦略としている。かかる能力は主として、当社の高い格付、国際資本市場における資金調達能力及び貸借対照表から流動性を生み出す能力から生じるものである。かかる戦略により、当社は、とりわけ市場及び地理的配分並びに証券の種類を多様化した借入基盤を整備した。

2026年度の事業の概要

収益は、当事業年度において、前事業年度の1,004.8百万ユーロから3.2%減少し、973.1百万ユーロとなった。受取利息は、当事業年度において、前事業年度の993.4百万ユーロから3.2%減少し961.5百万ユーロとなった。これは、()一部の関連当事者の借入構成の多様化に向けた取組みの強化、又は()オフショア融資取引に適用される源泉徴収税の影響で、現地のオンショア借入という選択肢の方が当社からの貸付よりも魅力的な条件となったことによる、一部の関連当事者からの返済に起因するものであった。

資金調達費用は、当事業年度において、前事業年度の935.6百万ユーロから2.9%減少し、908.2百万ユーロとなった。資金調達費用の減少は主として、関連当事者からの借入金が増加したことによるものであった。

当事業年度の税引前損益は、前事業年度の88.6百万ユーロの利益と比較して14.8百万ユーロ増加し、103.4百万ユーロの利益となった。税引前損益の改善の主な要因は、グループ会社に対する貸付金に係る予想信用損失（以下「ECL」という。）が前事業年度と比較して23.8百万ユーロ減少したことであった。これは主として、当社によるステージ1の貸付金について、当社の最終の親会社であるトヨタ自動車の市場のパラメーターが改善したことを受け、ECL引当金が戻し入れられたことによるものであった。かかる改善は、前事業年度と比較して、売上総利益が4.3百万ユーロ減少し、金融商品に係る純利益が6.0百万ユーロ減少したことにより、一部相殺された。

当事業年度において、当社の売上総利益は4.3百万ユーロ（又は6.3%）減少し、64.9百万ユーロとなった。この減少は主として、当社が関連当事者に対する貸付の平均よりも概して長期の資金調達を行うことによるALMギャップの増大に起因するものであった。

当社は、当事業年度において、前事業年度と比較して金融商品に係る6.0百万ユーロの純利益の減少を認識したが、これは、主にロシアの関連会社に対してロシア・ルーブル建てで融資されたヘッジなしの貸付金残高に起因するものであった。これにより、当事業年度に前事業年度より7.3百万ユーロ少ない、2.0百万ユーロの未実現為替差損を計上した。金融商品に係る純利益の残りの要因は、主にデリバティブの評価及び公正価値ヘッジ会計を通じて認識された金利変動による公正価値調整に関連するものであった。金融商品に係る純損益に関する詳細については、財務書類の「注記11 金融商品に係る純利益/(損失)」及び「注記16 デリバティブ金融商品」に記載されている。

当社は、予想信用関連損失につき、前事業年度の26.1百万ユーロと比較して当事業年度は2.4百万ユーロを認識し、前事業年度と比較して、23.8百万ユーロの改善となった。2.4百万ユーロのECLには、当社のロシアの関連会社に対する貸付金残高及びステージ1の貸付金のECLに関する減損費用が含まれる。ステージ1の貸付金のECLについて、前事業年度中の大幅な上昇の後に正常化したトヨタ自動車の市場のパラメーターの改善により、当社は、ステージ1の貸付金に対するECL引当金の一部を戻し入れることができた。その結果、当社は、前事業年度中にECL引当金を13.8百万ユーロ増額した一方で、当事業年度には5.4百万ユーロの戻入れを認識した。減損費用について、当社は、ステージ3の貸付金の対象範囲に含まれる、ロシアの関連会社に対するエクスポージャーに関する減損損失引当金に、7.5百万ユーロを追加した。当事業年度において、関係会社に対する貸付金で、追加的にステージ2又はステージ3に移行したものはなかった。当社のロシアの関連会社に対する貸付金を除き、その他の関係会社に対する貸付金はすべてステージ1のままであった。当社は、2026年3月31日までに、ロシアの関連会社に対するエクスポージャーの92%に引当金を計上した。財務書類の「注記14 関係会社に対する貸付金」も参照のこと。

税引後損益は、前事業年度の53.0百万ユーロの利益と比較して、当事業年度には67.9百万ユーロの利益となった。

当事業年度末現在、総額238億ユーロ相当が関係会社に貸し付けられている。これは、前事業年度末現在の貸付残高の247億ユーロと比較して9億ユーロの減少である。かかる減少は、()一部の関連当事者の借入構成の多様化に向けた取組みの強化、又は()オフショア融資取引に適用される源泉徴収税の影響で、現地のオンショア借入という選択肢の方が当社からの貸付よりも魅力的な条件となったことによる、一部の関連当事者からの返済に起因するものであった。当社は、当事業年度末の現金及び現金同等物が、前事業年度と比較して9億ユーロ増加したことを公表した。当事業年度において、当社は、前事業年度と比較して、コマーシャル・ペーパー・プログラム及びEMTNプログラムに基づく資本市場取引について合計17億ユーロ減額した一方、銀行借入金及び関連当事者からの借入金を合計16億ユーロ増額した。

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末の102億ユーロから6.1%減少して、96億ユーロとなった。当事業年度末の流動負債は、前事業年度末の104億ユーロから5.4%減少して、98億ユーロとなった。当事業年度末の正味流動負債は、前事業年度末の147百万ユーロの正味流動負債と比較して増加し、200百万ユーロとなった。この増加は、(a)関係会社への短期貸付金が14.7億ユーロ減少したものの、現金残高8.9億ユーロにより一部相殺されたこと、及び(b)短期借入金が6.4億ユーロ減少したことにより起因するものであった。

ロシアの関連会社の一社であるトヨタ バンク ロシア株式会社は、当社に利息を支払う前にロシア中央銀行からの事前の承認が必要である一方、ロシアにおけるトヨタのリース事業は、かかる監督の対象とはならないが、ロシア国外への月次の支払を10百万ルーブルに制限する命令第95号の規制の対象となる。ロシア中央銀行による金利引上げを受け、当事業年度において、ロシアのリース会社が支払うべき利息額が10百万ルーブルの閾値を超え、その超過分は、当事業年度中に当社がロシアで開設したC口座に預けられた。当社は、C口座に預けられた金額が当社の他の銀行口座へ振り替えられることについて、管理権限を有しない。当社は、当事業年度において、C口座の金額(327千ユーロ)について全額減損処理を行った。

財務書類の「注記2 重要な会計方針の要約 継続企業」に記載のとおり、当社の取締役会は、当社が予見可能な限り将来にわたって通常業務を継続し、予算に従って戦略目標を達成でき、当社の現在の業務に伴うリスクにかかわらず、過去と同様にプラスの売上総利益を実現できる見込みであると判断している。

ロシアとウクライナの間の地政学的紛争の発生当初から、当社は、欧州連合、英国及び米国が課した制裁に関する様々な規則及びその改正規則に準拠するため、ロシアの関連会社に対する当社の貸付金に適用される規制を注意深く監視してきた。当社は、最新の制裁規制を確実に遵守するため、外部の制裁専門家から法的知見を得ている。

流動性及び資金源

流動性リスクとは、支払期日を迎えた際に債務を履行できないことにより発生するリスクである。当社は流動性に関して、不利な市場環境の下であっても適時に費用効率の高い方法で資金を調達し、負債を償還する能力を維持することを戦略としている。かかる能力は主に、当社の貸借対照表から流動性を生み出す能力と共に、国際資本市場において資金調達をする当社の能力から生まれる。かかる戦略により、当社は、とりわけ市場及び地理的配分、証券の種類並びに投資家の種類を多様化した借入基盤を整備した。TFSにより提供されるクレジット・サポートは、流動性の計画並びに資本及びリスク管理において当社がこれに依存するものではないが、当社にとって流動性を増加させる要因となる。

流動性確保のために、当社は、前事業年度末現在において540百万ユーロの現金及び現金同等物を保有していたのに対して、当事業年度末現在においては、1,433百万ユーロの現金及び現金同等物を保有しており、当事業年度末現在の現金及び現金同等物には、当事業年度における満期が16日から91日までの総額421百万ユーロの短期預金が含まれる。

次の表は、当社の資金源別の借入残高の概要である。

	3月31日現在	
	2025年	2026年
(単位：百万ユーロ)		
コマーシャル・ペーパー	3,475	3,057
ユーロ・ミディアム・ターム・ノート	14,938	13,642
銀行借入金	6,011	6,890
グループ会社借入金	838	1,569
借入金合計額	25,262	25,158

当社は、単一の資金源に依存せず、資金調達活動を市場環境、相対的なコスト及び他の要素に応じて再調整することができる。当社は、その資金源が、営業及び投資活動と一体となって、今後の資金需要を満たし事業発展を実現するのに十分であると考えている。当社の資金調達額は、資産の増加及び借入金の満期日に基づいている。

(a) コマーシャル・ペーパー及びその他の短期借入

短期の資金需要は、欧州及び米国におけるコマーシャル・ペーパーの発行を通じて充足される。当事業年度期中の当社のコマーシャル・ペーパー・プログラムに基づくコマーシャル・ペーパーの発行残高は、約29億ユーロから46億ユーロの範囲であり、平均発行残高は36億ユーロであった。当社のコマーシャル・ペーパー・プログラムは、本項で後述される流動性と信枠による裏付けがなされている。

(b) ミディアム・ターム・ノート

中期の資金需要の一部は、当社のEMTNプログラムに基づく債券（以下「EMTN」という。）の発行により充足されている。資金源を多様化するため、当社は様々な市場、通貨及び満期日で様々な投資家を対象とした発行を行い、証券の分布を広げ、流動性をさらに向上させることを可能にした。

次の表は、当社のEMTN合計の概要である。

	EMTN合計(注1)
	(単位：百万ユーロ)
前事業年度末現在の残高	14,938
当事業年度における発行高	3,447
当事業年度における償還	(4,625)
外国為替相場再評価、公正価値調整、償却費及び未払利息の変動	(118)
当事業年度末現在の残高	13,642

(注1) 固定利付債及び変動利付債により構成されている。固定利付債の発行に際しては、当社は、通常、支払変動金利スワップを締結することとしている。

当社は、非ユーロ建て債券の発行と同時に、かかる債券をユーロ建て、英ポンド建て又は米ドル建ての元利金の支払に転換する通貨金利スワップ契約を締結した。

当社は、関係会社であるトヨタ クレジット カナダ インク、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド及びトヨタ モーター クレジット コーポレーション（当社及びかかる関係会社をあわせて、以下「EMTN発行者」と総称する。）と共にEMTNプログラムを保有している。EMTNプログラムは、国際資本市場における債券の発行について規定している。EMTN発行者は2025年9月、EMTNプログラムを1年間更新した。EMTNプログラムに基づき、EMTN発行者により発行される債券の随時発行可能な元本総額の上限は600億ユーロ（又はこれに相当する外貨）であり、この資金源を継続して使用することができるよう、随時これを増額することができる。また、当社は、国際資本市場において、EMTNプログラムに基づき発行されるもの以外の債券を発行し、又は国際資本市場を通じてその他の無担保融資契約を締結することができる。EMTNプログラムに基づいて発行される債券は、一般的な条項を含む代理契約の条項に従って発行される。EMTNプログラムに基づき発行される特定の債券には、ネガティブ・プレッジ条項が適用される。

(c) グループ会社借入金

当事業年度において、当社は、トヨタ モーター クレジット コーポレーションとの間で設定している与信枠に基づく借入を行い、当該与信枠に基づく当事業年度末現在の借入残高総額は、1,569百万ユーロであった。当社がTFSとの間で設定している与信枠に基づく借入は行われなかった。

(d) 第三者借入金

当事業年度において、当社は、様々な銀行との間でターム・ローン契約を締結した。これらのターム・ローン契約には、この種の取引において一般的な取決め及び条項（ネガティブ・プレッジ条項、クロス・デフォルト条項並びに特定の企業結合、吸収合併及び資産の売却に関する制限を含む。）が含まれている。当社は現在、これらの取決め及び条項を遵守している。

次の表は、第三者からの当社の借入金合計の概要である。

	銀行借入金合計 (単位：百万ユーロ)
前事業年度末現在の残高	6,011
当事業年度における融資	2,632
当事業年度における返済	(1,586)
外国為替相場再評価、公正価値調整、償却費及び未払利息の変動	(167)
当事業年度末現在の残高	6,890

(e) 流動性と信枠

流動性を増加させるために、当社は、以下に記載のとおり一部の銀行との間でシンジケート銀行与信枠及びバイラテラル・リボルピング銀行与信枠を設定しており、これらは一般業務のために利用することができる。

当社及びその他のトヨタの関係会社は、50億米ドルの364日間のシンジケート銀行与信枠、50億米ドルの3年間のシンジケート銀行与信枠、及び50億米ドルの5年間のシンジケート銀行与信枠を設定しており、それぞれ2027年3月31日に終了する事業年度、2029年3月31日に終了する事業年度及び2031年3月31日に終了する事業年度に期間が満了する。

当社は、様々な銀行との間にその他の無担保与信枠を設定している。当事業年度末現在、当社は合計3,202百万ユーロ相当のコミット型のバイラテラル銀行与信枠を設定しており、このうち2,573百万ユーロは合計11行との間の364日間の与信枠に基づくもの、478百万ユーロは2行との間の3年間の与信枠に基づくもの、150百万ユーロは1行との間の5年間の与信枠に基づくものである。

これらの与信契約には、この種の取引において一般的な取決め及び条項（ネガティブ・プレッジ条項、クロス・デフォルト条項並びに特定の企業結合、吸収合併及び資産の売却に関する制限を含む。）が含まれている。当事業年度末及び前事業年度末現在、これらの与信枠から引き出された金額はなく、残高もなかった。当社は現在、上記の与信契約の定める取決め及び条項を遵守している。

(f) クレジット・サポート・アグリーメント

トヨタ自動車とTFSとの間のクレジット・サポート・アグリーメント（以下「トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメント」という。）の条項に従い、トヨタ自動車は、(1)TFSの発行済株式の100%所有を維持し、(2)TFS及びその子会社に1,000万円以上の正味資産を維持せしめ、(3)TFSに対し、()TFSがそのボンド、ディベンチャー、ノート及びその他の投資有価証券及びコマーシャル・ペーパー（以下「TFS証券」と総称する。）から発生する債務並びに()同社が締結した保証又はクレジット・サポート・アグリーメントの結果、負うこととなった債務を履行するために十分な資金を提供することに合意している。トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントは、TFSの証券又は債務に対するトヨタ自動車の保証ではない。トヨタ自動車の、トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントに基づく債務は、無担保優先債務と同順位である。トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントは、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

TFSと当社との間の類似のクレジット・サポート・アグリーメント（以下「TFSクレジット・サポート・アグリーメント」という。）の条項に従い、TFSは、(1)当社の100%所有を維持し、(2)当社及び（子会社がある場合）その子会社に対し100,000ユーロ以上の正味資産を維持せしめ、(3)当社に対し、当社がそのボンド、ディベンチャー、ノート及びその他の投資有価証券並びにコマーシャル・ペーパー（以下「TMF証券」と総称する。）から発生する債務を履行するために十分な資金を提供することに合意した。TFSクレジット・サポート・アグリーメントは、TMF証券又はその他の当社の債務に対するTFSの保証ではない。TFSの、TFSクレジット・サポート・アグリーメントに基づく債務は、無担保優先債務と同順位である。TFSクレジット・サポート・アグリーメントは、日本法の適用を受け、解釈は日本法に準拠するものとする。

TMF証券の所持人は、当該所持人が、請求書にTFSクレジット・サポート・アグリーメント及び／又は（場合により）トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントに基づき付与された権利を行使することを明示した書面を添えて提出することにより、TFS及びトヨタ自動車に対して直接そのTFSクレジット・サポート・アグリーメント及びトヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントに基づく債務を履行するよう請求する権利を有する。TFS及び／又はトヨタ自動車がそのような請求をTMF証券の所持人から受領した場合には、TFS及び／又はトヨタ自動車はTFSクレジット・サポート・アグリーメント及び／又は（場合により）トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントに基づく自己の債務の履行を行わなかったために生じた損失又は損害を（当該所持人がいかなる行為又は手続をとることも要さず）直ちに補償する。請求を行ったTMF証券の所持人は、その上で、直接TFS及び／又はトヨタ自動車に対して補償債務の強制執行を行うことができる。

トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメント及びTFSクレジット・サポート・アグリーメントには、相手方当事者に対する30日前の書面による通知に基づく解約が規定されている。かかる解約は、すべてのTFS証券若しくはTMF証券が返済されるまで若しくは返済されない限り、又は各関連格付機関が、すべてのTFS証券若しくはTMF証券の債券格付がかかる解約によって影響を受けないということを確認するまで若しくは確認しない限り、その効力は生じないものとされている。

TFSクレジット・サポート・アグリーメントに関し、当社及びTFSは、クレジット・サポート料金契約（以下「クレジット・サポート料金契約」という。）の当事者である。クレジット・サポート料金契約は、当社が、TFSに対し、クレジット・サポートを受けることのできるTMF証券の加重平均残高に基づく金額を半年ごとに手数料として支払うべき旨を定めている。

(g) 信用格付

無担保借入のコスト及び利用可能性は、信用格付の影響を受ける。格付が低い場合には、一般的に借入費用が上昇し、資本市場からの資金調達が制限される。信用格付は、証券の買入れ、売却及び保有を奨励するものではなく、いつでも格付を付与した全国的に認知されている統計的格付機関（NRSRO）により見直し及び取消しをされる可能性がある。各NRSROは異なるリスク評価基準を使用している可能性があり、したがって格付はNRSROごとに別々に評価されなければならない。当社の格付は、TFS及びトヨタ自動車のクレジット・サポート・アグリーメントの存在に部分的に依拠している。

保証

当社は、トヨタ自動車の他の子会社のコマーシャル・ペーパー、ミディアム・ターム・ノート及びその他の債券の発行に関して元本及び利息の支払いの保証を行っている。当社は、かかる支払いの保証について、前事業年度の5.8百万ユーロの手数料と比較して、当事業年度には6.3百万ユーロの手数料を受領している。これらの保証の内容及び金額は、財務書類の「注記30 偶発債務」に記述されている。当社は、関連するトヨタ自動車の子会社の純資産額及び収益性を検討することにより、引当金の必要性を判断している。TFSクレジット・サポート・アグリーメント及びクレジット・サポート料金契約は、関連するトヨタ自動車の子会社のコマーシャル・ペーパー、ミディアム・ターム・ノート及びその他の債券の発行に関する当社の偶発債務に対し適用される。

契約上の債務及びクレジット関連のコミットメント

当社は、契約並びにクレジット関連の金融商品及びコミットメントに基づき、将来的に支払いを行うべき一定の債務を負っている。当事業年度末現在における契約上の債務及びクレジット関連のコミットメントの総額は以下のとおりである。

当事業年度末現在	支払期限までの期間			
	3ヶ月以内	4ヶ月-12ヶ月	1-5年	5年超
契約上の債務				
(単位：百万ユーロ)				
グループ会社借入金	191.3	260.2	1,277.2	-
銀行借入金	726.7	998.5	5,645.8	-
コマーシャル・ペーパー	2,265.2	803.0	-	-
EMTN	1,471.6	3,113.8	9,554.2	164.0
受入担保保証金	176.5	-	-	-
合計	4,831.4	5,175.5	16,477.2	164.0

当事業年度末現在				
未使用のクレジット関連のコミットメント	3ヶ月以内	4ヶ月-12ヶ月	1-5年	5年超
(単位：百万ユーロ)				
未使用の貸付コミットメント	1,426.4	-	-	-

重要な会計上の見積り

当社は、下記の見積りが当社の事業運営及び当社の業績を理解するにあたって重要であると考えている。当社の重要な会計上の見積りを決定するにあたって勘案される要素の評価には、重要な仮定、複雑な分析及び経営判断が必要となる。これらの要素の評価についての変更は、財務書類に重大な影響を及ぼす可能性がある。異なる仮定又は経済状態の変動は、当社の経営成績及び財政状態にさらなる変化を招く可能性がある。

デリバティブ商品

当社は、デリバティブ商品を用いて金利リスク及び外国為替相場リスクなどの市場リスクを管理している。これらの商品には、金利スワップ、クロスカレンシー・スワップ及び為替予約が含まれる。当社によるデリバティブの利用は、金利リスク及び外国為替相場リスクを管理することに限定される。

必要な見積り及び仮定の内容

経営陣は、ヘッジ商品、ヘッジ対象項目、ヘッジされるリスクの内容及びヘッジ商品の効果を査定するために用いられる方法を見極めた上で、デリバティブ会計の適用を決定する。当社の金融デリバティブ商品の公正価値は、金利、外国為替相場及びその変動を含む直ちに利用可能な市場データを用いた割引キャッシュ・フロー分析等の標準的な評価手法を適用して算出される。ただし、公正価値の見積りを更新するための市場データの分析には相当の判断を要するため、見積りは必ずしも現在の市場において実現できる金額又は支払われるであろう金額を示すものではない。

5 【重要な契約等】

当社と関連当事者間の契約

トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメント、TFSクレジット・サポート・アグリーメント及びクレジット・サポート料金契約の定義及び内容については、上記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 流動性及び資金源 (f) クレジット・サポート・アグリーメント」を参照のこと。

当社及び関連当事者の間の契約その他の取引に関する詳細については、財務書類の「注記29 関連当事者取引」を参照のこと。

代理契約

当社、トヨタ クレジット カナダ インク、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド及びトヨタ モーター クレジット コーポレーションの600億ユーロ ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券は、発行者としての当社及び発行代理人兼主支払代理人兼計算代理人として、そのロンドン支店を通じて職務を行うザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン等の間の2024年9月13日付改定代理契約に従う。

本書提出日現在、発行代理人兼主支払代理人の名称及び所定の事務所は、以下のとおりである。

発行代理人兼主支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（そのロンドン支店を通じて）

(The Bank of New York Mellon, acting through its London branch)

英国 ロンドン EC4V 4LA 160 クイーン・ビクトリア・ストリート

(160 Queen Victoria Street, London EC4V 4LA, United Kingdom)

銀行与信契約

(a) 流動性と信枠に係る契約

当社は、以下に記載のとおり一部の銀行との間で3件のコミット型のシンジケート銀行与信枠を含む、多数のリボルビング与信枠を設定しており、これらは一般業務のために利用することができる。

当社及びその他のトヨタの関係会社は、50億米ドルの364日間のシンジケート銀行与信枠、50億米ドルの3年間のシンジケート銀行与信枠、及び50億米ドルの5年間のシンジケート銀行与信枠を設定しており、それぞれ2027年3月31日に終了する事業年度、2029年3月31日に終了する事業年度及び2031年3月31日に終了する事業年度に期間が満了する。

当社は合計3,202百万ユーロ相当のコミット型のバイラテラル銀行与信枠を設定しており、このうち2,573百万ユーロは合計11行との間の364日間の与信枠に基づくもの、478百万ユーロは2行との間の3年間の与信枠に基づくもの、150百万ユーロは1行との間の5年間の与信枠に基づくものである。

当社の与信枠に関する詳細については、上記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 流動性及び資金源 (e) 流動性と信枠」を参照のこと。

(b) 第三者借入に関する契約

当事業年度において、当社は、様々な銀行との間でターム・ローン契約を締結した。

詳細については、上記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 流動性及び資金源 (d) 第三者借入金」を参照のこと。

上記の契約を除き、その他の重要な銀行与信契約は存在しない。

6 【研究開発活動】

該当事項なし

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、最近2事業年度末において、土地を保有していなかった。2024年1月1日に、それまでのオフィス物件に代わる新たな物件のリース契約を2030年12月31日まで7年間の期間で締結した。最近事業年度において、総額32,000ユーロの事務設備の購入があった。当社の事業に用いるための無形資産の購入はなかった。2026年3月31日以降、当社の重要な資産について、売却、廃棄又は除却は行われていない。

2 【主要な設備の状況】

上記「1 設備投資等の概要」を参照のこと。

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要なものはない。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

(2026年3月31日現在)

授權株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
-	2,000	-

【発行済株式】

(2026年3月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面454ユーロ)	普通株式	2,000	-	議決権の制限 のない株式
計	-	2,000	-	-

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

該当事項なし

(4) 【所有者別状況】

下記「(5) 大株主の状況」を参照のこと。

(5) 【大株主の状況】

(2026年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有 株式数の割合(%)
トヨタファイナンシャル サービス株式会社	名古屋市西区牛島町6番1号	2,000	100%
計	-	2,000	100%

2 【配当政策】

配当は、当社の取締役会の承認に基づき、株主総会の決定に従って行われる。2025年度又は2026年度において、配当は行われていない。

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

() 取締役会

当社の取締役会は、当社の業務及び経営について責任を負っている。当社の取締役会は、2名以上の取締役により構成され、常に2種類の取締役（取締役社長及び取締役（株主代表））からそれぞれ1名が含まれている。

報酬、賞与を受け取る権利及びその他の選任の条件は、当社の株主が各取締役に關して個別に決定するものとする。

なお、当社において監督取締役会は設置されていない。

取締役会に関する詳細については、上記「第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要 (2) 提出会社の定款等に規定する制度」を参照のこと。

() リスク管理

当社は資金調達会社であるため、信用リスク、流動性リスク、金利リスク及び外国為替相場リスク等の様々な金融リスクの影響を受ける。当社は、担保を交換する契約を締結し、外貨建ての資産及び債務を均衡させ、かつ金利スワップ、クロスカレンシー・スワップ及び為替予約等の金融商品を利用して金利リスク及び外国為替相場リスクを管理することによって、これらのリスクが財務成績に及ぼす悪影響を限定することを目的として、リスク管理プログラムを実施している。

(2) 【役員の状況】

取締役及び業務執行役員

(a) 取締役

取締役の役職名、氏名、生年月日、略歴、任期及び所有株式数は以下のとおりである。

男性取締役の数：2、女性取締役の数：0（女性取締役の割合：0％）

(有価証券報告書提出日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (現地)	野 田 一 夫	1967年 2 月 3 日	1990年 4 月	株式会社大和銀行(現 株式会社りそな銀行) 入行	なし	なし
			2000年 4 月	ビー・エム・ダブリュー・ジャパン・ファイナンス株式会社 入社		
			2004年 5 月	三洋電機クレジット株式会社(現 三井住友ファイナンス&リース株式会社) 入社		
			2007年11月	トヨタファイナンシャルサービス株式会社(TFS) 入社		
			2011年 1 月	トヨタ アストラ ファイナンシャルサービス株式会社 バイスプレジデントディレクター 出向		
			2014年 1 月	TFS リスクマネジメントグループ バイスプレジデント 就任		
			2017年 1 月	トヨタ モーター クレジット コーポレーション バイスプレジデント 出向		
			2021年 1 月	TFS 財務部 トレジャリーグループ バイスプレジデント 就任		
			2021年 6 月	TFS 財務部長 就任		
			2021年 6 月	トヨタファイナンス株式会社 財務部長 就任		
			2021年 6 月	トヨタ モーター ファイナンス(ネザーランズ) ビービー(TMf) 取締役(株主代表) 就任		
			2023年 1 月	トヨタファイナンシャルサービス インディア株式会社 副社長 出向		
			2026年 1 月	TMf 取締役社長(現地) 就任		
取締役 (株主代表)	坂 真 央	1971年 1 月30日	1993年 4 月	トヨタ自動車株式会社(TMC) 入社	なし	なし
			2008年 1 月	TMC 経理部 国際税務・株式管理グループ グループ・マネージャー 就任		
			2010年 1 月	TMC 経理部 財務報告部 グループ・マネージャー 就任		
			2013年 1 月	トヨタ・キルロスカ・モーター 取締役兼最高財務責任者 就任		
			2016年 1 月	トヨタファイナンシャルサービス株式会社(TFS) グループバイスプレジデント 就任		
			2019年 4 月	トヨタ モーター クレジット コーポレーション 取締役兼財務役 就任		
			2025年 4 月	TFS 財務役 就任		
			2026年 7 月	TFS 財務役 就任		
			2026年 7 月	トヨタファイナンス株式会社 経理財務本部 本部長 就任		
			2026年 7 月	トヨタ モーター ファイナンス(ネザーランズ) ビービー 取締役(株主代表) 就任		

(b) 業務執行役員

当社は、取締役以外の業務執行役員を有しない。

(3) 【監査の状況】**() 監査人**

アーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピーは、2018年度に係る監査から、当社の監査人であった。アーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピーは、2024年6月29日付でイーワイ・アカウンタンツ・ビーヴィー（以下「EY」という。）に変更されている。

TMFは、EYが世界的な監査法人の一つとして当社が求める幅広い監査業務を独立して提供できる専門性を持つため、EYを当社の監査人として選任した。

前事業年度及び当事業年度のEY及びその関係会社に対する費用は、それぞれ、371,000ユーロ及び370,000ユーロであった。

() 監査報酬の内容等**(a) 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容**

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）
60,333,000	15,965,040	64,045,800	14,479,920

(b) その他重要な報酬の内容

該当事項なし

(c) 外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

該当事項なし

(d) 監査報酬の決定方針

該当事項なし

(4) 【役員の報酬等】**() 取締役及び役員の報酬**

当事業年度において、取締役及び役員に支払われた報酬及び賞与の総額は379,000ユーロであった。取締役及び役員の報酬に関する詳細については、財務書類の「注記10 管理費」を参照のこと。

() 特別手当

該当事項なし

(5) 【株式の保有状況】

該当事項なし

4 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社の使命は、トヨタ販売金融会社及びkinto関連会社の志を支えるため、優れた金融サービスを提供することである。社員及び組織は、この使命を達成するための基盤である。

当社は、かかる使命の実現に向けて、将来にわたり通用する専門的スキルの向上を目的としたLearning & Developmentプログラムを策定している。さらに、従業員を支援するため、人事部門では、当社の全従業員に適用される雇用条件、職場環境、企業文化、並びに雇用条件及び関連方針の概要に関する主要な規定、規則、条項その他関連情報を網羅した包括的な人事マニュアルを整備している。また、当社は、トヨタの行動規範を採用している。この行動規範は、当社の従業員が業務及び社会的活動を行うにあたり認識しておくべき方針及び責任を定めている。

当社の給与、賞与その他の従業員福利厚生決定方針は、優秀な人材の採用、維持及び意欲向上を支援するとともに、当社の事業目的、市場慣行及び長期的かつ持続可能な成長との整合性を確保することを目的としている。

基本給は、各ポジションの職責、従業員の経験、資格、個人業績及び関連する市場環境を考慮して決定される。新規採用の場合、人事部門が報酬案を作成し、取締役による審査及び承認を経た上で、採用を決定する。

賞与は、会社業績、事業成果及び個人業績を総合的に考慮して決定される。賞与は会社の裁量により支給され、将来の支給を保証するものではない。

従業員福利厚生は、適用法令、雇用契約及び会社の慣行に従って提供され、年金制度、保険、休暇、通勤手当その他の雇用関連給付を含む場合がある。

(2) 【従業員の状況】

当事業年度において、当社の従業員は平均21名（出向3名、現地採用社員18名）（2025年度：従業員21名（出向3名、現地採用社員18名））であった。

当社の従業員の平均年齢は43歳である。当社の従業員の平均勤続年数は6年8ヶ月であり、平均年間給与（賞与を含む。）は、101,492ユーロである。また、平均年間給与の対前事業年度増減率は3.4%であった。

第6 【経理の状況】

- a 本書記載の当社の邦文の財務書類は、欧州連合により採用されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）及び国際財務報告基準解釈指針委員会が公表した解釈指針、並びにオランダ民法典第2編第9章の規定に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。本書記載の財務書類については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第1項の規定が適用されている。

なお、当社が財務書類の作成上採用した会計処理の原則及び手続と日本における会計処理の原則及び手続の主要な相違については、下記「4 国際財務報告基準と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に記載されている。

- b 当事業年度末現在及び当事業年度の原文の財務書類は、EYの監査を受けている。EYは外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。）であり、本有価証券報告書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係るその監査報告書及び訳文を添付している。当事業年度末現在及び当事業年度の財務書類の比較対象である前事業年度末現在及び前事業年度の財務書類は、当事業年度末現在及び当事業年度の財務書類の監査の対象に含まれている。
- c 邦文の財務書類には、原文の財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円の換算には、2026年7月1日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝185.64円の為替レートが使用されている。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため、合計欄の数値は必ずしも総数と一致しない。なお、円表示額は単に便宜のためであり、ユーロ額が実際に上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。
- d 円換算額及び「第6 経理の状況」の下記2から4までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、上記bの会計監査の対象になっていない。

1 【財務書類】

(1) 包括利益計算書

		3月31日に終了した事業年度			
		2025年		2026年	
		千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円
	注記				
実効金利法で計算された受取利息	5	993,406	184,416	961,465	178,486
受取配当金	6	147	27	-	-
コミットメント枠手数料	7	5,417	1,006	5,347	993
保証手数料収入	7	5,823	1,081	6,268	1,164
収益	4	1,004,793	186,530	973,080	180,643
支払利息	8	(909,743)	(168,885)	(882,608)	(163,847)
手数料費用	9	(25,836)	(4,796)	(25,622)	(4,756)
資金調達コスト		(935,579)	(173,681)	(908,230)	(168,604)
売上総利益		69,214	12,849	64,850	12,039
管理費	10	(9,464)	(1,757)	(8,008)	(1,487)
金融商品に係る純利益 / (損失)	11	54,984	10,207	48,944	9,086
グループ会社に対する貸付金に係る信用損失調整	14	(26,133)	(4,851)	(2,377)	(441)
営業費用合計		19,387	3,599	38,559	7,158
税引前損益		88,601	16,448	103,409	19,197
税金	13	(35,587)	(6,606)	(35,524)	(6,595)
税引後損益		53,014	9,842	67,885	12,602
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に係る純利益 / (損失)	28	212	39	-	-
当期包括利益合計 (税控除後)		53,226	9,881	67,885	12,602
株主に帰属する当期利益		53,226	9,881	67,885	12,602

財務書類注記は当財務書類の不可欠な一部である。

(2) 財政状態計算書（損益配賦後）

注記	3月31日現在			
	2025年		2026年	
	千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円
資産				
流動資産				
関係会社に対する貸付金	14	9,318,965	1,729,973	7,847,007
その他の債権	20	214,342	39,790	204,363
金融保証資産		11,195	2,078	13,851
デリバティブ金融商品	16	135,126	25,085	102,002
現金及び現金同等物	22	539,842	100,216	1,432,656
流動資産合計		10,219,470	1,897,142	9,599,879
非流動資産				
関係会社に対する貸付金	14	15,389,457	2,856,899	15,940,247
関係会社に対する定期預け金		200,000	37,128	200,000
デリバティブ金融商品	16	336,164	62,405	316,842
持分投資 - 関係会社	15	0	0	0
有形固定資産	17	546	101	438
無形資産	18	22	4	1
繰延税金資産	19	46,230	8,582	33,718
非流動資産合計		15,972,419	2,965,120	16,491,249
負債				
流動負債				
借入金	23	10,024,427	1,860,935	9,389,444
デリバティブ金融商品	16	118,020	21,909	191,917
金融保証債務	24	11,195	2,078	13,851
当期税金負債	21	20,599	3,824	14,343
その他の負債及び未払費用	25	192,123	35,666	190,380
流動負債合計		10,366,364	1,924,412	9,799,935
正味流動負債		(146,894)	(27,269)	(200,056)
非流動負債				
借入金	23	15,238,121	2,828,805	15,769,458
デリバティブ金融商品	16	404,324	75,059	270,770
非流動負債合計		15,642,445	2,903,863	16,040,228
純資産		183,080	33,987	250,965
株主資本				
親会社株主に帰属する資本				
資本金	27	908	169	908
資本剰余金	27	41,000	7,611	41,000
利益剰余金		140,693	26,118	208,578
FVOCIで測定する資本性金融商品に係るその他の剰余金	28	479	89	479
株主資本合計		183,080	33,987	250,965

現金及び現金同等物において、421百万ユーロは短期預金への預入れである。注記22も参照のこと。

財務書類注記は当財務書類の不可欠な一部である。

(3) 持分変動計算書

注記	資本金		資本剰余金		利益剰余金		公正価値 評価差額金		合計	
	千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円
2024年4月1日 現在残高	908	169	41,000	7,611	87,679	16,277	267	50	129,854	24,106
資本性金融商品 28	-	-	-	-	-	-	212	39	212	39
当期損益	-	-	-	-	53,014	9,842	-	-	53,014	9,842
当期包括利益合計	-	-	-	-	53,014	9,842	212	39	53,226	9,881
2025年3月31日 現在残高	908	169	41,000	7,611	140,693	26,118	479	89	183,080	33,987
資本性金融商品 28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	67,885	12,602	-	-	67,885	12,602
当期包括利益合計	-	-	-	-	67,885	12,602	-	-	67,885	12,602
2026年3月31日 現在残高	908	169	41,000	7,611	208,578	38,720	479	89	250,965	46,589

財務書類注記は当財務書類の不可欠な一部である。

(4) キャッシュ・フロー計算書

	注記	3月31日に終了した事業年度			
		2025年		2026年	
		千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円
当期損益		53,014	9,842	67,885	12,602
以下の項目に対する調整：					
減価償却費及び償却費	17/18	171	32	155	29
資産の処分に係る損失		-	-	4	1
受取配当金	6	(147)	(27)	-	-
税金	13	35,587	6,606	35,524	6,595
受取利息	5	(993,406)	(184,416)	(961,465)	(178,486)
支払利息	8	909,743	168,885	882,608	163,847
公正価値評価（利益）／損失		164,565	30,550	84,258	15,642
未実現為替（差益）／差損		(202,393)	(37,572)	(96,393)	(17,894)
貸付金に係る信用損失	14	26,133	4,851	2,377	441
関連会社に対する貸付金の純（増加）／減少	14	(1,197,210)	(222,250)	622,880	115,631
その他の流動資産の純（増加）／減少		(27,890)	(5,177)	9,587	1,780
その他の流動負債の純増加／（減少）		(89,136)	(16,547)	(1,517)	(282)
		(1,320,969)	(245,225)	645,903	119,905
利息受取額		988,331	183,474	976,615	181,299
利息支払額		(891,144)	(165,432)	(897,837)	(166,674)
税金支払額		(19,677)	(3,653)	(29,267)	(5,433)
営業活動によるキャッシュ・フロー		(1,243,459)	(230,836)	695,414	129,097
有形固定資産の購入	17	(79)	(15)	(32)	(6)
配当金受取額	6	147	27	-	-
投資の売却による収入		1,233	229	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,301	242	(32)	(6)
借入による収入	23	23,947,891	4,445,686	19,847,553	3,684,500
借入の返済による支出	23	(22,862,117)	(4,244,123)	(19,649,586)	(3,647,749)
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,085,774	201,563	197,967	36,751
現金及び現金同等物純増加／（減少）額		(156,384)	(29,031)	893,349	165,841
現金及び現金同等物期首残高		697,031	129,397	539,842	100,216
現金及び現金同等物に係る為替差額		(805)	(149)	(535)	(99)
現金及び現金同等物期末残高	22	539,842	100,216	1,432,656	265,958

財務書類注記は当財務書類の不可欠な一部である。

[次へ](#)

(5) 財務書類注記

1 一般情報

トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビービー (以下「当社」という。) はトヨタファイナンシャルサービス株式会社の100%子会社である。当社の目的は、グループ金融会社として、トヨタのグループ会社に金融サービスを提供することである。当社の主な業務は、国際資本市場における債券の発行及びその他の資金源を通じて調達した資金を、トヨタの他のグループ会社に対して貸付けることである。当社はまた、トヨタの他のグループ会社にコミットメント枠を提供し、トヨタの他のグループ会社の資金調達債務を保証している。

当社はオランダで設立され、同国に本社を置いている。2026年3月31日現在、登記上の事務所の所在地は、オランダ王国 1077 XV アムステルダム市 ザイドプライン 218、ワールド・トレード・センター、タワー・ワン レベル26である。当社の財務書類は、<http://www.toyotamotorfinance.com>にて入手可能である。

当社の最終の統括会社にして支配会社であり、当社の業績が連結されている最大規模の企業は、日本で設立されたトヨタ自動車株式会社 (以下「トヨタ自動車」という。) である。

当社の業績が連結されている最小規模の企業は、日本で設立されたトヨタファイナンシャルサービス株式会社 (以下「TFS」という。) である。

トヨタ自動車の財務書類は、<https://www.toyota-global.com> (訳注: 日本語ウェブサイトは <https://global.toyota.jp/>) にて入手可能である。

当社の財務書類は、2026年6月25日に取締役会により公表を承認されている。

2 重要な会計方針の要約

当財務書類の作成において適用された主要な会計方針は下記のとおりである。これらの方針は、別途記載がない限り、表示されている全ての事業年度について一貫して適用されている。

当社は子会社、合併会社又は関連会社に対する投資を有していないため、連結財務書類の作成は要求されていない。

作成基準

当社の財務書類は、欧州連合により採用されている国際財務報告基準 (以下「IFRS」という。) 及び国際財務報告基準解釈指針委員会 (以下「IFRIC」という。) が公表した解釈指針に準拠して、またオランダ民法典第2編第9章の法令の条項に基づいて作成されている。

採用された会計方針により、当社の財務書類は国際会計基準審議会 (以下「IASB」という。) が公表した全てのIFRS及びIFRICが公表した解釈指針にも準拠している。

当財務書類は取得原価主義に基づいて作成されている。ただし、デリバティブ金融商品、トレーディング目的で保有する金融資産及び負債又は損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産及び負債、回収のために保有する事業モデルの中で保有されていない金融商品、元本及び利息の支払いのみ (以下「SPPI」という。) テストに適合しない負債性金融商品は全て公正価値で測定される。2022年12月に、当社はIFRS第9号で認められている公正価値ヘッジ会計を導入し、これを一部の貸付資産、銀行借入金、EMTN借入金、関連当事者借入金及び関連するデリバティブに適用している。

IFRSに準拠した財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りの使用が必要となる。また、経営陣は、当社の会計方針を適用する過程において判断を行う必要がある。高度な判断又は複雑性を伴う領域、あるいは仮定や見積りが財務書類にとって重要である領域は、注記3に開示されている。

当社の財務書類は、当社の機能通貨及び表示通貨であるユーロで表示されている。別途記載がない限り、表示されている財務情報はユーロ建となっており、千ユーロ単位に四捨五入されている。

継続企業

2026年3月31日現在の流動負債は流動資産を超過していた。取締役会は、利用可能な流動性と信枠及びクレジット・サポート・アグリーメントを評価したところ、当社には予測可能な将来において流動負債に対処し続けるだけの十分な資金があるという合理的結論に達し、よって当財務書類は継続企業の前提に基づいて作成されている。さらに、当社は親会社であるTFSとクレジット・サポート・アグリーメントを締結し、TFSは最終の親会社であるトヨタ自動車とクレジット・サポート・アグリーメントを締結している。TFSは、当社とのクレジット・サポート・アグリーメントにおいて、当社が保証又はクレジット・サポートに係る債務残高を有する限り、オランダの一般に認められた会計原則に従って計算された、当社の直近の監査済年次貸借対照表における連結の有形純資産を少なくとも10万ユーロを当社に保有させることに同意している。有形純資産とは、発行済資本金、資本剰余金及び利益剰余金の総額から無形資産の額を控除した額をいう。また、クレジット・サポート・アグリーメントは、当社が、期限が到来している、又はやがて到来する証券についての支払債務を履行するに足りる現金又はその他の流動資産を有さず、かつ、TFS以外の貸し手からの与信枠に基づく使用可能な未使用のコミットメントを有しないと判断した場合はいつでも、遅滞なくTFSにかかる不足を通知し、TFSは当該証券の支払期日の到来前に、当該期日の到来時にTFSがかかる支払債務を完済するに足りる資金を提供することを保証する。

取締役会は、当社が予測可能な将来において通常の事業活動を継続するのに十分な能力を備えており、予算に沿って戦略目標を達成できる状況にあると結論付けている。取締役会は、現在の業務に関連するリスク及び依存関係を認識しており、過年度と同様にプラスの売上総利益を実現できると予測している。ヘッジ会計の適用により、金利及び為替レートの変動による税引前損益のボラティリティは、対応する関連当事者に対する貸付金、銀行借入金及びEMTN借入金に対する評価調整によりほぼ相殺される。全ての金融商品は満期まで保有されるため、金融商品の評価損益は一時的な性質のものであり、最終的には消滅する。ウクライナにおける紛争の影響などの外部の動向について評価が行われ、対処可能であると考えられている。

会計方針及び開示の変更

会計方針及び開示に新しい変更はなかった。

2025年4月1日に開始する事業年度において発効している新基準及び基準の修正

IAS第21号の修正 - 「交換可能性の欠如」。IASBは「交換可能性の欠如（IAS第21号の修正）」を公表した。当該修正には、ある通貨が他の通貨に交換可能である場合と、交換可能でない場合の為替レートの決定方法を規定する指針が含まれている。当該修正は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。

上記の変更は、当社の財務書類に重要な影響を及ぼさなかった。

公表済だが2025年4月1日に開始する事業年度においては発効しておらず早期適用もされない、当社に関連する新基準、修正及び解釈指針

2024年4月9日、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」が公表された。同基準は、損益計算書における小計の標準化、経営者が定義する業績指標（MPM）の開示及び調整の義務化、財務諸表の明確性を向上させるための集約及び分解に関する原則の強化、並びにキャッシュ・フロー計算書の改善を目的としてIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正を導入するものである。この変更は2027年1月1日から適用される（早期適用も認められる）。

2024年5月30日、IFRS第9号「金融商品」の修正が公表された。当該修正は、ESG特性を有する金融資産の分類をSPPI（元本及び利息の支払いのみ）の基準に基づいて明確化するものである。当該修正は、電子送金を通じて決済される負債の認識の中止に関する指針も提供している。この変更は2026年1月1日から適用される（早期適用も認められる）。

2024年5月30日、IFRS第7号「金融商品の開示」の修正が公表された。当該修正は、IFRS第9号における分類の変更に関連する追加的な開示要求事項を規定するものである。透明性を向上させるために、電子送金を通じて決済される負債の開示事項が拡充されている。この変更は、（IFRS第9号の修正と整合して）2026年1月1日から適用される。

2024年5月9日、IASBはIFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を公表した。IFRS第19号は、特定の子会社が、開示要求を削減したIFRS会計基準を適用することを認めるものである。これらの企業は、開示要求以外については他のIFRS会計基準の要求事項を適用するが、開示についてはIFRS第19号の要求事項を適用する。この変更は2027年1月1日から適用される（早期適用も認められる）。

2024年7月18日、IASBは「IFRS会計基準の年次改善 - 第11集」を公表した。本改善は、IFRS第1号、IFRS第7号、IFRS第9号、IFRS第10号及びIAS第7号を含む複数の基準を修正するものである。その目的は、文言を明確化し、これらの基準間の整合性を向上させ、参照先を更新することにある。当該修正は2026年1月1日から適用される。

2024年12月18日、IASBは「自然依存電力を参照する契約 - IFRS第9号及びIFRS第7号の修正」を公表した。当該修正は、供給される電力量が自然条件（風力又は太陽光の利用可能性等）に依存する電力供給契約に係る会計処理及び開示を取り扱うものである。当該修正は、「自己使用」の例外規定を明確化し、電力量が変動する電力契約に対するヘッジ会計の適用を認めるとともに、開示要求事項を拡充するものである。当該修正は2026年1月1日から適用される。

公表された当該新基準、修正及び解釈指針は、当社に重要な影響を及ぼさないものと見込まれている。当社に重要な影響を及ぼすことが見込まれるIFRS又はIFRIC解釈指針は他にはない。

セグメント報告

最高経営意思決定者に対する内部報告に一致した方法で単一の事業セグメントが報告されている。事業セグメントへの資源配分及び業績評価について責任を有する最高経営意思決定者は、戦略的決定を下す取締役会とされている。

外貨

取引及び残高

当財務書類は、当社の機能通貨であるユーロで表示されている。

外貨建取引は取引日の実効為替レートで機能通貨に換算される。当該取引の決済、並びに外貨建の貨幣性資産及び負債の期末日の為替レートによる換算から生じた為替差損益は、損益計算書の「金融商品に係る純利益／（損失）」に認識される。

金融資産及び負債

IFRS第9号に基づく金融資産の分類及び測定は、資産が保有される事業モデルによって、並びに契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払いのみ（SPPI）であるかどうかによって決定される。IFRS第9号に基づき、金融資産は、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）又は損益を通じて公正価値（以下「FVTPL」という。）のいずれかで測定される。

分類は金融資産を取得した目的に応じて行われる。経営陣は、認識時に投資の分類を決定する。デリバティブ契約の通常の方法による取引は約定日基準で会計処理され、その他全ての金融資産の通常の方法による取引は決済日基準で会計処理される。金融資産（又は、該当がある場合は、金融資産の一部分、若しくは類似した金融資産グループの一部分）は主に、当該資産からのキャッシュ・フローに対する権利が消滅した時点で、認識が中止される。

償却原価及び公正価値で測定する負債性金融商品

負債性金融商品は、償却原価で認識されるか、又は構成要素が公正価値ヘッジ会計に指定された場合は、FVTPLで測定される。当社が保証する債務に関する兄弟会社からの未収保証手数料は財政状態計算書の「その他の債権」に含まれる。

償却原価及び公正価値で測定する金融資産

関係会社に対する貸付金は、償却原価で認識されるか、又は構成要素が公正価値ヘッジ会計に指定された場合は、FVTPLで測定される。

FVOCIで測定するものとして指定された金融資産（資本性金融商品）

当社は、当初認識時に、資本性金融商品をFVOCIへ取消不能の分類をしている。これらの資本性金融商品に係る損益は、純損益にリサイクルされない。配当金は損益において「受取配当金」として認識される。FVOCIで測定する資本性金融商品は、減損評価の対象外である。

FVTPLで測定する金融資産 / 負債

損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債は、デリバティブ・ポートフォリオを含んでいる。当社は、対象となるその他の金融資産及び金融負債に伴うリスクを軽減するためにデリバティブ契約を締結している。

デリバティブは、デリバティブ契約の締結日の公正価値で当初認識され、その後も公正価値に調整される。取引コストは包括利益計算書に費用計上される。結果（利益又は損失）の認識方法は、そのデリバティブがヘッジ手段として指定されているか否かにより決定され、ヘッジ手段として指定されている場合は、ヘッジ対象項目の性質により決定される。したがって、金融商品の公正価値の変動は全額、当該デリバティブに係る未収未払利息を控除後の金額で、包括利益計算書の「金融商品に係る純利益 / （損失）」に直ちに認識される。デリバティブに係る未収未払利息は損益計算書の「支払利息」に計上される。

デリバティブ金融商品及びヘッジ会計

当初認識及び事後測定

当社は、為替リスク及び金利リスクをヘッジするため、先渡為替予約、通貨スワップ及び金利スワップなどのデリバティブ金融商品を利用している。このようなデリバティブ金融商品は、デリバティブ契約が締結された（取引）日の公正価値で当初認識され、その後、公正価値で再測定されて変動額が損益に計上される。

当社は、当社のヘッジ会計を公正価値ヘッジ会計として分類している。当社は、認識された基礎となる金融資産若しくは負債又はそれらの構成要素の公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジにデリバティブを利用しているため、これは、マイクロヘッジ手法である。

ヘッジ関係がヘッジ会計として適格となるのは、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に「経済的関係」があり、信用リスクの影響がその経済的関係から生じる「価値変動に優越する」ものではなく、ヘッジ対象とヘッジ手段の間のヘッジ関係に一对一の関係がある場合である。当社は、ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ関係、リスク管理目的及びヘッジを行うためのリスク戦略を正式に指定し、文書化する。文書化には、ヘッジ手段、ヘッジ対象及びヘッジされるリスクの性質の特定、並びに当社が、ヘッジの非有効部分の分析を含め、ヘッジ関係がヘッジの有効性の要件を満たしているかどうかを評価する方法が含まれる。詳細については注記16を参照のこと。

公正価値ヘッジ

ヘッジ手段及びヘッジ対象の公正価値の変動は、損益計算書に「金融商品に係る純利益 / （損失）」として認識される。

指定日において償却原価で計上されている既存取引に関連する公正価値ヘッジの場合、指定日における時価評価額と帳簿価額の差額が残存期間にわたって損益を通じて償却される。

ヘッジ対象の認識が中止された場合、償却額は直ちに損益として認識される。

有形固定資産

有形固定資産項目は、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除後の取得原価で計上される。

減価償却費は、有形固定資産の償却可能額を償却するため、以下の見積耐用年数にわたり定額法を用いて費用計上される。

建物附属設備及び附属品： 5年

器具備品： 5年

コンピュータ・ハードウェア： 5年

資産の残存価額及び耐用年数は各決算日に見直され、必要に応じて調整される。

有形固定資産項目の処分損益は、収入と帳簿価額とを比較して決定される。これらの損益は、包括利益計算書の「管理費」に含まれる。

無形資産

当社が取得した無形資産は、償却累計額及び減損損失累計額を控除後の取得原価で計上される。

償却費は、資産の見積耐用年数にわたり定額法を用いて費用計上され、包括利益計算書の「管理費」に含まれる。

見積経済的耐用年数は以下のとおりである。

コンピュータ・ソフトウェア： 5年

資産の価値及び耐用年数は各決算日に見直され、必要に応じて調整される。

無形資産項目の処分損益は、収入と帳簿価額とを比較して決定される。これらの損益は、包括利益計算書の「管理費」に含まれる。

非金融資産の減損

減損損失とは、資産の帳簿価額が回収可能額の現在価値を上回る金額である。

各決算日において、当社は資産に減損の兆候があるか否かを評価する。減損の兆候がある場合、当該資産の回収可能額が見積られる。

有形固定資産及び無形資産は、帳簿価額を回収できない可能性があることを示す事象又は状況の変化がある場合、減損テストの対象となる。

金融資産の減損

各決算日において、当社は資産に明確に減損の兆候があるか否かを評価する。減損の兆候がある場合、当該金融資産の回収可能額が見積られる。回収可能価額の現在価値が帳簿価額を下回る範囲において、損失が減損として認識される。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は現金及び貸借対照表日から3ヶ月以内に換金可能な預金と定義される。これらには銀行における翌日物短期金融市場預金、銀行における当座預金及び定期預金残高、並びに短期投資が含まれる。

現金及び現金同等物は償却原価で測定される。

キャッシュ・フロー計算書は間接法に従って作成されており、営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローを区別している。利息の支払い及び受取り並びに税金の支払いに関連するキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローに分類される。

借入金

借入金の当初発生額は、取引コスト控除後の公正価値で認識され、その後償却原価で測定される。公正価値ヘッジ関係の一部として指定された場合は、借入金の帳簿価額が、文書化されたヘッジ対象リスクにおける公正価値の変動に応じて修正される。認識及び認識の中止は決済日基準で行われる。

借入金は、貸借対照表日時点の契約の満期日（12ヶ月以内又は12ヶ月超）によってそれぞれ流動負債又は非流動負債に分類される。

税金

当期の税金費用は、非課税又は損金不算入の項目を調整した当期の業績に基づいており、各決算日に成立済又は実質的に成立している税率を用いて算定される。

繰延税金は、資産及び負債の課税ベースの金額と財務書類におけるそれらの帳簿価額との差異から発生する一時差異に対して、資産負債法を用いて全額計上されている。ただし、取引時点で会計上の損益にも課税対象損益にも影響を及ぼさないような企業結合以外の取引において、資産又は負債の当初認識により繰延税金が発生する場合、当該繰延税金は計上されない。

繰延税金は、決算日までに成立済又は実質的に成立しており、関連する繰延税金資産が実現する時点又は繰延税金負債が決済される時点で適用される予定の税率（及び法律）を用いて算定される。

繰延税金資産は、一時差異を利用できる将来の課税対象利益が生じる可能性が高い範囲において認識される。

当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的権利があり、繰延税金資産及び負債が同一の税務当局が課す法人税に関連しており（課税対象企業が同一の場合であっても異なる場合であっても）、残高を純額ベースで決済する意思がある場合に、繰延税金資産と繰延税金負債は相殺される。

保証

当社は、トヨタ自動車の他の子会社の債権者に対して保証を行っている。当社は、発行済の保証付債務に関して、トヨタ自動車の子会社から保証手数料を受け取っている。保証は当社がTFSと行っている信用補完に基づき発行され、その信用補完に対して当社は信用補完手数料を支払っている。当初の公正価値は、保証の発行時における将来キャッシュ・フローの現在価値である。

収益認識

受取利息

受取利息は、償却原価で測定する全ての金融資産、ヘッジ会計が適用される金利デリバティブ及び関連するヘッジ会計の償却／リサイクルの影響について、実効金利（以下「EIR」という。）法を用いて計上される。EIRとは、金融資産若しくは負債の予想存続期間、又は適切な場合にはそれより短い期間を通じて、見積られた将来の現金受取額を当該金融資産の帳簿価額総額まで割引く利率である。

EIRは、金融資産の取得に係る取引コスト及びプレミアム又はディスカウント、並びにEIRの不可分の一部である手数料及び費用を考慮して算出される。当社は、貸付金の予想存続期間にわたる一定の利益率の最良の見積りを表す利益率を用いて受取利息を認識している。このため、EIRの計算では、金融資産の予想存続期間の様々な段階で課される潜在的な金利の相違の影響、並びに商品のライフサイクルのその他の特性（早期返済及び延滞利息を含む。）も考慮する。

固定金利の金融資産又は負債のキャッシュ・フロー予想が信用リスク以外の理由によって変更される場合、将来の契約上のキャッシュ・フローの変動は当初のEIRで割り引かれ、その結果、帳簿価額が調整される。実効金利法を用いて計算される従来の帳簿価額からの差額は、貸借対照表上の金融資産又は負債の帳簿価額に対するプラス又はマイナスの調整として計上され、それに対応して、受取利息／支払利息が増加又は減少する。

保証手数料収入

保証手数料収入は、関連する契約の内容に基づき保証期間にわたり発生基準で認識される。

受取配当金

受取配当金は、支払いを受ける権利が確定した時点で認識される。

コミットメント枠手数料収入

コミットメント枠手数料収入は発生基準で認識される。

3 重要な会計上の見積り及び判断

財務書類注記は、表示されている財務書類の作成に重要な判断、複雑な計算又は仮定が用いられた領域について記載している。重要な判断又は複雑性を伴う領域には、金融商品の公正価値評価、及び予想信用損失が含まれる。

3.1 金融商品の公正価値の見積り

活発な市場で取引されない金融商品の公正価値は、評価手法を用いて算定される。当社は様々な手法及び各決算日現在の市況に基づく市場の仮定を使用している。長期債券に関しては、類似商品の市場価格又はディーラー気配値が使用される。その他の金融商品の公正価値の算定には、見積割引キャッシュ・フローなどの他の手法が使用される。ヘッジ手段（金利スワップ、通貨スワップ及び先渡為替予約）並びにヘッジ対象（グループ会社貸付金、銀行借入金及びEMTN借入金）の公正価値は、見積将来キャッシュ・フローの現在価値として算出される。

通常30日以内に満期を迎えるその他の債権及び債務の減損損失引当金控除後の帳簿価額は、公正価値に近似していると考えられる。開示目的の金融資産及び負債の公正価値は、類似した金融商品について当社が利用可能な現在の市場金利で契約上の将来キャッシュ・フローを割引くことにより見積られる。

3.2 保証の当初認識及び評価

IFRS第9号により、関連当事者が発行した債務に関連する保証債務を公正価値で当初認識することが要求されている。関連当事者の債務の保証は活発に取引されず、保証締結時に当初費用も計上されないことから、第三者の債権者に対する当初負債を評価する際に評価手法が必要となる。

当社は保証債務の当初評価の際に、保証期間にわたる将来収益キャッシュ・フローの割引額を使用している。保証債務の当初認識額は、関連当事者による債務の発行日に、発行された債務の特定の通貨に適用される市場金利を用いて算出される。保証の当初公正価値の見積りは、関連する個々のグループ会社がトヨタ自動車のグループ全体の信用格付けから独立した信用格付けを有していないため、経営陣の判断及び複雑な計算に相当部分依存している。保証資産は保証債務と同額で認識される。保証債務の価値の変動は、保証資産の価値の同額の変動に一致している。このような変動は包括利益計算書に影響しないため、保証債務の感応度分析は財務書類注記に含まれていない。

3.3 予想信用損失

IFRS第9号は、金融資産の減損に対し、将来予測的な予想信用モデルのアプローチを採っている。当社は、当初認識以降の信用の質の変化に基づく予想信用損失（以下「ECL」という。）の測定に、以下に概説する3段階のモデルを適用している。

ステージ1：12ヶ月のECL

当初認識時に信用減損していない金融資産は、ステージ1に分類され、信用リスクが継続的にモニタリングされる。今後12ヶ月以内に債務不履行事象が発生する可能性があるECLが認識される。

ステージ2：信用減損していない全期間のECL

当初認識以降に信用リスクの著しい増大が認識された場合、金融資産はステージ2に移行されるが、まだ信用減損しているとはみなされない。全期間のECLが認識される。

ステージ3：信用減損している全期間のECL

金融資産は、当該資産の見積将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす1つ以上の事象が発生した場合に、信用減損していると評価される。このような場合、金融資産はステージ3に移行される。

当社は、各決算日において、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかの評価を行う。

減損損失は、個々に重要性がある金融資産については個別に、個々に重要性がない金融資産については一括して評価される。減損の一括評価を行う際、金融資産は類似の信用リスク特性に基づくポートフォリオにグループ化される。IFRSは、減損モデルにマクロ経済要因の使用を導入しており、これらはECLに影響を与える。その例として、借り手が取引を行っている国の信用リスクの変化、又は予想されるキャッシュ・フローの時期に影響を及ぼす制裁若しくは為替規制の発動などが挙げられる。金融資産の信用の質が改善し、過去に評価された当初評価以降の信用リスクの著しい増大が解消された場合、引当金は全期間のECLから12ヶ月のECLに戻されることがある。

4 市場の地域別収益

当社はIFRS第8号で定義されている単一の事業報告セグメントで構成されている。収益は主に関係会社に対する貸付から発生し、その他の収益は関係会社に対する保証、関連するグループ会社に対するコミットメント枠の提供並びに主要な資金調達業務に付随して生じるその他の投資収益及び預け金収益から発生する。

収益の地域別内訳は以下のとおりである。

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
英国	259,859	214,001
ドイツ	115,278	115,067
スペイン	85,295	103,678
イタリア	79,727	94,152
フランス	83,620	85,312
ノルウェー	70,118	63,263
ポーランド	44,113	48,388
スウェーデン	36,375	31,844
南アフリカ	27,907	30,255
オランダ	29,205	25,542
ベルギー	20,047	21,222
フィンランド	30,689	20,399
アイルランド	19,205	20,191
デンマーク	24,658	19,455
オーストリア	11,648	11,986
その他の国	40,411	43,220
非関係会社から受け取った利息	26,638	25,105
合計	1,004,793	973,080

5 受取利息

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
関係会社に対する貸付金に係る受取利息	959,805	932,175
銀行預金及び銀行口座に係る受取利息	10,861	8,053
受取利息(マネー・マーケット・ファンド)	10,466	11,671
差入担保保証金に係る受取利息	5,311	5,364
受取利息(関係会社に対する預け金)	6,963	4,185
税金に係る受取利息	-	17
合計	993,406	961,465

6 受取配当金

当社が当事業年度において受け取った配当金はない(2025年度:147,000ユーロ)。

7 その他の関連当事者収入

当社はトヨタ自動車の特定の他の子会社の債務を保証しており、それにより保証手数料収入を受け取っている。保証手数料収入は全て関連当事者から受け取っている。2026年3月31日に終了した事業年度の保証手数料収入は6,268,000ユーロ(2025年度:5,823,000ユーロ)であった。

当社は、特定の関連当事者に代わって、当事業年度において銀行団とコミットメント枠の契約を締結した。銀行団が請求する当該枠に関連する全ての手数料は、関連当事者に比例配分で請求される。当事業年度のコミットメント枠手数料収入は5,347,000ユーロ(2025年度:5,417,000ユーロ)であった。

8 支払利息

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
ユーロ・ミディアム・ターム・ノートに係る支払利息	(447,663)	(393,676)
銀行借入金に係る支払利息	(199,064)	(200,673)
コマーシャル・ペーパーに係る支払利息	(162,916)	(108,164)
グループ会社からの借入金に係る支払利息	(40,775)	(54,707)
為替デリバティブ契約の利息部分	746	(4,591)
コミットメント枠手数料	(5,442)	(5,199)
受入担保保証金に係る支払利息	(9,564)	(3,027)
スワップ契約に係る利息純額	(44,028)	(112,510)
その他の銀行支払利息	(16)	(11)
法人税に係る支払利息	(1,021)	(50)
合計	(909,743)	(882,608)

9 手数料費用

当社はTFSとのクレジット・サポート・アグリーメントによる便宜を受けている。TFSは、トヨタ自動車とのクレジット・サポート・アグリーメントによる便宜を受けている。当社は、当社が発行した社債及び関連当事者に対して発行した保証に基づき、TFSに信用補完手数料を支払っている。当事業年度において、TFSより請求された信用補完手数料は、25,622,000ユーロ（2025年度：25,836,000ユーロ）であった。

10 管理費

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
人件費	(2,736)	(2,881)
弁護士報酬	(1,194)	(1,232)
関連当事者費用	(1,204)	(1,074)
コミットメント枠	(1,182)	(865)
独立監査人に係る費用	(371)	(370)
その他の保証サービス	(40)	(53)
税務顧問報酬	(211)	(104)
IT費用	(253)	(75)
通信費	(738)	(846)
事務所賃借料	(307)	(333)
格付年間手数料	(177)	(156)
建物附属設備及び機器の減価償却費	(125)	(136)
無形資産の償却費	(46)	(19)
その他の管理費	(880)	136
合計	(9,464)	(8,008)

当社の当事業年度における平均従業員数は出向社員 3 名及び現地採用社員18名の計21名（2025年度：出向社員 3 名及び現地採用社員18名の計21名）であった。

人件費は以下の費用から成り、出向社員の人件費を含む。

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
給与及び賞与（発生基準による）	(2,389)	(2,497)
社会保障費	(225)	(252)
年金保険料（確定年金制度）	(122)	(132)
合計	(2,736)	(2,881)

給与及び賞与（発生基準による）は、主要な経営陣に対する報酬を含んでいる。以下の表は、当社の取締役に対する全ての支払い及び給付から成る。

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
短期役員報酬	(338)	(379)
合計	(338)	(379)

11 金融商品に係る純利益 / (損失)

純利益 / (損失) は、以下のカテゴリーの金融商品に係る為替レートの変動と金利変動の両方から生じている。

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
為替レートの変動から生じる利益 / (損失)		
ヘッジ会計が適用されないデリバティブ金融商品	(30,575)	(15,972)
公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ金融商品	(88,343)	(99,773)
償却原価で測定する貸付金及び債権	104,131	(155,557)
公正価値ヘッジ対象として指定された貸付金及び債権	119,198	(121,571)
償却原価で測定する金融負債	(62,407)	192,835
公正価値ヘッジ対象として指定された金融負債	(36,688)	198,099
	5,316	(1,939)
金利の変動から生じる利益 / (損失)		
ヘッジ会計が適用されないデリバティブ金融商品	(5,231)	3,406
公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ金融商品	42,376	112,241
公正価値ヘッジ対象として指定された貸付金及び債権	158,866	(171,544)
公正価値ヘッジ対象として指定された金融負債	(146,343)	106,780
	49,668	50,883
合計	54,984	48,944

当社は様々な通貨で第三者に債務を発行し、関連当事者に貸付を行っており、その後この調達及び貸付を英ポンド及びユーロの資金ポートフォリオのいずれか1つになるようにスワップしている。

為替レートの変動がデリバティブ金融商品の市場価値に与える影響は、デリバティブの対象となる金融資産及び負債に係る同額で逆方向への為替差損益によって相殺される。為替レートの変動から生じる利益及び損失の純額は、英ポンド、米ドル及び他の通貨に対する当社の正味為替エクスポージャーから発生するものである。

12 独立監査人に係る費用

管理費には、法定監査及びその他の保証サービスに関して当社の独立監査人であるイーワイ・アカウンタンツ・ビーヴィーに支払われた以下の報酬が含まれている。

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
監査（法定）、その他の監査関連業務	(325)	(345)
監査 - その他の保証サービス	(46)	(25)
合計	(371)	(370)

13 税金

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
当事業年度		
当期利益 / (損失) に係る税金	(30,131)	(29,566)
前期税金調整額	616	6,555
	(29,515)	(23,011)
繰延税金		
一時差異の認識	(6,072)	(12,513)
合計	(35,587)	(35,524)

当社の税引前損益に係る税金と、当社の損益に適用される加重平均法定税率を用いて算出された金額との差異は、以下のとおりである。

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
税引前損益	88,601	103,409
当期加重平均税率	25.8%	25.8%
適用される加重平均税率で算出された税額	(22,840)	(26,652)
繰延税金残高に係る税率の変更	(5)	(12)
取戻不能外国源泉税	(13,395)	(16,310)
損金算入可能な源泉税	-	896
課税対象費用	(1)	(1)
非課税所得	38	-
前期税金調整額	616	6,555
合計	(35,587)	(35,524)

オランダにおける現行の税率は、2026年（暦年）において25.8%（2025年：25.8%）である。

当社は、第2の柱の法律の影響を受けない見込みである。制定された課税規定に関しては、（a）当社は最高法人税率が15%超の管轄区域で事業活動を行っており、当社の実効税率は15%超であって、経営陣はこれが変化する状況（国内トップアップ税が課されなくなるなど）を現時点で一切認識しておらず、また（b）当社は子会社を有していないことから、第2の柱の所得合算ルールに基づく親会社レベルのトップアップ税について潜在的なエクスポージャーは見込んでいない。

14 関係会社に対する貸付金

当社はトヨタ自動車の他の子会社に対して、固定金利と変動金利の両方で貸付を行っている。2026年3月31日現在のグループ会社貸付金の金利は、通貨によって異なり、年率0.2%から16.8%の範囲であった。固定金利による貸付（期間が6ヶ月超のもの）は全て、当社のリスク管理方針に基づき、3ヶ月の変動金利又はそれより短い期間のものにスワップされる。

関連当事者に対して貸付を行う際の通貨は取引相手の需要に応じて決定され、主要な資金ポートフォリオ（英ポンド及びユーロ）のいずれか1つから直接貸付けられるか、対応する通貨スワップを用いて適切な貸付通貨にスワップされる。

IFRS第9号に基づき、当社は金融資産についての減損モデルを開発した。予想信用損失は、全ての貸付資産残高（流動及び非流動）に対して算出される。算出された合計額は、貸付資産残高（流動）から控除される。

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
流動資産		
関係会社に対する貸付金 - 償却原価	4,344,508	2,265,112
関係会社に対する貸付金 - 公正価値調整後	5,043,580	5,653,068
予想信用損失	(69,123)	(71,173)
関係会社に対する貸付金（流動）	9,318,965	7,847,007
非流動資産		
関連当事者に対する貸付金（非流動） - 償却原価	3,125,819	4,556,523
関連当事者に対する貸付金（非流動） - 公正価値調整後	12,263,638	11,383,724
関連当事者に対する貸付金（非流動）	15,389,457	15,940,247
関連当事者に対する貸付金合計	24,708,422	23,787,254

ロシアとウクライナの間の地政学的紛争の発生当初から、当社は、欧州連合、英国及び米国の政府が課した制裁に関する様々な法律及びその改正法を確実に遵守するために、ロシアの関連会社に対する当社の貸付金に適用される規制を緊密に監視している。同時に、2022年3月5日の命令第95号により、ロシアの関連会社からの支払いは、ロシア国外への10百万ルーブルを超える資金送金に関するロシア当局の規制の対象となる場合もあった。当社は、将来の経済及び政治情勢に関連するシナリオを再評価し、ロシアの関連会社に対する貸付金（未収利息を含む。）ポートフォリオに係る予想信用損失を算定している。当社は、足元の情勢推移を踏まえて対象年度における回収確率を見直した。

キャッシュ・フロー計算書に表示されている「関連会社に対する貸付金の純（増加）／減少」には、財政状態計算書に計上された貸付金残高に関連する未実現損益変動は含まれていない。これらの未実現損益変動は、キャッシュ・フロー計算書における個別科目として、「以下の項目に対する調整」の「公正価値評価（利益）／損失」、「未実現為替（差益）／差損」及び「貸付金に係る信用損失」のいずれかに表示されている。

予想信用損失引当金の変動：

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
4月1日現在残高	(42,990)	(69,123)
ロシア向け貸付金の減損	(12,313)	(7,493)
引当金の（繰入）／戻入額	(13,820)	5,443
3月31日現在のECL及びロシア向け貸付金に係る引当金残高	(69,123)	(71,173)
ロシア銀行口座の減損	-	(327)
3月31日現在のECL及び引当金残高合計	(69,123)	(71,500)

ECL引当金残高合計は、ロシアの関連会社に対する貸付金及び未収利息の減損によって増加した。

ロシアの関連会社に対する貸付金は、ロシア政府の制裁措置の影響を受け、2022年9月にステージ3に移行された。2026年3月31日に評価されたステージ3全体のECLは61,440,000ユーロであった。この金額のうち60,571,000ユーロはロシア向け貸付金の元本に関するものである。残りはその未収利息に関するものである。

2026年3月31日現在のロシアの関連会社に対する貸付金残高総額（未収利息を除く。）は、65,548,000ユーロ（当社の貸付金残高総額の0.28%）であった。

これ以外には、当事業年度及び前事業年度のいずれにおいても、期日が超過した関連当事者に対する貸付金はなく、また関連当事者に対する貸付金に係る実際の減損もなかった。条件を変更しなければ期日超過又は減損となっていたような貸付金もなかった。IFRS第9号に従って、ロシアの関連会社に対する貸付金を除く金融資産のポートフォリオ全体が、関係会社の信用力及び支払実績を考慮してステージ1に分類されている。これらのステージ1資産について、当事業年度におけるECLの変動は全て、貸付残高の増加に伴い更新されたECL計算に基づく引当金の計上に関連している。ブルームバーグが公表しているトヨタ自動車の1年間におけるデフォルト確率は、ECL計算の重要な一部である。トヨタ自動車の1年間におけるデフォルト確率が前事業年度よりも改善したことにより、ECL引当金は前事業年度より減少した。

当事業年度又は前事業年度において、いずれの金融資産クラスに関しても、算出された予想信用損失以外に、その他の減損損失引当金又は減損損失は計上されていない。

15 持分投資 - 関係会社

当社はタイに本社を置くトヨタ リーシング タイランド株式会社（以下「TLT」という。）の発行済株式資本の0.038％（24,000株）を所有していた。1997年におけるこの投資の当初取得原価は750,000ユーロであった。TLTに対する投資は、注記32.1に記載のとおり、レベル3の投資に分類されている。当社は、当社が保有する投資を2024年10月31日付でTFSに1株当たり1,863タイ・パーツで売却することを決定した。当該売却価格は、2024年3月31日現在のTLTの純資産価額から配当金を差し引いた金額に基づいている。当該売却による収入合計は、1,234,000ユーロである。売却後の投資の残高は、FVOCIに再分類された。

TLTに対する投資	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
4月1日現在残高	1,022	0
公正価値調整	-	-
売却収入	(1,234)	-
FVOCIに再分類	212	-
3月31日現在残高	0	0

16 デリバティブ金融商品

デリバティブ金融商品は損益を通じて公正価値で計上する金融商品に分類される。以下の表は、デリバティブ契約の公正価値を示している。当社は公正価値ヘッジ会計を適用しているため、資産側と負債側のヘッジ手段は、公正価値ヘッジとして指定されているものと、公正価値ヘッジとして指定されていないものに分かれている。追加の開示事項は注記31に記載されている。

A - 公正価値ヘッジとして指定されていないデリバティブ資産	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
デリバティブ金融商品		
流動資産		
金利スワップ	111	339
通貨スワップ	67	8,913
先渡為替予約	1,880	484
流動資産合計	2,058	9,736
デリバティブ金融商品		
非流動資産		
金利スワップ	1,048	1,915
通貨スワップ	13,021	20,739
非流動資産合計	14,069	22,654
デリバティブ金融商品 資産合計	16,127	32,390
B - 公正価値ヘッジとして指定されているデリバティブ資産	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
デリバティブ金融商品		
流動資産		
金利スワップ	35,970	19,770
通貨スワップ	97,098	72,497
流動資産合計	133,068	92,267
デリバティブ金融商品		
非流動資産		
金利スワップ	93,848	128,010
通貨スワップ	228,247	166,177
非流動資産合計	322,095	294,187
デリバティブ金融商品 資産合計	455,163	386,454
C - デリバティブ資産合計 (A+B)	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
デリバティブ金融商品		
流動資産		
金利スワップ	36,081	20,108
通貨スワップ	97,165	81,410
先渡為替予約	1,880	484
流動資産合計	135,126	102,002
デリバティブ金融商品		
非流動資産		
金利スワップ	94,897	129,926
通貨スワップ	241,267	186,916
非流動資産合計	336,164	316,842
デリバティブ金融商品 資産合計	471,290	418,844

D - 公正価値ヘッジとして指定されていないデリバティブ負債	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
デリバティブ金融商品		
流動負債		
金利スワップ	330	1,892
通貨スワップ	1,274	15,441
先渡為替予約	1,896	2,057
流動負債合計	3,500	19,390
デリバティブ金融商品		
非流動負債		
金利スワップ	7,990	3,695
通貨スワップ	33,495	50,341
非流動負債合計	41,485	54,036
デリバティブ金融商品 負債合計	44,985	73,426
E - 公正価値ヘッジとして指定されているデリバティブ負債	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
デリバティブ金融商品		
流動負債		
金利スワップ	35,568	18,085
通貨スワップ	78,952	154,442
流動負債合計	114,520	172,527
デリバティブ金融商品		
非流動負債		
金利スワップ	183,541	98,039
通貨スワップ	179,298	118,695
非流動負債合計	362,839	216,734
デリバティブ金融商品 負債合計	477,359	389,261
F - デリバティブ負債合計 (D+E)	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
デリバティブ金融商品		
流動負債		
金利スワップ	35,898	19,977
通貨スワップ	80,226	169,883
先渡為替予約	1,896	2,057
流動負債合計	118,020	191,917
デリバティブ金融商品		
非流動負債		
金利スワップ	191,531	101,734
通貨スワップ	212,793	169,036
非流動負債合計	404,324	270,770
デリバティブ金融商品 負債合計	522,344	462,687

デリバティブ資産及び負債は損益を通じて公正価値で認識される。

IFRS第9号「金融商品：認識及び測定」に準拠し、当社は組込デリバティブに関して全ての契約を見直したが、組込デリバティブはないと認識している。デリバティブ資産及び負債は、損益を通じて公正価値で認識される。全てのデリバティブ契約には担保契約が付随している。そのため、債務/信用評価調整は重要でないと考えられており、デリバティブ資産及び負債の公正価値の算定において考慮されていない。

ヘッジ手段が2026年3月31日現在の財政状態計算書に及ぼす影響は以下のとおりである。

(全て千ユーロ)	想定元本	帳簿価額	当期における公正価値 の変動
ヘッジ手段合計	29,035,961	(2,809)	12,468

ヘッジ対象が2026年3月31日現在の財政状態計算書に及ぼす影響は以下のとおりである。

(全て千ユーロ)	帳簿価額 ^{*1}	公正価値調整累計額	当期における公正価値 の変動 ^{*2}
ヘッジ対象合計 - 資産	17,036,791	(138,907)	(264,886)
ヘッジ対象合計 - 負債	12,049,957	85,417	226,054
ヘッジ対象合計			(38,832)
公正価値の純変動（非有効部分）			(26,364)

^{*1} 当社の方針に従い、既存ポートフォリオを含む全てのヘッジ対象は、信用スプレッド要素を除き、公正価値で評価される。2026年3月31日に終了した事業年度におけるヘッジ会計償却額（損益に計上）51百万ユーロ（2025年度：66百万ユーロ）も、ヘッジ対象の帳簿価額に含まれている。2026年度において、当社は満期が到来したレガシー取引について、償却額の戻入を行うための組替えを実施したが、法定帳簿又はヘッジ会計の全体的な結果への影響はない。

^{*2} ヘッジの非有効部分は、以下によって生じる場合がある。

- ・金利及び通貨スワップのうち変動金利部分からの影響。
- ・ユーロ以外の通貨建のヘッジ対象の信用スプレッド要素を除外することによる為替の影響。
- ・ヘッジ対象とヘッジ手段の割引に適用される金利カーブが異なること。

ヘッジ手段が2025年3月31日現在の財政状態計算書に及ぼす影響は以下のとおりである。

(全て千ユーロ)	想定元本	帳簿価額	当期における公正価値 の変動
ヘッジ手段合計	31,990,719	(22,196)	(45,967)

ヘッジ対象が2025年3月31日現在の財政状態計算書に及ぼす影響は以下のとおりである。

(全て千ユーロ)	帳簿価額	公正価値調整累計額	当期における公正価値 の変動
ヘッジ対象合計 - 資産	17,307,218	128,413	260,594
ヘッジ対象合計 - 負債	14,981,179	(261,073)	(231,361)
ヘッジ対象合計			29,233
公正価値の純変動（非有効部分）			(16,734)

17 有形固定資産

	2025年度 建物附属設備、オフィス 機器及び付属品 (千ユーロ)	2026年度 建物附属設備、オフィス 機器及び付属品 (千ユーロ)
取得原価		
取得原価 - 4月1日現在	707	763
取得	79	32
処分	(23)	(15)
合計	763	780
減価償却費		
減価償却累計額 - 4月1日現在	115	217
当事業年度における減価償却費	125	137
減価償却費の戻入	(23)	(12)
合計	217	342
期首及び期末現在の調整額		
期首現在の正味帳簿価額 - 4月1日現在	592	546
期末現在の正味帳簿価額 - 3月31日現在	546	438

18 無形資産

	2025年度 コンピュータ・ ソフトウェア (千ユーロ)	2026年度 コンピュータ・ ソフトウェア (千ユーロ)
取得原価		
取得原価 - 4月1日現在	282	282
取得	-	-
合計	282	282
償却費		
償却累計額 - 4月1日現在	214	260
当事業年度における償却費	46	18
合計	260	278
期首及び期末現在の調整額		
期首現在の正味帳簿価額 - 4月1日現在	68	22
期末現在の正味帳簿価額 - 3月31日現在	22	4

19 繰延税金

繰延税金は、2026年1月1日時点にて適用予定の法人税率25.8%を用いて、資産負債法に基づき、一時差異について全額計上されている。税率は暦年に適用される。

予想信用損失の計算は、注記14に記載のとおり、繰延税金資産の2025年3月31日現在の残高に対して現行の税率25.8%、及び2026年3月31日現在の残高に対して25.8%で逆方向の影響を及ぼした。

繰延税金資産及び繰延税金負債の変動は以下のとおりである。

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
繰延税金 - 4月1日現在	52,302	46,230
予想信用損失調整による影響	6,742	615
損益を通じて公正価値で測定する資産及び負債	(12,814)	(13,127)
合計	46,230	33,718

課税所得（税務上の欠損金）及びその他の一時差異に係る繰延税金資産（負債）は、当該資産（負債）が実際に発生する可能性があるため、全額認識されている。

20 その他の債権

	注記	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
差入担保保証金		207,200	198,450
関連当事者に対する債権 - 保証手数料	29	2,948	3,349
関連当事者に対する債権 - 預け金利息	29	1,363	956
前払コミットメント枠手数料		388	248
グループ会社に対する未収コミットメント枠手数料	29	1,640	709
非関連当事者に対する前払費用		163	179
未収利息（差入現金担保）		392	377
その他の債権		248	95
合計		214,342	204,363

差入担保保証金は、デリバティブ契約に関して、差入担保としてデリバティブの取引相手に現金を差し入れたものである。この差入担保保証金の公正価値は帳簿価額に近似している。

当社は、銀行との間で特定の関連当事者のためにコミットメント枠の契約を締結している。四半期毎の手数料に加えて、当社は前払手数料を銀行に支払った。これらの手数料は、当事業年度において定額法で償却される。

21 当期税金

当期税金は現行の税率に基づき計上される。税率は暦年に適用されるため、会計年度の利益は、実効税率算出のために、2 暦年の間で日割計算により比例配分される。オランダの現行の税率は、2026年（暦年）において25.8%（2025年：25.8%）である。2026年3月31日現在の法人税に係る税金負債は、14,343,000ユーロ（2025年度税金負債：20,599,000ユーロ）である。見積に基づき、税金は、利益を稼得した事業年度中に支払われる。最終的な課税額と当初の見積額の差異がある場合、税金の過払い又は不足により当期税金資産又は負債が生じることになる。

22 現金及び現金同等物

流動資産

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
現金及び銀行残高	15,948	12,604
マネー・マーケット・ファンド	352,943	998,272
流動性目的の預金	170,951	421,780
合計	539,842	1,432,656

2026年3月31日現在、「流動性目的の預金」は、当初の満期が16日から91日の33件の総額421百万ユーロの短期預金及び477千ユーロの未収利息で構成される。全ての預金は貸借対照表日後86日以内に満期を迎える。

23 借入金

	2025年度		2026年度	
	流動 (千ユーロ)	非流動 (千ユーロ)	流動 (千ユーロ)	非流動 (千ユーロ)
コマーシャル・ペーパー - 償却原価	3,475,112	-	3,057,387	-
グループ会社からの借入金 - 公正価値調整後	144,418	693,766	399,199	1,169,794
ミディアム・ターム・ノート - 償却原価	1,415,616	2,051,513	1,835,227	1,977,467
ミディアム・ターム・ノート - 公正価値調整後	3,381,789	8,089,377	2,552,166	7,277,178
銀行借入金 - 償却原価	430,581	2,494,147	1,204,350	3,857,074
銀行借入金 - 公正価値調整後	1,176,911	1,909,318	341,115	1,487,945
合計	10,024,427	15,238,121	9,389,444	15,769,458

	2025年度		2026年度	
	流動 (千ユーロ)	非流動 (千ユーロ)	流動 (千ユーロ)	非流動 (千ユーロ)
通貨別借入金				
英ポンド	1,443,008	2,356,284	584,066	1,856,940
米ドル	580,009	2,755,906	478,710	3,281,112
豪ドル	1,960	360,481	589	304,288
ニュージーランド・ドル	347	28,359	-	-
ユーロ	7,964,532	6,711,643	8,285,619	6,820,174
香港ドル	8,846	380,483	9,927	428,442
日本円	721	469,383	74	413,933
ノルウェー・クローネ	5,100	171,820	5,168	174,205
スイス・フラン	18,422	1,751,203	23,647	2,185,485
スウェーデン・クローナ	1,482	252,559	1,644	304,879
合計	10,024,427	15,238,121	9,389,444	15,769,458

借入金	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
コマーシャル・ペーパー		
期首残高	4,567,082	3,475,112
未払利息	-	-
発行	16,671,230	12,869,382
償還	(17,742,405)	(13,299,545)
償却	(9,084)	1,596
為替再換算	(11,711)	10,842
合計	3,475,112	3,057,387
ミディアム・ターム・ノート		
期首残高	13,614,120	14,938,295
未払利息	42,805	6,814
発行	3,857,687	3,447,023
償還	(2,718,911)	(4,624,934)
償却	16,223	(3,689)
為替再換算	6,416	(31,755)
公正価値調整	119,955	(89,716)
合計	14,938,295	13,642,038
銀行借入金		
期首残高	5,136,019	6,010,957
未払利息	4,389	2,651
発行	3,141,825	2,632,118
償還	(2,400,801)	(1,586,314)
償却	(528)	707
為替再換算	103,640	(152,660)
公正価値調整	26,413	(16,975)
合計	6,010,957	6,890,484
グループ会社		
期首残高	559,379	838,184
未払利息	2,456	3,620
発行	277,149	899,030
償還	-	(138,793)
償却	-	-
為替再換算	(773)	(32,960)
公正価値調整	(27)	(88)
合計	838,184	1,568,993

当社の主要な借入金は、短期コマーシャル・ペーパー・プログラム、ミディアム・ターム・ノート・プログラム及び長期銀行借入金からのものである。コマーシャル・ペーパーは、通常、割引価格で発行され、額面価格で償還される短期負債性金融商品である。当社は満期が1日から364日のコマーシャル・ペーパーを発行することができる。銀行借入金に係る金利は固定金利又は変動金利（大半は該当する3ヶ月LIBORにスプレッドを加味した金利に基づいている。）である。2026年3月31日現在の銀行借入金に係る金利は、年率0.98%から4.29%の範囲であった。2026年3月31日現在、9,389,444,000ユーロ（2025年度：10,024,427,000ユーロ）の流動借入金と15,769,458,000ユーロ（2025年度：15,238,121,000ユーロ）の非流動借入金があった。

キャッシュ・フロー計算書に表示されている「財務活動によるキャッシュ・フロー」には、財政状態計算書に計上された借入金に関連する未実現損益変動は含まれていない。これらの未実現損益変動は、キャッシュ・フロー計算書における個別科目として、「以下の項目に対する調整」の「公正価値評価（利益）/ 損失」又は「未実現為替（差益）/ 差損」のいずれかに表示されている。

24 金融保証債務

保証の現在の価値は13,851,000ユーロ（2025年度：11,195,000ユーロ）であり、これらは関連するグループ会社の発行する債務の保証にのみ関連している（注記2を参照のこと）。

合計額のうち、1,051,000ユーロは1年以内に満期が到来する債券に関連しており、12,800,000ユーロは1年超で満期が到来する債券に関連している。

25 その他の負債及び未払費用

	注記	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
受入担保保証金		176,210	176,540
担保保証金に係る未払利息		486	261
関連当事者に対する債務	29	12,915	12,651
未払管理費		1,648	1,098
その他の未払税金		202	155
その他の負債		662	(325)
合計		192,123	190,380

受入担保保証金は、デリバティブ契約に基づき、受入担保としてデリバティブの取引相手から現金を受け入れたものである。

26 資本管理

当社の資本管理の内部目的は以下のとおりである。

- ・株主に利益を、その他の利害関係者に便益を提供するため、継続企業としての当社の能力を保護する。
- ・リスク水準に見合った製品とサービスの価格設定により、当社の主要株主であるTFSに対して十分な利益を提供する。

2026年度において、当社の資本管理計画は2025年度と同様、プラスの売上総利益を生み出し、最終的な損益を利益剰余金に加算することであった。

27 資本金及び資本剰余金

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
授権株式		
1株当たり454ユーロの普通株式0株(2025年度:10,000株)	4,540	-
発行済全額払込済株式		
1株当たり454ユーロの普通株式2,000株(2025年度:2,000株)	908	908
資本剰余金	41,000	41,000

2025年12月2日付で、公証証書により授権株式資本の規定が削除され、金額がゼロとなっている。当社の発行済払込済株式資本金の100%はTFSが所有している(注記1を参照のこと)。

損益処分

2025年7月1日にアムステルダムで開催された年次株主総会における決定に従って、2025年3月31日に終了した事業年度の利益が利益剰余金に加算された。

取締役会は、2025年度の当期利益を利益剰余金に加算することを提案した。

28 FVOCIで測定する資本性金融商品に係るその他の剰余金 - 増減

	(千ユーロ)
2024年4月1日現在	267
増減	
FVOCIで測定する資本性金融商品の売却	(267)
FVOCIで測定する資本性金融商品に係る実現利益	479
2025年3月31日現在	479
FVOCIで測定する資本性金融商品の売却	-
FVOCIで測定する資本性金融商品に係る実現利益	-
2026年3月31日現在のFVOCI	479

公正価値評価差額は、持分投資の公正価値評価及び公正価値調整に係る関連する繰延税金から発生した。当社は、TLTに対する少数株主持分を、配当金控除後の純資産価額に基づき、TFSに売却した。

オランダ民法典に基づき、FVOCIで測定する保有投資の再評価に関連する法定準備金を設定しなければならなかった。法定準備金は合計479,000ユーロ（2025年度：479,000ユーロ）であり、当社株主への分配に利用することはできない。

29 関連当事者取引

親会社及び最終支配会社

当社は日本で設立されたTFSの100%子会社である。最終の統括会社及び支配会社は、日本で設立されたトヨタ自動車である。

親会社との取引

当事業年度において、TFSは資本市場における債務の発行及び関連当事者に対する保証に関して当社に信用補完を提供した。手数料として25,622,000ユーロ（2025年度：25,836,000ユーロ）が請求され、期末現在、12,569,000ユーロ（2025年度：12,808,000ユーロ）が未払いであった。当該残高には利息は発生せず、支払期限は30日である。

兄弟会社

当事業年度において、取引を行ったトヨタ自動車の子会社は以下のとおりである。

トヨタ モーター クレジット株式会社

トヨタ ファイナンシャル サービス（UK）株式会社、並びにその子会社及び関連会社：

トヨタ ファイナンシャル サービス（UK）株式会社の子会社：

トヨタ ファイナンス フィンランド株式会社

トヨタ ファイナンシャル サービス ベルギー株式会社

トヨタ ファイナンシャル サービス チェコ有限会社

トヨタ ファイナンシャル サービス スロバキア有限会社

トヨタ ファイナンシャル サービス デンマーク株式会社

トヨタ ファイナンシャル サービス ハンガリー株式会社

トヨタ ファイナンシャル サービス（アイルランド）株式会社

トヨタ ファイナンシャル サービス イタリア株式会社

トヨタ ファイナンシャル サービス カザフスタンMFO有限会社

トヨタ ローマン ファイナンシャル サービス株式会社

トヨタ ファイナンシャル サービス（UK）株式会社の関連会社：

トヨタ ファイナンシャル サービス サウス アフリカ株式会社

トヨタ クレジットバンク有限会社、並びにその支店及び子会社：

トヨタ クレジットバンク有限会社の支店：

トヨタ フランス ファイナンスメント

トヨタ ファイナンシャル サービス オーストリア

トヨタ ファイナンシャル サービス ノルウェー

トヨタ ファイナンシャル サービス スペイン

トヨタ ファイナンシャル サービス スウェーデン

トヨタ ファイナンシャル サービス ポルトガル

トヨタ クレジットバンク有限会社の子会社：

トヨタ バンク ロシア株式会社

トヨタ リーシング ロシア有限会社

トヨタ バンク ポーランド株式会社

トヨタ リーシング ポーランド有限会社

トヨタ リーシング タイランド株式会社

トヨタ ファイナンシャル サービス コリア株式会社

トヨタ キャピタル マレーシア株式会社

トヨタ ファイナンシャル サービス フィリピン株式会社

トヨタ ファイナンシャル サービス シンガポール株式会社

トヨタ ファイナンシャル サービス インド有限会社

トヨタ ファイナンシャル サービス ベトナム有限会社

KINTO ヨーロッパ有限会社及びその子会社：

KINTO スペイン有限会社

KINTO フランス株式会社

KINTO イタリア株式会社

KINTO UK株式会社

KINTO ドイツ有限会社

KINTO ハンガリー

トヨタ ファイナンス オーストラリア株式会社

兄弟会社との取引

保証

当社は兄弟会社に対する保証手数料として6,268,000ユーロ（2025年度：5,823,000ユーロ）を稼得した。期末現在、保証手数料に関連する未収金は3,349,000ユーロ（2025年度：2,948,000ユーロ）であった。当該残高には利息は発生せず、支払期限は30日である。

コミットメント枠手数料

当社は、兄弟会社から、当社がこれらの関連当事者のために締結したコミットメント枠に対して銀行に支払った費用の払戻しとして、5,347,000ユーロ（2025年度：5,417,000ユーロ）を稼得した。コミットメント枠手数料に関連して3月31日までに未収計上された金額は709,000ユーロ（2025年度：1,640,000ユーロ）であった。当該残高には利息は発生しない。

関係会社に対する預け金に係る利息

当社は、関係会社に対する預け金に係る利息として4,185,000ユーロ（2025年度：6,963,000ユーロ）を稼得した。期末現在、未収利息は956,000ユーロ（2025年度：1,363,000ユーロ）であった。

借入金

2026年3月31日現在、関係会社からの借入金は1,568,993,000ユーロ（2025年度：838,184,000ユーロ）であった。このうち、1,559,645,000ユーロはグループ会社からの借入金に関連し、9,348,000ユーロは未払利息に関連している。

貸付金

当事業年度における兄弟会社に対する貸付金及びそれにより発生した収益及び費用の要約は、以下のとおりである。

関連当事者に対する貸付金	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
期首残高	23,114,329	24,777,545
当事業年度における新規貸付金	15,369,745	8,652,116
貸付金返済額	(14,172,534)	(9,275,325)
受取利息	959,805	932,175
利息受取額	(953,434)	(946,932)
支払利息	-	-
利息支払額	-	-
為替再換算	300,768	(109,608)
公正価値調整	158,866	(171,544)
期末残高	24,777,545	23,858,427

算出された予想信用損失及び61,440,000ユーロのロシア向け貸付金に係る減損以外に、関連当事者に対する貸付金の期末残高について認識された減損はなかった（注記14を参照のこと）。関係会社との取引は、独立当事者間取引と同様の条件で実施される。

取締役会

植野学及び関口暁彦は2025年12月31日付で取締役を退任した。野田一夫は2026年1月1日付で当社の取締役社長に任命された。2026年4月1日より、取締役会は河合利昌及び野田一夫で構成されている。

取締役、経営陣及び従業員との取引

当事業年度において、取締役、経営陣又は従業員との取引は報酬以外にはなかった。

その他の負債に含まれている関連当事者に対する債務の要約

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
親会社に対する未払信用補完手数料	12,808	12,569
関係会社に対する未払事業サービス手数料及び管理業務手数料	107	82
合計	12,915	12,651

保証手数料及び関連当事者に対する債権の要約

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
保証に関する関連当事者に対する債権	2,948	3,349
未収コミットメント枠手数料	1,640	709
合計	4,588	4,058

関連当事者に対する債権に減損は生じていない。

30 偶発債務

当社は、トヨタ自動車の他の子会社の債権者に対して保証を行っている。当社は、発行済の保証付債務に関して、トヨタ自動車の子会社から保証手数料を受け取っている。当社は、2026年3月31日に終了した事業年度における各社の純資産と収益性を見直すことによって、当社の引当金の必要性に関する評価を実施した。各債務者の財務書類は、借入金を返済するのに十分な資産があることを示している。

当事業年度及び過年度において、偶発債務に対する引当金は必要ではなかった。

以下は、トヨタ自動車の他の子会社により発行された債務に関する当社の保証をユーロに換算したものである。

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
マレーシア・リングgit	458,028	613,635
南アフリカ・ランド	459,538	623,787
タイ・バーツ	2,404,324	2,466,825
ポーランド・ズロチ	226,942	360,784
合計	3,548,832	4,065,031

当社の保証は性質上、債権者に対する無条件保証である。債務者が何らかの理由で支払期限を迎えた債務に関する支払いができなくなった場合、当社は債務者に代わり、当該債務の返済を求められる可能性がある。保証は、コマーシャル・ペーパー及びミディアム・ターム・ノートに対して行われる。

31 金融リスク管理

31.1 金融リスクの要因

当社の主な業務は、TFS（親会社）の他の子会社に対して資金を貸付け、また、トヨタ自動車グループの他の関係会社の第三者に対する債務の保証を行うことである。

当社の役割はトヨタの関係会社のために資金を調達することであり、これにより、信用リスク、流動性リスク、金利リスク及び為替リスクといった様々な金融リスクにさらされている。当社は、金利リスク及び為替リスクを管理するために、外貨建の資産と負債をマッチさせたり、金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約などの金融商品を利用したりすることにより、これらのリスクによる当社の財務成績に対するマイナスの影響を限定することを旨とするリスク管理プログラムを整備している。

市場リスク管理を目的とするデリバティブ契約の市場価値から生じる信用リスクを軽減するために、取引相手と担保を交換する契約が締結されている。取締役会は、適切な措置をとるために金融リスクを迅速に特定できるよう、リスク管理方針を利用しており、また、定期的な事業報告を受けている。当社は為替リスク、金利リスク、流動性リスク及び信用リスクの管理、並びにこれらのリスクを管理するための金融商品の利用についての指針を規定した、文書化された方針及び手続を利用している。

経済的ヘッジの観点から、当該リスク管理戦略に前事業年度からの変更はない。当社は、2022年12月より公正価値ヘッジ会計を適用した。詳細は取締役会報告書及び会計方針のセクションを参照のこと。

31.2 為替リスク

当社は関連するトヨタのグループ会社と、ユーロ、その他のヨーロッパ諸国の通貨、南アフリカ・ランド、タイ・バーツ、マレーシア・リングgit、シンガポール・ドル、日本円、英ポンド及び米ドル建の取引を行っている。当社は発行債務に対する投資家の需要に応じるため、各種通貨での借入を積極的に行っている。当社は特定通貨建のポートフォリオにおいて資産と負債をマッチさせるために、通貨スワップ及び先渡為替予約を利用している。当社が為替リスクにさらされているネット・エクスポージャーは、主に英ポンド及び米ドルに関するものである。

当社は、各通貨の正味買建又は売建ポジションを経営陣が許容可能と考える水準に確実に収めるために、金融資産と金融負債の持ち高を当社の4種類の通貨建の資金ポートフォリオそれぞれにおいて確実にマッチさせることにより、為替リスクに対するエクスポージャーを管理している。

決算日現在のネット・エクスポージャーの残額は以下のとおりであった。

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
英ポンド	(2,086)	(232)
米ドル	3,537	2,890
タイ・パーツ	1,953	2,047
ロシア・ルーブル	68,649	66,971
南アフリカ・ランド	398	497
日本円	150	116
その他	1,501	1,920
合計	74,102	74,209

上記のエクスポージャーは、将来の外貨建キャッシュ・フローを決算日現在の市場金利で割引いた現在価値を表している。

以下の感応度分析は、決算日現在においてユーロの価値が全ての他の通貨に対して5%増減した場合、損益と評価差額金への直接認識の両方を通じて株主資本に与える影響を示している。

	2025年度		
	損益の感応度 利益 / (損失) (千ユーロ)	資本の感応度 利益 / (損失) (千ユーロ)	合計 利益 / (損失) (千ユーロ)
5%のユーロ高	(2,749)	-	(2,749)
5%のユーロ安	2,749	-	2,749

	2026年度		
	損益の感応度 利益 / (損失) (千ユーロ)	資本の感応度 利益 / (損失) (千ユーロ)	合計 利益 / (損失) (千ユーロ)
5%のユーロ高	(2,753)	-	(2,753)
5%のユーロ安	2,753	-	2,753

資本の感応度は、注記28に記載されているとおり、FVOCIで測定する資本性金融商品に係わるその他の剰余金に関連している。

31.3 金利リスク

当社は利付資産と利付負債の両方を有している。当社は、資産及び負債を変動金利で維持することを方針としている。当社は、関係会社に対する貸付金を含めた金融資産について、スワップを利用することでリスク管理を行っている。また、資金調達に関しては債券発行市場における柔軟性を維持するためにスワップを利用している。金利スワップは半年ごと又は四半期ごとに決済され、元本に係る合意された固定金利と変動金利との差額の支払い又は受取りが行われる。

当社の関連当事者に対する貸付業務に関する金利リスクは、固定金利での調達資金を通常３ヶ月ごとに更改される変動金利に確実にスワップすることにより管理されている。当社の借入業務に関する金利リスクは、固定金利での借入金を通常３ヶ月ごとに更改される変動金利に確実にスワップすることにより管理されている。このため、現行の市場金利の変動が収益に重要な影響を及ぼすことはないと思込まれている。この金利に対する特性は、３ヶ月ごとに再設定される変動金利が付されている、又はそれより長い期間の固定金利が３ヶ月の変動金利にスワップされる当社のグループ間貸付資産の金利とおおむね一致する。

当社の金利リスクのエクスポージャーは、以下の金融契約により発生している。

2025年３月31日現在の金利リスクの エクスポージャー	固定金利 (千ユーロ)	変動金利 (千ユーロ)	無利子 (千ユーロ)	合計 (千ユーロ)
非流動資産				
関係会社に対する貸付金	11,061,295	4,328,162	-	15,389,457
関係会社に対する定期預け金	-	200,000	-	200,000
持分投資 - 関係会社	-	-	-	-
流動資産				
関係会社に対する貸付金	4,529,512	4,858,576	-	9,388,088
関係会社に対する定期預け金	-	1,363	-	1,363
関連会社に対する債権	-	-	4,588	4,588
その他の債権 - 金融商品のみ	-	207,592	799	208,391
現金及び現金同等物	-	539,842	-	539,842
流動負債				
コマーシャル・ペーパー	-	(3,475,112)	-	(3,475,112)
ミディアム・ターム・ノート	(3,066,598)	(1,730,807)	-	(4,797,405)
銀行借入金	(1,083,958)	(523,534)	-	(1,607,492)
関連当事者からの借入金	-	(144,418)	-	(144,418)
関連会社に対する債務	-	-	(12,915)	(12,915)
その他の負債及び未払費用 - 金融商品のみ	-	(176,696)	(2,512)	(179,208)
非流動負債				
ミディアム・ターム・ノート	(8,089,376)	(2,051,514)	-	(10,140,890)
銀行借入金	(1,678,153)	(2,725,312)	-	(4,403,465)
関連当事者からの借入金	-	(693,766)	-	(693,766)
デリバティブ考慮前のポジション(a)	1,672,722	(1,385,624)	(10,040)	277,058
デリバティブの想定元本(b)	(1,623,423)	1,572,369	-	(51,054)
純有利子資産 / (負債) のポジション(a)+(b)	49,299	186,745	(10,040)	226,004

2026年3月31日現在の金利リスクの
エクスポージャー

	固定金利 (千ユーロ)	変動金利 (千ユーロ)	無利子 (千ユーロ)	合計 (千ユーロ)
非流動資産				
関係会社に対する貸付金	10,876,993	5,063,254	-	15,940,247
関係会社に対する利付定期預け金	-	200,000	-	200,000
持分投資 - 関係会社	-	-	-	-
流動資産				
関係会社に対する貸付金	5,018,096	2,900,083	-	7,918,179
関係会社に対する定期預け金	-	956	-	956
関連会社に対する債権	-	-	4,058	4,058
その他の債権 - 金融商品のみ	-	198,827	521	199,348
現金及び現金同等物	-	1,432,656	-	1,432,656
流動負債				
コマーシャル・ペーパー	-	(3,057,387)	-	(3,057,387)
ミディアム・ターム・ノート	(2,549,078)	(1,838,315)	-	(4,387,393)
銀行借入金	(123,620)	(1,421,845)	-	(1,545,465)
関連当事者からの借入金	-	(399,199)	-	(399,199)
関連会社に対する債務	-	-	(12,651)	(12,651)
その他の負債及び未払費用 - 金融商品のみ	-	(176,800)	(929)	(177,729)
非流動負債				
ミディアム・ターム・ノート	(7,273,263)	(1,981,382)	-	(9,254,645)
銀行借入金	(1,487,945)	(3,857,074)	-	(5,345,019)
関連当事者からの借入金	-	(1,169,796)	-	(1,169,796)
デリバティブ考慮前のポジション(a)	4,461,183	(4,106,022)	(9,001)	346,160
デリバティブの想定元本(b)	(4,498,527)	4,456,747	(2,064)	(43,844)
純有利子資産 / (負債) のポジション(a)+(b)	(37,344)	350,725	(11,065)	302,316

当初の満期が6ヶ月未満の短期借入金は借換えに係る定期的な金利変動にさらされており、そのためこの種の短期資金は上記の表において変動金利の借入金に分類されている。

31.4 信用リスク

投資、預金及びデリバティブ金融商品の取引相手は、投資適格な格付を有する金融機関に制限されており、5年超のエクスポージャーの場合にはさらに上位の格付でなければならない。個々の取引相手に対するエクスポージャーの金額にも制限があり、毎年再評価される。

当社は様々な地域で、貸し手として、またトヨタ自動車の事業会社による第三者に対する債務の保証会社として、その業務から生じる信用リスクにさらされている。信用リスクに対する当社の主要なエクスポージャーは、当社が貸付を行っている、又は第三者に対する債務を保証している関係会社による債務不履行であるが、このリスクは親会社及び最終の親会社とのクレジット・サポート・アグリーメントによって軽減されている。当該契約により、親会社及び最終の親会社は債務及び保証の保有者に対し、当社の株主資本を一定水準に維持することを約束している。ムーディーズによる2026年3月31日現在の親会社の信用格付はA1である。

さらに、当社の貸付及び保証業務はトヨタ・グループに属する重要な事業会社に対するものであるため、当社の取引の存続可能性は最終的にはトヨタ自動車のグループ全体の取引実績に左右される。貸付は非劣後基準で行われるが、借手が規制上の資金調達要件を満たすようにするために劣後で行われる場合もある。

金利リスク及び通貨リスクの管理のみを目的として当社が締結したデリバティブは、上述の信用格付を持つ、一般に認められている金融機関とのみ取引される。デリバティブ負債の公正価値の変動に、信用リスクとの重要な関連性はない。

当社の現金及び現金同等物は、TFSが承認した一覧表から選択された銀行において、特定の制限の下に保有されている。

金融商品による信用リスクに対するエクスポージャーの最大額は、決算日現在、以下のとおりである。

	2025年度 (千ユーロ)	2026年度 (千ユーロ)
流動資産		
関係会社に対する貸付金	9,388,088	7,918,180
その他の債権 - 差入担保保証金及び関連当事者に対する債権	214,342	204,363
デリバティブ金融商品	135,126	102,002
現金及び現金同等物	539,842	1,432,656
非流動資産		
関係会社に対する貸付金	15,389,457	15,940,247
デリバティブ金融商品	336,164	316,842
関係会社に対する定期預け金	200,000	200,000
偶発債務		
関連当事者債務の保証	3,548,832	4,065,031

上記のデリバティブ金融商品の価値から生じる信用リスクを軽減するために、現金担保を交換する契約が取引相手と締結されている。2026年3月31日現在、注記25「その他の負債及び未払費用」に「受入担保保証金」として表示されている受入現金担保の価値は、176,540,000ユーロ（2025年度：176,210,000ユーロ）であった。

偶発債務に関する詳細は注記30に記載されている。

決算日現在において、単独の取引相手に対するデリバティブ資産による単独エクスポージャーの最大額は59,628,000ユーロ（2025年度：63,600,000ユーロ）であり、上位3社の取引相手については111,776,000ユーロ（2025年度：138,621,000ユーロ）である。これらの取引相手のエクスポージャーは担保により保全されている。

31.5 流動性リスク

流動性リスクとは、当社が金融負債に関連する支払義務を期日通りに履行できないリスクである。

当社は、短期及び中期の資金調達需要を他の関係会社からの情報を織り込んで定期的に予測しており、また、予測不能な現金需要に対応できる適切な水準の流動資金を確保している。

当社は業務に利用可能な十分な資金を確保するために設けられた長期コミットメント枠及び流動性の高い投資と共に、満期が長期及び短期の債務を意図的に組み合わせて保有している。当社は、流動性リスクを軽減するため、商業銀行シンジケート団との間にコミットメント与信枠を維持している。また、当社は、クレジット・サポート・アグリーメント及びサブリメンタル・クレジット・サポート・アグリーメントを親会社と締結しており、これにより十分な資金が利用可能となるため、当社は資本市場での借入から生じる債務及び保証債務をそれぞれ履行することができる。クレジット・サポート・アグリーメント及びサブリメンタル・クレジット・サポート・アグリーメントでは、どちらかの当事者が解約する場合には、もう一方の当事者に対する書面による30日間の通知期間が必要であることを定めている。関連する全ての証券に係る返済が終了するか、関連する各格付機関が親会社又は当社に対して関連する全ての証券の債券格付が当該解約による影響を受けないことを確認するまでは、解約は実行されない。

以下の表は非デリバティブ金融負債の予定満期に関する詳細を示している。この分析は契約上の（割引前）キャッシュ・フローの債務総額に基づいている。以下の表に含まれている外貨建キャッシュ・フローは、市場レートを用いて換算されている。将来の利息支払額が確定していない場合には、キャッシュ・フローは決算日現在の金利指標に基づいている。

2025年3月31日現在の 債務に関するキャッシュ・フロー	3ヶ月以内 (千ユーロ)	4ヶ月以上 12ヶ月以内 (千ユーロ)	1年超 5年以内 (千ユーロ)	5年超 (千ユーロ)
関連当事者借入金	11,036	166,164	732,077	-
銀行借入金	512,042	1,233,642	4,595,480	-
コマーシャル・ペーパー	3,085,751	409,408	-	-
EMTN	1,103,065	3,885,408	10,318,469	334,502
受入担保保証金	176,210	-	-	-
合計(C)	4,888,104	5,694,622	15,646,026	334,502

2026年3月31日現在の
債務に関するキャッシュ・フロー

	3ヶ月以内 (千ユーロ)	4ヶ月以上 12ヶ月以内 (千ユーロ)	1年超 5年以内 (千ユーロ)	5年超 (千ユーロ)
関連当事者借入金	191,318	260,248	1,277,245	-
銀行借入金	726,708	998,492	5,645,845	-
コマーシャル・ペーパー	2,265,222	803,000	-	-
EMTN	1,471,623	3,113,775	9,554,191	163,955
受入担保保証金	176,540	-	-	-
合計(A)	4,831,411	5,175,515	16,477,281	163,955

以下の表はデリバティブ金融商品の予定満期に関する詳細を示している。この分析は契約上の（割引前）キャッシュ・フロー総額に基づいている。債務又は債権の金額が確定していない場合には、決算日現在の市場指標を参考に算出された金額が開示されている。

2025年3月31日現在の
キャッシュ・フロー純額

	3ヶ月以内 (千ユーロ)	4ヶ月以上 12ヶ月以内 (千ユーロ)	1年超 5年以内 (千ユーロ)	5年超 (千ユーロ)
決済純額：				
金利デリバティブ - 支払 / (受取)	(17,817)	102,015	31,259	(20)
決済総額：				
通貨デリバティブ - 受取	(1,177,078)	(2,880,885)	(9,877,333)	(458,118)
通貨デリバティブ - 支払	1,185,726	2,894,250	9,915,086	464,325
デリバティブ・キャッシュ・フロー合計(D)	(9,169)	115,380	69,012	6,187
合計(C+D)	4,878,935	5,810,002	15,715,038	340,689

2026年3月31日現在の
キャッシュ・フロー純額

	3ヶ月以内 (千ユーロ)	4ヶ月以上 12ヶ月以内 (千ユーロ)	1年超 5年以内 (千ユーロ)	5年超 (千ユーロ)
決済純額：				
金利デリバティブ - 支払 / (受取)	(22,539)	36,992	(37,406)	(34)
決済総額：				
通貨デリバティブ - 受取	(1,369,527)	(3,575,654)	(9,247,786)	(163,955)
通貨デリバティブ - 支払	1,396,700	3,701,186	9,323,747	172,157
デリバティブ・キャッシュ・フロー合計(B)	4,634	162,524	38,555	8,168
合計(A+B)	4,836,045	5,338,039	16,515,836	172,123

当社は関連当事者に対する貸付枠を有しており、決算日現在で未使用のこれら貸付枠は将来の貸付コミットメントを表している。

決算日現在未使用の貸付枠による潜在的なキャッシュ流出額は、使用の可能性がある最も早い日で以下の表に表示されている。潜在的な将来の関連当事者借入要求によるキャッシュ・フローの影響については、関連当事者が定期的に当社に提示しているキャッシュ・フローの予測を通じて監視されている。

2025年3月31日現在の 未使用のコミットメント	3ヶ月以内 (千ユーロ)	4ヶ月以上 12ヶ月以内 (千ユーロ)	1年超 5年以内 (千ユーロ)	5年超 (千ユーロ)
未使用の貸付コミットメント	3,390,000	-	-	-

2026年3月31日現在の 未使用のコミットメント	3ヶ月以内 (千ユーロ)	4ヶ月以上 12ヶ月以内 (千ユーロ)	1年超 5年以内 (千ユーロ)	5年超 (千ユーロ)
未使用の貸付コミットメント	1,426,396	-	-	-

31.6 価格リスク

当社には株価リスク又は商品価格リスクに対する重要なエクスポージャーはない。

31.7 金融資産と金融負債の相殺

以下の金融商品は法的強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象である。

2025年3月31日現在	認識されている 金融資産総額 (千ユーロ)	認識されている 金融負債総額 (千ユーロ)	交換された 担保純額 (千ユーロ)	純資産/ (負債) (千ユーロ)
デリバティブ金融商品				
有担保	471,290	(522,344)	30,990	(20,064)
無担保	-	-	-	-
合計	471,290	(522,344)	30,990	(20,064)
2026年3月31日現在				
デリバティブ金融商品				
有担保	418,844	(462,688)	21,910	(21,934)
無担保	-	-	-	-
合計	418,844	(462,688)	21,910	(21,934)

金融商品は総額ベースで決済されるが、マスター・ネットティング契約の各当事者は、もう一方の当事者のデフォルト時には契約対象となっている全ての金融商品について純額決済を選択することが可能となる。財政状態計算書上の金融商品は全て総額で表示されている。

32 金融商品並びに貸付資産及び負債の公正価値

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格と定義される。

32.1 財政状態計算書において公正価値で測定する金融資産及び負債

以下の表は、公正価値で計上されている金融商品の評価方法別に分析したものである。それぞれのレベルの定義は以下のとおりである。

レベル1 - 同一の資産及び負債についての活発な市場における相場価格（無調整）。

レベル2 - 当該資産又は負債についての直接的に（すなわち価格そのもの）又は間接的に（すなわち価格から導き出される）観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット。

レベル3 - 当該資産又は負債についての観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち観察不能なインプット）。

レベル2のトレーディング目的及びヘッジ手段としてのデリバティブ取引は、先渡為替予約及び通貨金利スワップで構成される。これらの先渡為替予約は、活発な市場で取引される先渡為替レートを用いて公正価値で評価される。金利スワップは観察可能なイールド・カーブによるフォワードレートを用いて公正価値で評価される。

レベル3でレベル1又はレベル2のインプットがない場合、当社は、観察可能な金融商品データからの将来の市場カーブに基づき、金融資産又は金融負債の各グループの適切な信用スプレッドを織り込んだ、様々な割引将来キャッシュ・フロー・モデル手法を使用している。レベル3の金融契約は、当社が組成した契約であり、満期まで保有され、大半は現在の価格が公表されていない非公開取引である。

経営陣は、各金融商品に関する評価方法のヒエラルキーの理解の正確性を維持しているかについて継続的に評価する予定であり、変更が行われたとみなされる場合には、適用される報告期間の他に、変更日及び状況の変化について開示する。

	2025年3月31日現在			
	レベル1 (千ユーロ)	レベル2 (千ユーロ)	レベル3 (千ユーロ)	合計 (千ユーロ)
金融資産				
デリバティブ金融商品	-	471,290	-	471,290
金融負債				
デリバティブ金融商品	-	522,344	-	522,344

2026年3月31日現在

	レベル1 (千ユーロ)	レベル2 (千ユーロ)	レベル3 (千ユーロ)	合計 (千ユーロ)
金融資産				
デリバティブ金融商品	-	418,844	-	418,844
金融負債				
デリバティブ金融商品	-	462,688	-	462,688

レベル1、レベル2及びレベル3の間の振替はなかった。上記の表で表示されていないその他の金融資産及び負債の全ての帳簿価額は、IFRS第7号において記載されている開示要件に従った公正価値の合理的な近似値である。

32.2 財政状態計算書において公正価値で測定しない金融資産及び負債

以下の表は、財政状態計算書に公正価値で表示されていない金融資産及び負債の帳簿価額と公正価値を比較している。

	2025年3月31日現在 レベル2		2026年3月31日現在 レベル2	
	帳簿価額 (千ユーロ)	公正価値 (千ユーロ)	帳簿価額 (千ユーロ)	公正価値 (千ユーロ)
金融資産				
関連当事者に対する貸付金	24,659,443	25,078,737	23,911,869	24,149,988
未収保証手数料	11,195	11,195	13,851	13,851
金融負債				
銀行借入金	6,005,617	6,049,477	6,902,119	6,965,104
コマーシャル・ペーパー	3,475,112	3,475,933	3,057,387	3,057,629
ユーロ・ミディアム・ターム・ノート	14,841,575	15,059,287	13,635,034	13,759,286
グループ会社からの借入金	838,175	775,271	1,569,072	1,602,070
関連当事者に対する保証	11,195	11,195	13,851	13,851

金融資産

関連当事者に対する貸付金の公正価値は、決算日現在の市場金利に基づいた将来の予想金利を反映する見積割引率を用いて、予想将来キャッシュ・フローを割引くことにより算出される。期限前決済、信用損失及び信用スプレッドに関する仮定は定期的に見直されるが、現時点では、このクラスの資産には関係していない。

金融負債

借入金の公正価値は、入手可能な場合には現在の市場価格に基づいている。EMTNの公正価値は、金利イールド・カーブや通貨ごとの適切な割引率などの観察可能なインプット及びキャッシュ・フローの期間を織り込んだ割引キャッシュ・フロー・モデルに基づいている。活発な市場における価格が入手可能でない場合には、固定利付借入金の公正価値は、残存期間が等しい類似の債券又は資産についての現在の金利で割引かれた将来キャッシュ・フローに基づいている。

33 後発事象

決算日後の報告すべき重要な後発事象はない。

取締役会

取締役会は、該当する場合、発行後に財務書類を修正する権限を有する。

野田 一夫

河合 利昌

(6) その他の情報

利益剰余金

定款第21条に従って、利益剰余金の処分は株主総会において決定される。当社の業績が好調な場合、取締役会は配当金の支払いを決定することがある。当該配当には株主総会での株主の承認が必要となる。

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書は、該当セクションに掲載されている。

[次へ](#)

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Statement of comprehensive income for the year ended 31 March 2026

	Note	2026 €'000	2025 €'000
Interest income calculated using effective interest method	5	961,465	993,406
Dividend income	6	-	147
Commitment facility fees	7	5,347	5,417
Guarantee fee income	7	6,268	5,823
Revenue	4	973,080	1,004,793
Interest expense	8	(882,608)	(909,743)
Fee expenses	9	(25,622)	(25,836)
Cost of funding		(908,230)	(935,579)
Gross margin		64,850	69,214
Administration expenses	10	(8,008)	(9,464)
Net gain/(loss) on financial instruments	11	48,944	54,984
Adjustment credit losses on group loans	14	(2,377)	(26,133)
Total operating expenses		38,559	19,387
Result before tax		103,409	88,601
Taxation	13	(35,524)	(35,587)
Result after tax		67,885	53,014
Net gain/(loss) on equity instruments designated at fair value through other comprehensive income	28	-	212
Total comprehensive income for the year, net of tax		67,885	53,226
Attributable to:			
Equity holder		67,885	53,226

The notes (1 to 33) are an integral part of these Financial Statements.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Statement of financial position as at 31 March 2026 after appropriation of the result

	Note	2026 €'000	2025 €'000
Assets			
Current assets			
Loans to related companies	14	7,847,007	9,318,965
Other receivables	20	204,363	214,342
Financial guarantee assets		13,851	11,195
Derivative financial instruments	16	102,002	135,126
Cash and cash equivalents	22	1,432,656	539,842
Total current assets		9,599,879	10,219,470
Non-current assets			
Loans to related companies	14	15,940,247	15,389,457
Term deposits with related companies		200,000	200,000
Derivative financial instruments	16	316,842	336,164
Equity investment – related company	15	0	0
Property, plant and equipment	17	438	546
Intangible assets	18	4	22
Deferred tax assets	19	33,718	46,230
Total non-current assets		16,491,249	15,972,419
Liabilities			
Current liabilities			
Borrowings	23	9,389,444	10,024,427
Derivative financial instruments	16	191,917	118,020
Financial guarantee liability	24	13,851	11,195
Current tax liability	21	14,343	20,599
Other liabilities and accrued expenses	25	190,380	192,123
Total current liabilities		9,799,935	10,366,364
Net current liabilities		(200,056)	(146,894)
Non-current liabilities			
Borrowings	23	15,769,458	15,238,121
Derivative financial instruments	16	270,770	404,324
Total non-current liabilities		16,040,228	15,642,445
Net assets		250,965	183,080
Shareholder's equity			
Equity attributable to owners of the parent			
Share capital	27	908	908
Share premium	27	41,000	41,000
Retained earnings		208,578	140,693
Other reserves for equity instruments FVOCI	28	479	479
Total shareholder's equity		250,965	183,080

In the cash and cash equivalents an amount of € 421 million is deposited on short term deposits. See also note 22.

The notes (1 to 33) are an integral part of these Financial Statements.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Statement of changes in equity for the year ended 31 March 2026

		Share Capital	Share Premium	Retained Earnings	Fair Value Reserves	Total
	Note	€'000	€'000	€'000	€'000	€'000
Balance at 1 April 2024		908	41,000	87,679	267	129,854
Equity instruments	28	-	-	-	212	212
Result for the year		-	-	53,014	-	53,014
Total comprehensive income for the year		-	-	53,014	212	53,226
Balance at 31 March 2025		908	41,000	140,693	479	183,080
Equity instruments	28	-	-	-	-	-
Result for the year		-	-	67,885	-	67,885
Total comprehensive income for the year		-	-	67,885	-	67,885
Balance at 31 March 2026		908	41,000	208,578	479	250,965

The notes (1 to 33) are an integral part of these Financial Statements

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Statement of cash flows for the year ended 31 March 2026

	Note	2026 €'000	2025 €'000
Result for the year		67,885	53,014
Adjustments for:			
Depreciation and amortisation	17/18	155	171
Loss on disposal of assets		4	-
Dividend income	6	-	(147)
Taxation	13	35,524	35,587
Interest income	5	(961,465)	(993,406)
Interest expense	8	882,608	909,743
Fair value (gains)/losses		84,258	164,565
Unrealised foreign currency translations (gains)/losses		(96,393)	(202,393)
Credit losses on loans	14	2,377	26,133
Net (increase)/decrease in loans to affiliates	14	622,880	(1,197,210)
Net (increase)/decrease in other current assets		9,587	(27,890)
Net increase/(decrease) in other current liabilities		(1,517)	(89,136)
		645,903	(1,320,969)
Interest received		976,615	988,331
Interest paid		(897,637)	(891,144)
Taxes paid		(29,267)	(19,677)
Cash flows from operating activities		695,414	(1,243,459)
Purchase of property, plant and equipment	17	(32)	(79)
Dividend received	6	-	147
Proceeds from sale of investment		-	1,233
Cash flows from investing activities		(32)	1,301
Proceeds from borrowings	23	19,847,553	23,947,891
Repayments of borrowings	23	(19,649,586)	(22,862,117)
Cash flows from financing activities		197,967	1,085,774
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents		893,349	(156,384)
Cash and cash equivalents at beginning of period		539,842	697,031
Exchange gains and (losses) on cash and cash equivalents		(535)	(805)
Cash and cash equivalents at end of period	22	1,432,656	539,842

The notes (1 to 33) are an integral part of these Financial Statements

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Notes to the Financial Statements

1. General information

Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V. ('the Company') is a wholly-owned subsidiary of Toyota Financial Services Corporation. The objective of the Company is to act as a group finance company and to provide finance services to Toyota group companies. The principal activity of the Company is to raise funds by issuing bonds and notes in the international capital markets and from other sources and on-lend to other Toyota companies. The Company also provides committed facilities to other Toyota companies and issues guarantees for debt issuance of other Toyota companies.

The Company is incorporated and domiciled in the Netherlands. The address of its registered office as at 31 March 2026 was World Trade Center, Tower One, Level 26, Zuidplein 218, 1077 XV, Amsterdam, the Netherlands. The financial statements of the Company can be obtained from <http://www.toyotamotorfinance.com>.

The ultimate management company and controlling party and the largest undertaking into which the Company's results are consolidated is Toyota Motor Corporation (TMC), which is incorporated in Japan.

The smallest undertaking into which the Company's results are consolidated is Toyota Financial Services Corporation (TFSC), which is incorporated in Japan.

The Financial Statements of Toyota Motor Corporation can be obtained from <https://www.toyota-global.com>.

The Financial Statements of the Company have been approved for issue by the Board of Management on 25 June 2026.

2. Summary of significant accounting policies

The principal accounting policies applied in the preparation of these Financial Statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

The Company has no subsidiary, joint venture or associated company investments and is therefore not required to prepare consolidated financial statements.

Basis of preparation

The Financial Statements of the Company have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) and interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee (IFRIC) as adopted by the European Union and also in accordance with the statutory provisions of Part 9, Book 2 of the Dutch Civil Code.

As a result of the accounting policies adopted, the Financial Statements of the Company are also consistent with all IFRS issued by the International Accounting Standards Board (IASB) and interpretations issued by IFRIC.

The Financial Statements have been prepared under the historical cost convention, except for derivative financial instruments, financial assets and liabilities held for trading or designated as measured at fair value through profit or loss, financial instruments not held in a hold to collect business model, debt instruments that do not meet the Solely Payments of Principal and Interest (SPPI) test, all of which are measured at fair value. As of December 2022, the Company has implemented fair value hedge accounting as allowed under IFRS 9 and this has been applied to selected loan assets, bank borrowings, EMTN bonds, related party borrowings and the related derivatives.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires management to exercise its judgement in the process of applying the Company's accounting policies. The areas involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to the Financial Statements are disclosed in note 3.

The Company's Financial Statements are presented in Euro, which is the Company's functional and reporting currency. Except as indicated financial information presented has been presented in Euro and rounded to the nearest thousand.

Going concern

At 31 March 2026 there was an excess of current liabilities over current assets. Having assessed the available liquidity facilities and credit support agreement in place, the Board of Management has a reasonable expectation that the

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Company has adequate resources to continue to fund its current obligations for the foreseeable future and therefore the Financial Statements have been prepared on a going concern basis. Further, the Company has Credit Support Agreements in place with its parent TFSC which in turn has Credit Support Agreements in place with the ultimate parent TMC. TFSC has agreed in the Credit Support Agreement with the Company to cause the Company to have a consolidated tangible net worth, as determined in accordance with generally accepted accounting principles of the Netherlands, and as shown on the Company's most recent audited annual balance sheet, of at least €100 thousand as long as the Company has guarantee or credit support obligations outstanding. Tangible net worth means the aggregate amount of issued capital, capital surplus and retained earnings less any intangible assets. In addition, the Credit Support Agreements warrant that if the Company at any time determines that it will run short of cash or other liquid assets to meet its payment obligations on any securities then or subsequently to mature and that it shall have no unused commitments available under its credit facilities with lenders other than TFSC, then the Company will promptly notify TFSC of the shortfall and TFSC will make available to the Company, before the due date of such securities, funds sufficient to enable it to pay such payment obligations in full as they fall due.

The Board of Management has concluded that the Company is sufficiently equipped to continue with its normal business operations into the foreseeable future and is well positioned in achieving the strategic targets in accordance with its budget. The Board of Management is aware of risks and dependencies associated the current operations and expects to realize a positive gross margin like in prior years. The volatility in the result before tax due to interest and exchange rate movements is largely offset by the valuation adjustments to the corresponding loans to related parties, bank borrowings and EMTN borrowings as a result of hedge accounting. All financial instruments are held till maturity and therefore the valuation results for the financial instruments are of temporarily nature and will ultimately disappear. External developments like the impact of the war in Ukraine have been assessed and are considered manageable.

Changes in accounting policy and disclosures

There were no new changes in the accounting policy and disclosures.

New and amended standards effective for the financial year starting 1 April 2025

Amendments to IAS 21 – Lack of Exchangeability. The IASB has published 'Lack of Exchangeability (Amendments to IAS 21)' that contains guidance to specify when a currency is exchangeable and how to determine the exchange rate when it is not. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2025.

The changes above did not have significant impact on the financial statements of the Company.

New standards, amendments and interpretations, relevant to the Company, issued but not effective for the financial year beginning 1 April 2025 and not early adopted

On 9 April 2024, IFRS 18: Presentation and disclosure in Financial statements introduces the following enhancements i.e. standardised subtotals in the statement of profit or loss and requires disclosure, reconciliation of Management Defined Performance Measures (MPMs), enhanced principles for aggregation and disaggregation to improve clarity in financial statements and targeted improvements to the statement of cash flows by amending IAS 7 Statement of Cash Flows. The changes will be effective from 1 January 2027 (early application is permitted).

On 30 May 2024 Amendments to IFRS9: Financial Instruments clarifies the classification of financial assets with ESG features under the SPPI (solely payments of principal and interest criterion). It also provides guidance on the de-recognition of liabilities settled via electronic cash transfers. The changes are effective from 1 January 2026 (early application is permitted).

On 30 May 2024 Amendments to IFRS7: Financial instruments disclosures state the additional disclosure requirements related to the classification changes in IFRS 9. Expanded disclosures for liabilities settled through electronic cash transfers to improve transparency. The changes are effective from 1 January 2026 (aligned with IFRS 9 amendments).

On 9 May 2024, the International Accounting Standards Board issued IFRS 19 Subsidiaries without Public Accountability: Disclosures. IFRS 19 permits some subsidiaries to apply IFRS Accounting Standards with reduced disclosure requirements. These entities apply the requirements in other IFRS Accounting Standards except for the disclosure requirements. Instead, these entities apply the requirements in IFRS 19. The changes will be effective from 1 January 2027 (early application is permitted).

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

On 18 July 2024, the International Accounting Standards Board issued Annual Improvements to IFRS Accounting Standards – Volume 11. These improvements amend several standards including IFRS 1, IFRS 7, IFRS 9, IFRS 10 and IAS 7. The aim is to clarify wording, improve consistency and update references across these standards. The amendments are effective from 1 January 2026.

On 18 December 2024, the International Accounting Standards Board issued Contracts Referencing Nature-Dependent Electricity – Amendments to IFRS 9 and IFRS 7. These amendments address accounting and disclosure for electricity supply contracts where volumes depend on natural conditions (e.g., wind or solar availability). They clarify the 'own-use' exemption, permit hedge accounting for variable-volume electricity contracts and introduce enhanced disclosure requirements. The amendments are effective from 1 January 2026.

The new standards, amendments and interpretations issued are not expected to have a material effect on the Company. There are no other IFRS or IFRIC interpretations that would be expected to have a material impact on the Company.

Segmental reporting

The single operating segment is reported in a manner consistent with the internal reporting provided to the chief operating decision-maker. The chief operating decision-maker, who is responsible for allocating resources and assessing performance of the operating segments, has been identified as the Board of Management that makes strategic decisions.

Foreign currency

Transactions and balances

The Financial Statements are presented in Euro, which is the Company's functional currency. Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year-end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the income statement, in 'Net gain/(loss) on financial instruments'.

Financial assets and liabilities

The classification and measurement of financial assets under IFRS 9 is determined by the business model in which the assets are held and whether the contractual cash flows are Solely Payments of Principal and Interest (SPPI). Under IFRS 9, financial assets can be measured at amortised cost, Fair Value through Other Comprehensive Income (FVOCI) or Fair Value Through Profit or Loss (FVTPL).

The classification depends on the purpose for which the financial assets were acquired. Management determines the classification of the investments at recognition. Regular-way trades of derivatives contracts are accounted for on a trade date basis, and regular-way trades of all other financial assets are accounted for on a settlement date basis. A financial asset (or, where applicable, a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is primarily derecognised when the rights to receive cash flows from the assets have expired.

Debt instruments at amortised cost and fair value

Debt instruments are recognised at amortised cost or when components are designated for fair value hedge accounting at fair value through profit and loss ("FVTPL"). Guarantee fees receivable from fellow subsidiaries in respect of debt guaranteed by the Company are included in 'Other receivables' in the Statement of financial position.

Financial assets at amortised cost and fair value

Loans to related entities are recognised at amortised cost or when components are designated for fair value hedge accounting at fair value through profit and loss ("FVTPL").

Financial assets designated at FVOCI (equity instruments)

Upon initial recognition, the Company irrevocably classifies its equity investments at FVOCI. Gains and losses on these equity instruments are never recycled to profit. Dividends are recognized in profit or loss as Dividend income. Equity instruments at FVOCI are not subject to an impairment assessment.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Financial assets/liabilities at FVTPL

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss include the derivative portfolio. The Company enters into derivatives to mitigate the risks associated with other underlying financial assets and financial liabilities.

Derivatives are initially recognised at fair value on the date a derivative contract is entered into and are subsequently adjusted at fair value. Transaction costs are expensed in the Statement of comprehensive income. The method of recognising the result (gain or loss) depends on whether the derivative is designated as a hedging instrument, and if so, the nature of the item being hedged. Consequently, all changes in the fair value of any financial instruments, net of accrued interest on derivatives, are recognised immediately in the Statement of comprehensive income, within 'Net gains/(losses) on financial instruments'. Accrued interest on derivatives is recorded in the income statement within 'Interest expense'.

Derivative financial instruments and hedge accounting

Initial recognition and subsequent measurement

The Company uses derivative financial instruments, such as forward currency contracts, cross currency swaps and interest rate swaps to hedge its foreign currency risks and interest rate risks respectively. Such derivative financial instruments are initially recognised at fair value on the (trade) date on which a derivative contract is entered into and are subsequently remeasured at fair value with changes through profit and loss.

The Company has classified its hedge accounting as fair value hedge accounting, this is a micro hedged approach, as the Company use derivatives to hedge its exposure to changes in the fair value of a recognised underlying financial asset or liability or components thereof.

A hedging relationship qualifies for hedge accounting if there is 'an economic relationship' between the hedged item and the hedging instrument, the effect of credit risk does not 'dominate the value changes' that result from that economic relationship and there is a one-on-one relationship of the hedging relationship between the hedged item and the hedging instrument. At the inception of a hedge relationship, the Company formally designates and documents the hedge relationship, the risk management objective and risk strategy for undertaking the hedge. The documentation includes identification of the hedging instrument, the hedged item, the nature of the risk being hedged and how the Company will assess whether the hedging relationship meets the hedge effectiveness requirements including the analysis of sources of hedge ineffectiveness. For further information see note 16.

Fair value hedges

The change in the fair values of the hedging instruments and hedged items are recognised in the statement of profit or loss as 'Net gain/(loss) on financial instruments'.

For fair value hedges relating to items carried at amortised cost at designation date the difference between mark to market and book value / carry value at designation date is amortised through profit or loss over the remaining life. In the event the hedged item would be derecognised, the amortised value would be recognised immediately in profit or loss.

Property, plant and equipment

Items of property, plant and equipment are carried at cost less any accumulated depreciation and any accumulated impairment losses.

Depreciation is charged to profit or loss on a straight-line basis so as to write off the depreciable amount of property, plant and equipment over the estimated useful life of the assets as follows:

Fixture & Fittings:	5 years
Furniture:	5 years
Computer hardware:	5 years

The assets' residual values and useful lives are reviewed, and adjusted if appropriate, at each reporting date.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Gains and losses on disposal of items of property, plant and equipment are determined by comparing proceeds with the carrying amount. These are included in 'Administration expenses' in the Statement of comprehensive income.

Intangible assets

Intangible assets that are acquired by the Company are stated at cost less accumulated amortisation and any accumulated impairment losses.

Amortisation is charged to profit or loss on a straight-line basis over the asset's estimated useful life and is included in 'Administration expenses' in the Statement of comprehensive income.

The estimated useful economic lives are as follows:

Computer software: 5 years

The assets' values and useful lives are reviewed, and adjusted if appropriate, at each reporting date.

Gains and losses on disposal of items of intangible assets are determined by comparing proceeds with the carrying amount. These are included in 'Administration expenses' in the Statement of comprehensive income.

Impairment of non-financial assets

An impairment loss is the amount by which the carrying amount of an asset exceeds the present value of the recoverable amount.

At each reporting date the Company assesses whether there is any indication that an asset may be impaired. If any such indication exists, the recoverable amount of the asset is estimated.

Property, plant, equipment as well as intangible assets are subject to an impairment review if there are events or changes in circumstance which indicate that the carrying amount may not be recoverable.

Impairment of financial assets

At each reporting date the Company assesses whether there is any indication that an asset may be specifically impaired. If any such indication exists, the recoverable amount of the financial asset is estimated. To the extent the present value of the recoverable amount is lower than the carrying value, the loss is recognised as an impairment.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents are defined as cash and deposits which can be realised within three months from Balance Sheet date. These include overnight money market deposits with banks, current account and deposit account balances with banks and short-term investments.

Cash and cash equivalents are measured at amortised cost.

The cash flow statement has been drawn up in accordance with the indirect method, making a distinction between cash flows from operating, investment and financing activities. Cash flows related to interest payments, receipts and tax payments are classified as cash flows from operating activities.

Borrowings

Initial occurrence of borrowings is recognised, net of transaction costs incurred, at fair value and subsequently measured at amortized cost. Where designated as a part of a fair value hedge relationship the borrowing carrying value is amended by the fair value movements in the documented hedged risk. Recognition and de-recognition are on a settlement basis.

Depending on the maturity date of the contract as on balance sheet date, up to and including 12 months or more than 12 months, the borrowing is classified as current or non-current respectively.

Taxation

The charge for current tax is based on the results for the period as adjusted for items that are not taxable or disallowed. It is calculated using tax rates that have been enacted or substantively enacted per the reporting date.

Deferred income tax is provided in full, using the balance sheet liability method, on temporary differences arising between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the Financial Statements. However, the

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

deferred income tax is not accounted for if it arises from initial recognition of an asset or liability in a transaction other than a business combination that at the time of the transaction affects neither accounting, nor taxable profit or loss.

Deferred income tax is determined using tax rates (and laws) that have been enacted or substantively enacted by the reporting date and are expected to apply when the related deferred income tax asset is realised, or the deferred income tax liability is settled.

Deferred income tax assets are recognised to the extent that it is probable that future taxable profit will be available against which the temporary differences can be utilised.

Deferred income tax assets and liabilities are offset when there is a legally enforceable right to offset current tax assets against current tax liabilities and when the deferred income tax assets and liabilities relate to income taxes levied by the same taxation authority on either the same taxable entity or different taxable entities where there is an intention to settle the balances on a net basis.

Guarantees

The Company issues guarantees to debt holders of other TMC subsidiaries. The Company receives guarantee fees from TMC subsidiaries in respect of the guaranteed debt in issuance. The guarantees are issued under the credit support the Company has with TFSC and for which the Company pays a credit support fee. The initial fair value is the present value of the future cash flows at the point of issuance of the guarantee.

Revenue recognition

Interest income

Interest income is recorded using the Effective Interest Rate (EIR) method for all financial assets measured at amortised cost, interest rate derivatives for which hedge accounting is applied and the related amortisation/recycling effect of hedge accounting. The EIR is the rate that discounts estimated future cash receipts through the expected life of the financial asset or liability or, when appropriate, a shorter period, to the gross carrying amount of the financial asset. The EIR is calculated by taking into account transaction costs and any discount or premium on the acquisition of the financial asset, as well as fees and costs that are an integral part of the EIR. The Company recognises interest income using a rate of return that represents the best estimate of a constant rate of return over the expected life of the loan. Hence, the EIR calculation also takes into account the effect of potentially different interest rates that may be charged at various stages of the financial asset's expected life, and other characteristics of the product life cycle (including prepayments, penalty interest and charges).

If expectations of fixed rate financial assets' or liabilities' cash flows are revised for reasons other than credit risk, then changes to future contractual cash flows are discounted at the original EIR with a consequential adjustment to the carrying amount. The difference from the previous carrying amount is booked as a positive or negative adjustment to the carrying amount of the financial asset or liability on the balance sheet with a corresponding increase or decrease in Interest revenue/expense calculated using the effective interest method.

Guarantee fee income

Guarantee fee income is recognised during the life of the guarantee on an accrual basis in accordance with the substance of the relevant agreements.

Dividend income

Dividend income is recognised when the right to receive payment is established.

Committed facility fee income

Committed facility fee income is recognised on accrual basis.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

3. Critical accounting estimates and judgements

The notes to the Financial Statements set out areas where significant judgement, complex calculations or assumptions have been used to arrive at the Financial Statements presented. Areas of significant judgement or complexity will include the fair valuation of financial instruments as well as expected credit losses.

3.1 Fair value estimation of financial instruments

The fair value of financial instruments that are not traded in an active market is determined by using valuation techniques. The Company uses a variety of methods and market assumptions that are based on market conditions existing at each reporting date. Quoted market prices or dealer quotes for similar instruments are used for long-term debt. Other techniques, such as estimated discounted cash flows, are used to determine the fair value for the remaining financial instruments. The fair value of hedging instruments (interest rate swaps, cross currency swaps and forward foreign exchange contracts) and hedged items (intercompany loans, bank borrowings and EMTN borrowings) are calculated as the present value of the estimated future cash flows.

The carrying value less impairment provision of other receivables and payables, normally maturing within 30 days, are assumed to approximate their fair values. The fair value of financial assets and liabilities for disclosure purposes is estimated by discounting the future contractual cash flows at the current market interest rate that is available to the Company for similar financial instruments.

3.2 Initial recognition and valuation of guarantees

The initial fair value recognition of guarantee liabilities, in relation to related party debt issuance, is required by IFRS 9. As the guarantees of related party debt are not actively traded and no initial fee is charged for entering into the guarantee, a valuation technique is required to assess the initial liability to the third-party debt holder.

The Company uses the discounted future income cash flows over the life of the guarantee to assess the initial guarantee liability. The initial recognition of the guarantee liability is calculated using the market interest rates applicable to the specific currency of debt issuance on the date the related party issues the debt. The estimation of the initial fair value of the guarantees is subject to a significant level of management judgement and complexity, as the individual related group companies do not have a separate credit rating from that of the overall Toyota Motor Corporation group. A guarantee asset is recognised of an amount equal to the guarantee liability. Changes in the value of the guarantee liability are matched by equal changes in the value of the guarantee asset; since such changes have no impact on the Statement of comprehensive income, no sensitivity analysis of the guarantee liability is included in the notes to the Financial Statements.

3.3 Expected credit losses

IFRS 9 has a forward looking expected credit model approach to impairment of financial assets. The company applies a three stage model for measuring expected credit losses (ECL) based on changes in credit quality since initial recognition, as summarised below:

Stage 1: 12- months ECL

A financial asset which is not credit impaired on initial recognition is classified as Stage 1 and has credit risk continuously monitored. The ECL associated with the probability of default events occurring within the next 12 months is recognised.

Stage 2: Lifetime ECL – not credit impaired

If a significant increase in credit risk since initial recognition is identified, the financial asset is moved to Stage 2 but is not yet deemed to be credit impaired. A lifetime ECL is recognised.

Stage 3: Lifetime ECL – credit impaired

Financial assets are assessed as credit impaired when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cashflows of the asset have occurred. In such a case the financial asset is moved to Stage 3.

At each reporting date, the company makes an assessment on whether there has been a significant increase in credit risk for the financial assets since initial recognition.

Impairment losses are assessed individually for financial assets that are individually significant or collectively for assets that are not individually significant. In making a collective assessment of impairment financial assets are grouped into

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

portfolios on the basis of similar credit risk characteristics. IFRS introduced the use of macroeconomic factors with the impairment model and these affect the ECL. Examples could include the change in country credit risk in which a borrower trades, or the imposition of sanctions or exchange controls which affect the timing of expected cashflows. If the credit quality of the financial asset improves and reverses any previously assessed significant increase in credit risk since origination, then the provision may revert from lifetime ECL to 12 months ECL.

4. Revenue by geographical market

The Company consists of a single operating reporting segment as defined under IFRS 8. Income generation is principally from lending to related companies, with other income generation from guarantees of related companies, providing committed facilities to related group companies and from other investment and deposit income incidental to the primary funding activities.

Income can be categorised geographically as follows:

	2026 €'000	2025 €'000
UK	214,001	259,859
Germany	115,067	115,278
Spain	103,678	85,295
Italy	94,152	79,727
France	85,312	83,620
Norway	63,263	70,118
Poland	48,388	44,113
Sweden	31,844	36,375
South Africa	30,255	27,907
Netherlands	25,542	29,205
Belgium	21,222	20,047
Finland	20,399	30,689
Ireland	20,191	19,205
Denmark	19,455	24,658
Austria	11,986	11,648
Other countries	43,220	40,411
Interest received from non-related companies	25,105	26,638
Total	973,080	1,004,793

5. Interest income

	2026 €'000	2025 €'000
Interest income on loans to related companies	932,175	959,805
Interest income on deposits and bank accounts	8,053	10,861
Interest income Money Market Fund	11,671	10,466
Interest income on collateral deposits paid	5,364	5,311
Interest income intercompany deposit	4,185	6,963
Interest income on tax	17	-
Total	961,465	993,406

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

6. Dividend income

No dividends were received by the Company during the year (2025: € 147,000).

7. Other related party income

The Company guarantees the debt of certain other TMC subsidiaries for which it receives guarantee fee income. All guarantee fee income is from related parties. Guarantee fee income for the year ended 31 March 2026 was € 6,268,000 (2025: € 5,823,000).

The Company entered into commitment facilities during the year with a group of banks on behalf of certain related parties. All fees related to the facilities charged by the banks are invoiced pro rata to the related parties. Commitment facility fees income for the year was € 5,347,000 (2025: € 5,417,000).

8. Interest expense

	2026 €'000	2025 €'000
Interest charge on euro medium term notes	(393,676)	(447,663)
Interest expense on bank borrowing	(200,673)	(199,064)
Interest expense on commercial paper	(108,164)	(162,916)
Interest expense on group loan	(54,707)	(40,775)
Interest component of foreign exchange derivative contracts	(4,591)	746
Commitment facility fees	(5,199)	(5,442)
Interest expense on collateral deposits received	(3,027)	(9,564)
Net interest on swap agreements	(112,510)	(44,028)
Other bank interest expenses	(11)	(16)
Interest charge on corporation tax	(50)	(1,021)
Total	(882,608)	(909,743)

9. Fee expenses

The Company has the benefit of a credit support agreement with Toyota Financial Services Corporation ("TFSC"). TFSC has the benefit of a credit support agreement with Toyota Motor Corporation. The Company pays credit support fees to TFSC based on the Company's debt issuance and guarantees issued to related parties. The credit support fees charged in the year by TFSC were € 25,622,000 (2025: € 25,836,000).

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

10. Administration expenses

	2026	2025
	€'000	€'000
Staff costs	(2,881)	(2,736)
Legal fees	(1,232)	(1,194)
Related party costs	(1,074)	(1,204)
Committed facilities	(865)	(1,182)
Independent auditor's expenses	(370)	(371)
Other assurance services	(53)	(40)
Tax advisor fees	(104)	(211)
IT expenses	(75)	(253)
Communication expenses	(846)	(738)
Office rent	(333)	(307)
Rating annual fees	(156)	(177)
Depreciation of office fixtures and equipment	(136)	(125)
Amortisation intangible assets	(19)	(46)
Other administration expenses	136	(880)
Total	(8,008)	(9,464)

The Company had an average of 21 employees, 3 seconded and 18 local (2025: 21 employees, 3 seconded and 18 local) during the year.

Staff costs consist of the following expenses and include the payroll costs of seconded employees:

	2026	2025
	€'000	€'000
Wages, salaries and bonuses (on accruals basis)	(2,497)	(2,389)
Social security costs	(252)	(225)
Pension premiums (defined pension scheme)	(132)	(122)
Total	(2,881)	(2,736)

Wages, salaries and bonuses (on accruals basis) include remuneration of key management. The table below consist of all payments and benefits to directors of the Company.

	2026	2025
	€'000	€'000
Short-term employee benefits	(379)	(338)
Total	(379)	(338)

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

11. Net gains / (losses) on financial instruments

Net gains and losses arise from both foreign exchange rate movements and from interest rate movements on the following categories of financial instruments:

	2026 €'000	2025 €'000
Gains / (losses) arising from foreign exchange rate movements		
Derivative financial instruments not in scope of hedge accounting	(15,972)	(30,575)
Derivative financial instruments designated as fair value hedge	(99,773)	(88,343)
Loans and receivables at amortised cost	(155,557)	104,131
Loans and receivables designated as fair value hedged item	(121,571)	119,198
Financial liabilities at amortised cost	192,835	(62,407)
Financial liabilities designated as fair value hedged item	198,099	(36,688)
	(1,939)	5,316
Gains / (losses) arising from interest rate movements		
Derivative financial instruments not in scope of hedge accounting	3,406	(5,231)
Derivative financial instruments designated as fair value hedge	112,241	42,376
Loans and receivables designated as fair value hedged item	(171,544)	158,866
Financial liabilities designated as fair value hedged item	106,780	(146,343)
	50,883	49,668
Total	48,944	54,984

The Company issues debt to third parties and loans to related parties in a number of currencies and then swaps this borrowing and lending back into one of the funding books: Pound Sterling (GBP) and Euro (EUR).

The effect of foreign exchange rate movements on the market value of the derivative financial instruments is offset by equal and opposite exchange losses or gains on the underlying financial assets and liabilities. The net gains and losses arising from foreign exchange rate movements arise from the Company's net foreign exposure to GBP, USD and other currencies.

12. Independent auditor's expenses

Administration expenses include the following fees paid to the Company's independent auditors EY Accountants B.V. for the statutory audit and other assurance services:

	2026 €'000	2025 €'000
Audit (statutory), Other audit-related work	(345)	(325)
Audit - Other assurance services	(25)	(46)
Total	(370)	(371)

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

13. Taxation

	2026 €'000	2025 €'000
Current		
Taxation on profit / (loss) for the year	(29,566)	(30,131)
Prior period tax adjustment	6,555	616
	(23,011)	(29,515)
Deferred		
Recognition of timing differences	(12,513)	(6,072)
Total	(35,524)	(35,587)

The tax on the Company's result before tax differs from the amounts that would arise using the weighted average statutory tax rate applicable to the result of the Company as follows:

	2026 €'000	2025 €'000
Results before tax	103,409	88,601
Weighted average tax rate for the year	25.8%	25.8%
Tax calculated at weighted average tax rate applicable	(26,652)	(22,840)
Change in tax rates on deferred tax balances	(12)	(5)
Foreign irrecoverable withholding tax	(16,310)	(13,395)
Deductible WHT	896	-
Taxable expense	(1)	(1)
Non-taxable income	-	38
Prior period tax adjustment	6,555	616
Total	(35,524)	(35,587)

The current tax rate is 25.8% for calendar year 2026 (2025: 25.8%) in the Netherlands.

It is not expected that the Company will be affected by Pillar Two legislation. With reference to the charging provisions enacted, (a) the Company operates in a jurisdiction where the headline tax rate is above 15%, the effective tax rate of the Company is above 15% and management is not currently aware of any circumstances under which this might change, such that no Domestic Top Up Tax will be charged and (b), the Company does not have any subsidiaries, and therefore does not expect a potential exposure to Pillar Two parent-level top-up taxes under the Income Inclusion Rule.

14. Loans to related companies

The Company lends to other TMC subsidiaries on both a fixed rate and a floating rate basis. The interest range for group lending on 31 March 2026 was between 0.2% and 16.8% per annum, depending on the currency. All fixed rate lending (with tenors longer than six months) is swapped into three-month floating basis or shorter in line with the Company's risk management policy.

The currency of related party lending is determined by counterparty demand and then either funded directly from one of main funding books (GBP and EUR) or swapped back into the appropriate funding currency using a matching currency swap.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Under IFRS 9 the Company has developed an impairment model for financial assets. The Expected Credit Loss (ECL) is calculated over all outstanding loan assets (current and non-current). The total calculated amount is deducted from outstanding current loan assets.

	2026 €'000	2025 €'000
Current assets		
Loans to related companies – amortised cost	2,265,112	4,344,508
Loans to related companies – with fair value adjustment	5,653,068	5,043,580
Expected credit loss	(71,173)	(69,123)
Current loans to related companies	7,847,007	9,318,965
Non-current assets		
Non-current loans to related parties – amortised cost	4,556,523	3,125,819
Non-current loans to related parties – with fair value adjustment	11,383,724	12,263,638
Non-current loans to related parties	15,940,247	15,389,457
Total loans to related parties	23,787,254	24,708,422

As per the start of the geopolitical crisis between Russia and Ukraine the Company is closely monitoring the regulations applicable to the Company's loans to affiliates in Russia to ensure compliance with the various sanction legislations, and their updates, imposed by the European Union and the Governments of the United Kingdom and the United States of America. In parallel, starting 5 March 2022 with Decree #95, payments due from affiliates in Russia were in certain occasions subject to Russian regulatory constraints for cash transfers outside Russia above RUB 10 million. The Company has reassessed its scenarios related to future economic and political conditions to identify the expected credit loss on its portfolio of loans to the affiliates in Russia including accrued interest. The Company aligned the recovery probabilities for the years in scope with the current developments.

The 'Net (increase)/decrease in loans to affiliates' line shown on the Statement of cash flows does not include unrealised changes pertaining to loan balances reported on the Statement of financial position. These unrealised changes are shown as separate lines in the Statement of cash flows, as 'Adjustments for' either: 'Fair value (gains)/losses', 'Unrealised foreign currency translations (gains)/losses' and 'Credit losses on loans'.

Movement in expected credit loss provision:

	2026 €'000	2025 €'000
Balance at 1 April	(69,123)	(42,990)
Impairment Russian loans	(7,493)	(12,313)
(Addition) / release provision	5,443	(13,820)
Balance ECL and provision Russian loans at 31 March	(71,173)	(69,123)
Impairment Russian bank account	(327)	-
Total Balance ECL and provisions at 31 March	(71,500)	(69,123)

Total balance of ECL-provision increased due to the impairment on loans and interest receivables due from affiliates in Russia.

Loans to Russian affiliates have been subject to impact of the sanctions imposed by Russian government and were transferred to stage 3 in September 2022. The total stage 3 ECL assessed at 31 March 2026 was determined at € 61,440,000. Of this amount an amount of € 60,571,000 relates to principal of Russian loans. The remainder relates to interest receivables therewith.

The total loan amount, excluding accrued interest, outstanding to Russian affiliates as at 31 March 2026 was € 65,548,000 or 0.28% of the total outstanding loan amount of the Company.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

No other related party loans are overdue and there has been no actual impairment of related party loans either in the current or previous financial years. There has been no renegotiation of any loans that would otherwise have been past due or impaired. In accordance with IFRS 9, the entire portfolio of financial assets, excluding loans to affiliates in Russia, is classified as stage 1 given the creditworthiness and payment history of the related companies. For those stage 1 assets, all current year movement in the ECL relates to a reserve based upon an updated ECL calculation from the increase in the loan balance. The 1-year probability of default (pd) of TMC, as published by Bloomberg, is a significant part of the ECL calculation. The ECL-provision decreased compared to prior year due to the 1-year pd of TMC improvement compared to prior year.

Outside the calculated expected credit loss no other impairment provisions or losses have been incurred in the current or previous financial year for any class of financial assets.

15. Equity investment - related company

The Company owned 0.038%, or 24,000 shares, of the issued share capital of Toyota Leasing (Thailand) Co. Ltd. ("TLT"), a company domiciled in Thailand. The original cost of the investment in 1997 was € 750,000. The investment in TLT is classified as a level 3 investment as shown in Note 32.1. The Company decided to sell its investment to TFSC as per 31 October 2024 for Baht 1,863 per share. The sales price was based on the Net Asset Value as of 31 March 2024 of TLT after deducting dividends. The total proceeds in euro of the sale were € 1,234,000. The remaining balance of the investment after the sale was reclassified to FVOCI.

Investment in Toyota Leasing (Thailand) Co. Ltd.	2026 €'000	2025 €'000
Balance at 1 April	0	1,022
Fair value adjustment	-	-
Sale proceeds	-	(1,234)
Reclass to FVOCI	-	212
Balance at 31 March	0	0

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

16. Derivative financial instruments

The derivative financial instruments are categorised as carried at fair value through profit or loss. The fair values of derivative contracts are shown in the table below. As the Company has adopted fair value hedge accounting, the hedging instruments on assets and liability side are split between designated as fair value hedge and not designated as fair value hedge. Additional disclosures are set out in note 31.

A - Derivatives assets not designated as fair value hedges	2026 €'000	2025 €'000
Derivative financial instruments		
Current assets		
Interest swaps	339	111
Cross-currency swaps	8,913	67
Forward foreign exchange contracts	484	1,880
Total current assets	9,736	2,058
Derivative financial instruments		
Non-current assets		
Interest swaps	1,915	1,048
Cross-currency swaps	20,739	13,021
Total non-current assets	22,654	14,069
Derivative financial instruments		
Total assets	32,390	16,127
B – Derivatives assets designated as fair value hedges	2026 €'000	2025 €'000
Derivative financial instruments		
Current assets		
Interest swaps	19,770	35,970
Cross-currency swaps	72,497	97,098
Total current assets	92,267	133,068
Derivative financial instruments		
Non-current assets		
Interest swaps	128,010	93,848
Cross-currency swaps	166,177	228,247
Total non-current assets	294,187	322,095
Derivative financial instruments		
Total assets	386,454	455,163

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

C: Derivatives assets total (A+B)	2026	2025
	€'000	€'000
Derivative financial instruments		
Current assets		
Interest swaps	20,108	36,081
Cross-currency swaps	81,410	97,165
Forward foreign exchange contracts	484	1,880
Total current assets	102,002	135,126
Derivative financial instruments		
Non-current assets		
Interest swaps	129,926	94,897
Cross-currency swaps	186,916	241,267
Total non-current assets	316,842	336,164
Derivative financial instruments		
Total assets	418,844	471,290
D – Derivatives liabilities not designated as fair value hedges	2026	2025
	€'000	€'000
Derivative financial instruments		
Current liabilities		
Interest swaps	1,892	330
Cross-currency swaps	15,441	1,274
Forward foreign exchange contracts	2,057	1,896
Total current liabilities	19,390	3,500
Derivative financial instruments		
Non-current liabilities		
Interest swaps	3,695	7,990
Cross-currency swaps	50,341	33,495
Total non-current liabilities	54,036	41,485
Derivative financial instruments		
Total liabilities	73,426	44,985

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

E – Derivatives liabilities designated as fair value hedges

	2026 €'000	2025 €'000
Derivative financial instruments		
Current liabilities		
Interest swaps	18,085	35,568
Cross-currency swaps	154,442	78,952
Total current liabilities	172,527	114,520
Derivative financial instruments		
Non-current liabilities		
Interest swaps	98,039	183,541
Cross-currency swaps	118,695	179,298
Total non-current liabilities	216,734	362,839
Derivative financial instruments		
Total liabilities	389,261	477,359

F – Derivatives liabilities total (D+E)

	2026 €'000	2025 €'000
Derivative financial instruments		
Current liabilities		
Interest swaps	19,977	35,898
Cross-currency swaps	169,883	80,226
Forward foreign exchange contracts	2,057	1,896
Total current liabilities	191,917	118,020
Derivative financial instruments		
Non-current liabilities		
Interest swaps	101,734	191,531
Cross-currency swaps	169,036	212,793
Total non-current liabilities	270,770	404,324
Derivative financial instruments		
Total liabilities	462,687	522,344

Derivative assets and liabilities are recognised at fair value through profit and loss.

In accordance with IFRS 9, "Financial instruments: Recognition and measurement", the Company has reviewed all contracts for embedded derivatives and found there are none. Derivative assets and liabilities are recognised at fair value through the income statement. All derivative contracts have collateral agreements attached. Therefore, the debit/credit valuation adjustment is not considered material and is not considered in determining the fair value of derivative assets and liabilities.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

The impact of the hedging instruments on the statement of financial position as at 31 March 2026 is as follows:

All in €'000	Notional Amount	Carrying Amount	Fair Value change for the period
Total hedging instrument	29,035,961	(2,809)	12,468

The impact of the hedged items on the statement of financial position as at 31 March 2026 is as follows:

All in €'000	Carrying Amount ¹	Accumulated fair value adjustments	Fair Value change for the period ²
Total hedged items – assets	17,036,791	(138,907)	(264,886)
Total hedged items – liabilities	12,049,957	85,417	226,054
Total hedged items			(38,832)
Net fair value movement (ineffectiveness)			(26,364)

¹As per company policy all the hedged items including legacy portfolio will be fair valued excluding credit spread component. The Hedge Accounting amortisation (recorded in the profit and loss) for the year ended 31 March 2026 of € 51 million (2025: € 66 million) is also included in the carrying amount for the hedged items. During FY26, The Company reclassified the matured legacy deals to reverse amortisation, with no impact on the statutory ledger or total hedge accounting result.

²The hedge ineffectiveness can arise from:

Interest rate and cross-currency swaps, influenced by floating leg component.

FX effect because of the exclusion of the credit spread component of the hedged item(s) not in EUR.

Different interest rate curves applied to discount the hedged item(s) and hedging instrument(s).

The impact of the hedging instrument on the statement of financial position as at 31 March 2025 is as follows:

All in €'000	Notional Amount	Carrying Amount	Fair Value change for the period
Total hedging instrument	31,990,719	(22,196)	(45,967)

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

The impact of the hedged item on the statement of financial position as at 31 March 2025 is as follows:

All in €'000

	Carrying Amount	Accumulated fair value adjustments	Fair Value change for the period
Total hedged items – assets	17,307,218	128,413	260,594
Total hedged items – liabilities	14,981,179	(261,073)	(231,361)
Total hedged items			29,233
Net fair value movement (ineffectiveness)			(16,734)

17. Property, plant and equipment

	2026 Fixtures, office equipment and fittings €'000	2025 Fixtures, office equipment and fittings €'000
Cost		
Cost b/fwd at 1 April	763	707
Additions	32	79
Disposals	(15)	(23)
Total	780	763
Depreciation		
Depreciation b/fwd at 1 April	217	115
Depreciation charge for the year	137	125
Depreciation written back	(12)	(23)
Total	342	217
Reconciliation at the beginning and end of the year		
Opening net book amount - at 1 April	546	592
Closing net book amount - at 31 March	438	546

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

18. Intangible assets

	2026 Computer software €'000	2025 Computer software €'000
Cost		
Cost b/fwd at 1 April	282	282
Additions	-	-
Total	282	282
Amortisation		
Amortisation b/fwd at 1 April	260	214
Amortisation charge for the year	18	46
Total	278	260
Reconciliation at the beginning and end of the year		
Opening net book amount - at 1 April	22	68
Closing net book amount - at 31 March	4	22

19. Deferred tax

Deferred tax is provided in full on temporary differences under the balance sheet liability method, using the tax rate of 25.8% that will be the applicable corporate tax rate as of 1 January 2026. The tax rates apply to calendar years.

The calculation of the expected credit loss, as stated in note 14, had a reverse impact, against the current tax rate of 25.8%, on the balance as of 31 March 2025 and 25.8% on the balance as of 31 March 2026 of deferred tax assets.

The movement on deferred tax assets as well as on deferred tax liabilities is shown below:

	2026 €'000	2025 €'000
Deferred tax b/fwd 1 April	46,230	52,302
Impact from expected credit loss adjustment	615	6,742
Fair valuation of assets and liabilities through profit or loss	(13,127)	(12,814)
Total	33,718	46,230

Deferred tax assets (liabilities) have been recognised for all tax gains (losses) and other temporary differences giving rise to deferred tax assets (liabilities), because it is possible that these assets (liabilities) will crystallise.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

20. Other receivables

	Note	2026 €'000	2025 €'000
Collateral deposits posted		198,450	207,200
Related party receivables – guarantee fee	29	3,349	2,948
Related party receivables – interest of deposit	29	956	1,363
Prepaid Commitment Facility Fees		248	388
Commitment Facility Fees receivables (group companies)	29	709	1,640
Non-related party prepaid expenses		179	163
Interest receivable (cash collateral posted)		377	392
Other receivables		95	248
Total		204,363	214,342

Collateral deposits posted are cash deposits with derivative counterparties held as collateral in respect of derivative contracts. The fair value of the deposits approximates the carrying amount.

The Company entered into committed facilities with banks for the benefit of certain related parties. Besides quarterly fees the Company paid upfront fees to the banks. These fees are amortized in a straight-line method during the year.

21. Current taxes

Current taxes are charged based on the prevailing tax rates. The tax rates apply to calendar years and profit for the accounting year is therefore pro-rated between the two calendar years on a day-count basis to compute the effective tax rate. The current tax rate is 25.8% for calendar year 2026 (2025: 25.8%) in the Netherlands. Corporation tax liability at 31 March 2026 is € 14,343,000 (2025 tax liability € 20,599,000). The tax payments are made during the year in which the profits are earned on an estimated basis. The extent to which the final taxable charge differs from the original estimated amount results in a current tax asset or liability due to over- or underpayment of tax respectively.

22. Cash and cash equivalents

Current assets

	2026 €'000	2025 €'000
Cash and bank balances	12,604	15,948
Money Market Fund	998,272	352,943
Deposits for liquidity purposes	421,780	170,951
Total	1,432,656	539,842

As of 31 March 2026, 'Deposits for liquidity purposes' consists of 33 short term deposits with original tenor ranging from 16 days to 91 days with a total sum of € 421 million as well as the accrued interest thereon of € 477 thousand. All deposits will mature within 86 days after balance sheet date.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

23. Borrowings

	2026		2025	
	Current €'000	Non-current €'000	Current €'000	Non-current €'000
Commercial paper – amortised cost	3,057,387	-	3,475,112	-
Group loan- with fair value adjustment	399,199	1,169,794	144,418	693,766
Medium term note - amortised cost	1,835,227	1,977,467	1,415,616	2,051,513
Medium term note - with fair value adjustment	2,552,166	7,277,178	3,381,789	8,089,377
Bank loans – amortised cost	1,204,350	3,857,074	430,581	2,494,147
Bank loans – with fair value adjustment	341,115	1,487,945	1,176,911	1,909,318
Total	9,389,444	15,769,458	10,024,427	15,238,121

Borrowings by currency	2026		2025	
	Current €'000	Non-current €'000	Current €'000	Non-current €'000
Pound Sterling	584,066	1,856,940	1,443,008	2,356,284
US Dollar	478,710	3,281,112	580,009	2,755,906
Australian Dollar	589	304,288	1,960	360,481
New Zealand Dollar	-	-	347	28,359
Euro	8,285,619	6,820,174	7,964,532	6,711,643
Hong Kong Dollar	9,927	428,442	8,846	380,483
Japanese Yen	74	413,933	721	469,383
Norwegian Krone	5,168	174,205	5,100	171,820
Swiss Franc	23,647	2,185,485	18,422	1,751,203
Swedish Krona	1,644	304,879	1,482	252,559
Total	9,389,444	15,769,458	10,024,427	15,238,121

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Borrowings	2026	2025
	€'000	€'000
Commercial paper		
Start	3,475,112	4,567,082
Accrued interest	-	-
Issue	12,869,382	16,671,230
Redemption	(13,299,545)	(17,742,405)
Amortisation	1,596	(9,084)
FX revaluation	10,842	(11,711)
Total	3,057,387	3,475,112
Medium term notes		
Start	14,938,295	13,614,120
Accrued interest	6,814	42,805
Issue	3,447,023	3,857,687
Redemption	(4,624,934)	(2,718,911)
Amortisation	(3,689)	16,223
FX revaluation	(31,755)	6,416
Fair value adjustment	(89,716)	119,955
Total	13,642,038	14,938,295
Bank loans		
Start	6,010,957	5,136,019
Accrued interest	2,651	4,389
Issue	2,632,118	3,141,825
Redemption	(1,586,314)	(2,400,801)
Amortisation	707	(528)
FX revaluation	(152,660)	103,640
Fair value adjustment	(16,975)	26,413
Total	6,890,484	6,010,957
Group company		
Start	838,184	559,379
Accrued interest	3,620	2,456
Issue	899,030	277,149
Redemption	(138,793)	-
Amortisation	-	-
FX revaluation	(32,960)	(773)
Fair value adjustment	(88)	(27)
Total	1,568,993	838,184

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

The Company's principal borrowings are from short-term commercial paper programmes, a medium-term note programme and long-term bank borrowing. Commercial paper is a short-term debt instrument normally issued at a discount and repaid at face value. The Company can issue commercial paper with maturities between 1 day and 364 days. Interest rates of bank borrowings are fixed or floating (mostly based on the relevant three months Libor plus spread). The interest range of bank borrowings on 31 March 2026 was between 0.98% and 4.29% per annum. As at 31 March 2026 there are current borrowings of € 9,389,444,000 (2025: € 10,024,427,000) and non-current borrowings of € 15,769,458,000 (2025: € 15,238,121,000).

The 'Cash flows from Financing Activities' shown on the Statement of Cash Flows does not include unrealised changes pertaining to borrowing reported on the Statement of Financial Position. These unrealised changes are shown as separate lines in the Statement of Cash Flow as 'Adjustments for' either: 'Fair value (gains)/losses' or 'Unrealised foreign currency translations (gains)/losses'.

24. Financial guarantee liability

The current value of guarantees outstanding is: € 13,851,000 (2025: € 11,195,000) and these relate only to guarantees issued in respect of debt issuance for related group companies (see note 2).

Of the total, € 1,051,000 relates to bonds maturing in less than one year and € 12,800,000 relates to bonds maturing in more than one year.

25. Other liabilities and accrued expenses

	Note	2026 €'000	2025 €'000
Collateral deposits received		176,540	176,210
Interest payable on collateral deposits		261	486
Related party accounts payable	29	12,651	12,915
Accrued administration expenses		1,098	1,648
Other accrued taxes		155	202
Other liabilities		(325)	662
Total		190,380	192,123

Collateral deposits received are cash deposits from derivative counterparties held as collateral under derivative contracts.

26. Capital management

The Company's internal objectives when managing capital are:

- To safeguard the Company's ability to continue as a going concern, in order to provide returns for shareholders and benefits for other stakeholders; and
- To provide an adequate return to the Company's primary shareholder, Toyota Financial Services Corporation, by pricing products and services commensurately with the level of risk.

During the financial year 2026 the Company's capital management strategy remained unchanged from the financial year 2025 and was to generate a positive gross margin and add the final result to retained earnings.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

27. Share capital and share premium

	2026 €'000	2025 €'000
Authorised		
0 (2025: 10,000) ordinary shares of € 454 each	-	4,540
Issued and fully paid up		
2,000 (2025: 2,000) ordinary shares of € 454 each	908	908
Share premium	41,000	41,000

As of 2 December 2025 the authorized share capital has been removed by notarial deed and set to zero.
100% of the share capital of the Company is owned by Toyota Financial Services Corporation (see Note 1).

Appropriation of Result

The profit for the financial year ended 31 March 2025 was added to the retained earnings as agreed in the Annual General Meeting of Shareholders held in Amsterdam on 1 July 2025.

The Board of Management proposed that the profit for the past financial year 2025 be added to the retained earnings.

28. Other reserves for equity instruments FVOCI – movement

	€'000
At 1 April 2024	267
Movement	
Sale equity instruments FVOCI	(267)
Realised gain on equity instruments FVOCI	479
At 31 March 2025	479
Sale equity instruments FVOCI	-
Realised gain on equity instruments FVOCI	-
FVOCI at 31 March 2026	479

The fair valuation reserve arose from the fair valuation of equity investments and the related deferred taxation on the fair valuation adjustment. The Company sold its minority stake in Toyota Leasing (Thailand) Co. Ltd. to TFSC based on the net asset value after dividend deductions.

In accordance with the Dutch Civil Code a legal reserve had to be established in relation to the revaluation of investment held at fair value through other comprehensive income (FVOCI). Total legal reserve amounts to € 479,000 (2025: € 479,000) and is not available for distribution to the Company's shareholders.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

29. Related-party transactions**Parent and ultimate controlling party**

The Company is a wholly-owned subsidiary of Toyota Financial Services Corporation (TFSC), a company incorporated in Japan. The ultimate management company and controlling party is Toyota Motor Corporation (TMC), a company incorporated in Japan.

Transactions with parent company

During the year TFSC provided credit support to the Company in respect of debt issuance in the capital markets and related party guarantees. The fees charged were € 25,622,000 (2025: € 25,836,000) with € 12,569,000 (2025: € 12,808,000) outstanding at year-end. The outstanding amount bears no interest and the payment term is 30 days.

Fellow subsidiaries

During the year transactions were entered into with the following TMC subsidiaries:

Toyota Motor Credit Corporation

Toyota Financial Services (UK) PLC, as well as its subsidiaries and associated undertakings:

Toyota Financial Services (UK) PLC subsidiaries:

Toyota Finance Finland Oy

Toyota Financial Services Belgium NV / SA

Toyota Financial Services Czech s.r.o.

Toyota Financial Services Slovakia s.r.o.

Toyota Financial Services Denmark A/S

Toyota Financial Services Hungary Rt.

Toyota Financial Services (Ireland) DAC

Toyota Financial Services Italy SpA

Toyota Financial Services Kazakhstan MFO LL

Toyota Louwman Financial Services B.V.

Toyota Financial Services (UK) PLC associated undertakings:

Toyota Financial Services (South Africa) (Proprietary) Limited

Toyota Kreditbank GmbH, as well as with its branches and subsidiaries:

Toyota Kreditbank GmbH branches:

Toyota France Financement

Toyota Financial Services Austria

Toyota Financial Services Norway

Toyota Financial Services Spain

Toyota Financial Services Sweden

Toyota Financial Services Portugal

Toyota Kreditbank GmbH subsidiaries:

AO Toyota Bank

Toyota Leasing (OOO)

Toyota Bank Polska S.A.

Toyota Leasing Polska Sp.z o.o.

Toyota Leasing (Thailand) Co. Ltd

Toyota Financial Services Korea Ltd

Toyota Capital Malaysia Sdn. Bhd.

Toyota Financial Services Philippines Corporation

Toyota Financial Services Singapore Pte Ltd

Toyota Financial Services India Ltd

Toyota Financial Services Vietnam Company Ltd

Kinto Europe GmbH, as well as its subsidiaries:

Kinto Spain S.L.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Kinto France SAS
Kinto Italia SpA
Kinto UK
Kinto Germany GmbH
Kinto Hungary

Toyota Finance Australia

Transactions with fellow subsidiaries

Guarantees

The Company earned € 6,268,000 (2025: € 5,823,000) from fellow subsidiaries as guarantees fees. The amount relating to the guarantee fees that remained unpaid at year-end was € 3,349,000 (2025: € 2,948,000). The outstanding amount bears no interest and the payment term is 30 days.

Commitment Facility Fees

The Company earned € 5,347,000 (2025: € 5,417,000) from fellow subsidiaries as reimbursement for charges paid to banks for commitment facilities the Company had entered into for these related parties. The amount relating to the commitment facility fees, which is the accrual up to March 31, was € 709,000 (2025: € 1,640,000). The outstanding amount bears no interest.

Interest intercompany deposit

The Company earned € 4,185,000 (2025: € 6,963,000) as interest from an intercompany deposit. The accrued amount of interest at year-end was € 956,000 (2025: € 1,363,000).

Borrowings

At 31 March 2026, the borrowings from related companies were € 1,568,993,000 (2025: € 838,184,000) of which € 1,559,645,000 relates to group loans and € 9,348,000 relates to accrued interest.

Lending

The summary of loans to fellow subsidiaries and the income and expenses incurred thereon during the year is set out below.

Loans to related parties	2026 €'000	2025 €'000
Balance at the beginning of the year	24,777,545	23,114,329
Loans advanced during the year	8,652,116	15,369,745
Loans repaid	(9,275,325)	(14,172,534)
Interest income	932,175	959,805
Interest received	(946,932)	(953,434)
Interest expense	-	-
Interest paid	-	-
Exchange revaluation	(109,608)	300,768
Fair value adjustment	(171,544)	158,866
Ending Balance	23,858,427	24,777,545

Other than the calculated expected credit loss and the impairment on Russian loans of € 61,440,000 no other impairment has been recognized on the amounts outstanding to related parties at year-end (see note 14). Transactions with related companies are at arm's length prices.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Board of Directors

Manabu Ueno and Akihiko Sekiguchi resigned as members of the Board of Directors as at 31 December 2025. Kazuo Noda was appointed Managing Director of the Company as at 1 January 2026. As per 1 April 2026 the Board of Directors consists of Toshiaki Kawai and Kazuo Noda.

Transactions with directors, management and employees

There were no transactions, other than emoluments, with directors, management or employees during the year.

Summary of related party payables included in other liabilities

	2026 €'000	2025 €'000
Credit support fees payable to parent company	12,569	12,808
Business and administration services payable to related companies	82	107
Total	12,651	12,915

Summary of guarantees and related party receivables

	2026 €'000	2025 €'000
Related party receivables for guarantees	3,349	2,948
Commitment facility fees receivable	709	1,640
Total	4,058	4,588

Amounts receivable from related parties have not been impaired.

30. Contingent liabilities

The Company issues guarantees to debt holders of other TMC subsidiaries. The Company receives guarantee fees from TMC subsidiaries in respect of the guaranteed debt in issuance. The Company assessed the need for provisions by reviewing the net assets and profitability of the companies for the year ended 31 March 2026. The accounts of the respective debt issuers indicate that there are adequate assets to cover the borrowings.

No provisions have been required against contingent liabilities in either the current or prior financial years.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Set out below is the Euro equivalent of the guarantees issued in relation to debt issuance by other TMC subsidiaries.

	2026 €'000	2025 €'000
Malaysian Ringgit	613,635	458,028
South African Rand	623,787	459,538
Thai Baht	2,466,825	2,404,324
Polish Zloty	360,784	226,942
Total	4,065,031	3,548,832

The nature of the guarantees is that they are unconditional guarantees issued to the debt holders. If for any reason the issuer is unable to pay as and when the debt falls due, the Company may be required to repay the debt on behalf of the issuer. The guarantees are for commercial paper and medium-term notes.

31. Financial risk management

31.1 Financial risk factors

The Company's principal activities are the lending of funds to other subsidiaries of Toyota Financial Services Corporation (the parent company) and acting as a guarantee vehicle for third party debts of other related companies within the Toyota Motor Corporation group.

The Company's role as a financing vehicle for Toyota related companies exposes it to a variety of financial risks that include credit risk, liquidity risk, interest rate risk and foreign currency exchange rate risk. The Company has in place a risk management program that seeks to limit the adverse effects on the financial performance of the Company of those risks by matching foreign currency assets and liabilities and through the use of financial instruments, including interest rate swaps, cross-currency swaps and foreign currency contracts, to manage interest rate and foreign currency risk.

In respect of the credit risk arising from the market values of derivative contracts to manage market risks, agreements are concluded to exchange collateral with counterparties to mitigate those credit risks. The Board of Management utilises a risk management policy and receives regular reports from the business to enable prompt identification of financial risks so that appropriate actions may be taken. The Company employs written policies and procedures that specify guidelines for managing foreign exchange risk, interest rate risk, liquidity risk, credit risk and the use of financial instruments to manage these risks.

The risk management strategy has not changed year-on-year in terms of economic hedging. The Company has implemented fair value hedge accounting in December 2022. Please refer to the Report of the Board of Management and accounting policies sections for details.

31.2 Foreign exchange risk

The Company has transactions with related Toyota group companies in Euro, other continental European currencies, South African Rand, Thai Baht, Malaysian Ringgit, Singapore Dollar, Japanese Yen, Pound Sterling and US Dollars. The Company actively borrows in a number of currencies to meet investor demand for its issued debt. The Company makes use of cross-currency swaps and forward foreign exchange contracts to match assets and liabilities into specific currency portfolios. The net exposure results in the Company being exposed to foreign exchange risks primarily with respect to Pound Sterling and US Dollars.

The Company manages its exposure to foreign exchange risk by ensuring that its holdings of financial assets and financial liabilities are matched within each of its four funding currency portfolios, to ensure that any net long or short positions within each currency fall within levels that management considers acceptable.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

The remaining net exposures at the reporting date were as follows:

	2026 €'000	2025 €'000
Pound Sterling	(232)	(2,086)
US Dollar	2,890	3,537
Thai Baht	2,047	1,953
Russian Ruble	66,971	68,649
South African Rand	497	398
Japanese Yen	116	150
Other	1,920	1,501
Total	74,209	74,102

The above exposure represents the present value of future foreign currency cash flows discounted at market interest rates at the reporting date.

The following sensitivity analysis shows the impact on equity, through both profit or loss and recognition directly in reserves, of a 5% appreciation and depreciation in the value of the Euro against all other currencies at the reporting date:

	2026			2025		
	Sensitivity of profit and loss Gain/(Loss)	Sensitivity of equity Gain/(Loss)	Total Gain/(Loss)	Sensitivity of profit and loss Gain/(Loss)	Sensitivity of equity Gain/(Loss)	Total Gain/(Loss)
	€'000	€'000	€'000	€'000	€'000	€'000
5 % Euro Strengthening	(2,753)	-	(2,753)	(2,749)	-	(2,749)
5 % Euro Weakening	2,753	-	2,753	2,749	-	2,749

Sensitivity of Equity relates to Other reserves for equity instruments FVOCI as described in note 28.

31.3 Interest rate risk

The Company has both interest-bearing assets and interest-bearing liabilities. The Company has a policy of maintaining assets and liabilities at floating interest rates. The Company uses swaps, in respect of financial assets, including inter-company lending to manage risk. In respect of borrowing, swaps are used to retain flexibility in the debt capital markets. The interest rate swaps are settled on a bi-annual or quarterly basis with payment or receipt of the difference between the agreed fixed interest rate and the floating interest rate amounts on the principal.

Interest rate risk in relation to the Company's related party lending activities is managed by ensuring that any fixed rate funding is swapped into floating rate, with reset dates typically of a three-month duration. Interest rate risk in relation to the Company's borrowing activities is managed by ensuring that any fixed rate borrowing is swapped into floating rate, with reset dates typically of a three-month duration. As such, movement in the prevailing market rates will not have a material impact on income. This interest rate profile broadly matches that of the Company's intra-group loan assets, either carrying variable coupons with a three month re-pricing or, where fixed for longer periods, swapped into three month floating rates.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

The Company's interest rate risk exposure derives from the following financial contracts:

Interest rate risk exposure at 31 March 2026	Fixed rate €'000	Floating rate €'000	Non-interest bearing €'000	Total €'000
Non-current assets				
Loans to related companies	10,876,993	5,063,254	-	15,940,247
Interest term deposits with related companies	-	200,000	-	200,000
Equity investment – related company	-	-	-	-
Current assets				
Loans to related companies	5,018,096	2,900,083	-	7,918,179
Term deposits with related companies	-	956	-	956
Receivables from affiliated companies	-	-	4,058	4,058
Other receivables – financial instruments only	-	198,827	521	199,348
Cash and cash equivalents	-	1,432,656	-	1,432,656
Current liabilities				
Commercial paper	-	(3,057,387)	-	(3,057,387)
Medium term note	(2,549,078)	(1,838,315)	-	(4,387,393)
Bank loans	(123,620)	(1,421,845)	-	(1,545,465)
Loans from related parties	-	(399,199)	-	(399,199)
Affiliated company accounts payable	-	-	(12,651)	(12,651)
Other liabilities and accrued expenses - financial instruments only	-	(176,800)	(929)	(177,729)
Non-current liabilities				
Medium term note	(7,273,263)	(1,981,382)	-	(9,254,645)
Bank loans	(1,487,945)	(3,857,074)	-	(5,345,019)
Loans from related parties	-	(1,169,796)	-	(1,169,796)
Pre-derivative position (a)	4,461,183	(4,106,022)	(9,001)	346,160
Nominal value derivatives (b)	(4,498,527)	4,456,747	(2,064)	(43,844)
Net interest bearing asset / (liability) position (a)+(b)	(37,344)	350,725	(11,065)	302,316

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Interest rate risk exposure at 31 March 2025	Fixed rate	Floating rate	Non-interest bearing	Total
	€'000	€'000	€'000	€'000
Non-current assets				
Loans to related companies	11,061,295	4,328,162	-	15,389,457
Term deposits with related companies	-	200,000	-	200,000
Equity investment – related company	-	-	-	-
Current Assets				
Loans to related companies	4,529,512	4,858,576	-	9,388,088
Term deposits with related companies	-	1,363	-	1,363
Receivables from affiliated companies	-	-	4,588	4,588
Other receivables - financial instruments only	-	207,592	799	208,391
Cash and cash equivalents	-	539,842	-	539,842
Current liabilities				
Commercial paper	-	(3,475,112)	-	(3,475,112)
Medium term note	(3,066,598)	(1,730,807)	-	(4,797,405)
Bank loans	(1,083,958)	(523,534)	-	(1,607,492)
Loans from related parties	-	(144,418)	-	(144,418)
Affiliated company accounts payable	-	-	(12,915)	(12,915)
Other liabilities and accrued expenses - financial instruments only	-	(176,696)	(2,512)	(179,208)
Non-current liabilities				
Medium term note	(8,089,376)	(2,051,514)	-	(10,140,890)
Bank loans	(1,678,153)	(2,725,312)	-	(4,403,465)
Loans from related parties	-	(693,766)	-	(693,766)
Pre-derivative position (a)	1,672,722	(1,385,624)	(10,040)	277,058
Nominal value derivatives (b)	(1,623,423)	1,572,369	-	(51,054)
Net interest bearing asset / (liability) position (a)+(b)	49,299	186,745	(10,040)	226,004

Short-term borrowing with an original term of less than 6 months is subject to regular interest rate changes on replacement, therefore, short-term funding of this nature is classified as floating rate funding in the above tables.

31.4 Credit risk

Counter party exposure from investments, deposits and derivative financial investments is limited to financial institutions with investment-grade credit ratings with more stringent rating thresholds for exposures in excess of 5 years. The amount of exposure to any individual counter party is subject to a limit, which is reassessed annually.

The Company is exposed to credit risk from its activities as a lender and guarantor of TMC operating companies' third-party debts in various geographical locations. While the Company's primary credit risk exposure is default by the related companies to which it lends or issues guarantees to third parties, this risk is mitigated by credit support agreements with its parent and ultimate parent company, whereby they have undertaken to the debt and guarantee holders to maintain the equity of the Company at a specified level. The Moody's credit rating of the parent as of 31 March 2026 is A1.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

In addition, the Company's lending and guarantee activity is to significant operating entities as part of the Toyota group, and therefore the Company's continuing trading viability is ultimately dependent upon the trading performance of the TMC group as a whole. Lending is on an un-subordinated basis, but there can be instances where loans are subordinated to assist in meeting regulatory funding requirements of the borrower.

Derivatives entered into by the Company exclusively to manage its interest rate and currency risk are traded solely with recognised credit institutions with credit ratings as detailed above. Fair value movement in the derivative liability does not materially pertain to credit risk.

The Company's cash and cash equivalents are held with a selection of banks from a list approved by TFSC within specified limits.

The maximum exposure to credit risk from financial instruments at the reporting date is as follows:

	2026 €'000	2025 €'000
Current assets		
Loans to related companies	7,918,180	9,368,088
Other receivables		
- Collateral deposits paid and related party receivables	204,363	214,342
Derivative financial instruments	102,002	135,126
Cash and cash equivalents	1,432,656	539,842
Non-current assets		
Loans to related companies	15,940,247	15,389,457
Derivative financial instruments	316,842	336,164
Term deposits with related company	200,000	200,000
Contingent liabilities		
Guarantees of related party debt	4,065,031	3,548,832

Agreements to exchange collateral in cash have been concluded with counterparties to mitigate the credit risk arising from the value of derivative financial instruments shown above. At 31 March 2026, the value of cash collateral received, shown as Collateral deposits received in note 25 within Other liabilities and accrued expenses was € 176,540,000 (2025: € 176,210,000).

Details of the Contingent liabilities are shown in note 30.

The maximum single exposure from derivative assets at the reporting date to a single counterparty is € 59,628,000 (2025: € 63,600,000) and the 3 largest counterparty positions represent € 111,776,000 (2025: € 138,621,000). These counterparties exposures are collateralized.

31.5 Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company is unable to meet payment obligations associated with its financial liabilities when they fall due.

The Company regularly forecasts short and medium-term funding requirements incorporating information from other related companies and ensures that there is an appropriate level of liquid resources to cover any unforeseen cash requirements.

The Company actively maintains a mixture of long-term and short-term debt maturities, together with long-term committed facilities and liquid investments that are designed to ensure the Company has sufficient available funds for operations. The Company maintains committed credit lines with a syndicate of commercial banks to mitigate the liquidity

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

risk. In addition, the Company has entered into a credit support agreement and a supplemental credit support agreement with its parent company in which it will make sufficient funds available to the Company so that the Company will be able to service the obligations arising out of its capital market borrowing and guarantee obligations respectively. The credit support agreement and the supplemental credit support agreement provide for termination by either party upon 30 days' written notice to the other party. Such terminations will not take effect until or unless all relevant securities have been repaid or each relevant rating agency has confirmed to the parent company or the Company that the debt ratings of all relevant securities will be unaffected by such termination.

The following table details the expected maturity of non-derivative financial liabilities. The analysis is based on gross contractual (undiscounted) cash flows payable. Foreign currency cash flows included in the table below have been translated using market rates. Where future interest payments are variable, the cash flows are based on the interest rate index at the reporting date.

Debt cash flows at 31 March 2026	Due within 3 months	Due between 4 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years
	€'000	€'000	€'000	€'000
Related party borrowings	191,318	260,248	1,277,245	-
Bank loans	726,708	998,492	5,645,845	-
Commercial paper	2,265,222	803,000	-	-
EMTN	1,471,623	3,113,775	9,554,191	163,955
Collateral deposits received	176,540	-	-	-
Total (A)	4,831,411	5,175,515	16,477,281	163,955

Debt cash flows at 31 March 2025	Due within 3 months	Due between 4 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years
	€'000	€'000	€'000	€'000
Related party borrowings	11,036	166,164	732,077	-
Bank loans	512,042	1,233,642	4,595,480	-
Commercial paper	3,085,751	409,408	-	-
EMTN	1,103,065	3,885,408	10,318,469	334,502
Collateral deposits received	176,210	-	-	-
Total (C)	4,888,104	5,694,622	15,646,026	334,502

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

The following table details the expected maturity of derivative financial instruments. The analysis is based on the gross contractual (undiscounted) cash flows. When the amount payable or receivable is not fixed, the amount disclosed has been determined by reference to current market indices at the reporting date.

Net cash flows at 31 March 2026	Due within 3 months €'000	Due between 4 and 12 months €'000	Due between 1 and 5 years €'000	Due after 5 years €'000
Net settled:				
Interest derivatives payable/(receivable)	(22,539)	36,992	(37,406)	(34)
Gross settled:				
Currency derivatives - receivable	(1,369,527)	(3,575,654)	(9,247,786)	(163,955)
Currency derivatives - payable	1,396,700	3,701,186	9,323,747	172,157
Total derivative cash flows (B)	4,634	162,524	38,555	8,168
Total (A+B)	4,836,045	5,338,039	16,515,836	172,123
Net cash flows at 31 March 2025	Due within 3 months €'000	Due between 4 and 12 months €'000	Due between 1 and 5 years €'000	Due after 5 years €'000
Net settled:				
Interest derivatives payable/(receivable)	(17,817)	102,015	31,259	(20)
Gross settled:				
Currency derivatives - receivable	(1,177,078)	(2,880,885)	(9,877,333)	(458,118)
Currency derivatives - payable	1,185,726	2,894,250	9,915,086	464,325
Total derivative cash flows (D)	(9,169)	115,380	69,012	6,187
Total (C+D)	4,878,935	5,810,002	15,715,038	340,689

The Company has extended loan facilities to related parties and to the extent that these loan facilities are undrawn at the reporting date this represents a future lending commitment.

Potential cash outflows from undrawn loan facilities at the reporting date are shown in the table below at the earliest possible draw down date. The cash flow effect of probable future related party borrowing requirements is monitored through regular cash flow forecasts provided to the Company by the related parties.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Undrawn commitments at 31 March 2026	Due within 3 months €'000	Due between 4 and 12 months €'000	Due between 1 and 5 years €'000	Due after 5 years €'000
Undrawn loan commitments	1,426,396	-	-	-

Undrawn commitments at 31 March 2025	Due within 3 months €'000	Due between 4 and 12 months €'000	Due between 1 and 5 years €'000	Due after 5 years €'000
Undrawn loan commitments	3,390,000	-	-	-

31.6 Price risk

The Company is not significantly exposed to equity price risk or commodity price risk.

31.7 Offsetting financial assets and financial liabilities

The following financial instruments are subject to enforceable master netting agreements:

As at 31 March 2026	Gross amounts of recognised financial assets €'000	Gross amounts of recognised financial liabilities €'000	Net collateral exchanged €'000	Net assets / (liabilities) €'000
Derivative financial instruments				
Collateralised	418,844	(462,688)	21,910	(21,934)
Non-collateralised	-	-	-	-
Total	418,844	(462,688)	21,910	(21,934)

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

As at 31 March 2025	Gross amounts of recognised financial assets €'000	Gross amounts of recognised financial liabilities €'000	Net collateral exchanged €'000	Net assets / (liabilities) €'000
Derivative financial instruments				
Collateralised	471,290	(522,344)	30,990	(20,064)
Non-collateralised	-	-	-	-
Total	471,290	(522,344)	30,990	(20,064)

Financial instruments are settled on a gross basis, however each party to a master netting agreement will have the option to settle all such amounts on a net basis in the event of default of the other party. All financial instruments on the Statement of financial position are shown on a gross basis.

32. Fair value of financial instruments as well as loan assets and liabilities

Fair value is defined as the price that would be received when selling an asset or paid when transferring a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

32.1 Financial assets and liabilities measured at fair value in the statement of financial position

The table below analyses financial instruments carried at fair value, by valuation method. The different levels have been defined as follows:

Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets and liabilities;

Level 2 - Inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (that is, as prices) or indirectly (that is derived from prices);

Level 3 - Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (that is, unobservable inputs).

Level 2 trading and hedging derivatives comprise forward exchange contracts and cross currency interest rate swaps. These forward foreign exchange contracts have been fair valued using forward exchange rates that are quoted in an active market. Interest rate swaps are fair valued using forward interest rates from observable yield curves.

Level 3 In the absence of a Level 1 or Level 2 inputs, the company uses various discounted future cashflow modelling techniques, based on future market curves from observable financial instrument data incorporating the appropriate credit spreads for the respective group of financial asset or financial liability. The level 3 financial contracts are company originated contracts, which are held to maturity and the majority are private transactions with no publicly observable current pricing.

Management will continually assess whether its understanding of the valuation method hierarchy remains accurate for each financial instrument and if a change is deemed to occur it will disclose the date of the event and the change in circumstances in addition to the reporting period it is applicable to.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

31 March 2026				31 March 2025			
Level 1	Level 2	Level 3	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Total
€'000	€'000	€'000	€'000	€'000	€'000	€'000	€'000

Financial assets

Derivative financial instruments	-	418,844	-	418,844	-	471,290	-	471,290
----------------------------------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------

Financial liabilities

Derivative financial instruments	-	462,688	-	462,688	-	522,344	-	522,344
----------------------------------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------

There were no transfers between level 1, level 2 and level 3. The carrying value for all other financial assets and liabilities not presented in the previous graph is a reasonable approximation of Fair Value in accordance with disclosure requirements as stated within IFRS 7.

32.2 Financial assets and liabilities not measured at fair value in the statement of financial position

The following tables compare the carrying value and fair value of those financial assets and liabilities not presented on the statement of financial position at fair value.

31 March 2026		31 March 2025	
Level 2		Level 2	
Carrying amount	Fair value	Carrying amount	Fair value
€'000	€'000	€'000	€'000

Financial assets

Loans to related parties	23,911,869	24,149,988	24,659,443	25,078,737
Guarantee fee receivable	13,851	13,851	11,195	11,195

Financial liabilities

Bank loans	6,902,119	6,965,104	6,005,617	6,049,477
Commercial paper	3,057,387	3,057,629	3,475,112	3,475,933
Euro medium term note	13,635,034	13,759,286	14,841,575	15,059,287
Group borrowings	1,569,072	1,602,070	838,175	775,271
Related party guarantee	13,851	13,851	11,195	11,195

Financial assets

The fair value calculation for loans to related parties is based on discounting expected future cash flows using an estimated discount rate that reflects the expected future interest rates derived from quoted market rates at the reporting date. Early settlements, credit losses and credit spread assumptions are reviewed periodically, but currently are not relevant to this class of assets.

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Financial liabilities

The fair value of borrowings is based on current market prices where available. Fair value of EMTN is based on the discounted cash flow model that incorporates observable inputs including interest rate yield curves and the appropriate discount rate for the currency and tenor of the cash flow. Where active market prices are not available, the fair value of fixed interest borrowings is based on future cash flows discounted at the current rate for similar debts or assets with the same remaining maturities.

33. Events occurring after the reporting date

There were no events to be reported post balance sheet date.

Board of Management

The board of management has the power to amend the financial statements after issue, if applicable

Kazuo Noda

Toshiaki Kawai

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

Other Information

Retained Earnings

In accordance with Article 21 of the Articles of Association, retained earnings are at the disposal of the shareholder in the general meeting. Subject to the Company being in a profitable position, the Board of Management may decide to pay a dividend subject to the approval of the shareholder in the general meeting.

Independent Auditor's Report

The independent auditor's report is available under the chapter Independent Auditor's Report.

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

上記「第3 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

3 【その他】

(1) 後発事象

該当事項なし

(2) 訴訟

当事業年度末現在、当社は重要な訴訟に関与していない。

4 【国際財務報告基準と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の財務書類は、IFRSに準拠して作成されている。したがって、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則及び会計慣行に基づいて作成される場合とは相違する部分がある。主要な相違点の要約は以下のとおりである。

金融資産の認識の中止

IFRS第9号「金融商品」では、金融資産の認識は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するとき、金融商品の所有に対するリスクと経済価値のほぼすべてが移転するとき、又は金融商品の所有に対するリスクと経済価値の一部を留保したまま金融資産を譲渡しているが支配を保持していない場合（すなわち、譲受人が当該資産を売却する能力を有している場合）にのみ中止される。

日本では、「金融商品に関する会計基準」により、金融資産の消滅の認識は金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときになされる。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、()譲渡された金融資産に対する譲渡人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全され、()譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受でき、()譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻す権利及び義務を実質的に有していない場合である。

金融保証

IFRS第9号「金融商品」では、金融保証契約は当初、公正価値で認識される。金融保証契約はその後、IFRS第9号「金融商品」により算定した損失評価引当金の金額と当初認識額からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識した収益の累計額（該当があれば）を控除した金額のうち、いずれか高い方の金額で測定される。

日本では、金融保証契約は、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価評価は行わず、財務書類において注記として開示される。

金融資産の分類及び測定

IFRS第9号「金融商品」では、金融資産の分類及び測定は、それらの管理方法（企業の事業モデル）及び契約上のキャッシュ・フローの特性により異なる。これらの要因により、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値（「FVOCI」）又は純損益を通じて公正価値（「FVTPL」）のいずれかにより金融資産が測定されるかが決定される。

日本では、金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類して規定が定められている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式、その他有価証券に分類される。

- ・ 売買目的有価証券は時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式及び関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ その他有価証券は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上されるか、若しくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。ただし、市場価格のない株式等は、取得原価をもって測定される。

貸倒引当金（貸付金等の減損引当金）

IFRS第9号「金融商品」では、減損損失の認識に関して、予想信用損失（以下「ECL」という。）モデルが導入され、当初認識以降の信用の質の変化に基づく3段階の減損モデルが使用されている。資産は信用の質の変化に応じて3つのステージを移動し、そのステージにより、企業がどのように減損損失を測定し、実効金利法を適用するかが決まる。この3段階アプローチにおいては、各報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月のECLに等しい金額で測定しなければならない。各報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、企業は当該金融商品に係る損失評価引当金を、12ヶ月のECLではなく全期間のECLに等しい金額で測定しなければならない。

信用リスク評価とECLの見積りは、偏りがなく確率加重された金額を反映した、また、これらの評価に関連する報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報を組み込んだものでなければならない。加えて、ECLの見積りでは貨幣の時間価値も考慮すべきである。

日本では、債権区分に応じて次の方法により貸倒見積額を算定する。一般債権については、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、債権の帳簿価額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定するか、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息を当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする。破産更生債権等については、債権の帳簿価額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

ヘッジ会計

IFRS第9号「金融商品」では、ヘッジの目的に応じて、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動体に対する純投資ヘッジの3種類の方法がある。

・公正価値ヘッジ

認識済みの資産・負債又は確定契約にかかわる公正価値の変動リスクをヘッジする。ヘッジ対象及びヘッジ手段ともに純損益を通じて公正価値で測定し、ヘッジ対象の簿価を調整する。公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを選択(OCIオプションを適用)した資本性金融商品に対する投資をヘッジ対象とする場合、ヘッジ手段の公正価値の変動もその他の包括利益に認識する。

・キャッシュ・フロー・ヘッジ

認識済みの資産・負債又は予定取引にかかわるキャッシュ・フローの変動リスクをヘッジする。ヘッジ手段の公正価値の変動のうち、ヘッジの有効部分をその他の包括利益に計上し、ヘッジ対象に応じて純損益などに組み替える。またヘッジの非有効部分は純損益に計上する。

・在外営業活動体に対する純投資ヘッジ

在外子会社・関連会社などの機能通貨からグループの表示通貨への為替換算から生じるリスクをヘッジする。キャッシュ・フロー・ヘッジと類似した処理を行う。

日本では、「金融商品に関する会計基準」等により、ヘッジの目的は、相場変動リスクの減少とキャッシュ・フロー変動リスクの減少であり、ヘッジ会計の処理方法としては、繰延ヘッジを原則とし、時価ヘッジを例外的に認めている。

・繰延ヘッジ

ヘッジ手段に係る損益は発生時に認識せず、純資産の部に表示し、ヘッジ対象に係る損益が認識された段階で、損益に振り替える。

・時価ヘッジ

ヘッジ対象とヘッジ手段ともに公正価値評価して損益計上する方法で、現行の規定ではその他有価証券に対して認められている。

・子会社持分に係るヘッジ

在外子会社・関連会社に対する持分への投資の為替変動リスクをヘッジ対象とした場合、ヘッジ手段から生じた為替換算差額は為替換算調整勘定に含めて処理する。

財務諸表における表示及び開示

国際会計基準審議会（IASB）は、損益計算書の改善に焦点を当てた、財務諸表の表示及び開示に関する新たな基準であるIFRS第18号を公表した。IFRS第18号では、以下に関連する主要な新しい概念が導入されている。

- ・ 損益計算書の構造
- ・ 財務諸表外で報告される特定の損益に関連する業績指標（すなわち、経営者が定義した業績指標）について、財務諸表において要求される開示
- ・ 一般に、基本財務諸表又は注記に適用される集約及び分解に関する原則の改善

当該基準は、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている。

日本基準においては、業種により差異があるが一般原則としては、売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益を段階利益として表示する。

第 7 【外国為替相場の推移】

日本円とユーロとの間の為替相場は、最近 5 年間に於いて、2 以上の日刊新聞紙に掲載されているため、本項の記載を省略する。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし

第 9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に定める親会社等が存在しないため、該当事項はない。

2 【その他の参考情報】

当社が最近事業年度の開始日から本書提出日までの間において提出した金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類及びその提出年月日は、以下のとおりである。

書類名	提出年月日
(1) 有価証券報告書及びその添付書類	2025年 7 月30日関東財務局長に提出
(2) 発行登録書及びその添付書類	2025年 8 月25日関東財務局長に提出
(3) 半期報告書及びその添付書類	2025年12月25日関東財務局長に提出
(4) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書並びにその添付書類	2025年12月25日関東財務局長に提出
(5) 訂正発行登録書及びその添付書類	2025年12月25日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行する債券の所持人は、トヨタ自動車とTFSとの間の2000年7月14日付のクレジット・サポート・アグリーメント（その後の追補を含む。）及び2000年8月7日付のTFSと当社との間のクレジット・サポート・アグリーメント（両契約とも日本法に準拠する。）（以下「クレジット・サポート・アグリーメント」と総称する。）による利益を享受することができる。クレジット・サポート・アグリーメントによる利益を享受する債券の所持人は、当該所持人が、クレジット・サポート・アグリーメントに基づき付与された権利を行使することを明示した書面を請求書に添えて提出することにより、TFS及び／又はトヨタ自動車（場合により）に対してクレジット・サポート・アグリーメントに基づくそれぞれの義務の履行を直接請求する権利を有する。TFS及び／又はトヨタ自動車がそのような請求を当該債券のいずれかの所持人から受領した場合には、TFS及び／又はトヨタ自動車は、当該所持人に対し、TFS及び／又はトヨタ自動車がクレジット・サポート・アグリーメントに基づく自己の義務の履行を怠ったために生じた損失又は損害を（当該所持人がいかなる行為又は手続をとることも要さず）直ちに補償する。請求を行った所持人は、直接TFS及び／又はトヨタ自動車に対して補償債務の強制執行を行うこともできる。クレジット・サポート・アグリーメントに基づくトヨタ自動車の債務は、その直接、無条件、非劣後かつ無担保の債務と同順位である。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

トヨタ自動車は、継続開示会社である。

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2026年3月期） 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
2026年6月10日、関東財務局長に提出。

ロ．半期報告書

該当事項なし

ハ．臨時報告書

上記イの有価証券報告書提出後、2026年6月15日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局長に提出。

上記イの有価証券報告書提出後、2026年6月18日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局長に提出。

ニ．訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
トヨタ自動車株式会社 本社	愛知県豊田市トヨタ町1番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

[次へ](#)

(3) 事業の概況及び主要な経営指標等の推移

イ．事業の概況

トヨタ自動車およびその関係会社（子会社602社、関連会社および共同支配企業159社（2026年3月31日現在）により構成）においては、自動車事業を中心に、金融事業およびその他の事業を行っている。

なお、次の3つに区分された事業はトヨタ自動車が2026年6月10日に提出した有価証券報告書「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記5」に掲げるセグメント情報の区分と同様である。

自動車 当事業においては、セダン、ミニバン、コンパクト、SUV、トラック等の自動車とその関連部品・用品の設計、製造および販売を行っている。自動車は、トヨタ自動車、日野自動車㈱およびダイハツ工業㈱が主に製造しているが、一部については、トヨタ車体㈱等に生産委託しており、海外においては、トヨタ モーター マニュファクチャリング ケンタッキー㈱等が製造している。自動車部品は、トヨタ自動車および㈱デンソー等が製造している。これらの製品は、国内では、トヨタモビリティ東京㈱等の全国の販売店を通じて顧客に販売するとともに、一部大口顧客に対してはトヨタ自動車が直接販売を行っている。一方、海外においては、米国トヨタ自動車販売㈱等の販売会社を通じて販売している。

自動車事業における主な製品は次のとおりである。

主な製品の種類
L S、R X、クラウン、カローラ、RAV4、ヤリス、ハイラックス、カムリ、タコマ、アーバンクルーザー、ハイランダー、ランドクルーザー、ライズ、シエンタ、ルーミー、ヴォクシー、アルファード、ノア、プロフィア、タント ほか

金融 当事業においては、主としてトヨタ自動車およびその関係会社が製造する自動車および他の製品の販売を補完するための金融ならびに車両のリース事業を行っている。国内では、トヨタファイナンス㈱等が、海外では、トヨタ モーター クレジット㈱等が、これらの販売金融サービスを提供している。

その他 その他の事業では、情報通信事業等を行っている。

[次へ](#)

ロ．主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回 次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算期	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
営業収益 (百万円)	31,379,507	37,154,298	45,095,325	48,036,704	50,684,952
税引前利益 (百万円)	3,990,532	3,668,733	6,965,085	6,414,590	5,152,996
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	2,850,110	2,451,318	4,944,933	4,765,086	3,848,098
親会社の所有者に 帰属する当期包括利益 (百万円)	3,954,350	3,251,090	6,999,828	4,011,822	5,308,095
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	26,245,969	28,338,706	34,220,991	35,924,826	39,918,854
総資産 (百万円)	67,688,771	74,303,180	90,114,296	93,601,350	105,522,331
1株当たり親会社の 所有者に帰属する持分 (円)	1,904.88	2,089.08	2,539.75	2,753.09	3,062.82
基本的1株当たり 親会社の所有者に 帰属する当期利益 (円)	205.23	179.47	365.94	359.56	295.25
希薄化後1株当たり 親会社の所有者に 帰属する当期利益 (円)	205.23	179.47	365.94	359.56	295.25
親会社所有者帰属 持分比率 (%)	38.8	38.1	38.0	38.4	37.8
親会社所有者帰属 持分利益率 (%)	11.5	9.0	15.8	13.6	10.1
株価収益率 (倍)	10.8	10.5	10.4	7.3	10.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,722,615	2,955,076	4,206,373	3,696,934	5,472,920
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	577,496	1,598,890	4,998,751	4,189,736	1,520,307
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,466,516	56,180	2,497,558	197,236	536,659
現金及び現金同等物 期末残高 (百万円)	6,113,655	7,516,966	9,412,060	8,982,404	12,659,622
従業員数 (人)	372,817	375,235	380,793	383,853	390,927
[外、平均臨時雇用人員]	[87,120]	[94,974]	[96,482]	[95,530]	[99,032]

(注) 1 トヨタ自動車の連結財務諸表は、国際財務報告基準に基づいて作成している。

2 2021年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っている。第118期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社の所有者に帰属する持分、基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益および希薄化後1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益を算定している。

3 2021年4月2日に第1回A A型種類株式の残存する全部の取得および2021年4月3日に第1回A A型種類株式の全部の消却を完了しており、2023年3月31日、2024年3月31日、2025年3月31日および2026年3月31日に終了した1年間において、希薄化後1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益は、基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益と同額である。

(2) トヨタ自動車の経営指標等

回次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算期	2022年 3 月期	2023年 3 月期	2024年 3 月期	2025年 3 月期	2026年 3 月期
売上高 (百万円)	12,607,858	14,076,956	17,575,593	18,277,671	18,259,979
経常利益 (百万円)	2,171,530	3,520,848	5,578,695	4,538,037	4,197,319
当期純利益 (百万円)	1,693,947	2,936,379	4,399,855	3,845,213	3,392,326
資本金 (百万円)	635,402	635,402	635,402	635,402	635,402
発行済株式総数 (千株)	16,314,987	16,314,987	16,314,987	15,794,987	15,794,987
純資産額 (百万円)	14,607,272	16,493,041	20,440,081	21,504,804	23,664,924
総資産額 (百万円)	20,991,040	23,230,320	28,161,955	29,046,699	31,656,325
1株当たり純資産額 (円)	1,060.16	1,215.84	1,516.98	1,648.01	1,815.72
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	148 (120)	60 (25)	75 (30)	90 (40)	95 (45)
1株当たり当期純利益 (円)	121.98	214.99	325.61	290.15	260.28
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	121.97	214.99	325.61	290.15	260.28
自己資本比率 (%)	69.6	71.0	72.6	74.0	74.8
自己資本利益率 (%)	11.9	18.9	23.8	18.3	15.0
株価収益率 (倍)	18.2	8.7	11.6	9.0	12.2
配当性向 (%)	42.6	27.9	23.0	31.0	36.4
従業員数 [外、平均臨時雇用人員] (人)	70,710 [9,917]	70,056 [11,405]	70,224 [13,182]	71,515 [14,956]	73,133 [16,689]
株主総利回り (比較指標： 配当込みTOPIX) (%)	132.0 (102.0)	115.6 (107.9)	230.9 (152.5)	167.9 (150.2)	205.1 (202.2)
最高株価 (円)	2,475 (12,375)	2,283	3,891	3,824	4,000
最低株価 (円)	1,622 (8,110)	1,764	1,784	2,183	2,227

(注) 1 株主総利回りは、次の算式により算出している。

$$\text{株主総利回り (\%)} = \frac{\text{各事業年度末日の株価} + \text{当事業年度の 4 事業年度前から各事業年度までの 1 株当たり配当額の累計額}}{\text{当事業年度の 5 事業年度前の末日の株価}}$$

- 2 2021年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っている。第118期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定している。

第118期の中間配当額は株式分割前の120円、期末配当額は株式分割後の28円とし、年間配当額は単純合計である148円として記載している。なお、当該株式分割を考慮しない場合の1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)は下記のとおりである。

回次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算期	2022年 3 月期	2023年 3 月期	2024年 3 月期	2025年 3 月期	2026年 3 月期
1株当たり配当額 普通株式 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	260 (120)	300 (125)	375 (150)	450 (200)	475 (225)

- 3 2021年4月2日に第1回A A型種類株式の残存する全部の取得および2021年4月3日に第1回A A型種類株式の全部の消却を完了しており、2023年3月期、2024年3月期、2025年3月期および2026年3月期において、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は1株当たり当期純利益と同額である。
- 4 株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所（市場第1部）の、2022年4月4日以降は東京証券取引所（プライム市場）の普通株式の市場相場である。なお、第118期の株価については株式分割後の最高株価および最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価および最低株価を括弧内に記載している。また、第1回A A型種類株式は非上場株式であるため、該当事項はない。
- 5 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）及び第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いを第121期の期首から適用しており、第121期以降にかかる主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

[前へ](#)

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

TFSは、継続開示会社に該当しない会社である。

会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所

会 社 名 トヨタファイナンシャルサービス株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 頃末 広義

本店の所在の場所 愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号

[次へ](#)

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高 (百万円)	2,350,615	2,836,907	3,503,463	4,386,219	4,764,460
経常利益 (百万円)	646,813	430,675	579,778	690,985	905,901
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	478,661	288,778	417,871	490,962	641,423
包括利益 (百万円)	801,434	531,283	928,876	421,037	1,112,383
純資産額 (百万円)	4,294,851	4,533,337	5,330,380	5,607,125	6,637,503
総資産額 (百万円)	30,751,097	34,457,131	42,779,266	45,687,195	52,856,035
1株当たり純資産額 (円)	2,689,761.92	2,824,298.62	3,321,484.57	3,495,127.97	4,139,992.24
1株当たり当期純利益金 額 (円)	304,782.79	183,876.74	266,075.45	312,615.23	408,420.01
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.7	12.9	12.2	12.0	12.3
自己資本利益率 (%)	12.5	6.7	8.7	9.2	10.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	12,986 (1,374)	13,771 (1,489)	14,533 (1,570)	15,188 (1,618)	16,113 (1,769)

(注) 1 潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を記載していない。

2 非上場である為、株価収益率を記載していない。

3 連結キャッシュ・フロー計算書については記載を省略している為、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載していない。

4 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を2025年3月期の期首から適用しており、2024年3月期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、2025年3月期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

(2) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の最近 5 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高 (百万円)	116,713	483,893	256,927	131,246	267,833
経常利益 (百万円)	91,361	460,159	227,542	100,416	237,633
当期純利益 (百万円)	82,651	445,939	221,104	99,830	230,640
資本金 (百万円)	78,525	78,525	78,525	78,525	78,525
発行済株式総数 (株)	1,570,500	1,570,500	1,570,500	1,570,500	1,570,500
純資産額 (百万円)	747,288	880,949	981,274	939,050	1,090,338
総資産額 (百万円)	757,115	895,661	991,016	951,920	1,103,597
1株当たり純資産額 (円)	475,828.45	560,935.91	624,816.46	597,930.97	694,262.13
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	7,640.00 (—)	272,842.00 (191,020.00)	86,128.00 (—)	50,415.00 (—)	121,723 (—)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	52,627.34	283,947.19	140,786.31	63,566.31	146,858.32
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	98.7	98.4	99.0	98.6	98.8
自己資本利益率 (%)	11.7	54.8	23.7	10.4	22.7
配当性向 (%)	14.5	96.1	61.2	79.3	82.9
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	120 (20)	127 (17)	134 (20)	129 (25)	123 (29)

(注) 1 潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を記載していない。

2 非上場である為、株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価、最低株価の記載を省略している。

2 沿革

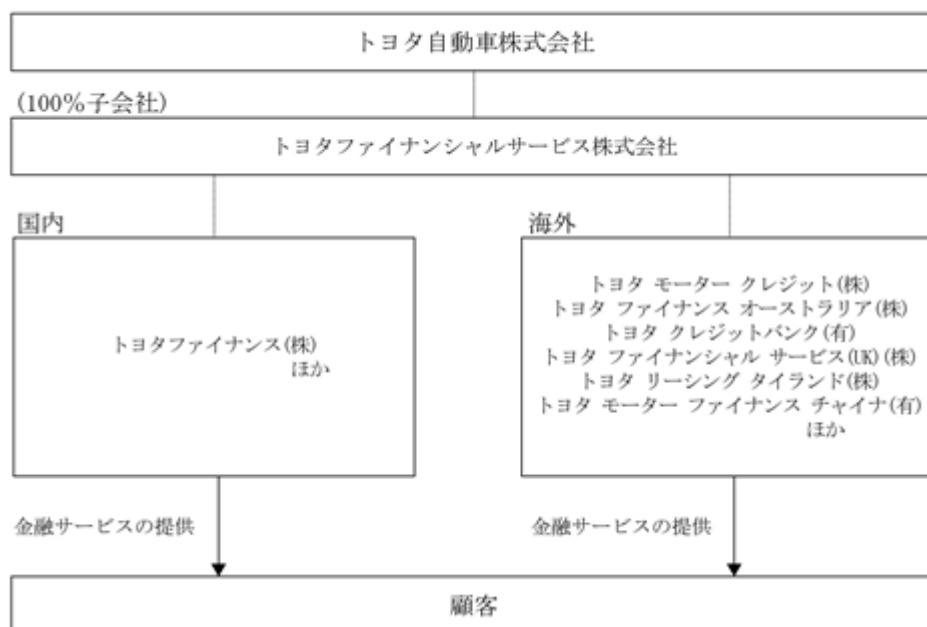
- ・トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、T F S）は、トヨタ自動車株式会社（以下、トヨタ）の100%出資で、トヨタの金融事業の競争力強化と意思決定の迅速化を図ることを目的に国内外の金融子会社を傘下に置く統括会社として2000年7月に設立された。

年	概要
1982年	・トヨタ ファイナンス オーストラリア株式会社〔現 連結子会社〕(オーストラリア)設立 トヨタの販売金融サービスの世界展開開始
1986年	・トヨタ モーター クレジット株式会社〔現 連結子会社〕(米国)設立
1987年	・トヨタ モーター インシュランス サービス株式会社〔現 連結子会社〕(米国)設立
1988年	・トヨタ モーター ファイナンス(ネザーランズ)株式会社〔現 連結子会社〕(オランダ)設立 ・トヨタ クレジットバンク有限会社〔現 連結子会社〕(ドイツ)設立 ・トヨタファイナンス株式会社〔現 連結子会社〕(日本)設立 ・トヨタ モーター ファイナンス(UK)株式会社〔現トヨタ ファイナンシャル サービス(UK)株式会社：連結子会社〕(英国)設立
1990年	・トヨタ クレジット カナダ株式会社〔現 連結子会社〕(カナダ)設立
1993年	・トヨタ リーシング タイランド株式会社〔現 連結子会社〕(タイ)設立
2000年	・主にトヨタ自動車株式会社が保有する販売金融子会社株式の現物出資により、 トヨタファイナンシャルサービス株式会社設立
2004年	・トヨタ ファイナンシャル セービング バンク株式会社〔現 連結子会社〕(米国)設立
2005年	・トヨタ モーター ファイナンス チャイナ有限会社〔現 連結子会社〕(中国)設立
2018年	・トヨタファイナンシャルサービス イタリア株式会社〔現 連結子会社〕(イタリア)設立
2019年	・株式会社K I N T O〔現 連結子会社〕(日本)設立

3 事業の内容

- ・ T F S グループは、T F S、国内外の連結子会社90社及び持分法適用会社 9 社で構成され、自動車の販売金融サービスを中心に事業展開している。「第 5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等) セグメント情報」に記載のとおり、T F S グループの提供する金融サービスは、主に、自動車ローン及びリースの提供、販売店への資金の貸付、保険仲介等の販売金融事業である。
- ・ 日本地域においては、トヨタファイナンス株式会社が、米州オセアニア地域においては、トヨタ モーター クレジット株式会社及びトヨタ ファイナンス オーストラリア株式会社が、欧州アフリカ地域においては、トヨタ クレジットバンク有限公司及びトヨタ ファイナンシャル サービス(UK)株式会社が、その他の地域においては、トヨタ リーシング タイランド株式会社及びトヨタ モーター ファイナンス チャイナ有限会社等が展開しており、現在、世界42の国・地域で顧客への販売金融サービスの提供を行っている。なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更している。詳細は、「第 5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等) セグメント情報」の「1 報告セグメントの概要」に記載している。
- ・ T F S の主な事業内容は、これら金融事業の企画・戦略の立案、関係各社の収益管理・リスク管理、金融事業の効率化推進等である。

(関係会社系統図)



4 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(親会社)					
トヨタ自動車(株)(注) 2	愛知県 豊田市	(百万円) 635,401	自動車の 製造・販売	被所有 100	役員の兼任...有 資金の預入 設備等の賃借等
(連結子会社)					
トヨタファイナンス(株) (注) 1, 2	愛知県 名古屋市	(百万円) 16,500	自動車の販売金融	所有 100	役員の兼任...有
トヨタ モーター クレジット(株)(注) 1, 2, 4	Plano, Texas, U.S.A.	(千米ドル) 915,000	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任...有
トヨタ モーター インシュランス サービス(株) (注) 1	Plano, Texas, U.S.A.	(米ドル) 10,000	自動車の保険代理 店業務	100 (100)	役員の兼任...無
トヨタ ファイナンシャル セービング バンク(株)	Henderson, Nevada, U.S.A.	(米ドル) 700	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任...有
トヨタ クレジット カナダ(株)	Markham, Ontario, Canada	(千加ドル) 60,000	自動車の販売金融	100	役員の兼任...有
バンコ トヨタ ブラジル(株) (注) 1	Sao Paulo, Brazil	(千ブラジル・ レアル) 272,179	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任...無
トヨタ ファイナンシャル サービス メキシコ(株)	Mexico City, Mexico	(千メキシコ・ ペソ) 491,368	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任...有
トヨタ モーター ファイナンス(ネザーランズ)(株) (注) 2	Amsterdam, Netherlands	(千ユーロ) 908	トヨタグループ会 社への資金調達支 援	100	役員の兼任...無
トヨタ クレジットバンク(有)	Cologne, Germany	(千ユーロ) 30,000	自動車の販売金融	100	役員の兼任...無
トヨタ ファイナンシャル サービス(UK)(株)(注) 1	Epsom, Surrey, United Kingdom	(千英ポンド) 253,950	自動車の販売金融	100	役員の兼任...無
トヨタファイナンシャルサービ ス イタリア(株)(注) 1	Roma, Italy	(千ユーロ) 122,863	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任...無
トヨタ リーシング ポーランド(有)	Warsaw, Poland	(千ポーランド・ズ ローチ) 9,000	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任...無
トヨタ ファイナンス オーストラリア(株)(注) 1, 2	Sydney, New South Wales, Australia	(千豪ドル) 120,000	自動車の販売金融	100	役員の兼任...有
オーストラリアン アライアンス オートモーティブ ファイナンス(株)	Sydney, New South Wales, Australia	(豪ドル) 2	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任...有
トヨタ リーシング タイランド(株)(注) 1	Bangkok, Thailand	(百万タイ・ パーツ) 18,100	自動車の販売金融	90	役員の兼任...無
トヨタ モーター ファイナンス チャイナ(有)(注) 1	中国 北京	(千元) 4,100,000	自動車の販売金融	100	役員の兼任...無
トヨタ ファイナンシャル サービス フィリピン(株)(注) 1	Makati, Philippines	(千フィリピン・ペ ソ) 8,700,000	自動車の販売金融	60	役員の兼任...無
トヨタ キャピタル マレーシア(株)	Selangor Darul Ehsan, Malaysia	(千マレーシア・リ ンギット) 187,000	自動車の販売金融	70	役員の兼任...無
その他 72社					
(持分法適用関連会社) 9 社					

- (注) 1 特定子会社に該当する。なお、(連結子会社)その他に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は、トヨタファイナンスサービス インターナショナル(株)、トヨタ バンク ロシア(株)、トヨタ ファイナンス サービス インディア(株)、トヨタ モーター リーシング チャイナ(有)、トヨタ ファイナンス サービス チャイナ(有)、(株)K I N T O、トヨタファイナンスサービス シンガポール(株)、トヨタ バンク ポーランド(株)及びK I N T O イタリア(株)である。
- 2 有価証券報告書を提出している。
- 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数。
- 4 トヨタ モーター クレジット(株)については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えているが、有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略している。

第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

トヨタは、安全・安心や運転の楽しさといった、これまで培ってきたクルマの本質的な価値を基盤に、より社会に貢献する存在へクルマを進化させることを目指している。また、誰もが自由に、楽しく、快適に移動できるモビリティ社会の実現に向けて、モビリティカンパニーへの変革を進めている。

ＴＦＳグループは、トヨタグループの一員として「トヨタのお客様を中心に健全な金融サービスを提供し、豊かな生活に貢献する」というミッション及び「Create value by enabling freedom of movement」のビジョンのもと、自動車ローンやリース、保険など、モビリティに関する金融サービスを提供している。クルマの保有期間を通じてお客様に継続的な価値を提供するバリューチェーンビジネスにおいて、用品や補給部品・整備などの領域と並び、重要な役割を担っている。

こうした役割を着実に果たすため、ＴＦＳグループは国や地域ごとに異なるお客様のニーズを踏まえ、各国のディーラー及びディストリビューターと連携しながら、きめ細かな商品・サービスを展開してきた。今後も引き続き、テクノロジーの進展やモビリティを取り巻く環境変化に対応しつつ、一人ひとりのお客様に安心して車をご利用いただけるための金融サービスの提供に取り組んでいく。

電動化や自動運転の進展など、トヨタを取り巻く自動車領域の事業環境は大きく変化している。これらの変化は、販売金融事業を営むＴＦＳグループの事業運営の前提にも影響を及ぼしている。また、世界経済の先行き不透明感や地政学的リスク、金融市場の変動の高まりなど、金融領域の事業環境においても不確実性が増している。このような環境のなか、ＴＦＳグループが認識している主な対処すべき課題は以下のとおりである。

(1) 各国の経済情勢の変化は、お客様の返済能力や中古車価格を通じて、ＴＦＳグループの貸倒関連費用や収益性に影響を及ぼす可能性がある。ＴＦＳグループでは、経済情勢やお客様の状況を踏まえた与信管理及び回収管理を適切に行い、信用リスクや残価に係るリスクの抑制に努めていく。

(2) モビリティの進化やクルマの保有・利用形態の変化、金融サービスに対するニーズの多様化により、ＴＦＳグループの事業領域や競争環境、収益・リスク構造は中長期的に変化していくことも見込まれる。ＴＦＳグループは、こうした変化を注視しながら、提供する金融サービスや事業運営の在り方について、適切な見直しを行っていく。

(3) 融資資産の増勢に伴い、それを支える資金調達基盤の確保及び拡充が求められる。ＴＦＳグループでは、調達手段の多様化、調達年限の長期化を通じて、金融市場の変動への対応力の維持・向上に努めていく。

(4) 事業規模の拡大や業務の多様化が進むなかで、生産性・効率性の確保及びそれらを支える人材基盤の充実が継続的な課題となっている。ＴＦＳグループでは、業務プロセスの見直しやデジタル技術の活用、人材育成策の充実などを通じて、組織基盤の整備を進めていく。

(5) デジタル化の進展に伴い、巧妙化するサイバー攻撃などの、情報セキュリティに関する脅威が増大している。ＴＦＳでは、グループの情報セキュリティ基準の設定・最新化と各子会社での速やかな導入、及び情報管理に関する従業員の意識向上に取り組んでいく。

2 サステナビリティに関する考え方及び取組

T F S グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりである。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものである。また、T F S グループにおける記載が困難であるものについては、T F S のものを記載している。

(1) ガバナンス

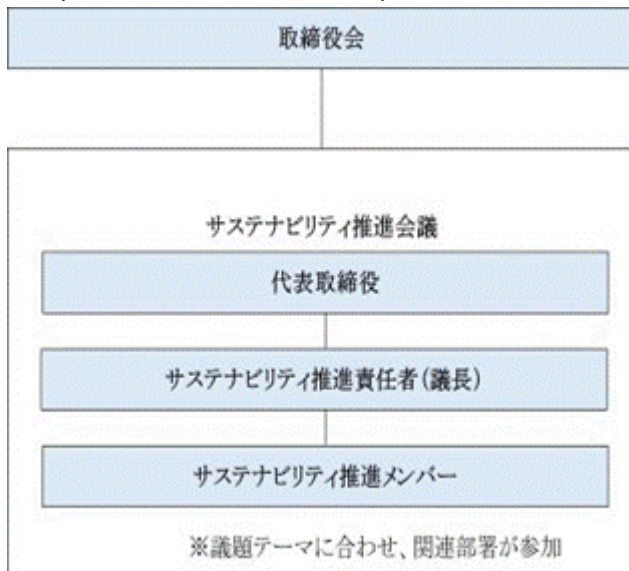
T F S は、外部環境の変化や社会からの要請を踏まえ、さまざまな社会課題の中から優先的に取り組むべき重要課題として6つのマテリアリティを特定し、事業活動を通じたサステナビリティ推進の指針としている。また、トヨタおよびT F S の理念を具体的な思考・判断・行動につなげるための「共通の思考の手がかり」として、「責任ある金融」の原則を定め、理念に根差し社会と調和した事業活動を推進している。

(マテリアリティ(重要課題))



現在、サステナビリティ推進体制は下図のとおりであり、サステナビリティ推進責任者を議長とするサステナビリティ推進会議を四半期ごとに開催し、代表取締役に取り組み状況や課題の報告・協議を行い、重要な案件に関しては取締役会に上程する体制を取っている。

(サステナビリティ推進体制図)



(2) 戦略

T F Sは、「トヨタのお客様を中心に健全な金融サービスを提供し豊かな生活に貢献する」というミッションのもと、トヨタとともに、社会の発展や社会課題の解決につながる事業活動を推進してきた。

これまで、世界40以上の国・地域において販売金融の提供を通じて自動車の普及を後押しし、社会のモビリティや生産性の向上に貢献してきたところであるが、近年では、トヨタが目指すカーボンニュートラルの実現に向けて、電気自動車（BEV）の普及にあたっての課題解決を支援する取り組みも進めている。

具体的には、国内において、BEV購入時の初期負担の軽減を目的として、車両代金、自動車保険、自動車税、メンテナンス費用などを月額定額で利用できるサブスクリプションサービス「KINTO」によりBEVを提供している。加えて、充電インフラへのアクセス向上のため、スマートフォン決済サービス「TOYOTA Wallet」を通じた「EV充電サービス」により、充電スポットの検索から充電、支払いまでをスムーズに行えるようにしている。

また、モビリティを通じて人々の移動の自由を広げることを目的として、移動手段の検索・予約・決済等を一つのアプリ内で提供するマルチモーダルサービス「my route」を運営している。公共交通をはじめとする多様な移動サービスを横断的につなぎ、地域のイベント情報や店舗情報等を提供することで、街づくりの一助となることを目指している。

人的資本については、その充実を図るために、会社の成長は社員の成長とともにあるという考えに基づき、様々な価値観をもった社員一人ひとりが活躍することのできる環境整備を目指している。多様な人材が各々チャレンジをしながら成長し、キャリア目標を実現していくことを支援するとともに、社員一人ひとりの特性に応じた成長の支援に取り組んでいる。

具体的な人材育成施策としては、以下に記載の人材育成の3本柱を掲げており、社員個々のキャリア形成プランを踏まえ、多様な経験の機会を提供し、より幅広い自己研鑽と主体的な学びを支援している。また、上司とのキャリア面談を定期的に行い、社員自らが将来のキャリアに対する希望などを申告する制度を導入しており、社員の自律的なキャリア形成の支援も行っている。

(人材育成の3本柱)

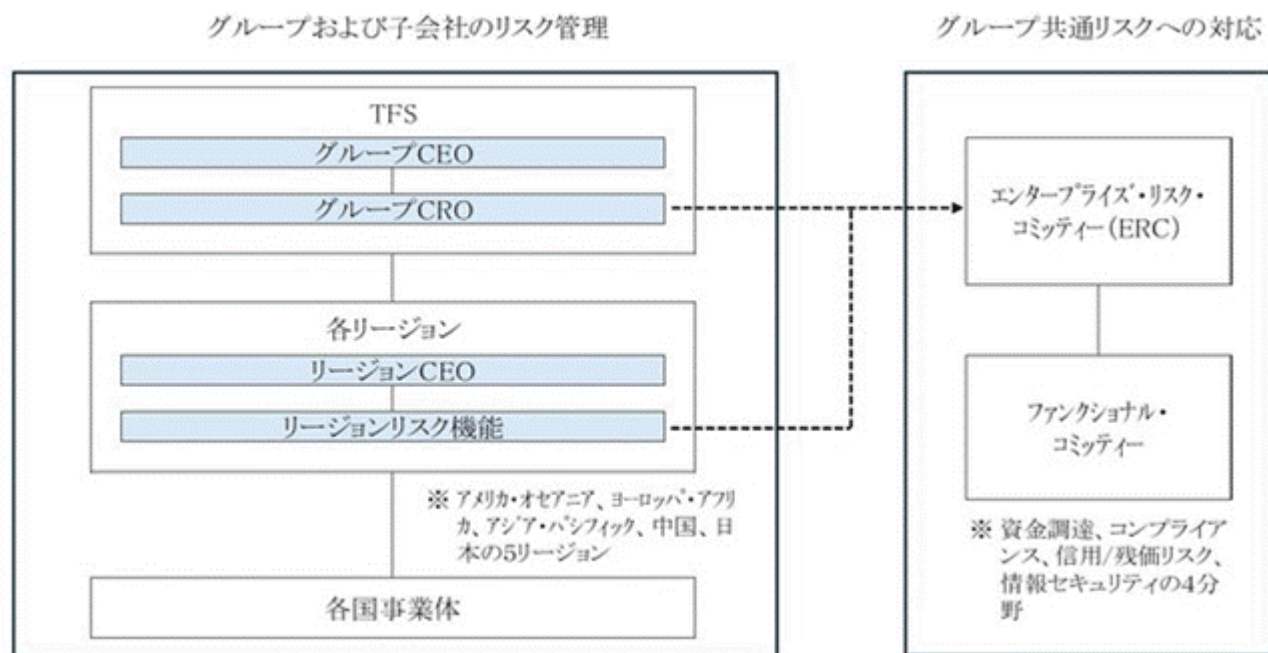
- ・ Experience(国内・海外出向、社内外異動を通じたジョブローテーションによるOJTトレーニング)
- ・ Active Learning(資格取得や学びの補助支援など、主体的な学びのサポート)
- ・ Training(階層別研修、マネジメント研修、社内/社外勉強会の開催など)

(3) リスク管理

T F Sグループはトヨタの販売金融事業の担い手として、自動車ローンやリースを始めとし、保険などを含むモビリティに関する金融サービスを提供している。そのため、気候変動リスクをはじめ、融資や車両保有、資金調達といった金融事業に付随する金融リスク、また、情報セキュリティ、法令規制遵守、事業継続対応といった事業リスクに対処するための適切な枠組み構築及び維持は、T F Sグループのサステナビリティにとって重要な課題である。

こうした課題に取り組むため、T F Sグループでは、グループ全体のリスク管理の責任者としてグループ・チーフ・リスク・オフィサー(GCRO)を任命するとともに、GCRO及びリージョンCRO等各地域のリスク管理の専門家からエンタープライズ・リスク・コミッティー (ERC)を設置している。ERCでは、グループ全体のリスク管理枠組み構築や、グループにとって優先順位の高い重要リスクの特定や対策に関する諸問題の協議や提案、傘下事業体のリスク管理基盤の強化に向けた取り組みを行っている。

(グループリスク管理にかかる組織概略図)



(4) 指標及び目標

T F S では、上記「(2)戦略」において記載した人的資本充実に向けた方針について、以下の指標を用いてその進捗を測っている。当該指標に関する目標及び実績は次の通りである。

指標	目標	実績	
年次有給休暇の取得率(対付与日数)一人当たり年間平均	80.0%以上	88.2%	(注1)
男性労働者の育児休業及び育児目的休暇の取得率	100.0%	100.0%	(注2)
フルタイム労働者(25～39歳)の一人あたり各月の法定時間外/休日労働時間の合計時間数	45.0時間未満/月	15.4時間/月	(注2)

(注) 1 2025年1月から2025年12月における実績を記載している。

(注) 2 当事業年度における実績を記載している。

3 事業等のリスク

ＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を以下に記載している。但し、以下はＴＦＳグループに関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在する。かかるリスク要因のいずれも、投資家の判断に影響を及ぼす可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は本書提出日現在において判断したものである。

(1) 財政状態及び経営成績の異常な変動

損益関連

トヨタ・レクサス車の販売減少に伴い、ＴＦＳグループの融資件数や融資残高が減少する可能性がある。

ディストリビューターと取り組む特別プログラムの内容が変化することにより、収益が減少又は費用が増加する可能性がある。

現地の商業銀行など他金融機関との融資レートの競争により、利鞘が縮小するリスクがある。

格付け機関によるトヨタ及びＴＦＳグループの格付け変更ならびに将来の格付けに対する見通し変更や、展開国・地域における資金調達環境の変化などにより、調達可能資金量に制約を受け、ＴＦＳグループの融資件数や金融債権残高が減少する可能性がある。

リスクヘッジのためデリバティブを使用しているが、デリバティブは各期末において時価評価され、その結果生じる評価損益が損益計算書に計上されるため、損益計算書に計上される売上原価がデリバティブ評価損益の影響を強く受ける可能性がある。

格付け機関によるトヨタ及びＴＦＳグループの格付け変更ならびに将来の格付けに対する見通し変更や、展開国・地域における市場金利の上昇などの資金調達環境の変化、資金調達・リスクヘッジのタイミング・規模・市場選択の巧拙などにより、資金調達コストが上昇するリスクがある。

デリバティブ取引においてカウンターパーティーが倒産することにより、債権を回収できないリスクがある。

ＴＦＳグループが契約しているクレジットサポートアグリーメントあるいは保証・コンフォートレターの履行リスクがある。

リース終了時の車両価格の想定以上の下落や返却されるリース車両の増加などの要因により、残価関連費用が増加するリスクがある。また、融資先の信用力の悪化により、貸倒関連費用が増加するリスクがある。

こうしたリスクに対処するため、ＴＦＳグループ横断的な収益管理・経営管理体制の下で継続的な業績管理を実施するとともに、資金調達・リスク管理に関わるポリシー・ガイドラインを定め、定期的なモニタリングを行うことで、業務運営の適正性確保を図っている。

オペレーショナル・リスク

情報漏洩・事務ミス・詐欺・故障等、適切な内部管理や事務プロセスの不備、ならびに故意または過失による人為的事故等により、損失が発生するリスクがある。

こうしたリスクに対処するため、情報技術基盤や管理手法の高度化ならびに運営手続の整備、持続的な業務改善活動等を通じて、リスク軽減に向けた業務見直しへの取り組みを行っている。

為替リスク

ＴＦＳグループは、国内外40以上の国・地域で販売金融事業を展開している。各国・地域における売上、費用、資産など現地通貨建ての項目は、連結財務諸表作成のために円換算されている。換算時の為替レートの変動により、現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値に影響を受ける可能性がある。

こうしたリスクを念頭に置き、為替市場動向を注視し、為替レート変動が経営成績等に与える影響を適時適切にモニタリングしている。

外部リスク

T F Sグループが展開している国・地域における政治・経済・規制等の変化が事業運営を困難にするなどの要因により、T F Sグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

T F Sグループが展開している国・地域における戦争・テロ・騒乱、震災・火災・風水害などの災害やパンデミック（感染爆発）といった政治・社会の混乱により、当該国・地域の経済の低迷や、T F Sグループの資産・担保・顧客・従業員などへの被害、トヨタ・レクサス車の生産・販売活動への障害などの事象が発生した場合、T F Sグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、T F Sグループ横断的な事業継続・緊急時の対応に関するポリシーを定めた上で、各社が事業継続計画を整備ならびに必要な応じて更新し、定期的な訓練・演習を実施することで、不測の事態への対応に備えている。

流動性リスク

大規模な金融システム不安や混乱等により、金融市場における流動性が著しく低下した場合、あるいは、トヨタ及びT F Sグループの業績や財務状況の悪化、格付けの低下や風説・風評の流布等が発生した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされる、あるいは、資金繰り運営に支障が生じる可能性がある。その結果、T F Sグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、T F Sグループ横断的な資金調達・リスク管理に関わるポリシー・ガイドラインを定め、定期的なモニタリングを行うとともに、複数金融機関によるグローバルなバック・アップ・ファシリティの設定、シナリオに則った資金流動性訓練の実施等を通じて、業務運営の適正性・実効性の確保を図っている。

システムに関するリスク

自然災害、障害、不正使用、サイバー攻撃などの影響により、T F Sグループ会社が利用するシステムに、誤作動や停止、情報の消失や漏洩等の事象が発生した場合、業務の中断・混乱、損害賠償金の支払い、T F Sグループの社会的信用の失墜等によりT F Sグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、堅牢な情報技術基盤ならびにT F Sグループ横断的な運営手続の整備、情報セキュリティ教育の徹底、情報漏洩・サイバー攻撃を想定した訓練の実施、外部脅威の動向の継続的モニタリングを通じた対策を講じている。

コンプライアンスに関するリスク

T F Sグループ会社が法令などに抵触する事態が生じた場合、行政処分や刑事処分(登録や免許の取り消し、課徴金や罰金の命令等)、損害賠償金の支払い、T F Sグループの社会的信用の失墜等によりT F Sグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、各グループ会社での取組に加え、T F Sグループ横断のポリシー・ガイドラインを定めることにより、各グループ会社におけるコンプライアンス管理体制の強化を図っている。

個人情報管理に関するリスク

T F Sグループ会社は個人情報を取り扱っており、これらの情報について不適切な利用・紛失・漏洩等が発生した場合、行政処分、刑事処分、損害賠償金の支払い、T F Sグループの社会的信用の失墜等によりT F Sグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、前述のオペレーショナル・リスクにかかる取組みに加え、T F Sグループ横断のポリシー・ガイドラインを定めることにより、各グループ会社での取組の強化を図っている。

販売金融以外のビジネス

T F Sグループは、法令その他の条件の許す範囲内で、販売金融以外の分野においても事業を行っている。T F Sグループは、販売金融以外の事業範囲に関するリスクについては、相対的に限られた経験しか有していないことがあるため、業務特性に応じた適切なリスク管理がなされなければ、T F Sグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、知見ある人材の採用・活用等も行いながら、事業にかかる潜在的なリスクの把握・評価に努め、T F Sグループの財政状態及び経営成績に与える影響の抑制を図っている。

(2) 特定の取引先・製品・技術等への依存

ＴＦＳグループの事業はトヨタ・レクサス車の販売及び中古車価格に大きく依存している。このため、規制による場合または自主的な場合に関らず、リコール等の改善措置の実施などにより、トヨタ・レクサス車の新車販売が減少した場合、ＴＦＳグループの売上や資産が減少しまたは費用が増加する可能性がある。また、同様にトヨタ・レクサス車の中古車価格が下落した場合には、リース契約における残価関連費用が増加する可能性がある。

また、大規模な販売店など特定の法人に対しクレジットエクスポージャーを保有し、その法人の信用力が大幅に低下するかあるいは倒産した場合に、貸倒関連費用が増加する可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、ＴＦＳグループ横断的な収益管理・経営管理体制の下で継続的なモニタリングを実施し、また、法人向け与信に関わるポリシーを定め、業務運営の適正性確保を図っている。

(3) 特有の法的規制・取引慣行・経営方針

銀行免許を保有しているＴＦＳグループ子会社等に対する自己資本比率などの規制に関する基準や算定方法の変更が行われるリスクがある。

ＴＦＳグループが展開している国・地域における税制の変更や、負債や資本に関する規制などの変更により、ＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、ＴＦＳグループ横断的な経営管理体制の下で各国の規制などの外部環境変化に関する情報をタイムリーに収集し早期に適切な対策を講ずることで、ＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に与える影響の抑制を図っている。

(4) 重要な訴訟事件等の発生

ＴＦＳグループ会社が当事者となる訴訟事件や法的手続き等で不利な判断がなされた場合、または、それらの訴訟事件や法的手続き等に伴うＴＦＳグループの社会的信用の失墜などが生じた場合、ＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、ＴＦＳグループ会社では、訴訟事件・法的手続き等の当事者となった場合、その内容に応じた適切な弁護士の登用、対応態勢の整備等、適切な事案管理に取り組んでいる。

4 経営者による財政状態及び経営成績の状況の分析

(1) 重要な会計方針、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

ＴＦＳグループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成している。この連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債、収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積り及び仮定を必要としている。経営者は、これらの見積り及び仮定について、過去の実績や現状を勘案し合理的に判断しているが、見積り及び仮定特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積り及び仮定に基づく数値と異なる場合がある。

ＴＦＳグループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載している。また、連結財務諸表の作成に当たって用いた重要な会計上の見積り及び仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載している。

(2) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度のわが国経済は、日銀金融政策の動向に伴う金利上昇や米国の通商政策などによる影響がみられる中、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移した。海外経済は、一部の地域で景気の持ち直しがみられたものの、関税の影響などを背景に全体としては減速傾向が続き、個人消費を下押しする動きがみられた。先行きについては、中東情勢の長期化に加え、各国の通商政策の動向などを背景に国内外の景気・物価動向をめぐる不確実性が高まっており、わが国を含む世界経済の下振れリスクを十分に留意していく必要がある。

このような状況のなか、ＴＦＳグループは各国のディーラー及びディストリビューターと連携しながら、トヨタ・レクサス車を中心としたローンやリースの提供及びバリューチェーンの拡大に継続して取り組んだ。その結果、トヨタ・レクサス新車販売に占める融資シェアは約30%、新車・中古車を合わせた新規融資件数は約413万件となり、融資残高も増加した。また、回収活動に係る業務改善やITシステム更新なども実施し、事業基盤の強化も進めた。

以上の結果、当連結会計年度のＴＦＳグループ連結決算は、売上高は4兆7,644億円と、前連結会計年度に比べて3,782億円の増収となり、融資残高の増加などにより、営業利益は8,368億円と2,065億円の増益、経常利益は9,059億円と2,149億円の増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6,414億円と1,504億円の増益となった。

ＴＦＳ単独決算については、売上高は2,678億円と、前事業年度に比べて1,365億円の増収となり、受取配当金の増加などにより、営業利益は2,348億円と1,350億円の増益、経常利益は2,376億円と1,372億円の増益、当期純利益は2,306億円と1,308億円の増益となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更し、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分により作成した情報に基づいて記載している。

(日本地域)

売上高は2,824億円と、前連結会計年度に比べて171億円の増収となり、貸倒関連費用の減少などにより、営業利益は385億円と9億円の増益となった。

(米州オセアニア地域)

売上高は3兆2,117億円と、前連結会計年度に比べて1,878億円の増収となり、デリバティブ関連損益の影響などにより、営業利益は6,205億円と1,726億円の増益となった。

(欧州アフリカ地域)

売上高は8,978億円と、前連結会計年度に比べて1,576億円の増収となり、融資残高の増加などにより、営業利益は1,242億円と384億円の増益となった。

(その他)

売上高は3,724億円と、前連結会計年度に比べて157億円の増収となったが、貸倒関連費用の増加などにより、営業利益は596億円と38億円の減益となった。

また、当連結会計年度末におけるT F Sグループの財政状態は次のとおりである。

当連結会計年度末の総資産は52兆8,560億円と、前連結会計年度末に比べて7兆1,688億円の増加となった。流動資産は5兆6,759億円増加して43兆4,355億円、固定資産は1兆4,928億円増加して9兆4,197億円となった。流動資産の増加は営業債権の増加などによるものであり、固定資産の増加は賃貸資産の増加などによるものである。

当連結会計年度末の負債合計は46兆2,185億円と、前連結会計年度末に比べて6兆1,384億円の増加となった。流動負債は2兆8,699億円増加して20兆9,660億円、固定負債は3兆2,684億円増加して25兆2,524億円となった。流動負債の増加は1年以内償還予定の社債、1年以内返済予定の長期借入金の増加などによるものであり、固定負債の増加は長期借入金の増加などによるものである。

当連結会計年度末の純資産合計は6兆6,375億円と、前連結会計年度末に比べて1兆303億円の増加となった。この増加は利益剰余金の増加、為替換算調整勘定の変動などによるものである。

営業実績

当連結会計年度の営業実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりである。

イ 取扱残高

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
日本地域	4,158,219	39.7
米州オセアニア地域	30,104,521	14.6
欧州アフリカ地域	7,455,168	20.0
その他	4,896,519	12.7
合計	46,614,428	17.1

(注) 1 セグメント間取引については相殺消去している。

2 上記取扱残高は営業債権、リース債権及びリース投資資産、賃貸資産の期末残高を記載している。

ロ 売上高実績

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
日本地域	282,464	6.4
米州オセアニア地域	3,211,722	6.2
欧州アフリカ地域	897,840	21.3
その他	372,432	4.4
合計	4,764,460	8.6

(注) セグメント間取引については相殺消去している。

5 重要な契約等

該当事項はない。

6 研究開発活動

該当事項はない。

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

T F Sグループでは、顧客とのリース取引に応じるため取得する賃貸資産（車両運搬具、工具器具備品及び機械装置等）が主な対象である。当連結会計年度の賃貸資産の設備投資額は3,470,795百万円であり、主に米州オセアニア地域セグメントに係るものである。また、賃貸資産以外の設備投資額は44,264百万円であり、主にソフトウェアに係るものである。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はない。

2 主要な設備の状況

T F Sグループにおける主たる設備の状況は、次のとおりである。

(1) 賃貸資産の状況

2026年3月31日現在

区分	帳簿価額(百万円)	構成比(%)
オペレーティング・リース資産	7,431,802	100.0
合計	7,431,802	100.0

(注) 上記のオペレーティング・リース資産は、主に米州オセアニア地域セグメントのリース用の車両である。

(2) 社用設備及び賃貸目的以外の事業用設備の状況

1) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の状況

重要なものはない。

2) 国内子会社の状況

2026年3月31日現在

子会社 (主な所在地)	セグメント の名称	主な設備 の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物	ソフト ウェア	その他	合計	
トヨタファイナンス㈱ (愛知県名古屋市)	日本地域	業務施設	620	23,472	420	24,514	1,957 (301)

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具器具備品を含んでいる。

2 上記の子会社には、上表のほか、リース契約に基づく賃借資産があるが、重要性がないため記載を省略している。

3 従業員数の()は臨時雇用者数を外数で記載している。

3) 在外子会社の状況

2026年3月31日現在

子会社 (主な所在地)	セグメント の名称	主な設備 の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物	ソフト ウェア	その他	合計	
トヨタ モーター クレジット㈱ (Piano, Texas, U.S.A.)	米州オセア ニア地域	業務施設	26,706	26,984	6,820	60,511	3,901 (183)
トヨタ ファイナンス オーストラリア㈱ (Sydney, New South Wales, Australia)	米州オセア ニア地域	業務施設	3,032	7,699	1,256	11,988	977 (274)

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具器具備品を含んでいる。
2 従業員数の()は臨時雇用者数を外数で記載している。

3 設備の新設、除却等の計画

重要な設備の新設、除却等の計画はない。
通常の営業活動の範囲内でリース取引に応じるための賃貸資産の取得、除却等を随時行っている。

第4 トヨタファイナンシャルサービス株式会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,680,000
計	4,680,000

発行済株式

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,570,500	非上場	(注) 1 , 2
計	1,570,500	—	—

(注) 1 単元株制度は採用していない。

2 株式の譲渡制限に関する規定は次の通りである。

T F Sの発行する全部の株式について、譲渡による当該株式の取得には、取締役会の承認を要する。

(2) 新株予約権等の状況

ストックオプション制度の内容

該当事項はない。

ライツプランの内容

該当事項はない。

その他の新株予約権等の状況

該当事項はない。

(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

該当事項はない。

(4) 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2004年7月15日 (注) 1	70,000	1,570,500	3,500	78,525	3,500	78,525

(注) 1 株主割当 1,500,500 : 70,000 70,000株

発行価格 100,000円
資本組入額 50,000円

(5) 所有者別状況

(2026年3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	1,570,500	—	—	—	1,570,500	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6) 大株主の状況

(2026年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	1,570,500	100.00
計	—	1,570,500	100.00

(7) 議決権の状況

発行済株式

(2026年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式1,570,500	1,570,500	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,570,500	—	—
総株主の議決権	—	1,570,500	—

自己株式等

該当事項はない。

2 自己株式の取得等の状況

〔株式の種類等〕 該当事項はない。

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はない。

(2) 取締役会決議による取得の状況

該当事項はない。

(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

該当事項はない。

(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

該当事項はない。

3 配当政策

T F S は、配当については、財務体質の強化、金融事業の新規展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏付けされた利益の配分を年 1 回行うことを基本方針としている。これらの利益の配分の決定機関は、株主総会である。また、T F S は取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

第26期(2026年3月期)は、上記方針に基づき、1株当たり121,723円を配当した。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2026年6月30日 定時株主総会決議	191,165	121,723

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

会社機関の内容

T F S は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会、業務執行機関として代表取締役、監査機関として監査役、という会社法上規定されている株式会社の機関制度を基本としている。

本書提出日現在、取締役会は取締役7名で構成され、T F S の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督している。

また、監査役制度を採用している。監査役間での緊密な連携や分担を目的に監査役協議会を設置し、当該会議での意見交換を通じて策定された監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席や、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務遂行について厳正な監査を行っている。

内部統制システムの状況

T F S は金融事業に内在するリスクに対する適正な統制を行うため、T F S グループ各社に対して社内組織ないし諸規則の整備及び運用、役職員の教育、各種報告及びチェック体制の強化を求めるとともに、効果的かつ効率的な内部監査を推進するグローバル監査体制を構築している。具体的には、監査体制をT F S、地域統括本部、子会社等の三層に区分し、各層の内部監査人が各担当領域の監査を実施している。各層間で責任を分担するとともに、状況に応じて協力して監査やトレーニングを実施することにより、T F S グループ全体としての監査の標準化・高度化及び効率化を図っている。

また、米国企業改革法第404条に基づく内部統制の評価については、主要子会社に対し、財務報告に影響を与える可能性のある業務処理の体制、方針及び手続について、その整備、運用及び評価等の実施徹底を要請しており、実施状況の点検を行っている。

リスク管理体制の状況

T F S、地域統括本部、子会社等の各レベルで各種リスクを管理している。また、グループレベルでリスク全般を監視する「エンタープライズ・リスク・コミッティ」に加え、専門分野毎に「ファンクショナル・コミッティ」などを設置して、重要なリスクを管理するとともに、管理手法の最適化やグローバル展開に取り組んでいる。

役員報酬の内容

T F S の取締役に対する報酬の内容は、年間報酬総額145百万円(うち、社外取締役一百万円)である。また、監査役に対する報酬の内容は、年間報酬総額27百万円(うち、社外監査役一百万円)である。

取締役及び監査役との役員等賠償責任保険契約

T F S は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしている。保険料は全額T F S が負担している。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。

取締役の定数

T F S の取締役は13名以内とする旨定款に定めている。

取締役の選任の決議要件

T F S の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めている。

また、取締役の選任は累積投票によらないものとする旨を定款で定めている。

株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項

イ 株主に株式の割当を引き受ける権利を与える場合の決定機関

T F S は、会社法第199条第1項の募集において、株主に株式の割当を引き受ける権利を与える場合には、募集事項及び同法第202条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定められる旨を定款で定めている。

ロ 中間配当の決定機関

T F S は、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当について、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めている。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。

取締役会の活動状況

当事業年度においてT F S は取締役会を合計10回開催した。個々の取締役の出席状況については次のとおりである。

氏名	取締役会出席状況
頃 末 広 義	全10回中10回
小 寺 信 也	全10回中10回
マーク テンプリン	全10回中10回
ハオ ティエン	全10回中9回
西 利 之	全10回中9回
宮 崎 洋 一	全10回中9回
小 林 耕 士	全10回中10回

取締役会における主な検討事項は、経営戦略、決算・財務関連、内部統制、リスクマネジメント、その他コーポレートガバナンス上の重要事項である。

(2) 役員の状況

役員一覧

男性9名 女性一名 (役員のうち女性の比率—%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 取締役社長	頃 末 広 義	1961年12月28日生	1986年4月 株式会社三井銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入社 2018年4月 株式会社三井住友銀行 常務執行役員 就任 2021年4月 トヨタファイナンスサービス 株式会社 取締役社長 “ 2021年4月 トヨタファイナンス株式会社 取締役 “	(注) 1	なし
取締役上級副社長	小 寺 信 也	1962年3月1日生	1984年4月 トヨタ自動車株式会社 入社 2013年4月 同社 常務役員 就任 2018年1月 トヨタファイナンスサービス 株式会社 取締役上級副社長 “ 2018年6月 トヨタファイナンス株式会社 取締役 “ 2019年2月 株式会社K I N T O 取締役社長 “	(注) 1	なし
取締役	マーク テン布林	1961年1月2日生	1990年1月 米国トヨタ自動車販売株式会社 入社 2013年4月 トヨタ自動車株式会社 常務役員 就任 2016年4月 トヨタファイナンスサービス 株式会社 取締役 “ 2016年5月 トヨタ モーター クレジット 株式会社 取締役会長 “ 2018年9月 同社 取締役社長 “ 2018年9月 トヨタ モーター インシュランス サービス株式会社 取締役社長 “ 2018年9月 トヨタ クレジット カナダ株式会社 取締役会長 “ 2021年10月 トヨタ ファイナンス シャル セービング バンク株式会社 取締役会長 “ 2024年1月 トヨタ モーター クレジット 株式会社 取締役会長 “ 2025年1月 トヨタ モーター ノース アメリカ 株式会社 取締役副社長 “	(注) 1	なし
取締役	ハオ ティエン	1964年5月19日生	1999年6月 カナダトヨタ株式会社 入社 2017年1月 トヨタ モーター アジア パシフィッ ク株式会社(現 トヨタ モーター アジ ア (シンガポール)株式会社) 取締役 就任 2020年1月 トヨタファイナンスサービス 株式会社 取締役 “	(注) 1	なし

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	三 好 正 浩	1972年7月2日生	1995年4月 2024年1月 2026年6月 2026年6月	トヨタ自動車株式会社 入社 トヨタファイナンス株式会社 取締役 同社 取締役社長 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役	(注)1	なし
取締役	宮 崎 洋 一	1963年10月19日生	1986年4月 2016年6月 2020年6月 2022年4月 2022年4月 2023年6月 2025年6月	トヨタ自動車株式会社 入社 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役 トヨタ モーター アジア パシフィッ ク株式会社(現 トヨタ モーター アジ ア (シンガポール)株式会社) 取締役社長 トヨタ自動車株式会社 執行役員 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役 トヨタ自動車株式会社 取締役 同社 取締役副社長	(注)1	なし
取締役	小 林 耕 士	1948年10月23日生	1972年4月 2001年6月 2007年6月 2010年6月 2015年6月 2018年1月 2018年1月 2018年6月 2018年6月 2022年6月 2023年4月	トヨタ自動車工業株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役 株式会社デンソー 専務取締役 同社 取締役副社長 同社 取締役副会長 トヨタ自動車株式会社 副社長 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役 トヨタ自動車株式会社 取締役 トヨタファイナンス株式会社 取締役 トヨタ自動車株式会社 執行役員 同社 Executive Fellow	(注)1	なし

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	杉 森 晋 之	1964年 2 月10日生	1986年 4 月	千代田火災海上保険株式会社 (現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)	(注) 2	なし
			2022年 6 月	入社 トヨタファイナンスサービス株式会社		
			2024年11月	監査役 トヨタファイナンス株式会社		
			監査役	就任 "		
監査役	東 崇 徳	1975年 8 月11日生	1999年 4 月	トヨタ自動車株式会社	(注) 2	なし
			2025年 6 月	入社 トヨタファイナンスサービス株式会社		
			2025年 7 月	監査役 トヨタ自動車株式会社		
			経理本部本部長	就任 "		
計						—

(注) 1　取締役の任期は、2027年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までである。
2　監査役の任期は、2028年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までである。

(3) 監査の状況

監査役監査の状況

監査役制度を採用している。監査役間での緊密な連携や分担を目的に監査役協議会を設置し、当該会議での意見交換を通じて策定された監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席や、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務遂行について厳正な監査を行っている。

当事業年度においてＴＦＳは監査役協議会を合計５回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりである。

氏名	監査役協議会出席状況
杉 森 晋 之	全５回中５回
近 健 太	全４回中４回
東 崇 徳	全４回中４回
小 倉 克 幸	全１回中１回
山 本 正 裕	全１回中１回

監査役協議会における具体的な検討内容は、監査の方針及び監査実施計画とその結果、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の報酬、監査の方法及びその結果の相当性等である。

また、監査役的活動として、取締役等との意思疎通、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類、報告書等の閲覧、本社・事業所における業務及び財産状況の調査、子会社の訪問による取締役等及び従業員との意思疎通・事業内容の確認と助言、内部監査部門・会計監査人からの監査の方針、計画、実施状況、結果及びその後の改善状況の確認を行っている。

内部監査の状況

ＴＦＳグループの内部監査は、ＴＦＳによるグローバル監査、地域統括本部による地域監査、各子会社等による個社監査の三層構造で実施されている(内部監査人は全体で160名)。各層間の責務、連携は「ＴＦＳグループ内部監査規程」において調整され、各層の取締役会、監査役会等にて承認を受けた年度監査計画に基づき、リスクベースで総合的な業務監査を行っている。

ＴＦＳにおいては、ガバナンス、リスクマネジメント、コントロールの有効性評価を行い、その結果は要改善事項の提案とともに、取締役会、監査役、各層の経営責任者に直接報告されている。

会計監査人と情報交換を実施し、リスクマネジメント、コンプライアンス管轄部署とも常時情報共有を行い、相互連携を図っている。

会計監査の状況

イ 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

ロ 継続監査期間

2001年３月期以降

なお、ＴＦＳは2007年３月期以降、継続してPwC Japan有限責任監査法人による監査を受けている。また、会社設立から2006年３月期まで継続してPwC Japan有限責任監査法人の前身である旧中央青山監査法人による監査を受けていたため、その期間を含めて記載している。

ハ 業務を執行した公認会計士

森 直子

西坂 和彦

二 監査業務に係る補助者の構成

監査法人の選定基準に基づき決定されている。具体的には、公認会計士を主たる構成員とし、その補助者も加えて構成されている。

ホ 監査法人の選定方針と理由

ＴＦＳはトヨタの連結子会社であり、トヨタは会計監査人としてPwC Japan有限責任監査法人を選任していることから、会計監査人を統一することでグループにおける連結決算監査及びガバナンスの有効性、効率性等の向上が図れると判断したためである。

ヘ 監査役による監査法人の評価

ＴＦＳの監査役は、監査法人に対し評価を行っている。PwC Japan有限責任監査法人の監査計画・監査方法・結果について相当であり、また会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制整備、監査業務の定期的な検証及び外部機関による検査も適切に実施されていると評価している。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	100	—	104	—
連結子会社	131	29	143	29
計	231	29	247	29

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワーク(プライスウォーターハウスクーパース)に対する報酬(イを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	—	—	—	—
連結子会社	2,684	724	2,862	692
計	2,684	724	2,862	692

上記イ及びロの報酬に関する前連結会計年度及び当連結会計年度における連結子会社の非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務等である。

ハ 監査報酬の決定方針

監査日数等を勘案した上で決定している。

(4) 役員の報酬等

該当事項はない。

(5) 株式の保有状況

該当事項はない。

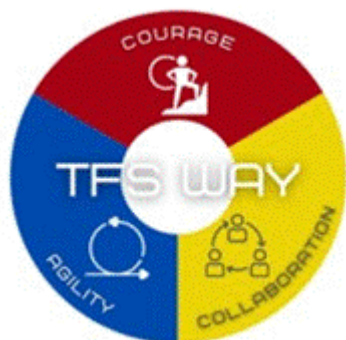
5 従業員の状況等

(1) 人材戦略に関する基本方針等

T F Sグループの人材戦略

T F Sグループでは、『プロとして仕事を最後までやりきる「実行力」と、周囲に好影響をあたえる「人間力」を磨いていく向上心を持ち、それぞれの持ち場で失敗を恐れずに行動を起こし、未来を切り拓いていくことのできる人材づくり』に力を注いでいる。

また、個々の力を磨くことに加え、これらを備えた人材が国境や文化の違いを越えてT F Sグループとしての一体感をもって金融事業を営んでいくために、共通のコアバリューである「T F S W A Y」を定め、「Courage」、「Agility」、「Collaboration」の実践を促進している。



これらの普遍的な人材育成施策に加え、目下のトヨタ及びT F Sグループの経営方針を支える人材戦略として以下について重点的に取り組んでいる。

イ グローバル幹部の育成

事業のグローバル展開に対応するため、多様なバックグラウンドを有する人材の確保・育成を推進し、地域特性に応じた最適な人材配置を行っている。特に、各地域における経営基盤の強化に資するリーダー人材の育成及びタレントマネジメントの高度化に取り組んでいる。

具体的には、海外を含む子会社のトップ層がトヨタの価値観や考え方・仕事の進め方等を理解・実践し、リーダーシップを発揮できるよう、トヨタと連携したグローバル幹部の人材育成施策である「LDP (Leadership Development Program)」や、T F Sグループとして次世代のグローバル幹部候補を計画的に育成する施策である「SMDP (Senior Management Development Program)」や「ELP (Emerging Leaders Program)」を推進している。

ロ 専門性の拡充

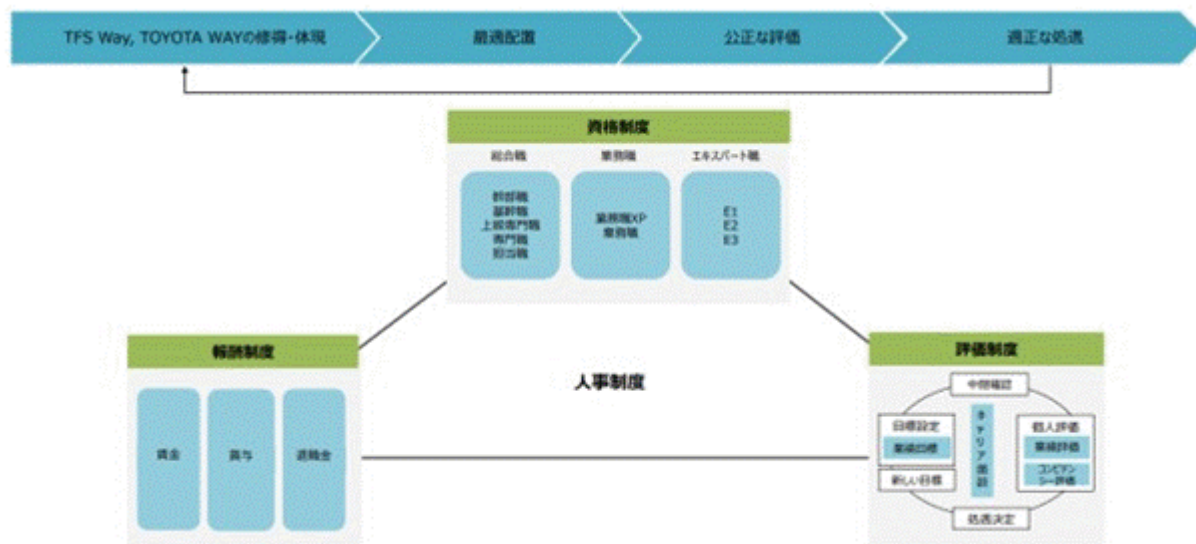
金融サービスの高度化及びデジタル化の進展に対応するため、専門性の高い人材（デジタル、情報セキュリティ、データ分析等）の採用・育成を強化し、競争優位性の確保を図っている。機能別に地域を超えたグローバルとしての専門人材育成・適材適所配置の取組みも進めている。

ハ 組織力の向上

従業員一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境の整備として、多様な働き方の推進、エンゲージメント向上施策の実施、及び公正・透明な評価制度の運用を通じて、持続的な組織力の向上を目指している。

T F S グループにおける給与・その他給付の決定方針

T F S においては、VUCAの時代の急速な変化に対応していく必要性が増し、新規事業・サービスの検討・実装を担う人材のニーズが高まる中、従来の人材育成（ジェネラルにキャリアを形成する総合職）だけでは不足するため、先述の専門性を高める人材育成に加え、人事制度を改定して「エキスパート職」を新たに定め、特定領域における高い専門性を有した人材の採用・育成にも取り組み始めている。



こうした専門性の高い人材の採用・育成と併せ、従前のような年功的ではなく、成果・役割に応じた処遇変動を実現するために、評価・報酬制度を改定した。新たな制度では従業員の頑張りを正しく評価し、報酬で報いることができる仕組みを導入している。具体的には、職種や資格等級で定められる標準（求められる職務水準や役割）に沿った取組みテーマ及び難易度（Standard/Difficult）を期首に設定し、期末には取組みテーマ推進のプロセスと結果を振り返ってコンピテンシー（能力発揮状況）やテーマ達成度に応じた成果を評価し、評価結果と現資格等級及び現処遇に応じて昇給もしくは降給の額、及び賞与加算額を決める仕組みである。

トヨタファイナンス㈱においては、頑張りが報われる報酬制度の実現を目指し、職務内容及び役割に応じた等級制度並びに業績・行動等を踏まえた人事評価制度に基づき、公平性及び透明性を確保した上で昇給・賞与等を含めて総合的に決定している。併せて、外部労働市場の動向やトヨタファイナンス㈱グループの業績水準を踏まえ、従業員のモチベーション向上と持続的な人材確保につながる報酬体系の構築に努めている。

K I N T Oテクノロジーズ㈱においては、IT領域のスピード感や市場の変化に耐えうるプロフェッショナル人材の採用を念頭に、AI・クラウド人材を中心として幅広いニーズに応えられる人材ポートフォリオを志向している。またAI技術の台頭に適応すべく、社内の業務プロセス変革と共に既存社員のスキル教育にも積極的に投資している。T F S グループにおける報酬水準に加え、人材市場において競合するIT業界の報酬水準をベンチマークとして、IT人材の市場価値に見合った適切な報酬体系を整備しており、制度面についても「明確なルール×成長と貢献が実感できる仕組み」をテーマにIT人材に適した設計を行っている。

(2) 従業員の状況

連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
日本地域	2,154
米州オセアニア地域	6,240
欧州アフリカ地域	2,587
その他	5,009
全社(共通)	123
合計	16,113 (1,769)

(注) 1 従業員数については、就業人員（T F Sグループからグループ外への出向者を除き、グループ外からT F Sグループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を()内に外数で記載している。

2 全社(共通)は、T F Sに所属している従業員である。

トヨタファイナンスサービス株式会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
123(29)	41.9	6.4	10,253	4.8

(注) 1 従業員数については、就業人員（T F Sから社外への出向者を除き、社外からT F Sへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載している。

2 平均年間給与額は、基準外賃金及び賞与を含む。

最大人員会社の状況

イ 当事業年度における従業員数が最も多い会社

トヨタファイナンス(株)

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
1,957 (301)	42.5	12.9	7,109	3.1

(注) 1 従業員数については、就業人員（トヨタファイナンス(株)から他社への出向者を除き、他社からトヨタファイナンス(株)への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員(1日8時間換算)を()内に外数で記載している。

2 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含む。

ロ 上記イの会社の次に従業員の多い会社

K I N T Oテクノロジーズ(株)

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
415 (27)	39.7	2.8	8,912	5.9

(注) 1 従業員数については、就業人員（K I N T Oテクノロジーズ(株)から他社への出向者を除き、他社からK I N T Oテクノロジーズ(株)への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載している。

2 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含む。

労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はない。

管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

イ トヨタファイナンスサービス株式会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者 の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業 取得率(%) (注1)	労働者の男女の 賃金の差異(%) (注1)		
	専門職	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
14.9	100.0	71.3	75.0	51.8

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。

ロ 連結子会社

当事業年度							
会社名	管理職に 占める 女性労働者 の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業取得率(%)			労働者の男女の 賃金の差異(%) (注1)		
		雇用管理区分			全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
トヨタファイナンス(株)	7.6	全労働者	93.5	(注2)	51.5	51.5	53.3
(株)K I N T O	21.1	正規労働者	100.0	(注1)	58.0	59.2	48.0
K I N T O テクノロジーズ(株)	14.3	全労働者	76.5	(注3)	83.5	83.6	233.1

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものである。

3 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。

第5 経理の状況

連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) T F S の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成している。
- (2) T F S の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成している。
- (3) T F S は、継続開示会社に該当しないため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第5号）に基づき、連結キャッシュ・フロー計算書の記載を省略している。

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		1,420,146		1,337,982
営業債権	5, 6	30,593,345	5, 6	35,479,030
リース債権及びリース投資資産		3,061,394		3,703,594
有価証券	5	1,680,864	5	1,713,467
その他		1,510,127		1,758,749
貸倒引当金		506,211		557,249
流動資産合計		37,759,666		43,435,575
固定資産				
有形固定資産				
賃貸資産(純額)	5, 6	6,157,791	5, 6	7,431,802
その他		52,498		60,616
有形固定資産合計	1	6,210,290	1	7,492,419
無形固定資産		85,111		89,491
投資その他の資産				
投資有価証券	2, 5	1,213,873	2, 5	1,393,145
その他	2	417,620	2	444,731
投資その他の資産合計		1,631,494		1,837,876
固定資産合計		7,926,896		9,419,787
繰延資産		632		672
資産合計		45,687,195		52,856,035

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 3月31日)		当連結会計年度 (2026年 3月31日)	
負債の部				
流動負債				
短期借入金	5	1,332,895	5	1,322,083
1年以内返済予定の長期借入金	5, 6	4,692,578	5, 6	5,473,943
1年以内償還予定の社債	5	4,775,838	5	5,672,534
コマーシャルペーパー		3,912,302		4,359,204
その他の引当金		42,816		58,748
その他		3,339,632		4,079,516
流動負債合計		18,096,063		20,966,031
固定負債				
社債	5	11,896,409	5	12,288,630
長期借入金	5, 6	9,097,599	5, 6	11,040,255
繰延税金負債		614,397		812,211
その他の引当金		552		7,624
退職給付に係る負債		18,477		20,455
その他		356,571		1,083,321
固定負債合計		21,984,007		25,252,499
負債合計		40,080,070		46,218,531
純資産の部				
株主資本				
資本金		78,525		78,525
資本剰余金		157,779		157,779
利益剰余金		4,303,414		4,865,661
株主資本合計		4,539,719		5,101,965
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		20,263		19,158
繰延ヘッジ損益		230		3,113
為替換算調整勘定		969,873		1,422,163
その他の包括利益累計額合計		949,379		1,399,891
非支配株主持分		118,026		135,646
純資産合計		5,607,125		6,637,503
負債純資産合計		45,687,195		52,856,035

連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1 4,386,219	1 4,764,460
売上原価	3 2,889,187	3 3,028,905
売上総利益	1,497,031	1,735,554
販売費及び一般管理費	2 866,740	2 898,745
営業利益	630,290	836,809
営業外収益		
持分法による投資利益	11,974	11,291
償却債権取立益	47,624	54,007
その他	4,904	6,218
営業外収益合計	64,504	71,517
営業外費用		
固定資産処分損	1,384	1,105
為替差損	1,606	441
その他	818	877
営業外費用合計	3,809	2,424
経常利益	690,985	905,901
特別利益		
負ののれん発生益	—	4,283
特別利益合計	—	4,283
特別損失		
顧客補償等対応費用引当金繰入額	—	24,034
減損損失	—	3,213
投資有価証券評価損	—	407
特別損失合計	—	27,655
税金等調整前当期純利益	690,985	882,529
法人税、住民税及び事業税	233,193	92,385
法人税等調整額	44,505	138,186
法人税等合計	188,688	230,572
当期純利益	502,297	651,956
非支配株主に帰属する当期純利益	11,334	10,533
親会社株主に帰属する当期純利益	490,962	641,423

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	502,297	651,956
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,694	1,105
繰延ヘッジ損益	793	1,214
為替換算調整勘定	82,323	459,685
持分法適用会社に対する持分相当額	3,552	851
その他の包括利益合計	1 81,259	1 460,427
包括利益	421,037	1,112,383
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	410,092	1,091,936
非支配株主に係る包括利益	10,945	20,447

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	78,525	159,900	3,947,716	4,186,141
当期変動額				
剰余金の配当			135,264	135,264
親会社株主に帰属する 当期純利益			490,962	490,962
連結子会社株式の追 加取得による持分の 増減		2,121		2,121
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計		2,121	355,698	353,577
当期末残高	78,525	157,779	4,303,414	4,539,719

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	18,568	849	1,047,969	1,030,249	113,988	5,330,380
当期変動額						
剰余金の配当						135,264
親会社株主に帰属する 当期純利益						490,962
連結子会社株式の追 加取得による持分の 増減						2,121
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,694	1,079	78,095	80,870	4,037	76,832
当期変動額合計	1,694	1,079	78,095	80,870	4,037	276,744
当期末残高	20,263	230	969,873	949,379	118,026	5,607,125

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	78,525	157,779	4,303,414	4,539,719
当期変動額				
剰余金の配当			79,176	79,176
親会社株主に帰属する 当期純利益			641,423	641,423
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			562,246	562,246
当期末残高	78,525	157,779	4,865,661	5,101,965

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	20,263	230	969,873	949,379	118,026	5,607,125
当期変動額						
剰余金の配当						79,176
親会社株主に帰属する 当期純利益						641,423
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,105	2,882	452,289	450,512	17,619	468,131
当期変動額合計	1,105	2,882	452,289	450,512	17,619	1,030,378
当期末残高	19,158	3,113	1,422,163	1,399,891	135,646	6,637,503

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 90社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略した。

なお、当連結会計年度より、ダイハツ信販(株)、トヨタ インシュランス ブローカー 北京(有)(旧 北京 シェンタン インシュランス ブローカーズ(有))、トヨタ インシュランス サービス フィリピン(株)を新規出資により連結の範囲に含めることとした。また、イージー カー レンタル(株)、モト カー レンタル(株)は、合併に伴う消滅により連結の範囲から除外することとした。

2 持分法の適用に関する事項

(イ)持分法適用の関連会社数 9社

(ロ)持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用している。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日(3月31日)と異なる主な会社は次のとおりである。

決算日	会社名
12月31日	バンコ トヨタ ブラジル(株)
	トヨタ ファイナンシャル サービス メキシコ(株)
	トヨタ モーター ファイナンス チャイナ(有)

連結財務諸表作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用している。

4 在外子会社及び在外関連会社の会計方針に関する事項

在外子会社及び在外関連会社の連結にあたっては、原則として米国会計基準もしくは国際財務報告基準に準拠して作成された財務諸表を採用している。

5 会計方針に関する事項

(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

...時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として個別法により算定している。ただし、米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している在外子会社及び在外関連会社が保有する持分投資並びに公正価値オプションを適用した一部の負債証券の評価差額は純損益に計上している。)

市場価格のない株式等

...主として総平均法による原価法

デリバティブ

...時価法

(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法

賃貸資産

主としてリース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法によっている。なお、賃貸資産の処分損失に備えるため、減価償却費を追加計上している。

(ハ)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、将来予測情報や貸倒実績率等により計上している。

この他に保証業務から生ずる債権の貸し倒れによる損失に備えるため、保証履行に伴う求償債権等未収債権に対する回収不能見込額を過去の貸倒実績率を基礎とした貸倒引当率により見積り、計上している。

(二)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理している。

(ホ)重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース

国内子会社

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっている。

在外子会社

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっている。

オペレーティング・リース

リース料総額をリース期間に按分し毎月均等額を収益に計上している。

融資

主として利息法(元本残高に対して一定の料率で計算した利息の額を収益計上する方法)によっている。

(ヘ)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上している。

(ト)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

国内子会社は原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用した主なヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金、社債

ヘッジ方針

資金調達に係る金利リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

・事前テスト

比率分析もしくは回帰分析等の統計的手法

・事後テスト

比率分析

(チ)組替再表示

過年度の金額は、当連結会計年度の表示に合わせて組み替えて再表示されている。

(重要な会計上の見積り)

1 金融資産に係る貸倒引当金

T F S グループの金融資産は、顧客及び販売店に対する営業債権、リース債権及びリース投資資産からなる。信用リスクは、顧客もしくは販売店の支払不能や、担保価値(売却費用控除後)が債権の帳簿価額を下回る場合を含む。T F S グループは、貸倒引当金を当連結会計年度において552,110百万円(前連結会計年度において500,650百万円)計上しており、この引当金は、金融資産の各ポートフォリオの貸倒損失見込額に対するマネジメントによる見積りを反映している。貸倒引当金は、信用リスク評価プロセスの一環として行われている体系的かつ継続的なレビュー及び評価、過去の損失の実績、ポートフォリオの規模及び構成、現在の経済的な事象及び状況、担保物の見積公正価値及びその充分性、経済状況の動向などの将来予測情報、ならびにその他の関連する要因に基づき算定されている。この評価は性質上判断を要するものであり、重要な変動の可能性のある将来期待受取キャッシュ・フローの金額及びタイミングを含め、重要な見積りを必要とするものである。

T F S グループは、現在入手可能な情報に基づき、貸倒引当金は十分であると考えているが、貸倒損失の発生に関する見積りまたは仮定の変更、将来の期待キャッシュ・フローの変化を示す情報の入手、または、経済及びその他の事象または状況の変化により、追加の引当金が必要となってくる可能性がある。中古車価値の実績値及び推定値の低下とともに、金利の上昇、失業率の上昇及び負債残高の増加といった消費者に影響を与える将来的な経済の変化が生じた場合、将来の業績に悪影響を与える可能性がある。

貸倒引当金のレベルは、主に債務不履行確率と債務不履行時損失率の2つの要因により影響を受ける。T F S グループは、貸倒引当金を評価する目的で、金融損失に対するエクスポージャーを「顧客」と「販売店」という2つの基本的なカテゴリーに分類している。T F S グループの「顧客」カテゴリーは比較的少額の残高を持つ同質の金融資産から構成されており、「販売店」カテゴリーは卸売債権及びその他のディーラー貸付金である。貸倒引当金は少なくとも半期ごとに見直しを行っており、その際には、引当金残高が将来発生する可能性のある損失をカバーするために十分な残高を有しているかどうかを判断するために、様々な仮定や要素を考慮している。

2 賃貸資産に係る見積残存価額

T F S グループが賃貸人となっている賃貸資産(オペレーティング・リース車両)は、取得原価で計上し、そのリース期間にわたって見積残存価額になるまで定額法で減価償却している。T F S グループは、これらの車両に関して予想される損失に対して十分な金額を、見積残存価額の見直しを行うことで減価償却累計額に反映しており、その残高は当連結会計年度末が91,339百万円、前連結会計年度末は68,283百万円である。

T F S グループは、リース期間の終了した賃貸資産の売却収入が、リース期間の終了時における当該資産の帳簿価額を下回るために、その売却時に損失が生じるというリスクにさらされている。T F S グループは保有しているポートフォリオの未保証残存価値に関し予想される損失に備えるため、報告期間の期末日ごとに見積残存価額を見直している。見積残存価額の見直しは、見積車両返却率及び見積損失の程度を考慮して行っている。見積車両返却率及び見積損失の程度を決定する際の考慮要因には、中古車販売に関する過去の情報や市場情報、リース車両返却の趨勢や新車市場の趨勢、及び一般的な経済情勢が含まれている。T F S グループはこれらの要因を評価し、いくつかの潜在的な損失のシナリオを想定したうえで、見積残存価額の見直しが予想される損失を補うに十分であることを判断するため、見直した見積残存価額の妥当性を検討している。

(未適用の会計基準等)

(企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(2024年9月13日))

(企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」(2024年9月13日))

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定である。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中である。

(企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」(2026年1月9日))

(企業会計基準適用指針第35号「後発事象に関する会計基準の適用指針」(2026年1月9日))

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定である。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,321,546百万円	1,670,854百万円

2 関連会社に対するものは、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資有価証券(株式)	113,201百万円	118,846百万円
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	40,922	44,931
投資その他の資産その他(出資金)	3,130	2,741
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	3,130	2,741

3 偶発債務

トヨタ販売店及びレンタリース店等が一般顧客に割賦販売等を行うに当たり、連結子会社がトヨタ販売店及びレンタリース店等に対して保証業務として債務保証を行っている。

また、連結子会社以外のトヨタグループ会社が行った資金調達に対し、債務保証を行っている。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
連結子会社の営業上の債務保証	2,712,516百万円	1,844,526百万円
トヨタ ファイナンシャル サービス サウス アフリカ(株)	74,481	114,408
その他	18,094	19,494
合計	2,805,092	1,978,429

4 当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
貸出未実行残高	4,439,995百万円	3,725,614百万円

なお、上記当座貸越契約及び貸出コミットメントにおいては、信用状態等に関する審査を貸出実行の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではない。

5 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
営業債権	7,464,994百万円	8,380,589百万円
賃貸資産(純額)	1,600,271	1,911,606
有価証券	81,980	83,974
投資有価証券	225,445	319,690

担保付債務

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
短期借入金	16,208百万円	18,341百万円
1年以内返済予定の長期借入金	3,211,596	3,434,340
長期借入金	4,154,388	4,998,121
1年以内償還予定の社債	10,557	31,628
社債	75,474	81,900

6 ノンリコース債務

借入金に含まれるノンリコース債務

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
長期借入金(1年以内返済予定の 長期借入金を含む)のうち、ノン リコース債務	7,280,010百万円	8,340,531百万円

ノンリコース債務に対応する資産

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
営業債権	6,971,766百万円	7,814,319百万円
賃貸資産(純額)	1,600,271	1,911,606

7 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、重要性がないため、記載を省略している。

8 契約負債の金額は、重要性がないため、記載を省略している。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していない。顧客との契約から生じる収益の金額は、重要性がないため、「(収益認識関係)」の記載を省略している。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
従業員給与・手当	198,370百万円	219,731百万円
貸倒引当金繰入額	265,842	250,798

3 売上原価には、デリバティブ関連損益が含まれている。

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
デリバティブ関連損益	(損)7,633百万円	(益)124,556百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,765百万円	1,999百万円
組替調整額	6,996	211
法人税等及び税効果調整前	3,231	1,788
法人税等及び税効果額	1,536	683
その他有価証券評価差額金	1,694	1,105
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	1,315	2,333
組替調整額	154	560
法人税等及び税効果調整前	1,160	1,772
法人税等及び税効果額	366	557
繰延ヘッジ損益	793	1,214
為替換算調整勘定		
当期発生額	82,323	459,685
持分法適用会社に対する 持分相当額		
当期発生額	3,552	851
その他の包括利益合計	81,259	460,427

(連結株主資本等変動計算書関係)
前連結会計年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,570,500	—	—	1,570,500

2 自己株式に関する事項
該当事項はない。

3 新株予約権等に関する事項
該当事項はない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	135,264	86,128	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	79,176	50,415	2025年3月31日	2025年6月27日

当連結会計年度(自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,570,500	—	—	1,570,500

2 自己株式に関する事項
該当事項はない。

3 新株予約権等に関する事項
該当事項はない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	79,176	50,415	2025年3月31日	2025年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	191,165	121,723	2026年3月31日	2026年7月1日

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
リース料債権部分	977,928百万円	1,158,464百万円
見積残存価額部分	623,812	823,987
受取利息相当額	185,311	224,087
合計	1,416,429	1,758,364

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

リース債権

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年以内	634,623百万円	748,540百万円
1年超2年以内	510,767	613,626
2年超3年以内	397,448	462,012
3年超4年以内	198,146	220,037
4年超5年以内	68,557	87,416
5年超	13,986	12,263

リース投資資産

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年以内	407,451百万円	501,026百万円
1年超2年以内	239,882	290,182
2年超3年以内	172,354	207,457
3年超4年以内	111,100	101,613
4年超5年以内	32,687	39,058
5年超	14,452	19,125

2 オペレーティング・リース取引

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年以内	1,105,489百万円	1,303,421百万円
1年超	1,206,199	1,326,179
合計	2,311,689	2,629,601

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

ＴＦＳグループは、自動車を購入する顧客、及び販売店に対する融資プログラム及びリースプログラムの提供等の金融サービス事業を行っている。これらの事業を行うため、市場の状況を勘案し、長短のバランスを調整して、銀行借入による間接金融の他、社債やコマーシャルペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っている。このように、主として金利変動の影響を受ける金融資産及び金融負債を有しているため、そのリスクヘッジを目的としてデリバティブ取引も利用している。なお、ＴＦＳグループでは投機もしくはトレーディング目的でのデリバティブ取引は行っていない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

ＴＦＳグループが保有する金融資産は、主として、顧客及び販売店に対する営業債権、リース債権及びリース投資資産であり、顧客や販売店の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されている。経済環境等の状況変化により顧客や販売店の信用状況が悪化した場合には、契約条件に従った債務履行がなされない可能性がある。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に純投資目的で保有する債券、投資信託であり、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されている。

借入金、社債、コマーシャルペーパー及び債権流動化による資金調達は、一定の環境下でＴＦＳグループが市場を利用できなくなる場合等、必要な量の資金を確保できなくなる流動性リスクに晒されている。また、変動金利の資産及び負債については金利の変動リスクに晒されており、金利スワップ取引等を利用することにより当該リスクを抑制している。外貨建の資産及び負債については為替の変動リスクに晒されており、通貨スワップ取引等を利用することにより当該リスクを抑制している。

デリバティブ取引には、為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等があり、取引相手方の不履行が起こった場合の信用リスク(カウンターパーティーリスク)に晒されている。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

5 会計方針に関する事項 (ト)重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

ＴＦＳグループは、営業債権、リース債権及びリース投資資産等について、与信審査(スコアリングないし格付付与、信用情報調査等)、与信額の決定、保証や担保の設定、延滞状況のモニタリング、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運用している。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブや預金取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報やエクスポージャーを定期的に把握するほか、デリバティブ取引の時価に基づいて担保金を一部の取引相手と授受することにより、リスクの抑制を図っている。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

保有する金融資産及び金融負債が被りうる、為替や金利の変動による不利な影響を軽減するために、ＴＦＳグループでは資産及び負債の統合的な管理(ALM)を行っている。資金調達及びALMに関するグループ共通の指針を定め、金融資産と金融負債との通貨、期間、金利特性のマッチングを図ることを原則として運営している。特に金利変動リスクに関しては、金利感応度(100BPV)等の金利リスク指標について基準値を定め、定期的にモニタリングしている。

100BPVは、他のリスク変数が一定の場合、金利の100ベースポイント(1%)の上昇によって金融資産・金融負債の現在価値の純額がどれだけ変化するかを示す指標である。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 2025年3月31日	当連結会計年度 2026年3月31日
金利感応度(100BPV)	(減少)137,535	(減少)146,515

有価証券及び投資有価証券については、時価の把握を定期的に行うことにより管理している。

デリバティブ取引の実行及び管理については、資金担当部門が取引権限及び取引限度等について定めたルールに基づき、ヘッジ目的に沿った内容の取引を行っている。

なお、在外子会社への投資に係るものを除き、T F Sグループに重要な為替リスクはない。

資金調達に係る流動性リスク(必要な量の資金を確保できなくなるリスク)の管理

T F Sグループは、ALMを通して資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等によって、流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。また、「(デリバティブ取引関係)」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 営業債権	30,593,345		
貸倒引当金(2)	444,568		
	30,148,777	30,558,249	409,471
(2) リース債権及び リース投資資産(3)	2,437,581		
貸倒引当金(2)	56,082		
	2,381,499	2,518,433	136,933
(3) 有価証券及び投資有価証券 (7)	2,809,875	2,820,683	10,807
資産計	35,340,152	35,897,365	557,213
(1) 社債(4)	16,672,247	16,586,336	85,910
(2) 長期借入金(5)	13,790,178	13,782,682	7,495
負債計	30,462,425	30,369,019	93,406
デリバティブ取引(6)			
ヘッジ会計が 適用されていないもの	16,526	24,151	40,678
ヘッジ会計が 適用されているもの	95	7,470	7,565
デリバティブ取引計	16,622	31,621	48,243

(1) 以下の注記は省略している。

現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、短期借入金及びコマーシャルペーパー

(2) 営業債権、リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を控除している。

(3) リース債権及びリース投資資産は、見積残存価額を控除している。

(4) 社債には、1年以内償還予定の社債及び社債を含んでいる。

(5) 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金を含んでいる。

(6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務()は、純額で表示している。

また、連結貸借対照表計上額については、在外子会社の取引の一部につき関連する担保金額を控除している。

(7) 市場価格のない株式等は、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	84,862

当連結会計年度(2026年 3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 営業債権	35,479,030		
貸倒引当金(2)	485,460		
	34,993,569	35,458,820	465,250
(2) リース債権及び リース投資資産(3)	2,879,607		
貸倒引当金(2)	66,650		
	2,812,956	2,984,804	171,847
(3) 有価証券及び投資有価証券 (7)	3,019,161	3,023,690	4,529
資産計	40,825,688	41,467,315	641,627
(1) 社債(4)	17,961,165	17,877,051	84,114
(2) 長期借入金(5)	16,514,199	16,486,072	28,126
負債計	34,475,364	34,363,124	112,240
デリバティブ取引(6)			
ヘッジ会計が 適用されていないもの	76,034	60,047	15,987
ヘッジ会計が 適用されているもの	639	13,643	14,282
デリバティブ取引計	75,395	73,690	1,704

(1) 以下の注記は省略している。

現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、短期借入金及びコマーシャルペーパー

(2) 営業債権、リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を控除している。

(3) リース債権及びリース投資資産は、見積残存価額を控除している。

(4) 社債には、1年以内償還予定の社債及び社債を含んでいる。

(5) 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金を含んでいる。

(6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務()は、純額で表示している。

また、連結貸借対照表計上額については、在外子会社の取引の一部につき関連する担保金額を控除している。

(7) 市場価格のない株式等は、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	87,450

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金及び預金	1,420,146	—	—
営業債権	10,475,616	18,051,619	1,659,976
リース債権及びリース投資資産	868,860	1,519,800	24,651
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの			
債券	218,790	360,604	319,850
その他	657,888	—	502
その他有価証券のうち満期があるもの 計	876,678	360,604	320,352
合計	13,641,302	19,932,023	2,004,980

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金及び預金	1,337,982	—	—
営業債権	12,429,728	20,789,038	1,837,933
リース債権及びリース投資資産	1,048,182	1,771,797	27,066
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの			
債券	299,126	413,058	356,906
その他	400,641	—	557
その他有価証券のうち満期があるもの 計	699,768	413,058	357,464
合計	15,515,662	22,973,894	2,222,464

(注2)社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,332,895	—	—
コマーシャルペーパー	3,912,302	—	—
社債	4,777,407	10,304,278	1,625,835
長期借入金	4,692,578	8,822,018	275,580
合計	14,715,184	19,126,296	1,901,416

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,322,083	—	—
コマーシャルペーパー	4,359,204	—	—
社債	5,674,888	10,892,268	1,427,868
長期借入金	5,473,943	10,806,596	233,659
合計	16,830,119	21,698,865	1,661,527

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	49,881	—	—	49,881
債券	603,856	230,557	24,819	859,233
その他	1,747,177	164,391	—	1,911,568
デリバティブ取引				
通貨関連	—	171,930	—	171,930
金利関連	—	105,423	—	105,423
資産計	2,400,915	672,302	24,819	3,098,037
デリバティブ取引				
通貨関連	—	210,951	—	210,951
金利関連	—	90,458	—	90,458
負債計	—	301,410	—	301,410

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	45,620	—	—	45,620
債券	729,962	256,093	42,140	1,028,197
その他	1,767,340	182,532	—	1,949,872
デリバティブ取引				
通貨関連	—	138,524	—	138,524
金利関連	—	105,787	—	105,787
資産計	2,542,923	682,938	42,140	3,268,002
デリバティブ取引				
通貨関連	—	236,555	—	236,555
金利関連	—	67,164	—	67,164
負債計	—	303,719	—	303,719

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年 3 月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
営業債権	—	—	30,558,249	30,558,249
リース債権及びリース投資資産	—	—	2,518,433	2,518,433
デリバティブ取引				
金利関連	—	187	—	187
資産計	—	187	33,076,682	33,076,870
社債	—	16,586,336	—	16,586,336
長期借入金	—	6,998,482	6,784,200	13,782,682
デリバティブ取引				
金利関連	—	7,753	—	7,753
負債計	—	23,592,572	6,784,200	30,376,772

当連結会計年度(2026年 3 月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
営業債権	—	—	35,458,820	35,458,820
リース債権及びリース投資資産	—	—	2,984,804	2,984,804
デリバティブ取引				
金利関連	—	243	—	243
資産計	—	243	38,443,625	38,443,868
社債	—	17,877,051	—	17,877,051
長期借入金	—	9,134,366	7,351,706	16,486,072
デリバティブ取引				
金利関連	—	14,526	—	14,526
負債計	—	27,025,944	7,351,706	34,377,650

(注１) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類している。主に上場株式や国債がこれに含まれる。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類している。主に地方債、社債がこれに含まれる。

相場価格が入手できない場合には、市場参加者が用いるものの一貫性のある様々な評価モデルを用いて時価を算定している。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、ベンチマーク利回り、売買報告、ブローカー／ディーラーの相場、発行体のスプレッド、ベンチマーク証券、買い呼び値、売り呼び値、及びその他の市場関連データが含まれる。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類している。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については主に、金利、為替レートなどの観察可能な市場情報及び契約条項を利用した標準的な評価手法を用いて時価を算定しており、時価の算定に重要な判断を必要としない。これらのデリバティブ取引はレベル２の時価に分類している。

観察可能な市場情報を入手できない場合には、取引相手から入手した価格やその他の市場情報により時価を算定し、観察可能な市場情報を用いて当該価格の変動の妥当性を検証している。これらのデリバティブ取引はレベル３の時価に分類している。また、倒産確率などを用い、取引相手およびＴＦＳグループの信用リスクを考慮して時価を算定している。

営業債権、リース債権及びリース投資資産

営業債権、リース債権及びリース投資資産については、期限前返済率、予想信用損失および担保価値など、社内の仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより時価を算定している。

これらの観察不能なインプットを利用しているため、レベル３の時価に分類している。

社債、長期借入金

一部の特別目的事業体を通じて行った証券化取引に基づく担保付きの長期借入金(以下、証券化に基づく長期借入金という。)を除く長期借入金及び社債については、類似した負債をＴＦＳグループが新たに調達する場合に適用される利率を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより時価を算定している。当該観察可能なインプットの利用により、レベル２の時価に分類している。

一部の証券化に基づく長期借入金については、直近の市場レートおよび支払期日が類似する債務の信用スプレッドに基づいて見積もられる。また、ＴＦＳグループは証券化された原債権に対して支払われるキャッシュ・フローのタイミングを見積もるために、期限前返済率や予想信用損失など、社内の仮定も用いる。これらの観察不能なインプットを利用しているため、レベル３の時価に分類している。

(注２) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

重要性がないため、記載を省略している。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,570	330	1,240
債券	424,408	423,030	1,378
その他	180,356	131,416	48,940
小計	606,336	554,777	51,558
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	316	366	49
債券	434,824	472,875	38,051
その他	1,731,211	1,758,929	27,717
小計	2,166,352	2,232,170	65,818
合計	2,772,688	2,786,948	14,259

(注) 非上場株式については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めていない。

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,210	240	969
債券	277,187	276,834	352
その他	266,246	176,109	90,136
小計	544,644	453,185	91,459
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	140	174	33
債券	751,009	786,866	35,856
その他	1,683,626	1,713,372	29,746
小計	2,434,777	2,500,413	65,636
合計	2,979,421	2,953,598	25,823

(注) 非上場株式については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めていない。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2025年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位: 百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	13,770	—	291	291
	買建	623,191	37,638	11,394	11,394
	通貨スワップ取引				
	支払米ドル受取ユーロ	811,445	811,445	32,084	32,084
	支払豪ドル受取ユーロ	623,326	372,780	22,709	22,709
	支払豪ドル受取米ドル	416,858	416,858	20,389	20,389
	支払米ドル受取豪ドル	381,165	301,250	50,601	50,601
	支払ユーロ受取米ドル	283,430	239,151	3,319	3,319
	支払ユーロ 受取スイスフラン	274,141	274,141	11,571	11,571
	支払加ドル受取米ドル	251,072	178,750	9,784	9,784
	その他	2,616,061	1,885,882	28,573	28,573
合計		6,294,464	4,517,898	39,020	39,020

(2) 金利関連

(単位: 百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	7,774,247	6,141,169	7,083	7,083
	受取変動・支払固定	17,254,289	11,559,984	7,857	7,857
	受取変動・支払変動	332,804	284,180	72	72
合計		25,361,341	17,985,334	14,869	14,869

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

(単位: 百万円)

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的 処理方法	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	社債 借入金	40,000	40,000	670
	受取変動・支払固定		145,000	133,000	765
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	社債 借入金	366,500	340,500	7,638
	受取変動・支払固定		10,000	10,000	72
合計			561,500	523,500	7,470

当連結会計年度(2026年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	17,308	—	73	73
	買建	701,885	41,482	11,828	11,828
	通貨スワップ取引				
	支払米ドル受取ユーロ	1,024,307	846,696	20,448	20,448
	支払豪ドル受取米ドル	657,916	470,441	24,493	24,493
	支払豪ドル受取ユーロ	583,372	421,145	18,797	18,797
	支払ユーロ受取米ドル	414,414	244,618	18,581	18,581
	支払ユーロ 受取スイスフラン	384,174	326,708	19,347	19,347
	支払米ドル受取豪ドル	349,111	250,213	7,042	7,042
	その他	3,082,619	1,923,955	57,010	57,010
合計		7,215,110	4,525,262	98,031	98,031

(2) 金利関連

(単位：百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	8,165,788	6,511,004	12,022	12,022
	受取変動・支払固定	18,654,853	12,782,207	50,515	50,515
	受取変動・支払変動	1,044,036	883,993	509	509
合計		27,864,678	20,177,206	37,983	37,983

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的 処理方法	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	社債 借入金	126,000	126,000	1,414
	受取変動・支払固定		216,000	177,000	2,053
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	社債 借入金	317,000	300,000	14,526
	受取変動・支払固定		10,000	10,000	243
合計			669,000	613,000	13,643

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

国内子会社は、主に退職金制度の一部について確定拠出制度を採用し、残額については退職一時金を充当している。また、一部の在外子会社は、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用している。

なお、一部の在外子会社は複数事業主制度を設けている。

2 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度への要拠出額はない。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
年金資産の額	680,584百万円	731,164百万円
年金財政計算上の数理債務の額	600,728	663,494
差引額	79,856	67,670

(2) 制度全体に占めるトヨタファイナンスサービス株式会社グループの給与総額割合

前連結会計年度 27.6%(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当連結会計年度 29.5%(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の前連結会計年度及び当連結会計年度における差引額の主な要因は、年金資産の実績運用収益等によるものである。

3 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	40,236百万円	38,872百万円
勤務費用	2,216	2,689
利息費用	895	1,087
退職給付の支払額	1,820	1,780
数理計算上の差異の発生額	3,084	905
その他	430	2,964
退職給付債務の期末残高	38,872	42,927

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

重要性がないため記載を省略している。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	22,133百万円	24,951百万円
年金資産	20,962	24,561
	1,171	389
非積立型制度の退職給付債務	16,739	17,976
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,910	18,365
退職給付に係る負債	18,477	20,455
退職給付に係る資産	567	2,090
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,910	18,365

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	2,216百万円	2,689百万円
数理計算上の差異の費用処理額	1,122	935
その他	321	624
確定給付制度に係る退職給付費用	1,414	2,377

(5) 年金資産に関する事項

重要性がないため記載を省略している。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
割引率	1.4%～5.9%	1.4%～6.2%

4 確定拠出制度

重要性がないため記載を省略している。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	109,714百万円	125,877百万円
税務上の繰越欠損金	18,315	316,211
その他	153,058	148,303
繰延税金資産小計	281,089	590,392
評価性引当額	14,563	14,955
繰延税金資産合計	266,525	575,437
繰延税金負債		
償却資産	713,515	1,172,939
その他	60,005	97,572
繰延税金負債合計	773,521	1,270,512
繰延税金資産(負債)の純額	506,995	695,074
(注)繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の科目に含まれている。		(注)繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の科目に含まれている。
	(百万円)	(百万円)
固定資産—投資その他の資産その他	107,402	固定資産—投資その他の資産その他 117,137
固定負債—繰延税金負債	614,397	固定負債—繰延税金負債 812,211

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
在外子会社税率差異	6.7	6.7
その他	3.4	2.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.3	26.1

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

T F S 及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

(収益認識関係)

重要性がないため、記載を省略している。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1 報告セグメントの概要

T F S グループの報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、マネジメントが、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

T F S グループは、主に、割賦金融、リース取引、卸売金融、保険仲介等の販売金融事業を営んでおり、国内及び海外の連結子会社が独立した経営単位として、各国の市場環境に応じた事業活動を展開するとともに、地域単位の管理体制のもとで事業運営を行っている。

従来、T F S グループは国別のセグメントから構成されていたが、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更し、地域単位で識別する方法に変更している。

これは、事業規模の拡大に伴い、地域単位での業績管理、意思決定およびマネジメントへの報告体制を強化してきた結果、当社グループの経営管理上の区分をより実態に即した形とするため、報告セグメントの見直しを行ったことによるものである。

その結果、T F S グループは地域別のセグメントから構成されており、「日本地域」「米州オセアニア地域」「欧州アフリカ地域」及び「その他」の4つを報告セグメントとしている。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については変更後の区分方法により作成しており、「3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の前連結会計年度に記載している。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」における記載と概ね同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場の実勢を勘案した価格に基づいている。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額
	日本地域	米州 オセアニア 地域	欧州 アフリカ 地域				
売上高							
外部顧客への売上高	265,361	3,023,916	740,221	356,719	4,386,219	—	4,386,219
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,802	7,203	251	162,945	177,202	177,202	—
計	272,163	3,031,120	740,473	519,664	4,563,421	177,202	4,386,219
セグメント利益	37,527	447,855	85,793	63,567	634,743	4,452	630,290
セグメント資産	2,975,863	26,279,325	6,213,100	4,344,240	39,812,531	—	39,812,531
その他の項目							
支払利息	14,971	1,171,807	228,674	275,094	1,690,548	166,616	1,523,931
減価償却費	11,954	688,698	129,040	31,666	861,360	128	861,489
貸倒引当金繰入額	12,725	171,216	22,303	59,596	265,842	—	265,842

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア地域及び中国地域等の連結子会社の事業活動を含んでいる。

2 調整額は、以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額 4,452百万円は、主にセグメント間取引消去である。

(2) 支払利息の調整額 166,616百万円は、主にセグメント間取引消去である。

3 「売上高」には、受取利息がそれぞれ、「日本地域」53,683百万円、「米州オセアニア地域」1,596,404百万円、「欧州アフリカ地域」391,087百万円、「その他」443,159百万円含まれている。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額
	日本地域	米州 オセアニア 地域	欧州 アフリカ 地域				
売上高							
外部顧客への売上高	282,464	3,211,722	897,840	372,432	4,764,460	—	4,764,460
セグメント間の内部 売上高又は振替高	8,518	11,103	176	173,627	193,425	193,425	—
計	290,983	3,222,825	898,017	546,059	4,957,885	193,425	4,764,460
セグメント利益	38,515	620,537	124,256	59,693	843,004	6,195	836,809
セグメント資産	4,158,219	30,104,521	7,455,168	4,896,519	46,614,428	—	46,614,428
その他の項目							
支払利息	32,162	1,226,874	260,966	292,436	1,812,440	180,133	1,632,307
減価償却費	14,159	723,245	157,496	36,496	931,397	360	931,757
貸倒引当金繰入額	8,479	141,214	34,288	66,815	250,798	—	250,798

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア地域及び中国地域等の連結子会社の事業活動を含んでいる。

2 調整額は、以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額 6,195百万円は、主にセグメント間取引消去である。

(2) 支払利息の調整額 180,133百万円は、主にセグメント間取引消去である。

3 「売上高」には、受取利息がそれぞれ、「日本地域」81,901百万円、「米州オセアニア地域」1,657,534百万円、「欧州アフリカ地域」454,784百万円、「その他」485,564百万円含まれている。

関連情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
311,929	2,395,657	1,678,632	4,386,219

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
195,674	4,587,567	1,427,048	6,210,290

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はない。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
336,360	2,528,669	1,899,429	4,764,460

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
215,712	5,500,136	1,776,570	7,492,419

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はない。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

重要性がないため記載を省略している。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

重要性がないため記載を省略している。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

重要性がないため記載を省略している。

関連当事者情報

1 関連当事者との取引

重要性がないため記載を省略している。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

トヨタ自動車(株)(東京、名古屋、ニューヨーク、ロンドンの各証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	3,495,127円97銭	4,139,992円24銭
1株当たり当期純利益金額	312,615円23銭	408,420円01銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	490,962	641,423
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	490,962	641,423
普通株式の期中平均株式数(株)	1,570,500	1,570,500

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	5,607,125	6,637,503
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円) 非支配株主持分	118,026	135,646
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	5,489,098	6,501,857
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株 式の数(株)	1,570,500	1,570,500

(重要な後発事象)

該当事項はない。

連結附属明細表

社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
トヨタファイ ナンス㈱	社債 (注) 1	2017年 ～ 2025年	696,000	765,000 (190,000)	0.06 ～ 1.71	なし	2025年 ～ 2032年
在外子会社	社債 (注) 1 (注) 2 (注) 3	2008年 ～ 2026年	15,976,247 [66,135百万 米ドル 8,284百万 豪ドル 1,396百万 ニュージーランド・ドル 2,850百万 英ポンド 5,000百万 加ドル 88,338百万 タイ・パーツ 1,750百万 ブラジル・レアル 13,874百万 フィリピン・ペソ 2,750百万 スウェーデン・クローネ 20,000百万 アルゼンチン・ペソ 2,199百万 マレーシア・リングギット 2,000百万 ノルウェー・クローネ 1,000百万 中国元 18,240百万 ユーロ 950百万 ポーランド・ズローチ 48,900百万 インド・ルピー 9,000百万 メキシコ・ペソ 15,000百万 カザフスタン・テンゲ 3,168百万 香港ドル 1,630百万 スイス・フラン]	17,196,165 (5,482,534) [64,119百万 米ドル 7,652百万 豪ドル 1,342百万 ニュージーランド・ドル 2,507百万 英ポンド 6,450百万 加ドル 88,910百万 タイ・パーツ 2,600百万 ブラジル・レアル 19,200百万 フィリピン・ペソ 3,350百万 スウェーデン・クローネ 41,667百万 アルゼンチン・ペソ 2,849百万 マレーシア・リングギット 2,000百万 ノルウェー・クローネ 2,600百万 中国元 17,200百万 ユーロ 1,550百万 ポーランド・ズローチ 66,400百万 インド・ルピー 10,000百万 メキシコ・ペソ 26,000百万 カザフスタン・テンゲ 3,848百万 香港ドル 1,995百万 スイス・フラン]	0.00 ～ 42.12	(注) 4	2025年 ～ 2048年
合計	—	—	16,672,247	17,961,165 (5,672,534)	—	—	—

- (注) 1 当期末残高のうち1年以内償還予定の社債の金額を()内に付記している。
- 2 外国において発行された社債について外貨建てによる発行総額を[]内に付記している。
- 3 在外子会社トヨタ モーター クレジット(株)、トヨタ クレジット カナダ(株)、トヨタ ファイナンシャル サービス メキシコ(株)、トヨタ モーター ファイナンス(ネザールズ)(株)、トヨタファイナンシャルサービス カザフスタン(有)、トヨタ バンク ポーランド(株)、トヨタ ファイナンシャル サービス コリア(株)、トヨタ リーシング タイランド(株)、トヨタ キャピタル マレーシア(株)、トヨタ ファイナンシャル サービス フィリピン(株)、トヨタ ファイナンシャル サービス インディア(株)、トヨタ モーター ファイナンス チャイナ(有)、トヨタ ファイナンス オーストラリア(株)、トヨタ ファイナンス ニュージーランド(株)、トヨタ コンパニーア フィナンシェラ デ アルゼンチン(株)、バンコ トヨタ ブラジル(株)の発行しているものを集約している。
- 4 在外子会社が発行した有担保の普通社債26銘柄が含まれている。当該銘柄以外は無担保である。
- 5 連結決算日後5年以内における償還予定額は、次のとおりである。

(単位：百万円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
5,674,888	4,193,532	2,536,914	2,471,104	1,690,717

借入金等明細表

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,332,895	1,322,083	2.66	—
1年以内に返済予定の長期借入金	4,692,578	5,473,943	4.25	—
うち、1年以内に返済予定のノンリコース長期借入金	3,211,596	3,434,340	4.14	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	9,097,599	11,040,255	3.59	2027年～2038年
うち、ノンリコース長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,068,414	4,906,190	3.89	2027年～2031年
その他有利子負債 コマーシャルペーパー(1年以内返済予定)	3,912,302	4,359,204	3.15	—

(注) 1 平均利率は、当連結会計年度末における利率及び残高より加重平均した利率である。

2 長期借入金及びノンリコース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は、次の通りである。

(単位：百万円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	4,854,106	3,494,408	1,540,218	917,862
うち、ノンリコース 長期借入金	2,702,640	1,349,974	486,536	367,039

資産除去債務明細表

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略している。

(2) その他

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	2,289,181	4,764,460
税金等調整前 中間(当期)純利益 (百万円)	474,380	882,529
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	354,672	641,423
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	225,834.06	408,420.01

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)		
	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,613	23,997
売掛金	13,027	14,609
関係会社預け金	196,760	296,060
その他	1,987	4,568
流動資産合計	224,388	339,235
固定資産		
有形固定資産	172	164
無形固定資産	1,015	1,975
投資その他の資産		
投資有価証券	9,681	8,936
関係会社株式	338,683	355,580
関係会社出資金	260,178	279,497
関係会社長期預け金	110,000	110,000
その他	7,800	8,207
投資その他の資産合計	726,344	762,222
固定資産合計	727,532	764,362
資産合計	951,920	1,103,597

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,240	7,379
その他	4,802	5,009
流動負債合計	12,042	12,388
固定負債	827	870
負債合計	12,869	13,259
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,525	78,525
資本剰余金		
資本準備金	78,525	78,525
資本剰余金合計	78,525	78,525
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	781,495	932,960
利益剰余金合計	781,495	932,960
株主資本合計	938,545	1,090,010
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	504	328
評価・換算差額等合計	504	328
純資産合計	939,050	1,090,338
負債純資産合計	951,920	1,103,597

損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)		当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)	
売上高				
関係会社受取配当金		103,614		238,679
関係会社受取手数料		27,348		29,126
関係会社受取利息		—		6
その他		283		21
売上高合計		131,246		267,833
売上原価				
関係会社支払手数料		14,490		14,367
売上原価合計		14,490		14,367
売上総利益		116,755		253,465
販売費及び一般管理費	1	2	1	2
営業利益		99,829		234,889
営業外収益				
受取利息		1,056		1,553
受取手数料		351		465
投資有価証券売却益		—		337
受取配当金		365		278
関係会社株式売却益		—		194
その他		169		41
営業外収益合計		2	2	2,869
営業外費用				
為替差損		1,351		122
その他		3		3
営業外費用合計		1,355		125
経常利益		100,416		237,633
特別利益				
投資有価証券売却益		7,098		—
特別利益合計		7,098		—
特別損失				
関係会社出資金評価損		1,306		—
投資有価証券評価損		—		407
特別損失合計		1,306		407
税引前当期純利益		106,208		237,225
法人税、住民税及び事業税		6,713		6,502
法人税等調整額		335		82
法人税等合計		6,377		6,584
当期純利益		99,830		230,640

株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	78,525	78,525	816,929	973,979	7,295	981,274
当期変動額						
剰余金の配当			135,264	135,264		135,264
当期純利益			99,830	99,830		99,830
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					6,790	6,790
当期変動額合計	—	—	35,433	35,433	6,790	42,223
当期末残高	78,525	78,525	781,495	938,545	504	939,050

当事業年度(自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	78,525	78,525	781,495	938,545	504	939,050
当期変動額						
剰余金の配当			79,176	79,176		79,176
当期純利益			230,640	230,640		230,640
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					176	176
当期変動額合計	—	—	151,464	151,464	176	151,288
当期末残高	78,525	78,525	932,960	1,090,010	328	1,090,338

注記事項

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次の通りである。なお、全額が一般管理費に属するものである。

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
業務委託費用	11,130百万円	12,410百万円
従業員給与手当	1,859	1,929
減価償却費	128	360
賞与引当金繰入額	335	307
退職給付費用	128	120

- 2 関係会社との取引(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
業務委託費用	6,966百万円	7,005百万円
受取利息	1,050	1,553

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	—	—	—
(2) 関連会社株式	1,580	47,994	46,413
計	1,580	47,994	46,413

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	302,958
関連会社株式	34,144
計	337,102

当事業年度(2026年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	—	—	—
(2) 関連会社株式	1,580	44,268	42,687
計	1,580	44,268	42,687

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	当事業年度 (2026年3月31日)
子会社株式	319,857
関連会社株式	34,142
計	353,999

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 3月31日)	当事業年度 (2026年 3月31日)
繰延税金資産		
無形固定資産償却超過額	5,581百万円	5,574百万円
関係会社株式評価損	4,816	4,816
繰延資産償却超過額	1,534	1,424
投資有価証券評価損	507	635
関係会社出資金評価損	580	580
退職給付引当金	237	246
未払費用	232	241
未払事業税	140	157
賞与引当金	102	96
その他	44	49
繰延税金資産小計	13,777	13,823
評価性引当金	5,905	6,033
繰延税金資産合計	7,872	7,790
繰延税金負債		
連結法人間取引の譲渡益繰延	47	47
その他有価証券評価差額金	222	150
繰延税金負債合計	269	198
繰延税金資産(負債)の純額	7,602	7,592

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年 3月31日)	当事業年度 (2026年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	28.0	29.0
外国子会社等受取配当源泉税	3.3	1.1
評価性引当額の増減	0.3	0.1
その他	0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.0	2.8

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年 8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

4 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算している。この税率変更による影響は軽微である。

(重要な後発事象)

該当事項はない。

附属明細表
有価証券明細表

株式

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)ジェーシービー	231,900	8,116
		(株)トランザクション・メディア・ネットワークス	2,408,800	720
		その他(3銘柄)	266,629	100
		計	2,907,329	8,936

有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産	—	—	—	349	185	22	164
無形固定資産	—	—	—	2,462	486	337	1,975

(注) 有形固定資産、無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略している。

引当金明細表

重要性がないため記載を省略している。

(2) 主な資産及び負債の内容

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) その他

該当事項はない

第3 【指数等の情報】

該当事項なし

(訳文)

独立監査人の監査報告書

トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビービー 株主及び取締役会御中

年次報告書に含まれる、2026年3月31日に終了した事業年度の財務書類監査に関する報告

監査意見

私どもは、オランダ、アムステルダムを本社とする、トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビービーの2026年3月31日に終了した事業年度の添付の財務書類を監査した。

私どもは、財務書類が、欧州連合により採用されている国際財務報告基準(以下「EU-IFRS」という。)及びオランダ民法典第2編第9章に準拠して、トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビービーの2026年3月31日現在の財政状態並びに2026年3月31日に終了した事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローを真実かつ公正に表示しているものと認める。

財務書類は、以下のものから構成される。

- ・ 2026年3月31日現在の財政状態計算書
- ・ 2026年3月31日に終了した事業年度の次の計算書：包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書
- ・ 重要性がある会計方針の情報及びその他の情報により構成される注記

監査意見の基礎

私どもは、オランダの監査基準を含むオランダの法令に準拠して監査を行った。本法令及び基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する私どもの責任」のセクションに詳述されている。

私どもは、上場企業の財務書類監査に適用される、「監査法人監督法(Wet toezicht accountantsorganisaties)」(Wta)、独立性に関する規則である「職業会計士のための倫理規程(Verordening inzake de onafhankelijkheid van accountants bij assurance-opdrachten)」(Vi0)及びオランダにおいて関連するその他の独立性規則に基づき、トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビービー(以下「会社」という。)に対する独立性を保持している。

さらに、私どもは「オランダにおける職業会計士のための倫理規程(Verordening gedrags- en beroepsregels accountants)」(VGBA)を遵守している。

私どもは、私どもの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見の基礎となる情報

私どもは、財務書類全体に対する監査の観点から、また当該財務書類に対する監査意見を形成するにあたり、監査手続を立案した。以下に記載する監査意見の基礎となる情報及び監査上の留意事項は、この点を踏まえて対応されており、私どもは、当該事項に対して個別の意見又は結論を表明しない。

事業に対する私どもの理解

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイの主な活動は、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という。）グループの金融会社としての業務であり、債券の発行、借入及びコマーシャル・ペーパーを通じて、第三者である貸し手から資金調達を行い、当該資金をトヨタのグループ会社（以下「関係会社」という。）に貸付けている。トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイの主な収益は関連当事者に対する貸付金に係る受取利息である。

私どもは、監査において、会社の営業活動に起因する複数の領域に特に注意を払い、リスク評価を行った。

私どもは、不正又は誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、私どもの監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手するために、重要性を決定し、当該虚偽表示リスクを識別して評価した。

重要性

重要性	130百万ユーロ（2025年3月31日現在：130百万ユーロ）
適用したベンチマーク	2026年3月31日現在の総資産（流動資産及び非流動資産の合計）の0.5％（四捨五入）
説明	私どもは、会社の事業に対する私どもの理解、及び財務書類利用者が必要としている財務情報であるという私どもの認識に基づき、重要性を決定した。私どもは、総資産が収益源並びに会社発行の債券及びコマーシャル・ペーパーの所有者及びその他の貸し手への返済原資を反映していると考えた。私どもは、重要性は前事業年度と整合していると判断した。

私どもはまた、定性的理由から財務書類の利用者にとって重要であると私どもが判断した虚偽表示及び／又は虚偽表示の可能性についても考慮した。

私どもは取締役会と、監査において識別される6百万ユーロを超える虚偽表示及び当該金額より少額でも定性的理由から報告しなければならないと私どもが判断した虚偽表示について取締役会に報告することを合意した。

チーム編成及び専門家の利用

私どもは、上場金融会社の監査に必要とされる適切な技能と能力を有する監査チームを編成した。ヘッジ会計、移転価格、法人税、デリバティブの評価及び制裁の領域には専門家を関与させた。

不正及び法規制違反に対する私どもの焦点

私どもの責任

私どもは、不正又は法令違反の防止に対して責任を有しておらず、全ての法規制の違反を発見することを期待することはできないが、全体としての財務書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得ることは私どもの責任である。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な記録の省略、虚偽の陳述、又は内部統制の無効化が伴うためである。

不正リスクに関連した私どもの監査上の対応

私どもは、不正による財務書類の重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価した。監査の過程において、私どもは、会社及び会社の環境、並びに内部統制システムの構成要素について理解した。これらの構成要素には、リスク評価プロセス、取締役会による不正リスク対応及び内部統制システムのモニタリングに関するプロセス、並びにその結果が含まれる。

潜在的な不正リスクを考慮した、取締役会によるリスク評価については、取締役会報告書のリスク管理のセクションを参照している。

私どもは、内部統制システムの整備状況及び関連する側面並びに特に不正リスク評価に加え、トヨタファイナンシャルサービス株式会社グループの行動規範及び内部通報手続について評価した。私どもは、不正リスクを軽減するために整備された内部統制の整備状況と運用状況について評価した。

私どもは、不正リスクを識別するプロセスの一環として、不正な財務報告及び資産の不正流用に関して不正リスク要因を評価した。また、これらの要因が不正による重要な虚偽表示のリスクが存在していることを示しているのかも評価した。

私どもの監査には、予測不能性の要素を織り込んだ。また、その他の監査手続の結果も考慮し、検出事項があった場合には、それが不正又は法令違反の兆候を示しているかどうかを評価した。

経営者による内部統制の無効化に関連したリスクは全ての組織に存在するため、私どもはこのリスクに対応し、収益認識において推定される不正リスクについて、以下のとおり検討した。

- ・ 経営者による内部統制の無効化に関連したリスクに関して、私どもは、とりわけ、財務書類注記3「重要な会計上の見積り及び判断」に開示されているとおり、特に主観的な測定及び複雑な取引に関連するものを中心に、会社による会計方針の選択及び適用が、不正な財務報告を示唆する可能性があるか否かを評価する手続を行った。さらに、私どもは、データ分析を使用して財務報告プロセスにおいて行われたリスクの高い仕訳及びその他の修正を特定して対応した。私どもは、重要な例外的取引及び関連当事者との取引におけるビジネス上の合理性（又はその欠如）を評価した。また、関連当事者との取引が独立当事者間原則に基づき会計処理されているか否か、及び移転価格文書に従って会計処理されているか否かを評価した。また、「関係会社に対する貸付金の評価」に関連する私どもの監査上の主要な検討事項に記載されているとおり、私どもは、この引当金の決定における判断及び仮定が、不正による重要な虚偽表示のリスクを示している可能性のある経営者の偏向を示しているかどうかを具体的に検討した。
- ・ 収益認識において推定される不正リスクに関して、私どもは、私どものリスク評価手続に基づき、このリスクがマイクロ公正価値ヘッジの（非）有効性の判断及び会社による関連する結果の認識に存在すると評価した。私どもは、会社のヘッジに係る会計方針及び文書、並びにヘッジの有効性評価を含むヘッジ会計プロセスを理解するために、内部統制の運用状況の評価した。私どもの監査では、ヘッジ文書がEU-IFRSの要件を満たしているかどうかをサンプルベースでテストした。最後に、私どもは経営者による内部統制の無効化を示す検出事項があるか検討したが、私どもの手続に基づきそのような検出事項は確認されなかった。

私どもは利用可能な情報を検討し、関連する経営幹部及び会社の取締役会への質問を行った。

私どもが識別した不正リスク、質問及びその他の利用可能な情報に、財務書類の表示に重要な影響を及ぼす可能性のある不正又は不正の疑いを示す具体的な兆候はなかった。

法規制違反のリスクに関連した私どもの監査上の対応

私どもは、財務書類における重要な金額及び開示の判断に直接的な影響を及ぼす法規制の規定の遵守に関して、適切な監査手続を実施した。さらに、私どもは、取締役会との討議、議事録の閲覧、並びに実証手続において実施した取引種類、勘定残高及び開示に関する詳細テストを通じて、私どもの一般的な業界経験から、財務書類に重要な影響を与えることが合理的に見込まれる法規制違反のリスクに関連した要因を評価した。

また、私どもは、弁護士の書簡及び規制当局とのやり取りを査閲し、監査の過程を通じて、違反（又は違反の疑い）の兆候がないか、特に現行の制裁法の遵守に関して注視し続けた。最後に、私どもは、法規制違反の既知の事例は全て、私どもに開示されていると記された経営者確認書を入手した。

継続企業の前提に関連した監査上の対応

財務書類注記2の「継続企業」のセクションで開示されているとおり、財務書類は継続企業の前提に基づいて作成されている。財務書類の作成時に、取締役会は、予測可能な将来における会社の継続企業としての存続能力及び業務継続能力を具体的に評価した。

この具体的な評価について、私どもは、職業的専門家としての判断を行使し、職業的懐疑心を保持しながら、取締役会と討議し、評価した。私どもは、財務書類監査又はその他の方法により得た知識及び理解に基づき、取締役会による継続企業の前提の評価に、クレジット・サポート・アグリーメント及びトヨタ・グループの財政状態に関する考慮も含め、会社の継続企業としての能力に重要な疑義を生じさせるような関連する事象又は状況の全てが含まれているかどうかを検討した。私どもが重要な不確実性が認められると結論付ける場合は、私ども監査人の監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関するそれらの開示が適切でない場合は、私どもの監査意見において除外事項付意見を表明することが求められている。

私どもが実施した手続きに基づき、継続企業の前提、又は取締役会が継続企業の前提に基づいて財務書類を作成することに関して重要な不確実性は識別されなかった。私どもの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象や状況により、会社は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、財務書類監査において、私ども職業的専門家としての判断により特に重要であると決定された事項をいう。私どもは取締役会に監査上の主要な検討事項を報告した。監査上の主要な検討事項は、全ての討議内容を総合的に反映したものではない。

前年と比較して、私どもの監査上の主要な検討事項に変更はなかった。

関係会社に対する貸付金の評価	
リスク	会社は、関係会社が債務不履行に陥るリスクにさらされている。関係会社に対する貸付金（長期及び短期）は、会社の流動資産及び非流動資産の最も重要な部分を占めているため、債務不履行が生じた場合は、会社の財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性がある。 私どもは、関係会社に対する貸付金の評価及び予想信用損失の決定が、重要な判断を伴う領域であり、会社がその債務を履行し、継続企業として存続する能力を決定するものであることから、監査上の主要な検討事項であると判断している。私どもはまた、予想信用損失に関する会計方針の経営者による選択及び適用を含む経営者による内部統制の無効化に関連する監査上のリスクも考慮に入れている。これは、不正な財務報告を示唆する可能性があるためである。 関係会社に対する貸付金に係る予想信用損失の評価に関する会計方針及び手続について取締役会が開示している、財務書類注記2「重要な会計方針の要約」、並びに財務書類注記14「関係会社に対する貸付金」を参照のこと。

私どもの監査アプローチ	私どもの監査アプローチには、特に、IFRS第9号「金融商品」に基づく予想信用損失の認識に関連する会社の会計方針の適切性を評価することが含まれている。私どもは、見積りを行うために適用される会計方針及び手法が、一貫性をもって適用されているかどうかを評価した。私どもはまた、私どもの財務書類監査に関連する限りにおいて、見積りプロセスの基礎となるプロセスに係る内部統制の整備状況を評価した。 私どもは、ステージ1、ステージ2（信用リスクの著しい増大）又はステージ3（客観的な減損の兆候）への正しいステージ決定について以下の実証手続を実施した。 ・ 前年度の会計上の見積りとその後の再見積りの結果をレビューし、主要な仮定について感応度分析を実施する。 ・ 財務能力を評価し、関係会社が年間を通じて、及び本報告書日までに、会社に対する金融債務を履行していることを判断する。 ・ 制裁規制の影響を受ける、ロシア向け貸付金残高に関する予想信用損失の識別及び測定に関する内部評価を批判的に検証する。 ・ さらに、私どもは、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」という。）の2026年度法定財務諸表を通読し、トヨタ自動車の財政状態及び外部信用格付けを評価すると共に、関連する開示を考慮した。 ・ 最後に、私どもは、信用リスクの潜在的な増大を識別するために、会社及びトヨタ自動車が発行する債券の公正価値評価を査閲した。 私どもは、予想信用損失引当金の正しい計算に関して、以下の実証手続を実施した。 ・ 関係会社への貸付金に係る予想信用損失の決定に使用された会社のデータ、仮定及び手法に関する私どもの理解を確認する。 ・ 予想信用損失を再計算し、モデルの主要な仮定、すなわち、デフォルト確率及びデフォルト時損失率を批判的に検証する。 私どもはまた、IFRS第7号「金融商品：開示」の関連する条項及び適用指針に照らして、関連する開示の正確性及び網羅性を評価した。
主な所見	実施した手続の結果、私どもは、関係会社に対する貸付金の評価は合理的であり、EU-IFRSに準拠した関連する開示と一致していると考えている。

SBR規制技術基準（XBRLマークアップを含む）への準拠（未監査）

私どもは、SBRドメインの商業登記に関する規制技術基準（XBRL（eXtensible Business Reporting Language）マークアップを含む。）の要求事項への準拠については検証しておらず、したがって、これについて意見を表明するものではない。

年次報告書に含まれる、その他の記載内容に関する報告

年次報告書には、財務書類及び当該財務書類に関する私ども監査人の監査報告書に加え、その他の記載内容が含まれている。

後述の手続の実施により、私どもはその他の記載内容について以下のとおり結論付ける。

- ・財務書類と整合しており、重要な虚偽表示は含まれない。
- ・オランダ民法典第2編第9章に規定される経営者報告書及びその他の記載内容に関して、オランダ民法典第2編第9章により求められる記載内容が含まれている。

私どもはその他の記載内容を通読した。私どもは、財務書類監査又はその他の方法により得た知識及び理解に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示が含まれているかどうかを検討した。これらの手続の実施により、私どもはオランダ民法典第2編第9章の規定及びオランダの基準第720号の規定を遵守している。実施した手続の範囲は、私どもの財務書類監査において実施した手続の範囲よりも大幅に小さい。

取締役会は、オランダ民法典第2編第9章に基づく経営者報告書、及びオランダ民法典第2編第9章により求められるその他の記載内容を含む、その他の記載内容について作成責任を負う。

財務書類に関する責任の説明

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、EU-IFRS及びオランダ民法典第2編第9章に準拠して財務書類を作成し適正に表示する責任を有している。さらに、取締役会は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役会が必要と判断した内部統制について責任を有している。

財務書類を作成するにあたり、取締役会は、会社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価する責任を有している。上述の財務報告の枠組みに基づいて、取締役会が会社の清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、取締役会は継続企業の前提に基づいて財務書類を作成しなければならない。取締役会は、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について財務書類で開示しなければならない。

財務書類監査に対する私どもの責任

私どもの目的は、私どもの意見表明のために十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査業務を計画し、実施することである。

私どもの監査は、絶対的水準ではないが、高い水準の保証を得て実施されている。これは、私どもが監査中に不正又は誤謬による全ての重要な虚偽表示を検出することはできない可能性があることを意味している。

虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計して、当該財務書類の利用者の経済的な意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。重要性は、監査手続の種類、時期及び範囲、並びに識別された虚偽表示が私どもの監査意見に及ぼす影響の評価に影響を与える。

私どもは、オランダの監査基準、職業倫理に関する規定及び独立性に関する規定に準拠して、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行使し、職業的懐疑心を保持した。上述の「監査意見の基礎となる情報」のセクションには、私どもの責任及び監査意見の基礎として実施した作業について有用な要約が含まれている。

さらに、私どもの監査においては特に、以下の手続が行われた。

- ・識別されたリスクに対応した監査手続を実施し、私どもの監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することを目的とするものではない。
- ・取締役会が採用した会計方針の適切性、並びに取締役会によって行われた会計上の見積り及び関連する開示の合理性を評価する。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成及び内容について評価する。
- ・財務書類が基礎となる取引や事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

コミュニケーション

私どもは、取締役会に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、及び監査の過程で識別した内部統制の重要な発見事項を含む監査上の重要な発見事項について報告を行う。

私どもは取締役会に対して、独立性について対象となる職業倫理に関する規定を遵守している旨の文書を提供し、また、独立性に影響を与えると合理的に考えられる全ての関係及びその他の事項、並びに該当する場合は、関連する措置（セーフガード）について報告を行う。

私どもは、取締役会に報告した事項から、監査上の主要な検討事項を決定する。監査上の主要な検討事項は、財務書類監査において特に重要であった事項である。私どもは、これらの事項を私どもの監査報告書において記載するが、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて稀な場合はあるが、報告しないことが公共の利益となる場合は、当該事項を記載しない。

その他の法規制上の要求事項に関する報告

任命

私どもは、2018年3月31日に終了した事業年度の監査に関して、2017年6月26日に取締役会によりトヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビービーの監査人として任命され、当該事業年度以降、法定監査人を務めている。

アムステルダム、2026年6月25日

イーワイ・アカウンタンツ・ビーヴィー

（署名）P.J.A.J. ナイセン

（ ）上記は、英語で作成された監査報告書の訳文として記載されたものです。訳文においては原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent auditor's report

To: the shareholder and the board of management of Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V.

Report on the audit of the financial statements for the year ended 31 March 2026 included in the annual report

Our opinion

We have audited the accompanying financial statements for the year ended 31 March 2026 of Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V. based in Amsterdam, the Netherlands.

In our opinion the financial statements give a true and fair view of the financial position of Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V. as at 31 March 2026 and of its result and its cash flows for the year ended 31 March 2026 in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted in the European Union (EU-IFRSs) and with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

The financial statements comprise:

- The statement of financial position as at 31 March 2026
- The following statements for the year ended 31 March 2026: the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows
- The notes comprising material accounting policy information and other explanatory information

Basis for our opinion

We conducted our audit in accordance with Dutch law, including the Dutch Standards on Auditing.

Our responsibilities under those standards are further described in the Our responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We are independent of Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V. (the company) in accordance with the Wet toezicht accountantsorganisaties (Wta, Audit firms supervision act), the Verordening inzake de onafhankelijkheid van accountants bij assurance-opdrachten (ViO, Code of Ethics for Professional Accountants, a regulation with respect to independence) and other relevant independence regulations in the Netherlands, as applicable to audits of financial statements of publicly traded entities.

Furthermore, we have complied with the Verordening gedrags- en beroepsregels accountants (VGBA, Dutch Code of Ethics for Professional Accountants).

We believe the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information in support of our opinion

We designed our audit procedures in the context of our audit of the financial statements as a whole and in forming our opinion thereon. The following information in support of our opinion and any findings were addressed in this context, and we do not provide a separate opinion or conclusion on these matters.

Our understanding of the business

The main activity of Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V. is to operate as a financing company of the Toyota Motor Corporation (Toyota) group, raising funds from third party lenders through bond issuance, loans and commercial paper and subsequently lending such funds to Toyota Group companies (related companies). The main income of Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V. is the interest income on loans to related parties.

We paid specific attention in our audit to a number of areas driven by the operations of the company and our risk assessment.

We determined materiality and identified and assessed the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error in order to design audit procedures responsive to those risks and to obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Materiality

Materiality	€130 million (31 March 2025: €130 million)
Benchmark applied	0.5% (rounded) of total assets (total current assets and non-current assets) as at 31 March 2026
Explanation	We determined materiality based on our understanding of the company's business and our perception of the financial information needs of users of the financial statements. We considered that total assets reflects the source of income and repayments to the holders of the notes and the commercial paper issued by the company and other lenders. We determined materiality consistent with prior financial year.

We have also taken into account misstatements and/or possible misstatements that in our opinion are material for the users of the financial statements for qualitative reasons.

We agreed with the board of management that misstatements in excess of €6 million, which are identified during the audit, would be reported to them, as well as smaller misstatements that in our view must be reported on qualitative grounds.

Teaming and use of specialists

We ensured that the audit team included the appropriate skills and competences which are needed for the audit of a listed finance company. We involved specialists in the areas of hedge accounting, transfer pricing, income tax, valuation of derivatives and sanctions.

Our focus on fraud and non-compliance with laws and regulations

Our responsibility

Although we are not responsible for preventing fraud or non-compliance and we cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations, it is our responsibility to obtain reasonable assurance that the financial statements, taken as a whole, are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Our audit response related to fraud risks

We identified and assessed the risks of material misstatements of the financial statements due to fraud. During our audit we obtained an understanding of the company and its environment and the components of the system of internal control, including the risk assessment process and the board of management's process for responding to the risks of fraud and monitoring the system of internal control, as well as the outcomes.

We refer to the Risk management section of the board of management report for the board's risk assessment after consideration of potential fraud risks.

We evaluated the design and relevant aspects of the system of internal control and in particular the fraud risk assessment, as well as the Toyota Financial Services group code of conduct and whistle blower procedures. We evaluated the design and the implementation of internal controls designed to mitigate fraud risks.

As part of our process of identifying fraud risks, we evaluated fraud risk factors with respect to financial reporting fraud and misappropriation of assets. We evaluated whether these factors indicate that a risk of material misstatement due to fraud is present.

We incorporated elements of unpredictability in our audit. We also considered the outcome of our other audit procedures and evaluated whether any findings were indicative of fraud or non-compliance.

We addressed the risks related to management override of controls, as this risk is present in all organizations, and we considered the presumed risk of fraud in revenue recognition:

- For the risks related to management override of controls, we have, among other things, performed procedures to evaluate whether the selection and application of accounting policies by the company, particularly those relating to subjective measurements and complex transactions, as disclosed in Note 3 "Critical accounting estimates and judgements" to the financial statements, may be indicative to fraudulent financial reporting. Furthermore, we have also used data analysis to identify and address high-risk journal entries and other adjustments made in the financial reporting process.

We evaluated the business rationale (or the lack thereof) of significant extraordinary transactions and transactions with related parties. We also evaluated whether transactions with related parties were accounted for at-arm's length and in accordance with transfer pricing documentation. Additionally, as described in our key audit matter related to the Valuation of loans issued to related companies, we specifically considered whether the judgments and assumptions in the determination of this allowance indicate a management bias that may represent a risk of material misstatement due to fraud.

- With regards to the presumed risk of fraud in revenue recognition, based on our risk assessment procedures, we evaluated that this risk is present in the determination of the micro fair value hedge (in)effectiveness and the recognition of the related result by the company. We evaluated the implementation of controls to obtain an understanding of the company's hedge accounting policy and documentation, as well as the hedge accounting process including the assessment of hedge effectiveness. In our audit we have tested, on a sample basis, whether the hedge documentation meets the EU-IFRSs requirements. Finally, we considered any findings indicating of management override which we did not find based on our procedures.

We considered available information and made enquiries of relevant executives and the board of management of the company.

The fraud risks we identified, enquiries and other available information did not lead to specific indications for fraud or suspected fraud potentially materially impacting the view of the financial statements.

Our audit response related to risks of non-compliance with laws and regulations

We performed appropriate audit procedures regarding compliance with the provisions of those laws and regulations that have a direct effect on the determination of material amounts and disclosures in the financial statements. Furthermore, we assessed factors related to the risks of non-compliance with laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general industry experience, through discussions with board of management, reading minutes, and performing substantive tests of details of classes of transactions, account balances or disclosures.

We also inspected lawyers' letters and correspondence with regulatory authorities and remained alert to any indication of (suspected) non-compliance throughout the audit, among others, relating to compliance with current sanctions legislation. Finally, we obtained written representations that all known instances of non-compliance with laws and regulations have been disclosed to us.

Our audit response related to going concern

As disclosed in section Going concern in Note 2 to the financial statements, the financial statements have been prepared on a going concern basis. When preparing the financial statements, the board of management made a specific assessment of the company's ability to continue as a going concern and to continue its operations for the foreseeable future.

We discussed and evaluated the specific assessment with the board of management exercising professional judgment and maintaining professional skepticism. We considered whether the board of management's going concern assessment, based on our knowledge and understanding obtained through our audit of the financial statements or otherwise, contains all relevant events or conditions that may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern, including considerations relating to the Credit Support Agreements and the financial position of Toyota Group. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion.

Based on our procedures performed, we did not identify material uncertainties about going concern or the board of management's use of the going concern basis of accounting. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause a company to cease to continue as a going concern.

Our key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the financial statements. We have communicated the key audit matter to the board of management. The key audit matter is not a comprehensive reflection of all matters discussed.

In comparison with previous year, our key audit matter did not change.

Valuation of loans issued to related companies

Risk

The company is exposed to the risk that related companies default on meeting their obligations. As loans issued to the related companies (long-term and short-term) represent the most significant portion of the company's current and non-current assets, a default may have a material impact on the company's financial position and results.

We consider the valuation of the loans issued to related companies and determination of the expected credit losses a key audit matter because this is an area that involves significant judgment and determines the ability of the company to fulfil its obligations and to continue as a going concern. We have also taken into account the risks related to management override of controls, including management's selection and application of accounting policies for expected credit losses as this may be indicative to fraudulent financial reporting.

We refer to Note 2 Summary of significant accounting policies, where the board of management disclosed the policies and procedures in respect of the expected credit loss assessment on loans issued to related companies as well as Note 14 Loans to the related companies of the financial statements.

Our audit approach

Our audit procedures included, amongst others, evaluating the appropriateness of the company's accounting policies related to recognition of expected credit losses in accordance with IFRS 9 Financial Instruments. We evaluated whether the accounting policies and methods applied for making estimates have been applied consistently. We also evaluated the design of internal controls of the processes underlying the estimation process insofar relevant to our audit of the financial statements.

We have performed the following substantive procedures with respect to the correct staging to stage 1, stage 2 (significant increase in credit risk) or stage 3 (objective indications of impairment):

- Reviewing the outcome of the previous accounting estimate and the subsequent re-estimation and performing sensitivity analyses on the key assumptions
- Evaluating the financial ability and determining that the related companies have met their financial obligations towards the company throughout the year and up to the date of this report and
- Challenging the internal assessment of identification and measurement of expected credit losses for outstanding loans to Russia as influenced by sanction regulations
- Furthermore, we read the 2026 statutory financial statements of Toyota Motor Corporation (TMC), evaluating the financial position of TMC and its external credit and considering the relevant disclosures made.
- Finally, we inspected the fair valuation of notes issued by the company and TMC to identify potential increased credit risk.

Valuation of loans issued to related companies

	We have performed the following substantive procedures with respect to the correct calculation of the allowance for expected credit losses: • Confirming our understanding of the company's data, assumptions and method used to determine the expected credit losses on the loans to related companies • Recalculating the expected credit losses and challenging the key assumptions in the model, i.e. the probability of default and loss given default rates We also evaluated the accuracy and completeness of the relevant disclosures in accordance with the relevant paragraphs and application guidance of IFRS 7: Financial instruments: disclosures.
Key observations	Based on procedures performed, we consider the valuation of loans issued to related companies to be reasonable and concur with the related disclosures in accordance with EU-IFRSs.

Compliance with SBR Regulatory Technical Standard, including XBRL mark-ups, unaudited

We did not examine the compliance with the requirements of the Regulatory Technical Standard of the SBR domain Trade Register (including the applied eXtensible Business Reporting Language (XBRL) mark-ups) and, accordingly, do not express an opinion thereon.

Report on other information included in the annual report

The annual report contains other information in addition to the financial statements and our auditor's report thereon.

Based on the following procedures performed, we conclude that the other information:

- Is consistent with the financial statements and does not contain material misstatements
- Contains the information as required by Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code for the management report and the other information as required by Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code

We have read the other information. Based on our knowledge and understanding obtained through our audit of the financial statements or otherwise, we have considered whether the other information contains material misstatements. By performing these procedures, we comply with the requirements of Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code and the Dutch Standard 720. The scope of the procedures performed is substantially less than the scope of those performed in our audit of the financial statements.

The board of management is responsible for the preparation of the other information, including the management report in accordance with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code and other information required by Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code.

Description of responsibilities regarding the financial statements

Responsibilities of the board of management for the financial statements

The board of management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with EU-IFRSs and Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code. Furthermore, the board of management is responsible for such internal control as the board of management determines is necessary to enable the preparation of the financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

As part of the preparation of the financial statements, the board of management is responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern. Based on the financial reporting framework mentioned, the board of management should prepare the financial statements using the going concern basis of accounting unless the board of management either intends to liquidate the company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so. The board of management should disclose events and circumstances that may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern in the financial statements.

Our responsibilities for the audit of the financial statements

Our objective is to plan and perform the audit engagement in a manner that allows us to obtain sufficient and appropriate audit evidence for our opinion.

Our audit has been performed with a high, but not absolute, level of assurance, which means we may not detect all material misstatements, whether due to fraud or error during our audit.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. The materiality affects the nature, timing and extent of our audit procedures and the evaluation of the effect of identified misstatements on our opinion.

We have exercised professional judgment and have maintained professional skepticism throughout the audit, in accordance with Dutch Standards on Auditing, ethical requirements and independence requirements. The Information in support of our opinion section above includes an informative summary of our responsibilities and the work performed as the basis for our opinion.

Our audit further included among others:

- Performing audit procedures responsive to the risks identified, and obtaining audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion
- Obtaining an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the company's internal control
- Evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the board of management
- Evaluating the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures
- Evaluating whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation

Communication

We communicate with the board of management regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant findings in internal control that we identify during our audit.

We provide the board of management with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and to communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

From the matters communicated with the board of management, we determine the key audit matters: those matters that were of most significance in the audit of the financial statements. We describe these matters in our auditor's report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter or when, in extremely rare circumstances, not communicating the matter is in the public interest.

Report on other legal and regulatory requirements

Engagement

We were engaged by the board of management as auditor of Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V. on 26 June 2017, as of the audit for the year ended 31 March 2018 and have operated as statutory auditor ever since that financial year.

Amsterdam, 25 June 2026

EY Accountants B.V.

signed by P.J.A.J. Nijssen

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。